

第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について

平成26年12月

中央環境審議会

第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について

【目 次】

I	はじめに	1
II	第四次環境基本計画の点検の具体的な進め方について	2
III	重点点検分野等の点検	3
(事象横断的な重点分野)		
1.	経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進	3
重点検討項目：経済・社会のグリーン化		3
2.	国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進	17
重点検討項目①：「グリーン経済」を念頭においた国際協力及び重点地域における取組		17
重点検討項目②：民間資金や多国間資金の積極的活用		28
3.	持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進	40
重点検討項目①：国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進		40
重点検討項目②：環境配慮の促進のための環境影響評価制度の充実・強化		50
(事象面で分けた重点分野)		
4.	地球温暖化に関する取組	58
重点検討項目①：国内における温室効果ガス削減の取組		58
重点検討項目②：国際的な地球温暖化対策への貢献		74
5.	生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組	80
重点検討項目①：生物多様性の主流化に向けた取組の強化		80
重点検討項目②：生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理と生態系サービスの利用		99
6.	物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組	118
重点検討項目①：循環分野における環境産業の育成		118
重点検討項目②：国際的な取組の推進		124
7.	包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組	131
重点検討項目①：科学的なリスク評価の推進等		131
重点検討項目②：ライフサイクル全体のリスクの削減		154
(汚染回復等)		
8.	放射性物質による環境汚染からの回復等	176
重点検討項目：放射性物質による環境汚染からの回復等		176
IV	その他	192
1.	各府省等における環境配慮の方針に係る取組状況	192
2.	国民及び地方公共団体に対するアンケート調査結果の概要	202
3.	環境情報戦略に基づく施策のフォローアップ調査の結果	211

I はじめに

中央環境審議会においては、第四次環境基本計画（平成 24 年 4 月閣議決定）の着実な実行を確保するため、毎年、国民各界各層の意見も聴きながら、同計画に基づく施策の進捗状況などの点検を実施することとしている。

今回の点検は、第四次環境基本計画についての第 2 回目の点検として行うものであり、同計画で取り上げている 9 つの重点分野のうち、事象横断的な重点分野として、「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」及び「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」の 3 分野、並びに事象面で分けた重点分野として、「地球温暖化に関する取組」、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」及び「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」の 4 分野を重点点検分野とともに、「放射性物質による環境汚染からの回復等」についても点検の対象とした。

今回の点検は、これらの分野を中心に平成 24 年 4 月の第四次環境基本計画の策定からこれまでに取り組まれた施策について、関係府省の自主的な点検結果を踏まえて行った。

点検に当たっては、各重点分野等に掲げたそれぞれの指標や、環境基本計画の進捗状況について全体的な傾向を明らかにし、環境の状況、取組の状況等を総体的に表す指標（総合的環境指標）を活用した。

第四次環境基本計画の策定以降の環境保全に関する取組状況については、概ね進捗をしていることを確認した。一方で、各分野において諸課題が残存している状況であることも踏まえ、これらの課題を解決するための今後の関係者の取組の改善の在り方について幾つかの指摘を行った。関係者はこれらの指摘を踏まえ、更なる取組を進めていくことを期待する。

第四次環境基本計画では、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会の実現を目指として掲げている。また、中央環境審議会は、本年 7 月に「低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる社会の構築～環境・生命文明社会の創造～」と題する意見具申を行い、第四次環境基本計画に示された「低炭素・循環・自然共生政策の統合」をより具体化するとともに今後の環境政策の方向性を明らかにした。関係者は、分野や組織にとらわれることなく、これまで以上に連携協力をを行い、環境基本計画に示された目標の実現に向けて取組を進めることが重要であり、その際には上記意見具申の趣旨をも踏まえた取組がなされることが期待されるものである。

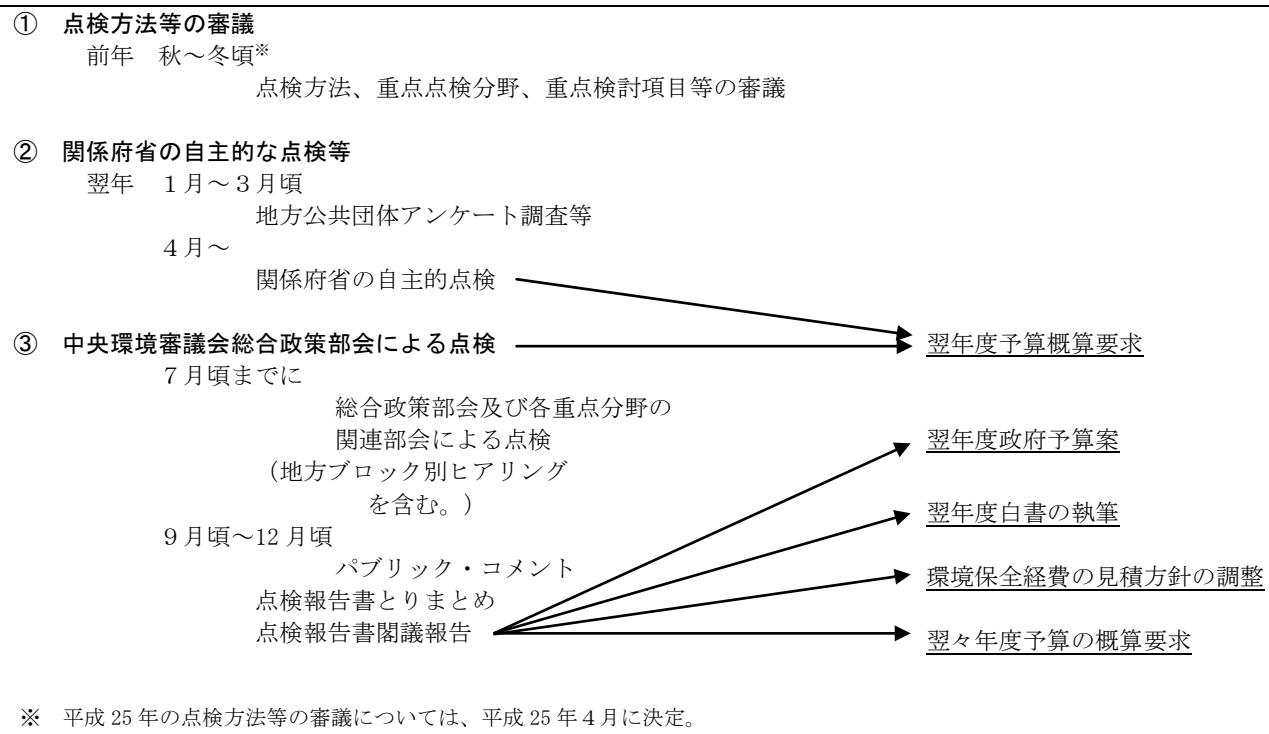
この結果が社会に広く提供され、国民の環境行政への理解の一助になるとともに、関係者の取組の改善や後押しになることを期待する。

II 第四次環境基本計画の点検の具体的な進め方について

1. 毎年の点検の流れ

第四次環境基本計画の点検は、下記の手順で行う。

(初年の平成24年は点検準備、最終年の平成29年は計画の見直しを実施する。)



2. 重点点検分野並びに「復旧・復興」及び「汚染回復等」

効果的に点検を実施するため、9つの重点分野及び「復旧・復興」、「汚染回復等」の分野から重点的に点検を行う分野を重点点検分野として選定し、特に焦点を当てて審議を行う重点検討項目を設定している。

重点分野名等	H25	H26	H27	H28
①経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進				
②国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進	○	○	○	○
③持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進				
④地球温暖化に関する取組		○		○
⑤生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組		○		○
⑥物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組		○		○
⑦水環境保全に関する取組	○		○	
⑧大気環境保全に関する取組	○		○	
⑨包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組		○		○
「復旧・復興」	○		○	
「汚染回復等」		○		○

III 重点点検分野等の点検

1. 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

重点検討項目：経済・社会のグリーン化

環境と経済・社会の関わりが一層広く深いものになり、経済活動における環境保全を織り込んだ取組が環境保全上のみならず経済活動自体のためにも重要であることが明確化してきたことを踏まえ、環境と経済を統合的に捉えた取組を進める必要がある。

このため、経済活動のあらゆる場面において環境への配慮を織り込む取組を一層進めていくなど、経済との関係を意識した環境政策を進めていくことが重要である。

特に、環境教育や消費者教育における環境配慮型商品等の消費選択の促進に加え、経済的インセンティブの付与によって各経済主体が商品の製造及び選択等に際して環境配慮行動を選択することの促進や、我が国の強みである環境技術・製品の海外展開は世界全体の環境保全と我が国の成長・雇用両面に寄与することから、必要な支援等を行うことが重要である。

このような観点から、以下の a) から c) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 環境配慮型の商品・サービスに関する情報の的確な提供の取組
- b) 各経済主体が環境に配慮して商品の製造及び選択等を行うための税制のグリーン化等の経済的インセンティブの付与を含めた環境配慮行動促進のための取組
- c) 我が国企業の環境対策技術・製品の国際展開を支援するための規格・基準の国際調和や貿易投資の自由化に関する取組

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

グリーン化がより一層進められた経済・社会において、各主体の活動が環境負荷を出来る限り削減した持続可能なものとなるためには、環境配慮を実施している事業者が便益を享受できる基盤の整備をさらに進める必要がある。

(2) 現状と取組状況

国は、環境の価値が市場において適切に評価されるよう政策を企画立案・実施し、市場では供給されない公共的な財やサービスを安定に供給することが必要である。具体的には、ルールの設定、科学的知見や基礎的な技術の基盤の整備、政府調達などにおけるモデル的取組の実施、事業者としての率先実行、各主体間の調整・連携促進といった役割を果たし、各主体の市場での取組を支援することが必要である。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

a) 環境配慮型の商品・サービスに関する情報の的確な提供の取組

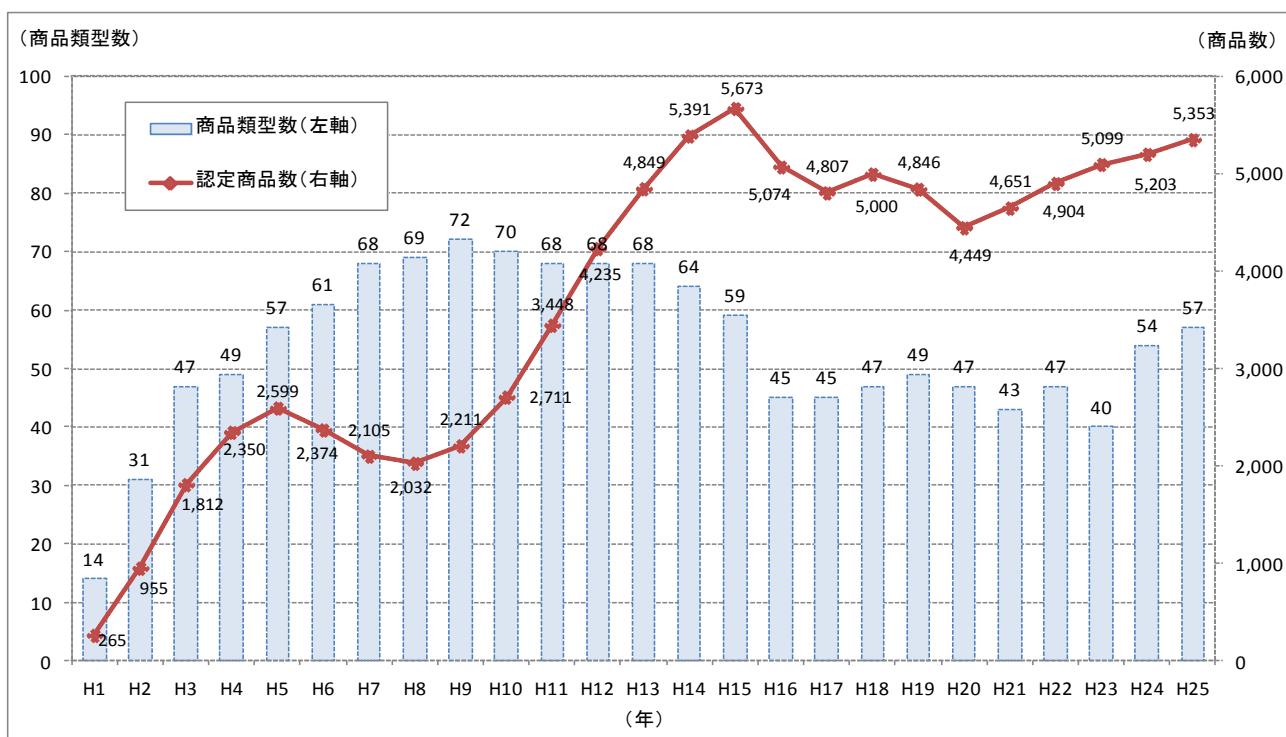
現状

環境ラベルの一つであるエコマーク製品の認定商品数等は、一度は減少したもの、近年再度増加傾向にある（図表III－1－1）。このような製品・サービスの環境負荷に関する情報についての国民の満足度は、横ばい傾向にあったが、平成24年度から平成25年度にかけて増加し、平成25年度では満足している人の割合は約3割である（図表III－1－2）。

また、エコマーク等の各種環境ラベルの認知度は総じて低いが、エコマーク、低排出車認定については、意味をおおよそでも知っている人が5割を超えている（図表III－1－3）。

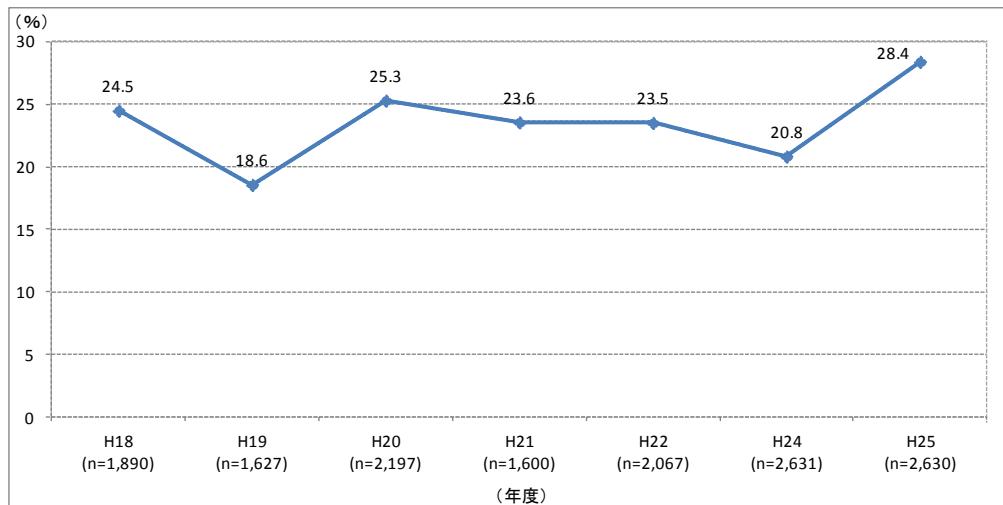
このほか、環境配慮型の商品・サービスに関する情報を示す取組の一つである「環境報告書を作成・公表している企業の割合」は、年々増加傾向にある（図表III－1－4）。

図表III－1－1. エコマーク商品類型数及び認定商品数



出典) 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局ウェブサイト「事務局について・沿革」
(<http://www.ecomark.jp/office/history/>) より作成

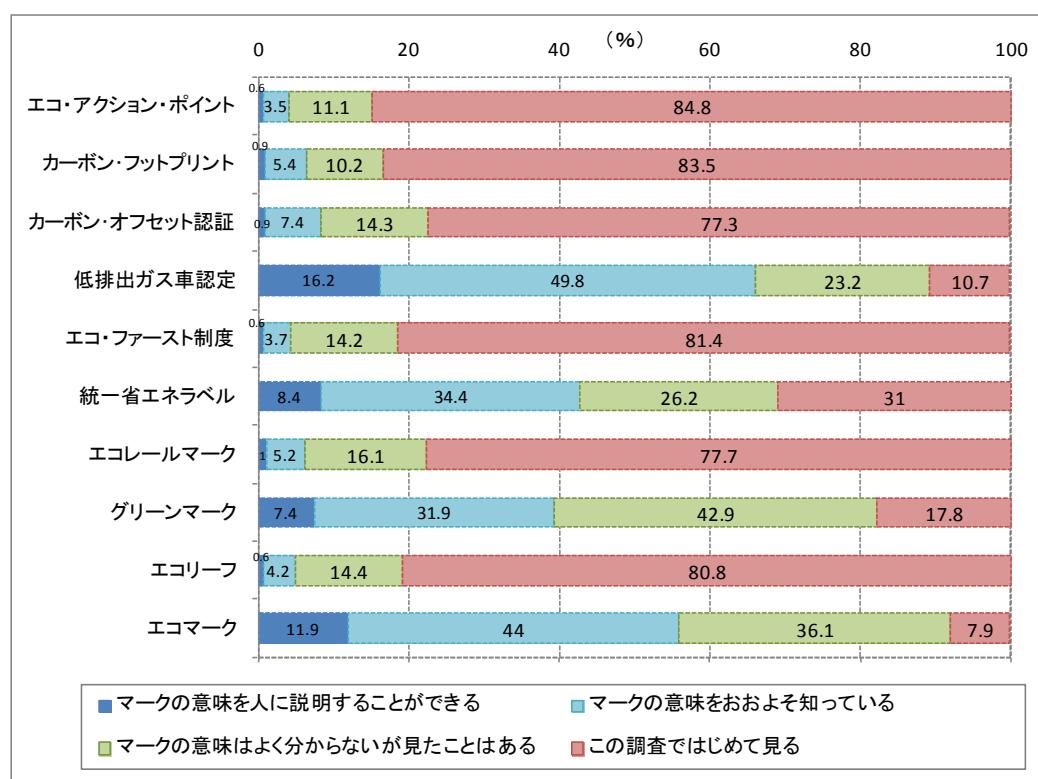
図表III－1－2. 購入する製品・サービスの環境負荷に関する情報についての満足度



注 「購入する製品・サービスの環境負荷に関する情報についての満足度」は、「十分満足している」又は「まあ満足している」と回答した人の割合である。

出典) 環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」より作成

図表III－1－3. 各種環境ラベルの認知度



注1 「各種環境ラベルの認知度」は、「グリーン・マーケット+（プラス）研究会」で実施した、全国の20歳以上70歳未満の男女を対象としたインターネットアンケート調査の結果である。

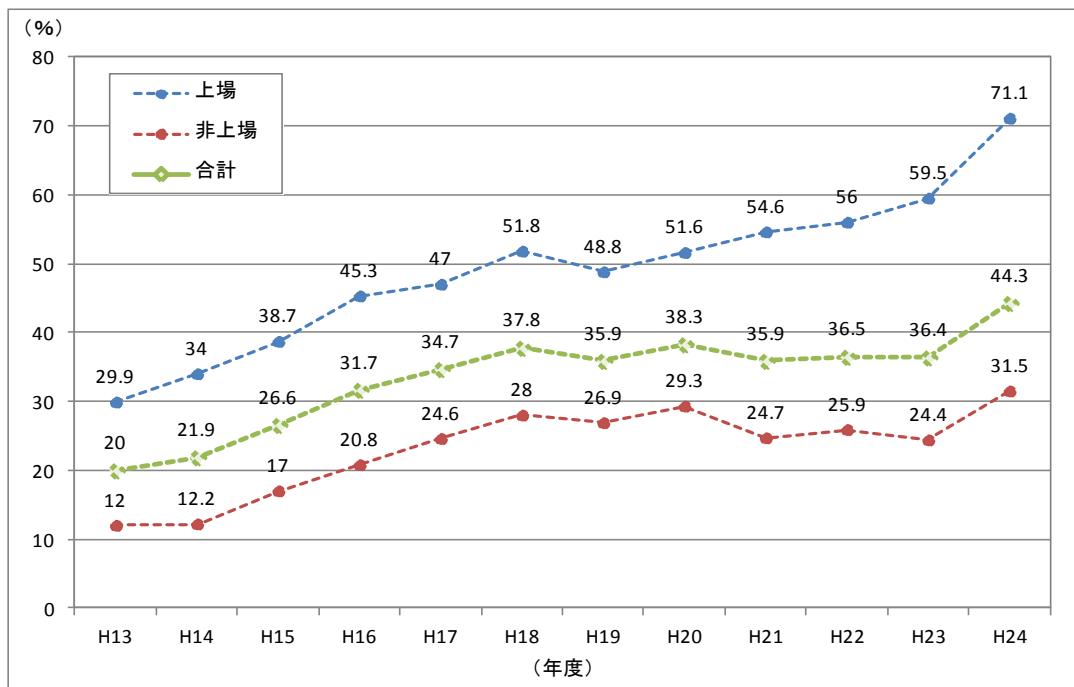
注2 平成17年度国際調査に基づき推計した都道府県別・性別・年齢別人口構成を母集団とし、それに準拠した層化無作為抽出を実施した。

注3 有効回収率は38.4%、有効回収数は20,574サンプルであり、平成23年5月に実施した。

出典) 環境省「第2回グリーン・マーケット+（プラス）研究会 資料3－1消費者アンケート調査

(1次調査)の結果(速報)」より作成

図表III－1－4．環境報告書を作成・公表している企業の割合



注1 「環境報告書を作成・公表している企業の割合」は「環境に対するデータ、取組等の情報を公表している」と回答した企業のうち、「環境報告書を作成・公表している」又は「CSR報告書、持続可能性報告書等の一部として作成している」と回答した割合である。

注2 平成24年度調査から、全数調査から標本調査へと変更されている。

出典) 平成13・14年度は環境省「平成17年度環境にやさしい企業行動調査 調査結果」より作成、
平成15～24年度は環境省「平成24年度環境にやさしい企業行動調査 調査結果」より作成

取組状況

【環境配慮型製品の的確な情報提供の促進】（環境省）

本施策は、「環境表示ガイドライン」と「環境ラベル等データベース」を活用し、環境配慮型製品等に関する的確な情報提供を促し、環境配慮型製品の消費選択の促進を図るものである。「環境表示ガイドライン」とは、事業者及び消費者双方に有益な環境情報を提供するために事業者等が取り組むべき内容を取りまとめたものであり、「環境ラベル等データベース」とは、環境物品（環境負荷の低減に資する物品・サービス）を選ぶ際に参考となる環境ラベル等の趣旨や内容等を紹介するものである。

平成24年度は、「環境表示ガイドライン」の国際規格（ISO）への準拠を含めた見直しを行い、平成25年3月に改訂を行った。平成25年度は、「環境表示ガイドライン」について、業界団体等での活用状況の調査、冊子の配布による普及啓発を行うとともに、「環境ラベル等データベース」について、改訂された「環境表示ガイドライン」に準拠した内容で「環境ラベル等データベース」を整理・公表した。平成26年度は、継続して、「環境表示ガイドライン」の活用状況を調査するとともに、「環境ラベル等データベース」の最新情報への更新等を行う。

今後は、業界団体等において、「環境表示ガイドライン」の内容を踏まえた取

組が実施されており、一定の効果が見られるものの、事業者等の環境表示の取組状況を継続的に把握し、必要に応じて、適宜、「環境表示ガイドライン」の改訂等を行う。

【経済社会における生物多様性の主流化に向けた国内施策の調査・検討】（環境省）

本施策は、経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るため、国内外の先進的な取組事例を収集し、事業者や消費者に必要とされる具体的な取組を促すとともに、行動を促進するために必要な措置を検討しつつ、情報発信や普及啓発を図るものである。

平成24年度は、事業者による取組の実態調査、取組事例の収集、生物多様性とビジネスに関連する国際的な動向の把握、生物多様性と経済活動に関するウェブサイトの作成・公表を実施した。平成25年度は、事業者による取組の評価手法・促進策の検討、地方公共団体による事業者との連携状況に関する情報の収集、意見交換会の開催、国際的な動向の把握、事業者向けの普及啓発資料の作成、ウェブサイトの更新等を実施した。平成26年度は、これまでの成果を活用しつつ、事業者団体や事業者における行動指針や取組事例集の作成・公表の促進策の検討など、愛知目標の達成に向けた更なる施策の実施を予定している。

今後は、引き続き、先進的・模範的な取組事例の収集等を行い、平成21年度に定めた多くの業種に共通する一般的な指針である「生物多様性民間参画ガイドライン」と併せて普及を進めることで、個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、事業者間及び多様な主体間の連携・協働を促進する。

【「カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット」制度の推進】（経済産業省）

本施策は、カーボンフットプリント制度で「見える化」されたCO₂排出量をクレジットで相殺する「製品等のカーボン・オフセット制度」の基盤整備を実施するとともに、カーボン・オフセットを行う企業の支援等を行い、カーボン・オフセット製品の普及促進を進めるものである。具体的には、カーボン・オフセット製品・サービスの購入により、ポイントが還元される制度を通じ、環境配慮製品の購買を促し、協賛企業等の省エネ化・低炭素化に向けた取組の促進と、環境配慮製品・サービスに対する消費者意識の向上等が同時に実現される、自律的な仕組みを構築する。

「製品等のカーボン・オフセット制度」は、平成24年度に8事業者の12製品、平成25年度に27事業者の57製品・サービスの参加があり、ポイント制度は、平成25年度に13事業者の23製品・サービスの参加があった（平成25年度開始）。このように、「製品等のカーボン・オフセット制度」の取組事業者及び製品・サービス数は拡大し、ポイント制度も一定数の参加を得ている。

今後は、制度の更なる普及や認知度の向上を図るため、事業者及び消費者双方

への一層の働きかけを行う。

【農林水産分野における「CO₂の見える化】（農林水産省）

本施策は、農林水産分野において「CO₂の見える化」を推進するため、農林水産業関係者が自らの温室効果ガス排出量を正しく把握するための各種データを調査し、生産段階における温室効果ガス排出量を簡易に算定するためのツールを整備するものである。また、農林漁業者の努力により達成した温室効果ガス排出削減量等の効果的な表示方法を検討するため、表示を行った農産物の試験的販売や消費者に対するアンケート調査等を実施する。

温室効果ガス排出量を簡易に算定するツールについて、平成24年度までの整備により、45品目の農産品等の生産段階での温室効果ガス排出量をウェブ上で簡易に算定することが可能となっている。平成25年度は、3か所の農業者を対象として、温室効果ガス削減量等の効果的な表示方法等に関する調査を実施した。

今後は、平成25年度に取りまとめた3か所の調査事例の成果を農林水産関係のイベント等で展示すること等により、引き続き農林水産分野の「CO₂の見える化」の事業者・消費者への普及を推進する。

- b) 各経済主体が環境に配慮して商品の製造及び選択等を行うための税制のグリーン化等の経済的インセンティブの付与を含めた環境配慮行動促進のための取組

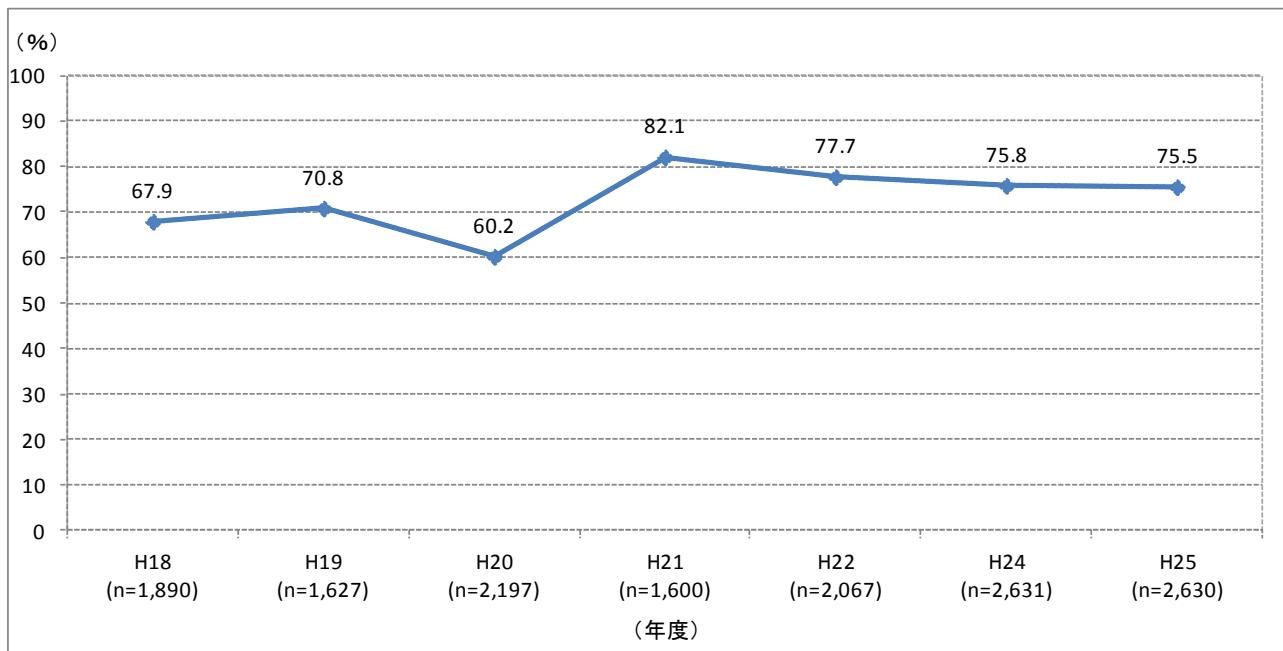
現状

国民のグリーン購入に対する意識は、今後「物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択したい」とする人の割合は7割以上である一方、「物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択している」とする人の割合は4割にとどまっており、意識が高い反面、行動に結びついていない（図表III-1-5、6）。

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づく特定調達物品等の市場占有率は、品目により傾向の差はあるものの、近年一定の市場占有率を維持している物品が多い（図表III-1-7）。

乗用車における次世代自動車のうち、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HEV）、CNG自動車（CNGV）の販売割合は増加し、普通・小型乗用車の約3割を占めている（図表III-1-8）。前述の図表III-1-3「各種環境ラベル等の認知度」においても、「低排出ガス車認定」の認知度は高いことから、自動車のグリーン化の取組の進展がうかがえる。

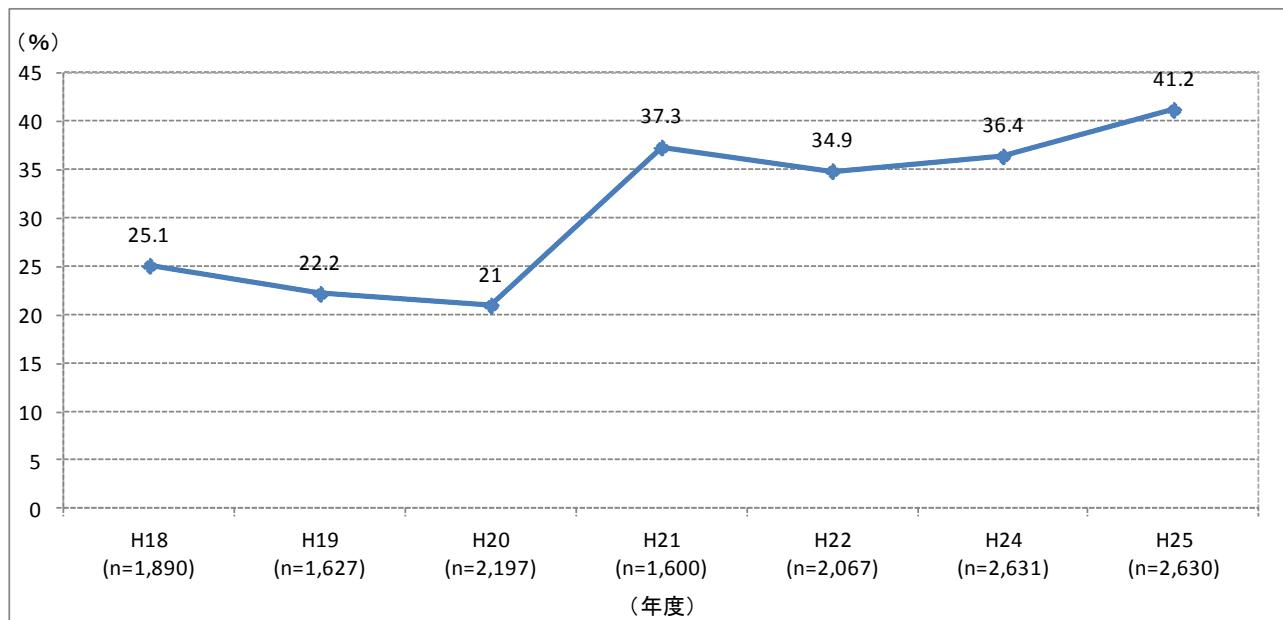
図表III－1－5. 「物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択したい」人の割合



注 「「物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択したい」人の割合」は、「既に行っており今後も行いたい人」及び「これまで行っていないが今後は行いたい人」の割合である。

出典) 環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」より作成

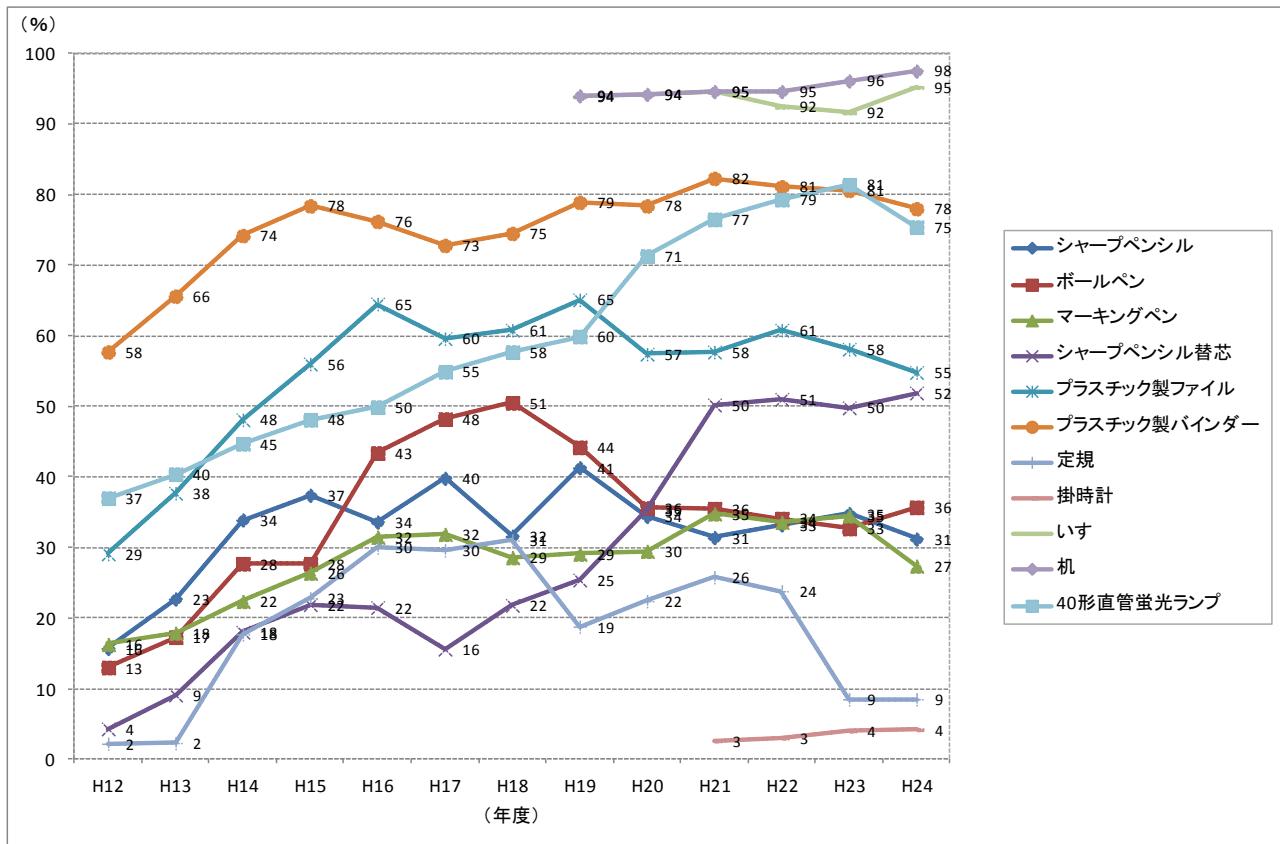
図表III－1－6. 「物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択している」人の割合



注 「「物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択している」人の割合」は、「既に行っており今後も行いたい人」及び「既に行っているが今後は行いたくない人」の割合である。

出典) 環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」より作成

図表III－1－7. 特定調達物品等の市場占有率



注1 市場占有率とは、各品目の特定調達物品の国内出荷量あるいは国内販売量を特定調達物品以外も含む全国内出荷量あるいは国内販売量で割った値である。「特定調達物品等の市場占有率」は、アンケート調査結果等からの推計値である。

注2 シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン及びマーキングペンについては、日本筆記具工業会会企業の特定調達物品等の国内販売量に占める割合である。シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン及びマーキングペンの国内販売量については、暦年の我が国における販売量であり、アンケート回答企業の販売量ではない。

注3 プラスチック製ファイル及びプラスチック製バインダーは日本ファイル・バインダー協会会員の国内主要企業に対するアンケート調査結果による国内出荷量である（一部推定）。

注4 定規は、全日本文具協会会員の国内主要企業に対するアンケート調査結果回答企業の国内出荷量である。

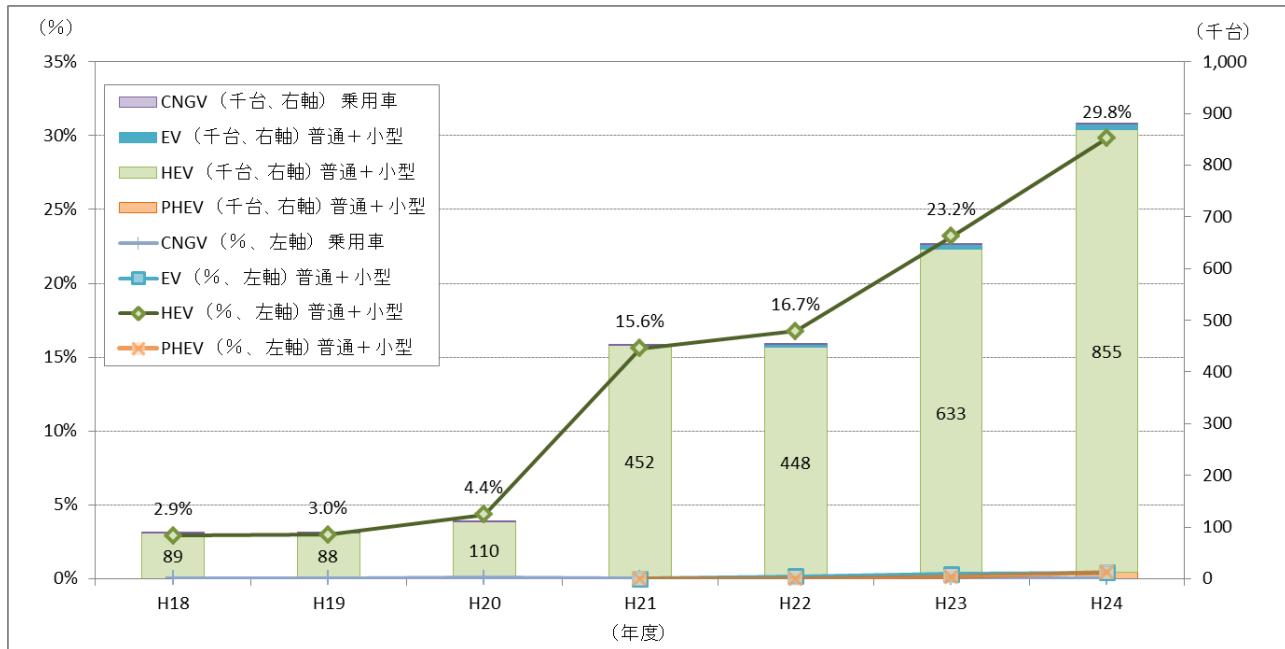
注5 いす及び机は、日本オフィス家具協会会員企業の国内出荷量である。

注6 掛時計は、一般社団法人日本時計協会調査による国内出荷量である。

注7 40形直管蛍光ランプは、一般社団法人日本照明工業会調査による国内出荷量である。

出典) 環境省「平成24年度国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等」より作成

図表III－1－8. 次世代自動車（乗用車）の販売台数及び販売割合



出典) 「一般社団法人日本自動車工業会のデータベース」、一般社団法人性世代自動車振興センターウェブサイト「統計 電気自動車等販売台数統計」、一般社団法人日本ガス協会ウェブサイト「環境への取り組み 天然ガス自動車 天然ガス自動車普及状況」より作成

取組状況

【税制全体のグリーン化】（環境省）

本施策は、環境汚染物質の排出削減やエネルギー使用の効率化を図るため、エネルギー課税や車体課税等の環境関連税制による経済的インセンティブを働かせることで、企業や消費者が商品を製造・購入する際に、より環境負荷の少ない技術や商品の選択を促進するものである。

我が国の温室効果ガス排出量の約9割を占めるエネルギー起源CO₂の排出削減を図るため、化石燃料に対しCO₂排出量に応じて一定の税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を平成24年10月に導入し、その収税を省エネ・再エネ対策に活用している。同税については、急激な負担増を避けるために税率を3年半かけて段階的に引き上げることとしており、平成26年4月に第2段階目の引上げを行った。また、平成24年度以降、環境性能に優れた自動車に対するエコカー減税（自動車重量税及び自動車取得税）、グリーン化特例（自動車税）を累次強化した。そのほか、平成24年度に廃棄物処理施設や最終処分場に係る税制措置の適用期限の延長等を、平成25年度に環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）の対象設備の拡充及び適用期限の延長等を行った。平成26年度には、ノンフロン製品に係る税制措置の創設等を行うこととした。

今後は、引き続き、環境汚染物質の排出削減やエネルギー使用の効率化を図るために、引き続き税制全体のグリーン化を推進する。

【環境性能に優れた自動車の普及促進】（経済産業省、国土交通省、環境省）

本施策は、新車の環境性能向上が自動車分野の主要な環境対策であることを考慮し、環境性能に応じた税制優遇措置や補助制度、技術開発・実証事業等を通じて、環境性能に優れた自動車の普及促進を図るものである。

具体的には、環境性能に優れた自動車に対するエコカー減税（自動車重量税及び自動車取得税）やグリーン化特例（自動車税）の実施、電気自動車をはじめとした次世代自動車の導入を促す補助事業を行っている。また、燃料電池自動車や電気自動車といった次世代自動車の性能向上に関する技術開発・実証事業を行っており、実施事業は以下のとおりである。

〈税制優遇措置〉

- エコカー減税（自動車重量税及び自動車取得税）対象車の販売台数（経済産業省、国土交通省）
 - ・ 平成24年度：約365万台（販売台数全体の約73%）
 - ・ 平成25年度：約440万台（販売台数全体の約82%）

〈補助制度〉

- クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（経済産業省）
 - ・ 平成24年度：約6万台
 - ・ 平成25年度：約8万台
- 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進による事業の採択数（国土交通省）
 - ・ 平成24年度：48件
 - ・ 平成25年度：57件
- 環境対応車普及促進対策による補助台数（国土交通省）
 - ・ 平成24年度：1,158台
 - ・ 平成25年度：977台

〈技術開発・実証事業〉

- 小型ソーラー水素ステーションと燃料電池自動車を組み合わせたCO₂排出ゼロシステム開発事業（平成23～26年度）（環境省）
- 大型トラック用統合型新HVシステムの研究（平成22～26年度）（環境省）
- 大型路線用燃料電池バスの開発（平成25～27年度）（環境省）
- EVバス早期普及に向けた長寿命電池による5分間充電運行と電池リユースの実証研究（平成24～26年度）（環境省）
- EVバス早期普及にむけた充電設備を乗用車と共に用するワイヤレス充電バスの実証研究（平成26～28年度）（環境省）
- 燃料電池フォークリフトの実用化と最適水素インフラ整備の開発・実証事業（平成26～28年度）（環境省）

〈その他〉

- 「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電器設置にあたってのガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）の作成、改訂（経済産業省、国土交通省）

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備を新たに設置しようとする人（設置主体）のため、設置ケースに応じた設置に当たっての判断材料や注意事項等を整理したガイドブックを平成22年度に作成した。平成24年度には、関連企業・団体等の協力を得つつ、充電設備設置に当たっての当該時点での情報を取りまとめ、ガイドブックを改訂し、経済産業省・国土交通省のウェブサイトで公表した。

今後は、車体課税については、平成26年度与党税制改正大綱等に沿って、エコカー減税の基準の見直し、自動車税の環境性能課税の導入と自動車税の排気量割におけるグリーン化特例、軽自動車税の軽課等について検討を行う。導入補助については、電気自動車等の次世代自動車の価格が従来車と比べて依然高価であることから、量産効果による価格低減に向けて、より一層普及を促進する。また、技術開発・実証事業に関しては、燃料電池自動車や電気自動車等の次世代自動車の性能向上・普及促進に向けてより一層促進する。

【環境性能に優れた住宅の普及促進】（経済産業省、国土交通省、環境省）

○ 認定低炭素住宅に関する特例（経済産業省、国土交通省、環境省）

本施策は、中長期的なエネルギー需給の国際的な逼迫、地球温暖化問題の深刻化、東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生等のエネルギーをめぐる環境変化に対応し、低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進するため、住宅の低炭素化を促進するものである。具体的には、「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成24年法律第84号）により低炭素住宅の認定を受けた住宅（以下「認定低炭素住宅」という。）を新築又は取得した場合におけるフラット35Sによる金利引下げ措置、住宅ローン減税の拡充、所得税（投資型）の減税及び登録免許税の軽減を行うとともに、認定基準に適合させるための措置をとることにより、通常の建築物の床面積を超えることとなる部分の床面積を対象に容積率の不算入措置を導入している。

本施策は、平成24年度から実施しており、認定低炭素住宅の認定実績は、平成24年度に290戸、平成25年度に3,830戸と着実に伸びている。

今後は、認定低炭素住宅の認定実績の更なる増加に向け、認定低炭素住宅の制度及び当該優遇制度について、一層の周知活動等を行う。

○ 環境・ストック活用推進事業（国土交通省）

本施策は、住宅・建築物の省エネ、省CO₂の実現に資するゼロ・エネルギー住宅の取組や優れたリーディングプロジェクト、既存住宅の長期優良化リフォーム等に対し助成を行い、その成果の波及等を通じて、住宅・建築物の省エネ化及び既存住宅の長寿命化を推進するものであり、以下の事業を行っている。

・ 住宅・建築物省エネ改修等推進事業

平成24年度：287件

平成25年度：189件

- ・ 住宅・建築物省CO₂先導事業
平成24年度：25件
平成25年度：21件
- ・ 住宅のゼロ・エネルギー化推進事業
平成24年度：1,320件
平成25年度：1,184件

今後は、引き続き、良質な住宅・建築物ストックの形成を推進する。

【経済社会における生物多様性の主流化に向けた国内施策の調査・検討】（環境省）

（P 7 の再掲のため、内容は省略）

c) 我が国企業の環境対策技術・製品の国際展開を支援するための規格・基準の国際調和や貿易投資の自由化に関する取組

現状

我が国企業の環境対策技術・製品の国際展開の支援につながる環境ラベルの相互認証協定は、徐々に増加してきており、公益財団法人日本環境協会は、「エコマーク」について、平成 14 年に北欧 5 か国（ノルウェー、デンマーク、フィンランド、アイスランド、スウェーデン）の「ノルディックスワン」、平成 16 年にニュージーランドの「ニュージーランド環境チョイス」、平成 22 年に韓国の「韓国環境ラベル」、平成 24 年に中国の「中国環境ラベル」との相互認証協定を締結している。さらに、現在の 4 環境ラベルとの相互認証協定に加え、タイのグリーンラベル及び台湾のグリーンマークの 2 環境ラベルとの相互認証協定に向けて具体的な取組を進めている。

取組状況

【環境ラベルの相互認証の拡大・基準の調和等】（環境省）

本施策は、国際的な市場のグリーン化の実現のため、各国の独自基準に基づき環境ラベル等の制度が展開されている現状を踏まえ、相互認証の拡大や基準の調和等を進めるものである。

平成24年度は、日中韓の環境ラベルの相互認証の現状把握を行った。平成25年度は、業界団体等のニーズ、各国の環境ラベル等の基準及び相互認証の状況等についての現状把握とともに、環境配慮型製品の海外展開に当たり環境ラベルの相互認証の拡大や基準の調和等に向けた官民での連携方策について検討した。平成26年度は、各国での環境ラベル等の基準等について継続的に状況把握とともに、業界団体等のニーズを踏まえた官民の連携体制を創設するほか、我が国のグリーン購入の取組の海外への情報発信や国際機関におけるグリーン公共調達の推

進のプロジェクト等への積極的な参加などを通じて、アジア各国へのグリーン購入の普及に貢献する。

今後は、各国の環境ラベル等の制度及び基準等について、国内の環境ラベル機関や民間事業者と情報共有を行い、国内での連携体制を強化しつつ、環境ラベルの相互認証の拡大や基準の調和等を目指す。

【欧米の農業・食品業界及び流通業界におけるウォーターフットプリントの国際規格の活用戦略の調査分析事業】（農林水産省）

本施策は、我が国の農林水産物や食品の輸出の拡大・定着に際し、欧米の農林水産事業者、食品製造事業者、流通事業者、国際NGO等がウォーターフットプリント及び総合的環境情報表示（環境フットプリント）に対して、どのような考え方と活用戦略を有しているのかについて、調査・分析を行うものである。

平成25年度は、欧州の主要団体を対象とした現地調査、ウォーターフットプリント等の食品への表示に対する文献調査を実施し、検討委員会において、我が国の今後の対応等を検討した。

今後は、ウォーターフットプリント等について、我が国の主要な輸出先として期待される近隣アジア諸国への影響、同地域における活用戦略、我が国国内における消費者等への情報の提供及び普及方法について検討する。

【環境物品の貿易自由化へ向けた取組】（外務省）

平成24年（2012年）9月に開催されたアジア太平洋経済協力（APEC）首脳会合において、環境物品54品目について平成27年（2015年）末までにその実行関税率を5%以下にまで引き下げることが合意された。現在、合意の着実な実施に向け、能力構築等が計画されている。

APECの上記合意等をきっかけに、世界貿易機関（WTO）において環境物品自由化交渉についての議論が開始され、平成26年（2014年）1月に、日米EU中等の有志14か国・地域が、WTO環境物品交渉の立ち上げに向けた声明を発表した。

本交渉は、我が国企業の競争力強化、地球環境問題への貢献、交渉の場としてのWTOの再活性化という観点から重要であり、今後は、本交渉の推進に、関係国と連携しつつ積極的に取り組む。

今後の課題

- 環境配慮型の商品・サービスに関する情報の的確な提供の取組を推進するに当たり、情報の受け手である消費者や事業者の行動の変化につながる情報の発信や取組の普及の方法について検討するべきである。
- 経済・社会のグリーン化に向けて、「カーボン・オフセットの推進」や「CO₂の見える化」等の取組が見られるが、多くの企業がこうした取組を行うよう、官民一体となって制度づくり・必要な支援を進めるべきである。
- 我が国全体の自動車や住宅等への税制優遇措置や補助制度等の実施状況や効果を俯瞰した上で、関係者が連携しつつ、これらの充実を図ることにより、各経済主体が環境に配慮して商品の製造及び選択等を行うための経済的インセンティブの付与を含む環境配慮行動促進のための取組を効果的かつ効率的に推進すべきである。
- 環境ラベルの相互認証等の基準・制度等の国際調和を進めるに当たっては、国内での認識を深めつつ、これが途上国等の環境保全に資するほかに、我が国企業の環境技術等の国際展開が促進されるよう関係府省が連携・情報共有を図りつつ取組を進めるべきである。

2. 國際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進

重点検討項目①：「グリーン経済」を念頭において国際協力及び重点地域における取組

途上国における持続可能な社会の実現のためには、「グリーン経済」への移行が促進されるような取組を進めることが重要である。途上国において先進国と同様の環境問題を経験するのではなく、より環境への負荷が少ない新たな成長パターンを開拓することが必要である。

この場合に、とりわけ、アジアやアフリカ諸国について、地理的、経済的、人的交流関係等を考慮し、重点的に連携すべき相手国を選定して協力を進めるべきである。その際に、多くの日本企業が事業展開を図っている重要地域との連携促進、当該地域で我が国の環境技術をいかす方法の検討が必要であるとの観点から、以下の a) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

a) 我が国の経験や技術を活用した「グリーン経済」に係る国際協力の取組（特にアジア、アフリカ諸国との環境協力（国際枠組み、技術協力、ビジネス展開支援等））

（1）環境基本計画における施策の基本的方向

途上国における持続可能な社会の実現のためには、「グリーン経済」への移行が促進されるような取組を進めることが有効である。

「グリーン経済」の推進のためには、公害対策に係る取組に加え、温室効果ガスの排出削減、化石燃料などの枯渇性天然資源の有効利用、生物多様性の保全と持続可能な利用等の要素を開発政策にもたせることが必要である。

我が国としては、持続可能な社会の実現に向けて自らが率先してグリーン経済への移行のための取組を進めるとともに、各国の社会経済の発展レベルを十分に踏まえながら、それぞれの国が「グリーン経済」へ移行していくことができるよう支援を行う。

（2）現状と取組状況

環境分野の国際協力は、政府のみならず地方公共団体、民間企業、N P O等の様々な主体の協働により成果が期待できるものであるため、国は様々なステークホルダーが有する情報を発信・共有できる体制を構築していくことが必要である。

また、民間の協議等により定められる国際標準や国際基準について、我が国の基準が反映されるよう支援することが必要である。

そのほか、地球環境保全に資する国際環境協力を、実効性と途上国的能力向上に配慮しつつ積極的に取り組んでいくことも必要である。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

a) 我が国の経験や技術を活用した「グリーン経済」に係る国際協力の取組（特にアジア、アフリカ諸国との環境協力（国際枠組み、技術協力、ビジネス展開支援等））

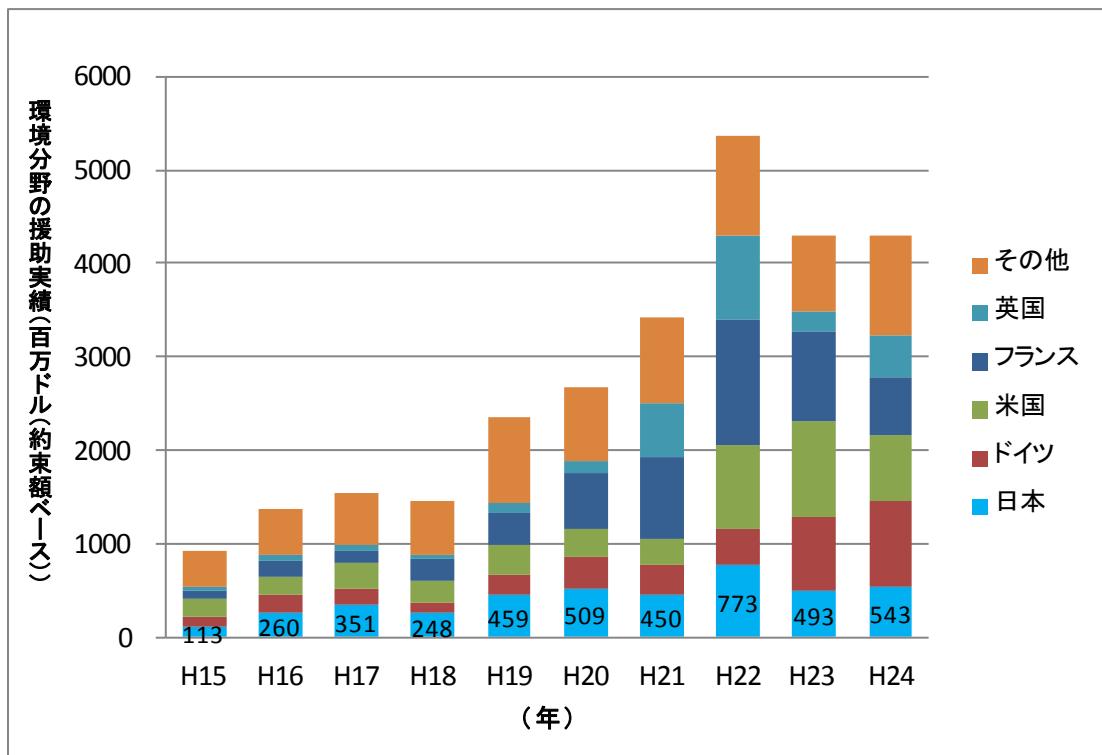
現状

「グリーン経済」に係る国際協力の取組として、政府開発援助（ODA）の環境分野における援助実績を見てみると、我が国は、平成19年に459百万ドルの援助を行っており、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）の中で世界第1位の援助国となった。近年では、平成24年に543百万ドル（世界第4位）の援助を行うなど、世界有数の援助国となっている（図表III-2-1）。

また、我が国の二国間ODAに占める環境分野の割合は、おおむね3%前後で推移している（図表III-2-2）。

環境分野の国際取組は、政府のみならず様々な主体が行っていくことが必要である。地方公共団体の取組について、開発途上国への人材派遣や技術指導・協力、開発途上国からの研修員の受け入れ、環境保全に関する国際会議等の開催や参加等の人的な交流は、平成25年度現在で都道府県では約15～35%、政令指定都市では約40～60%の割合で取組が行われている（図表III-2-3、4）。

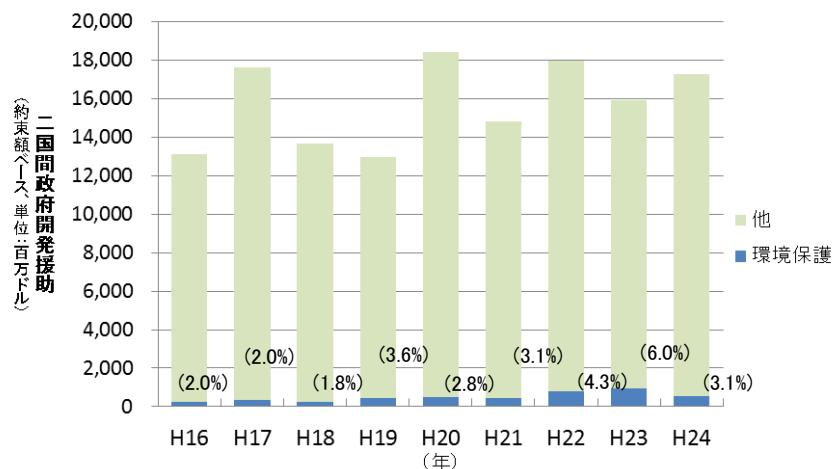
図表III-2-1. DAC諸国におけるODA（環境分野）実績



注 DACの統計指示書の環境分野の目的コード（410シリーズの計7コード）を集計対象としている。

出典) OECD DAC ウェブサイト (<http://stats.oecd.org/Index.aspx?datasetcode=CRS1>) より作成

図表III－2－2. 二国間ODAにおける環境分野の配分



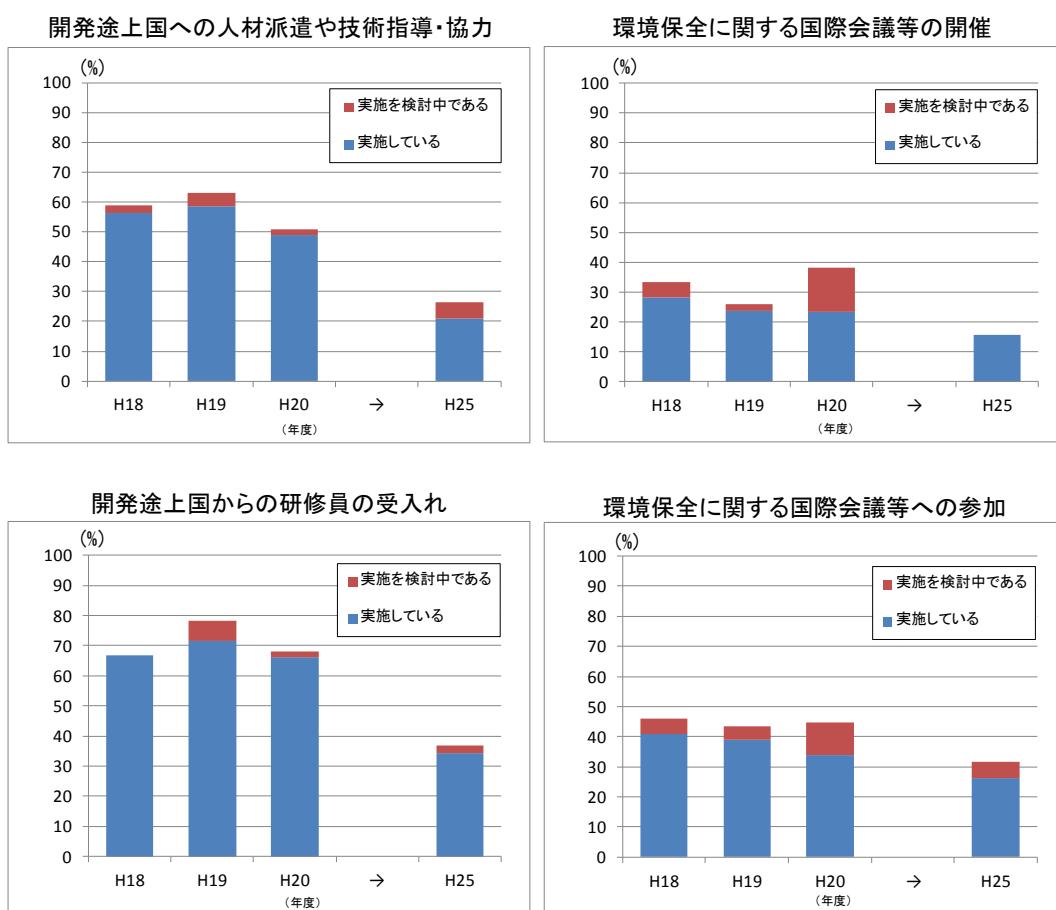
注1 () 内は、二国間ODAの総合計に占める環境分野の割合である。

注2 平成16～22年は「環境保護一般」、平成23～24年は「環境保護」を環境分野としている。

注3 平成21年までは「環境保護一般」に「草の根無償」は含まれていなかったが、平成22年実績から各分野に計上されたことに伴い、「環境保護一般」にも一部含まれた。

出典) 外務省「政府開発援助(ODA)白書」及び同「政府開発援助(ODA)参考資料集」より作成

図表III－2－3. 国際的取組に関する施策を実施又は検討している都道府県の割合

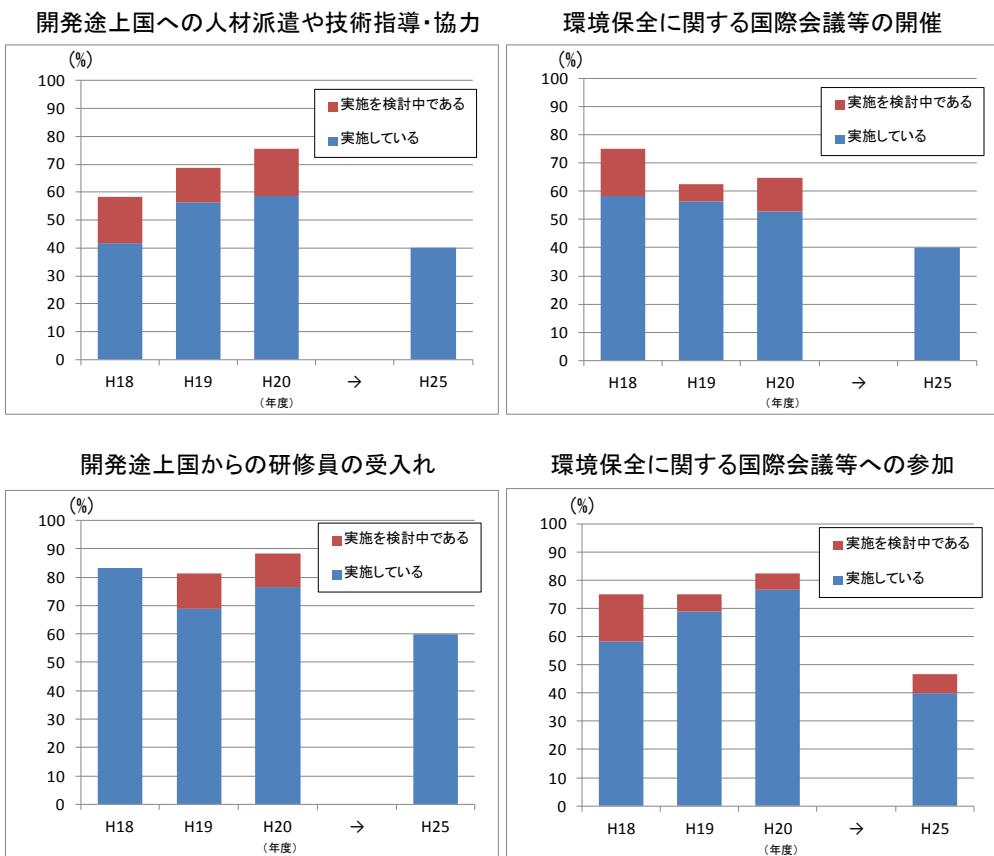


注1 N : (H18) 39、(H19) 46、(H20) 47、(H25) 38。

注2 平成18～20年度は第三次環境基本計画、平成25年度は第四次環境基本計画の着実な実行を確保するための点検の一環として、全国の地方公共団体に対してアンケート調査を実施したものである。

出典) 環境省「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査」より作成

図表III－2－4. 國際的取組に関する施策を実施又は検討している政令指定都市の割合



注1 N : (H18) 12、(H19) 16、(H20) 17、(H25) 15。

注2 平成18～20年度は第三次環境基本計画、平成25年度は第四次環境基本計画の着実な実行を確保するための点検の一環として、全国の地方公共団体に対してアンケート調査を実施したものである。

出典) 環境省「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査」より作成

取組状況

<総合的な取組>

【クリーンアジア・イニシアティブ（C A I）の推進】（環境省）

本施策は、環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会の構築を目指すため、低炭素社会・低公害型社会の実現、循環型社会の実現、自然共生社会の実現、市場のグリーン化促進を政策目標として掲げ、統合的な取組を推進するものである。具体的には、C A Iに係る広報・普及活動の推進等による環境と共生しつつ発展するアジアの実現、アジア各国での「環境的に持続可能な都市」の具体的取組の支援によるアジアにおける低炭素・低公害型都市モデルの確立を目指している。

平成24～25年度は、東アジア首脳会議（E A S）環境大臣会合、東南アジア諸国連合及び日中韓（A S E A N + 3）環境大臣会合等で、C A Iについての説明及びニュースレター等を配付したほか、アジア地域における環境分野での協力及び連携強化を主導した。また、平成26年（2014年）3月にインドネシアにおいて、環境的に持続可能な都市（E S C）ハイレベルセミナーを開催し、E S Cに関する取組を共有することで、今後のアジア地域でのE S C推進を強化した。

今後は、C A I を引き続き推進していくとともに、具体的なアクションへのニーズの高まりを踏まえ、二国間オフセット・クレジット制度（J C M:Joint Crediting Mechanism）を活用した具体的プロジェクトの形成・実施を推進する。

【国際研究開発・実証プロジェクト】（経済産業省）

本施策は、我が国企業が有する環境分野の高い技術力をアジア等の海外市場に展開するため、相手国の個別具体的な技術ニーズを的確に把握し、相手国現地で研究開発・実証を行うものである。

本施策の実施に当たっては、海外での実証事業に豊富な経験を有する独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）の技術的な専門能力を活用し、N E D Oを実施主体として、相手国の政府関係機関等との両国の役割分担、現地での許認可の取得支援等を事前に明確化し、以下の事業を行った。

○ 公害防止分野での実証事業

上記、実証事業の一つとして、平成 23 年度から、中国広東省において下水汚泥の乾燥処理技術に係る研究開発・実証事業を実施し、設備の設計・製造まで完了したものの、平成 24 年度に日中間をめぐる状況のため、委託先のN E D Oが中国側と了解覚書を作成できなかつたため、現在まで実証が開始できていない状況である。加えて、平成 25 年度は、ミャンマーにおけるパーム油工場からの排水を浄化・燃料化する技術展開の事業化可能性調査を実施した。

今後は、中国における下水汚泥の乾燥処理技術に係る研究開発・実証事業については、覚書作成も含め早期に実証を開始すべく取り組む。また、新興国では下水処理場や事業場から発生する汚泥の減容化・再資源化等が求められていることを踏まえ、公害防止分野での実証事業に引き続き取り組む。

○ 現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの実証事業

上記、実証事業の一つとして、平成 23 年度から、現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの確立に係る研究開発・実証事業を実施しており、平成 25 年度は、平成 24 年度からの継続案件 1 件と、新たに 1 件の実証事業を実施した。平成 26 年度は、平成 24 年度からの継続案件 1 件、平成 25 年度からの継続案件 1 件を実施する。委託先企業について、現地企業との合弁等により、事業化に向けた進捗が見られており、現地ニーズに応じた環境にも配慮した適正なリサイクルシステムの構築が期待される。

今後は、我が国企業の更なる市場獲得と 3 R の推進を図るため、実証事業後の事業化に向けたフォローアップを行うほか、リサイクル分野での実証事業に引き続き取り組む。

【途上国におけるコベネフィット効果検証・実証事業】（環境省）

本施策は、アジア地域等の途上国において、地域環境改善と同時に温室効果ガス削減効果が見込めるコベネフィット対策実施の優先度が高いことを踏まえ、我が国企業が有するコベネフィット技術について、J C Mを念頭に置きつつ、現地

の環境条件下での実証実験を通じた、コベネフィット効果の把握、定型化の検討を実施するものである。

平成 24 年度から、日インドネシアコベネフィット二国間協力に関する政府間合意の下、インドネシアの水産加工場における排水処理対策技術の実証事業に着手した。平成 25 年度は、その実証事業について、実証施設を設置し、モニタリングを開始するとともに、インドネシア政府関係者を対象にした現地研修及び訪日研修を実施した。

今後は、インドネシアでの実証事業について、実証技術の効果検証及び提言取りまとめに向けて、インドネシア環境省との緊密な連携と実証実験の時機に応じた進捗管理を引き続きしていく。また、その他のアジア地域等の途上国においても、現地の環境条件下での実証実験を通じた、コベネフィット効果の把握、定型化の検討を実施する。

【「緑の未来協力隊」】（外務省）

本施策は、我が国の知見を活用して途上国のグリーン経済移行に向けた人材育成を後押しするため、3年間で1万人の「緑の未来協力隊」を編成するものである。

平成 24 年 6 月、国連持続可能な開発会議（リオ+20）において、環境未来都市の世界への普及、世界のグリーン経済への移行、強靭な社会づくりの 3 本柱を中心とする緑の未来イニシアティブを発表し、その具体的取組の一環として、同年 12 月の立ち上げ式以降順調に「緑の未来協力隊」の編成を続け、途上国の人材育成に貢献している。

今後も、着実に「緑の未来協力隊」の編成を続ける。なお、本施策は国際協力機構（JICA）の青年海外協力隊等の別事業で人材の派遣等を行っている。

＜地球温暖化等に関する取組＞

【二国間オフセット・クレジット制度（JCM）の構築・実施】（外務省、経済産業省、環境省）

本施策は、途上国において、優れた低炭素技術等の普及や温室効果ガスを削減する緩和活動等の実施を通じ、我が国の温室効果ガス排出削減・吸収への貢献を定量的に評価し、我が国の排出削減目標の達成に活用する JCM を構築・実施するものである。具体的には、JCM の制度検討・運用、署名国の拡大、署名国との合同委員会の運営、排出削減プロジェクトの実現可能性調査及び設備補助事業等に加え、測定・報告・検証（MRV）体制構築支援や人材育成支援、JCM に係るクレジットの管理のための登録簿の開発等を行う。

平成 26 年（2014 年）10 月末時点で、12 か国（モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ）と JCM に係る二国間文書に署名しており、うち 9 か国（モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、パラオ）との間で合同委員会を開催し

た。平成 25 年度末時点で、経済産業省及び環境省では 31 か国 239 件の実現可能性調査等を実施したほか、平成 25 年度には 6 件の実証事業及び 8 件のクレジットの獲得を目指した設備補助事業を実施し、上記署名国を含む 17 か国におけるプロジェクト案件の発掘調査、MRV 体制構築支援、人材育成支援等も実施した。加えて、平成 25 年度から JCM 登録簿のシステム構築に向けた取組を実施している。さらに、国際協力銀行（JIBC）や独立行政法人日本貿易保険（NEXI）と連携した JCM 特別金融スキームの創設を行ったほか、JICA・アジア開発銀行（ADB）等の開発援助機関・金融機関が支援するプロジェクトと連携しつつ、排出削減を行うプロジェクトを支援する基金を設立した。

今後は、攻めの地球温暖化外交戦略「Actions for Cool Earth : ACE（エース）」（平成 25 年 11 月発表。以下「ACE」という。）に基づき、平成 28 年（2016 年）までに署名国を 16 か国に倍増することを目指し、関係国との協議を加速する。併せて、低炭素技術を活用したプロジェクトの形成を支援し、世界全体の温室効果ガス排出削減に貢献する。

【気候変動分野における途上国支援】（外務省）

本施策は、我が国が平成 21 年（2009 年）の国連気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）において、平成 24 年（2012 年）末までの約 3 年間の気候変動対策に関する途上国支援について、それに取り組む途上国や気候変動の影響に脆弱な途上国を対象として、官民合わせて 150 億ドルの支援を実施することを表明したことを受け実施するものである。さらに、平成 25 年（2013 年）の COP19 において、平成 25～27 年（2013～2015 年）の 3 年間で、官民合わせて 1 兆 6,000 億円（約 160 億ドル相当）の支援を表明した（うち 1 兆 3,000 億円（約 130 億ドル相当）が公的資金による支援）。

平成 21 年（2009 年）10 月から平成 24 年（2012 年）12 月末までに官民合わせて、約 176 億ドルの支援を 118 か国の 1,023 のプロジェクトについて行ったほか、平成 25 年（2013 年）1 月から同年 12 月末までに約 90 億ドルの公的資金による支援を 61 か国の 214 のプロジェクトについて行った。

今後は、途上国のニーズに合わせた支援を引き続き着実に実施する。

＜物質循環に関する取組＞

【我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業】（環境省）

本施策は、平成 23 年度に「日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業」として開始し、循環産業の育成・海外展開支援に取り組んできたものである。平成 25 年度に「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」と名を改め、今まで実施してきた廃棄物適正処理に係る二国間協力と有機的に結びつけ、我が国の優れたインフラ関連産業の一つとして循環産業の国際展開を積極的に支援している。また、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間の事業成果を取りまとめ、課題抽出と支援策の改善を行った上で、平成 26 年度以降の 3 年間を拡充期として、戦略的に支援を実施していく。具体的には以下の業務を行っている。

○ 我が国循環産業海外展開事業化促進業務

我が国の循環産業の海外事業展開や国際資源循環形成の実現を支援するため、具体的な事業計画を対象とした実現可能性調査を平成 24 年度に 14 件（継続 4 件、新規 10 件）、平成 25 年度に 10 件（継続 3 件、新規 7 件）実施した。この結果、商業運転開始予定のもの 1 件、入札参加に向けて準備中のもの 1 件、合弁契約を締結したもの 2 件（準備中を含む。）、二国間及び都市間で了解覚書（M o U : Memorandum of Understanding）を締結したもの 2 件、企業間で M o U を締結したもの 3 件、他の事業に発展したもの 1 件等の成果があった。平成 26 年度は、17 件（継続 1 件、新規 16 件）を実施している。

○ 我が国循環産業海外展開事業化促進のための研修企画・運営業務

我が国の廃棄物処理・リサイクル政策及びその現状について広く理解してもらうことを目的として、各国の主要な現地関係者を我が国に招へいし、研修を実施した。平成 24 年度は 7 か国から 23 名、平成 25 年度は 10 か国から 33 名を招へいた。

今後は、平成 26 年度以降の 3 年間について、平成 25 年度までの 3 年間の事業成果を取りまとめ、課題抽出と支援策の改善を行った上で、拡充期としてより戦略的に支援を実施する。

【リサイクルビジネス展開可能性調査】（経済産業省）

本施策は、近年のアジア各国での経済成長に伴う廃棄物発生量の増加や資源価格の高騰に伴う再生資源需要の高まりによるリサイクルに関する法制度や産業インフラの整備需要の高まり等を踏まえ、我が国企業によるアジアでのリサイクルビジネス展開の促進を目的として、事業実施可能性調査（F S 調査）を実施するものである。

具体的には、リサイクルビジネスを海外（アジア）に展開させるための F S 調査事業を平成 21 年度から実施している。平成 23 年度には 3 件の F S 調査を、平成 24 年度には継続案件 1 件のほか、平成 23 年度補正予算で 6 件、新たに 3 件の F S 調査を実施し、平成 25 年度には新たに 3 件の F S 調査を実施した。これらの案件の中には、事業化につながった案件もあるが、多くは現地パートナー企業等との協議を継続している状況である。

今後は、F S 調査の継続や個別案件のフォローアップ等により、事業化を促進していく必要があり、平成 26 年度は、平成 25 年度からの継続案件 1 件のほか、数件の F S 調査を新たに実施することとしている。

<水環境・大気環境等の保全に関する取組>

【アジア水環境パートナーシップ（WEPA）】（環境省）

本施策は、アジアの深刻な水環境問題の改善を図るため、平成 15 年（2003 年）に京都で開催された第 3 回世界水フォーラムにおいて、環境省が提唱したものである。具体的には、アジアの 13 のパートナー国（カンボジア、中国、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム）の協力の下、人的ネットワークの構築や情報の収

集・共有、関連ステークホルダーの能力構築等を通じて、アジア水環境ガバナンスを強化することを目指す取組である。

第Ⅰ期（平成16～20年）に、ネットワーク構築とデータベースの整備を行った。第Ⅱ期（平成21～25年）には、第Ⅰ期で明らかになった課題を受けて設定した共通課題の「生活排水処理」、「気候変動と水環境」に関するワークショップや、各国の水環境ガバナンス分析等を通じ、各国において必要な課題の分析を行った。また、平成24年8月には現在産業排水規制の見直し（排水基準の見直し・改正等）を検討していたスリランカからの要請を受け、スリランカ・日本間で二国間会合を行い、我が国の産業排水管理の経験等の情報提供等を行っている。第Ⅲ期（平成26～30年）は、引き続き情報共有を通じた水環境ガバナンス強化を目指す取組を進めていくとともに、特定国が有する個別の課題に応じたアクションプログラムを作成し、自ら実施していくことに対する支援を実施する。そのほか、平成25年2月に開催された第4回WEPA国際ワークショップに各国代表や当該分野専門家等58名、同年5月に開催されたWEPAテクニカルワークショップに各国代表や当該分野専門家等40名、平成26年1月に開催された我が国の水環境分野の企業等向けへの情報提供を目的とした公開セミナーに約170名の参加があった。

今後は、WEPA第Ⅲ期の活動を通じて各国の水環境ガバナンス改善に向けて取り組むとともに、平成27年4月の世界水フォーラム等の場を通じてWEPAの活動で得られた情報等を対外的に発信する。

【アジア水環境改善モデル事業】（環境省）

本施策は、我が国水関連企業の有する優れた水処理技術の海外展開を促進・支援するため、公募で選定した民間事業者の処理技術を用いた生活排水処理や産業排水処理等の実施のための実現可能性調査（FS）や現地実証試験等を支援し、具体的なビジネスモデルを構築するとともに、ビジネス展開に当たっての効果的な支援策を検討することを目的として平成23年度から実施しているものである。

平成24年度は、平成23年度にFSを実施したモデル事業のうち2件の現地実証試験（インドネシア浄化槽整備、マレーシア養豚場廃水処理）の実施に加え、新たに3件のFSの実施への支援を行った。平成25年度は、平成24年度に行ったモデル事業のうち3件の現地実証試験（インドネシア浄化槽整備、ベトナム有機性産業排水処理、中国農村地域面源汚染浄化）の実施に加え、新たに2件のFSの実施への支援を行った。平成26年度は、平成25年度に行ったモデル事業のうち3件の現地実証試験（ベトナム有機性産業排水、ソロモン諸島環境配慮型トイレ普及、ベトナム染色産業排水処理）の実施に加え、新たに3件のFSの実施への支援を行っている。また、これらの成果を共有し、国内企業のビジネス展開に役立てるため、国内水ビジネス関連企業を対象とするセミナーを毎年開催している。これまでに実施したモデル事業のうち中国農村地域面源浄化については、中国国内の他の2地域において同様の技術が採用されるなど、本モデル事業によるビジネス展開の成果も出てきている。

今後は、これまでに支援した4か年の事例に加え、更に支援を継続して事例を蓄積するとともに、当該事業に取り組む企業や技術、ビジネスモデルの強み・弱み、成功要因・失敗要因等を分析し、今後のビジネス展開の参考となるような情報を広く関連事業者で共有する。

【中国農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減協力事業】（環境省）

本施策は、平成23年4月に日中両国の環境大臣間で締結された「農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減協力に関する覚書」に基づき、日中両国がアンモニア性窒素等の水質汚濁物質総量削減分野に係る政策・技術交流を強化し、分散型排水処理技術導入モデル事業等の実施、当該技術の中国国内での普及促進により、中国国内における水環境改善の推進を図るものである。

平成24年度は、山東省で分散型生活排水処理モデル施設の建設、効果把握のためのモニタリングの実施、四川省で分散型生活排水処理モデル施設の設計を行った。平成25年度は、山東省のモデル施設のモニタリングの継続、四川省のモデル施設の建設・モニタリング、浙江省で分散型排水処理モデル施設の設計を行った。平成26年度は、山東省及び四川省のモデル施設のモニタリング、浙江省のモデル施設の建設・モニタリングを実施するほか、協力事業の最終年度であるため、上記3か所のモデル施設を中国に引き渡す予定である。

今後は、中国において主要な汚濁物質排出源となっている畜産排水分野などで、更なる協力の可能性を検討する。なお、平成20年5月に日中両国環境大臣間で締結された「農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力実施に関する覚書」に基づき、中国農村部等6地域において分散型排水処理のモデル事業を実施し、このモデル事業の実施後、重慶市は、約500か所程度の類似施設を建設しており、江蘇省では約1,000か所建設していることから、「中国農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減協力事業」で整備している施設についても、今後の展開が期待される。

【下水道分野の水ビジネス国際展開】（国土交通省）

本施策は、世界的に優位性を有する我が国の下水道技術の海外展開を促進するため、「政策と技術のパッケージによる形成」、「下水道システムの戦略的な国際標準化の推進」等を図るものである。

平成24年度は、ベトナム、インドネシア、マレーシア、ブルガリアにおいて、セミナー及び政府間協議を実施したほか、インドネシアの下水道計画担当者を対象に本邦研修を実施し、我が国の下水道技術に関する理解の醸成を行った。平成25年度は、南アフリカ、ベトナム、インドネシア、サウジアラビア等との間でセミナー及び政府間協議を実施した。国際標準化に関しては、平成26年1月にISO55001（アセットマネジメント）が発行され、認証取得のために必要な事項を取りまとめたユーザーズガイド（素案改訂版）を作成した。また、我が国が幹事国を務めるTC282（水の再利用）の第1回会合を平成26年1月に開催するなど、我が国の優位技術の国際標準化を進めている。本施策は、平成21年度から実施しており、平成25年9月には、インドネシア公共事業省と社会資本整備分野に係る

協力覚書を締結、平成 26 年 3 月には、ベトナム建設省と下水道分野に関する技術協力の覚書を 3 年間更新するなど、東南アジア諸国の政府機関との関係構築の着実な進展に伴い、政府間協議やセミナー開催数が増加している。また、ベトナム及びインドネシアにおいては、我が国の下水道技術の推進工法に対する理解が醸成されており、平成 25 年度にはベトナム向けの推進工法関連基準を作成し、ベトナム側へ授与した。

今後は、国際標準化について、地方公共団体・企業等への ISO55001 の普及啓発を行い、取得を促進する。

【アジアにおける環境対策技術等実証・認証制度構築支援】（環境省）

本施策は、大気汚染や水質汚濁等の環境問題が深刻化しているアジアにおける環境対策を進展させるとともに、我が国の公害克服体験に基づく環境対策技術等を広め、アジアとも協調した環境対策技術等の実証・認証制度の構築を通じて国際標準化を推進することにより、アジアにおける「環境立国・日本」としてのリーダーシップの発揮等を図り、我が国の環境ビジネスの活性化及び国際競争力の強化を図るものである。具体的には、アジア各国と横断的なフォーラム等を開催し、特に技術の実証・認証制度の情報共有により共通認識を持つとともに、ワーキンググループにおいて各国と協調した実証・認証制度の在り方について検討する。

平成 24 年度は、今後の国際展開事業の効果的な推進に向けた検討、アジアにおける環境対策技術等の実証・認証制度の構築に向けた検討を行った。また、海外展開に資する情報のウェブサイトや講演会による発信等を実施した。平成 25 年度は、フィリピンを訪問し、環境技術実証制度を通して我が国の環境対策技術等に関する情報をフィリピン国内へ情報発信することの実現可能性について意見交換を行った。

今後は、我が国の実証制度とベトナム等で検討されている実証制度との制度間に大きな差があるため、経験や技術についての情報共有を行う。

【アジアにおける土壤汚染対策推進】（環境省）

本施策は、重金属を中心とする我が国の土壤汚染の調査・対策技術等のアジア諸国への普及や、各国の状況に応じた法体系の整備及び人材育成を併せて推進することにより、アジア諸国の環境汚染問題の解決と環境分野における我が国のプレゼンスの向上を目的とするものである。具体的には、中国における重金属汚染対策を強化するため、我が国の対策事例を収集・紹介しつつ、対策技術の指導、政策・制度の立案への協力等を実施する。

平成 24 年度は、中国において土壤を中心とする重金属汚染の現状及び課題整理を実施した。平成 25 年度は、日中合同専門家会合を 3 回開催し、訪日による我が国の先駆的事例の調査と中国国内の重金属汚染対策に係る現地指導をそれぞれ 1 回ずつ実施した。

今後は、中国における重金属汚染対策に係る政策・制度の確立に向けた技術協力をを行うとともに、周辺アジア諸国における重金属土壤汚染対策のニーズを把握し、更なる協力の可能性を検討する。

重点検討項目②：民間資金や多国間資金の積極的活用

途上国向けの資金フローは、民間資金が公的資金を大幅に上回り、公的資金の大幅な拡大が期待できない現状において、環境対策と経済・社会開発が密接になってきていることを踏まえ、民間投資のグリーン化を加速させることが重要である。

また、多国間資金（国際機関や条約に基づいて設置される基金や、世界銀行やADBなど多国間開発金融機関の資金）は、地球規模の課題や国際社会の重要な問題に関する国際協力の豊富な経験と人材、多くの現地事務所を有することによる優れた情報網を有しており、二国間援助を補完するものとして重要な役割を果たしていることから、その特性をいかした枠組みを最大限に活用するよう取り組んでいく必要があるとの観点から、以下のa）、b）の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 途上国向けの環境ビジネス推進支援やビジネス環境整備の取組
- b) 多国間資金や多国間枠組みを活用した国際協力（国連環境計画（UNEP）等）の取組

（1）環境基本計画における施策の基本的方向

我が国としては、持続可能な社会の実現に向けて自らが率先して「グリーン経済」への移行のための取組を進めるとともに、各国の社会経済の発展レベルを十分に踏まえながら、それぞれの国が「グリーン経済」へ移行していくことができるような支援を行う。その際には、相手国の10～20年先の社会経済の発展状況を予想しつつ、今後日本政府ができることと、他国や国際機関と分担すべきこととを整理しながら取り組んでいく。その上で、他ドナーとの協調、民間との連携、我が国への便益の波及等の視点から、こうした相手国とwin-winな日本型モデルの環境協力を構築していくとともに、その実施を図る。

（2）現状と取組状況

環境分野の国際協力は、政府のみならず地方公共団体、民間企業、NPO等の様々な主体の協働により成果が期待できるものであるため、国は様々なステークホルダーが有する情報を発信・共有できる体制を構築していくことが必要である。例えば、JBI、JICA、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等の公的機関、民間部門、大学・研究機関等が有している情報を官民双方で共有できるような仕組みの構築など、政府と各ステークホルダーとのコミュニケーションチャネルの強化に取り組んでいく。

また、国は、国際的な地方公共団体間の連携や、NGO・NPO間の連携など、パートナーシップの形成を支援する取組を推進する。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

a) 途上国向けの環境ビジネス推進支援やビジネス環境整備の取組

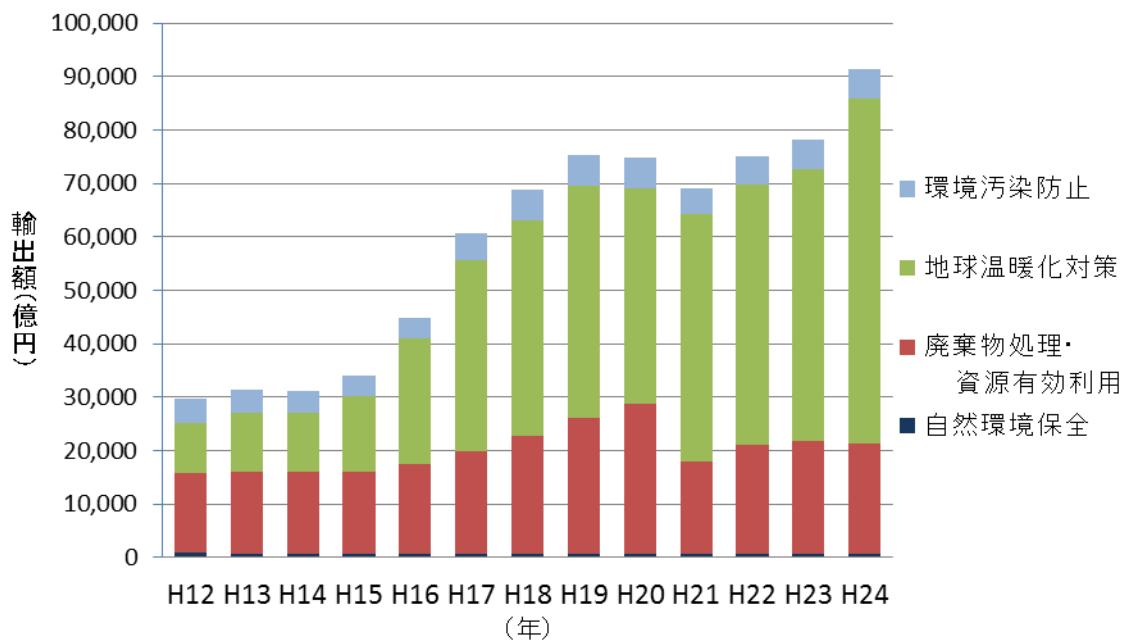
現状

途上国において、優れた環境低炭素技術等を活用した温室効果ガス排出削減事業を実施していくため、我が国ではJCMの構築を推進しているところであるが、アジアやアフリカ諸国において事業の実現可能性調査等を毎年度実施するとともに、政府間協議を着実に進め、平成25年1月のモンゴルとの二国間文書署名を皮切りに、平成26年10月末時点で12か国が署名済みとなっている。

民間企業の動きとして、我が国の環境産業の輸出額（推計）を見てみると、環境産業の輸出額の合計は、平成16年以降、大幅に増加している。特に、地球温暖化対策分野では、輸出額の大きい項目が多く含まれることから割合が大きく、増加幅も大きくなっている（図表III-2-5）。

また、海外市場向けの環境ビジネスに関する企業の意識（需要と供給の現状と見通し）では、現状では「供給超過」と考えている企業が多いものの、「需要超過」と「供給超過」の差は縮まってきており、将来的な見通しでは、「需要超過」になると回答した企業が多くなるなど、企業の海外事業に対する期待がうかがえる（図表III-2-6）。

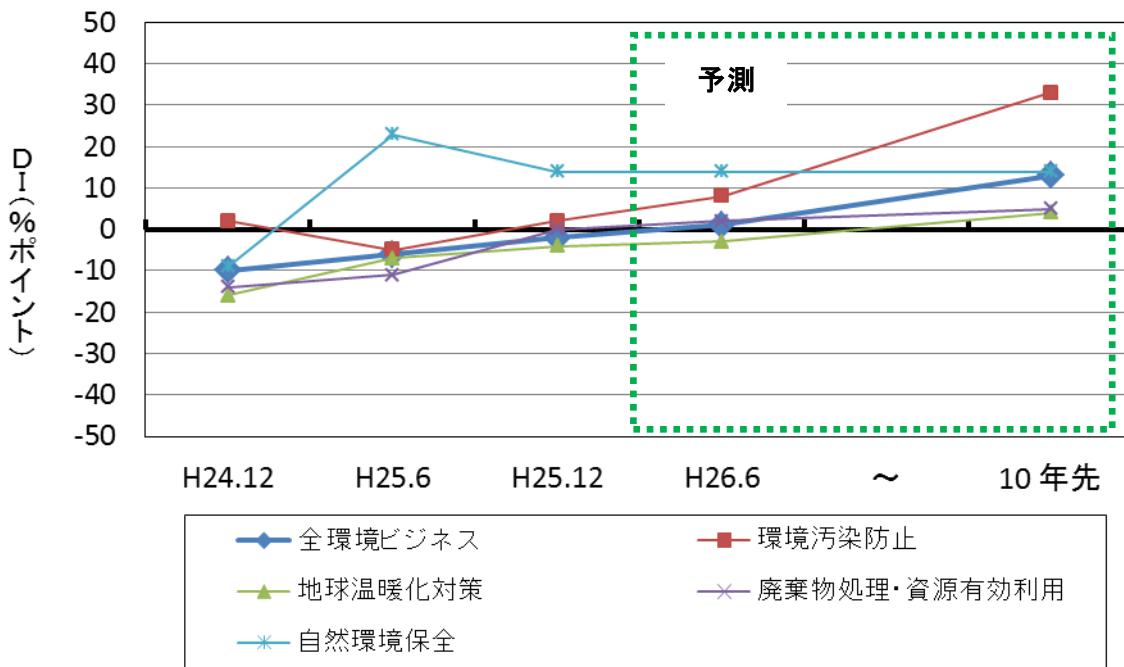
図表III-2-5. 環境産業の輸出額の推移（推計）



注 自然環境保全は、水資源利用、持続可能な農林漁業・緑化等が該当する。

出典) 環境産業市場規模検討会「環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書」

図表III－2－6. 環境ビジネスにおける海外需給D I



注1 D I : 「需要超過」 - 「供給超過」、%ポイント。

注2 全国の資本金2,000万円以上の民間企業のうち、資本金、業種別の層化無作為抽出法により選定された企業に対するアンケート調査である。

注3 海外市場向けの事業を実施している企業に対して、現在、海外事業は「需要超過」であるか、又は「供給超過」であるか、更に将来予測（見通し）についても調査を行ったものである。

注4 上記グラフの将来予測は、平成25年12月に実施した調査結果である。

注5 自然環境保全は、水資源利用、持続可能な農林漁業・緑化等が該当する。

注6 自然環境保全については、有効回答数未満であるため、D I値は参考数値である。

出典) 環境省「製品やサービスを供給する企業等への調査（供給側調査）：環境経済観測調査（環境短観）」

取組状況

【二国間オフセット・クレジット制度（JCM）の構築・実施】（外務省、経済産業省、環境省）（P22の再掲）

本施策は、途上国において、優れた低炭素技術等の普及や温室効果ガスを削減する緩和活動等の実施を通じ、我が国の温室効果ガス排出削減・吸収への貢献を定量的に評価し、我が国の排出削減目標の達成に活用するJCMを構築・実施するものである。具体的には、JCMの制度検討・運用、署名国の大拡大、署名国との合同委員会の運営、排出削減プロジェクトの実現可能性調査及び設備補助事業等に加え、MRV体制構築支援や人材育成支援、JCMに係るクレジットの管理のための登録簿の開発等を行う。

平成26年（2014年）10月末時点で、12か国（モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ）とJCMに係る二国間文書に署名しており、うち9か国（モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、パラオ）との間で合同委員会を開催し

た。平成 25 年度末時点で、経済産業省及び環境省では 31 か国 239 件の実現可能性調査等を実施したほか、平成 25 年度には 6 件の実証事業及び 8 件のクレジットの獲得を目指した設備補助事業を実施し、上記署名国を含む 17 か国におけるプロジェクト案件の発掘調査、MRV体制構築支援、人材育成支援等も実施した。加えて、平成 25 年度から JCM登録簿のシステム構築に向けた取組を実施している。さらに、JICAやNEXIと連携したJCM特別金融スキームの創設を行ったほか、JICA・ADB等の開発援助機関・金融機関が支援するプロジェクトと連携しつつ、排出削減を行うプロジェクトを支援する基金を設立した。

今後は、ACEに基づき、平成 28 年（2016 年）までに署名国を 16 か国に倍増することを目指し、関係国との協議を加速する。併せて、低炭素技術を活用したプロジェクトの形成を支援し、世界全体の温室効果ガス排出削減に貢献する。

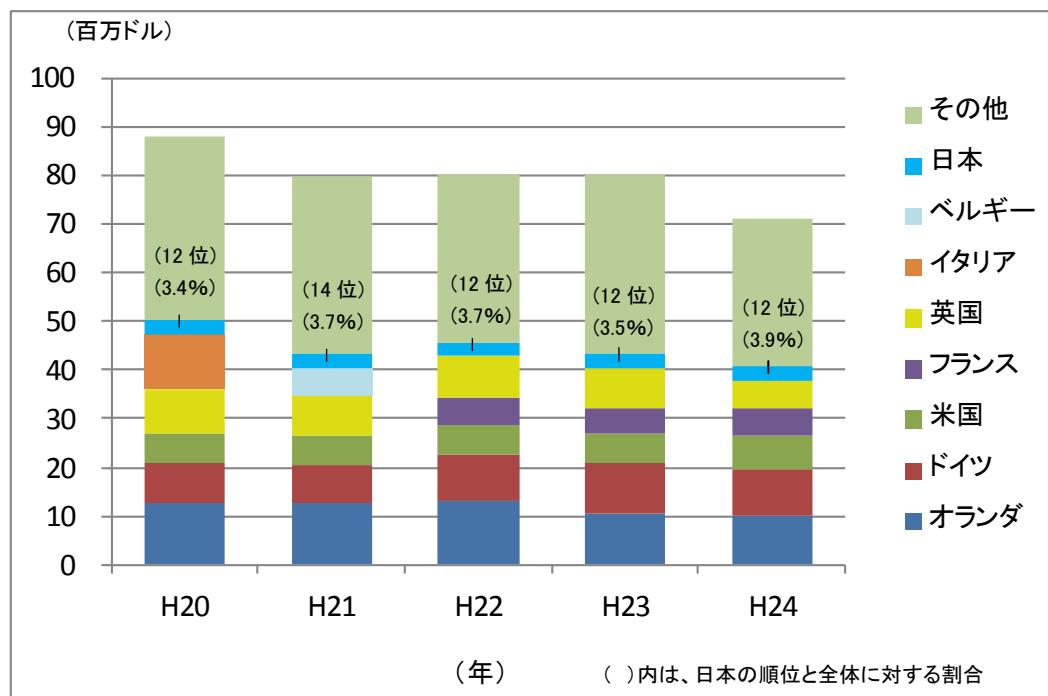
b) 多国間資金や多国間枠組みを活用した国際協力（国連環境計画（UNEP）等）の取組

現状

多国間資金や多国間枠組みを活用した国際協力の取組として、国連環境計画（UNEP）ノンイヤマーク任意拠出金を見ると、我が国の拠出金はやや減少傾向にあるが、UNEP全体の額も下がっているため、全体に占める割合は 3.4～3.9%と横ばいであり、拠出順位も 12～14 位で推移している（図表III－2－7）。他方、イヤマーク任意拠出金は増加傾向にあり、リオ+20 により強化の必要性が確認されたUNEPを我が国として引き続き支援している。

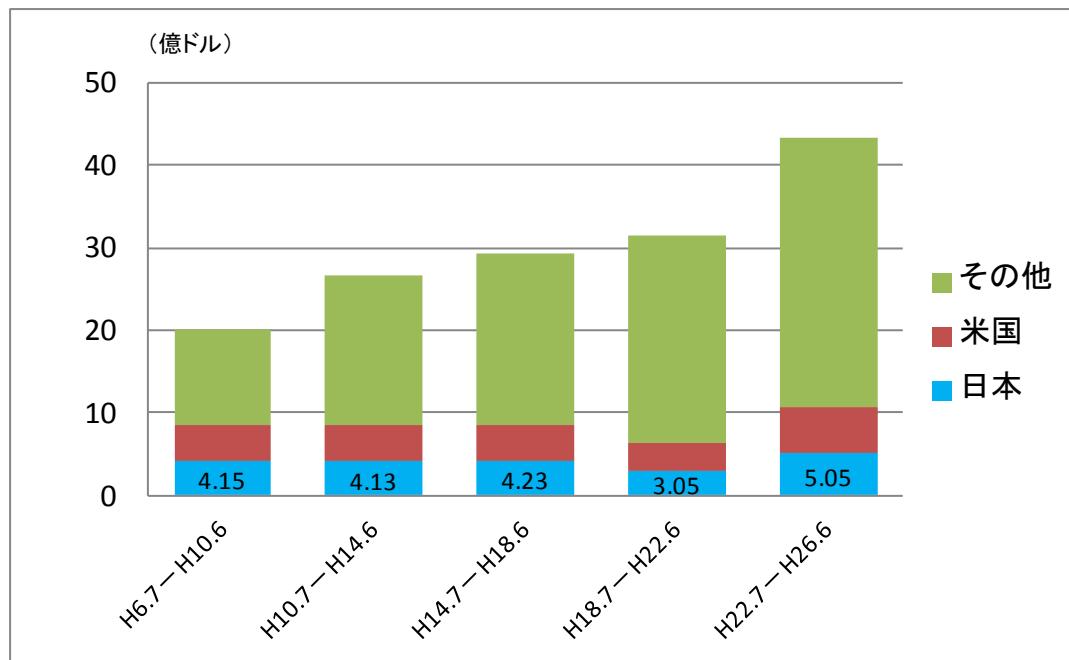
また、開発途上国で行う地球環境保全の取組を支援するために世界銀行内に設置された地球環境ファシリティ（GEF）に対する我が国の資金協力は、米国と同程度であり、4 年単位で見た場合、最近 4 年間（平成 22 年 7 月～平成 26 年 6 月）の合計額は過去最高額であった（図表III－2－8）。

図表III－2－7. 国連環境計画（U N E P）における我が国と各年の上位5か国のノンイヤマーク任意拠出金（環境基金）



出典) 外務省「国際機関への拠出・出資」より作成

図表III－2－8. 地球環境ファシリティ（G E F）への資金協力



出典) 外務省ウェブサイト「地球環境ファシリティ」より作成

取組状況

<国際連合、世界銀行等に関する取組>

【国連環境計画（ＵＮＥＰ）拠出金等】（環境省）

本施策は、国連の下に設置された、環境に関する問題を国際的かつ横断的に扱う唯一の組織であるＵＮＥＰの活動を支援することにより、世界全体での環境保全の推進に貢献するとともに、我が国の有する環境分野の知見・経験・技術等を各国と共有するものである。

○ ＵＮＥＰ本体への拠出

ＵＮＥＰの活動への資金拠出により、ＵＮＥＰによる環境政策の推進等を支援している。国連環境総会（ＵＮＥＡ）において、我が国の環境省の事務次官がビューローを務め、また、平成25年（2013年）10月に我が国とＵＮＥＰの間で第1回政策対話を開催し、同年10月に「水銀に関する水俣条約外交会議」を我が国がホストするなど、ＵＮＥＰ内での我が国の立場は向上している。

○ 持続可能な消費と生産10年計画枠組み基金への拠出

リオ+20で、持続可能な消費と生産（ＳＣＰ）に関する10年計画枠組み（10YFP）が採択された。本枠組みには、消費者情報、持続可能なライフスタイルと教育、エコツーリズム等が盛り込まれている。我が国は、平成26年度に10YFP基金に250万ドルを拠出するほか、ＵＮＥＰと連携し、世界全体としての低炭素型ライフスタイル・社会システムを確立するためのプロジェクトを開始する。

○ ＵＮＥＰ国際環境技術センター（ＵＮＥＰ／ＩＥＴＣ）への拠出

持続可能な環境管理への取組を更に強化するため、ＵＮＥＰの機関として、大阪市に設立されたＵＮＥＰ／ＩＥＴＣへの拠出を行い、主に開発途上国における環境問題の改善や環境に適正な技術の普及促進、統合的廃棄物管理等を支援している。具体的には、廃棄物管理計画に関する研修やマニュアル作成等を中国、インド、カンボジア、ミャンマー等で行っている。

○ ＵＮＥＰアジア太平洋地域事務所（ＵＮＥＰ－ＲＯＡＰ）への拠出

ＵＮＥＰ－ＲＯＡＰへ拠出を行い、アジア太平洋地域の途上国がＵＮＥＰ等の国際開発機関等を介さずに気候変動枠組条約の資金メカニズムに直接アクセスできるような能力開発、対象国の行政官等の研修を行い、国内制度の構築を進めた。

○ アジア太平洋適応ネットワーク事務局への拠出

平成26年度からアジア太平洋を中心としたアジア太平洋適応ネットワーク事務局を担うＵＮＥＰ－ＲＯＡＰ等へ拠出を行うことにより、同事務局運営を中心に世界適応ネットワークの活動を支援している。

今後は、国際機関を活用した国際協力を継続できるように努める。

【ＵＮＥＰ「持続可能な資源管理に関する国際パネル」（資源パネル）支援】（環境省）

本施策は、我が国から資源パネルに財政的支援を行い、天然資源の持続可能な利用に関する我が国の知見や関心事項を資源パネルでの議論に反映していくためのものである。資源パネルとは、世界経済の持続的発展の推進について、経済活動に投入する天然資源とそれに伴う環境負荷を極力減らす一方で、経済成長を高めていくことの重要性を国際的に議論するため、ＵＮＥＰが平成19年に設立したものである。

我が国は、平成20年度から資源パネルへの資金拠出を行い、その拠出等に基づき、「天然資源利用と環境影響の経済成長からの分離」等の11の報告書が公表され、今後も毎年複数の世界経済の持続的発展に資する報告書の公表が予定されているなど、資源パネルの活動の着実な進展に貢献している。また、資源パネルの主要テーマの一つである「物質フロー分析」の知見取りまとめにおいて、我が国の研究者が中心的な役割を果たしている。

アジアを中心とした経済成長と人口増加に伴って、世界的に廃棄物の発生量が増大し、質も多様化しており、アジアは、今後の世界の資源利用に大きな影響を与えると考えられ、ＵＮＥＰでの研究対象をよりアジアに向けさせる必要がある。今後は、資源パネルにおけるアジア出身のメンバーの増員等を通してアジアへパネルの関心を誘導していくことが課題である。

【多数国間環境条約事務局等を活用した国際協力】（外務省）

地球環境問題への対応にはグローバルな取組が必要であり、途上国による環境保護対策の実施が課題となっている。これを踏まえ、本施策は、途上国における環境保護対策のための取組等の環境問題に関する専門的知見や幅広いネットワークを有する多数国間環境条約事務局、ＵＮＥＰや国際熱帯木材機関（ＩＴＴＯ）等を支援するものである。

ＵＮＥＰの活動を支援するとともに、ＩＴＴＯや多数国間環境条約の事務局等による途上国的能力構築・技術移転等に関するプロジェクトについて、平成24年度は17件、平成25年度は13件の支援を行った。

今後は、国際機関を活用した国際協力を継続できるように努める。

【アジア諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金】（環境省）

本施策は、我が国の支援等により、アジア数か国で3R国家戦略の策定が進んでいることを踏まえ、各国の3R関連の事業形成や政策立案の促進のため、政府機関、国際援助機関、民間セクター等が参加する「アジア3R推進フォーラム」を開催するため、国連地域開発センター（ＵＮＣＲＤ）に拠出を行うものである。

平成20年（2008年）の東アジア首脳会議環境大臣会合において、我が国が設立を提唱した「アジア3R推進フォーラム」は、アジアにおける3Rの推進に向けて、幅広い関係者の協力の基盤となるものである。このフォーラムは、これまで

に5回開催され、ハイレベルによる政策対話、国際機関等との連携による3Rプロジェクト実施の促進等を進めていくことが合意されている（平成26年の第5回会合から、島嶼国の関与をより明確にするため、「アジア太平洋3R推進フォーラム」に名称変更。）。「ハノイ3R宣言」（フォーラム第4回会合）、「スラバヤ3R宣言」（同第5回会合）の採択がなされ、3Rの優先的実施のための具体的な事業形成や政策立案に向けて一定の進展が見られている。

今後も、3R関連の事業形成や政策立案を促進するため、引き続きフォーラムの開催を支援する。

【SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ実施事業】（環境省）

本施策は、自然資源の持続可能な利用と管理についての検討と実践を行うために設立されたSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの運営等に必要な費用を国連大学に拠出し、SATOYAMAイニシアティブを推進することを目的とするものである。

平成24年度は、6月にリオ+20でサイドイベントを開催し、10月の生物多様性条約第11回締約国会議（COP11）ではSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの総会、情報の共有等を目的とした公開フォーラム、及びサイドイベントを開催し、優良事例等を紹介するとともに、今後の展望について議論と情報共有を行った。国連開発計画（UNDP）に協調し、SATOYAMAイニシアティブの活動を具体化する現地活動を支援するとともにその現地活動の成果に関する知見を集約・発信するメカニズムを創設し、途上国11か国への支援を行った。平成25年度は、福井県においてSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの総会と公開フォーラムを開催し、優良事例等を紹介するとともに、今後の展望についての議論と情報共有を行った。また、UNDPと協調し、SATOYAMAイニシアティブを推進する現地活動の支援等のために新たに10か国への支援を開始するとともに、国連大学及び公益財団法人地球環境戦略研究機関と協調し、パートナー間の協働活動を促進する”Satoyama Development Mechanism”を創設し、6団体への支援を開始した。

今後は、愛知目標の達成に向けて、協働活動の促進、メンバーの拡大等により、SATOYAMAイニシアティブの活動を更に充実させる。

【地球環境ファシリティ（GEF）による開発途上国における地球環境保全支援】（財務省）

本施策は、開発途上国における地球規模の環境問題（気候変動、生物多様性、国際水域、土地劣化、オゾン層破壊、化学物質）への取組を支援するために世界銀行内に設置された信託基金であるGEFを支援するものである。GEFの投資は、他国や国際機関の投資を引き出す「触媒効果」を有しており、そのレバレッジ効果は平均約5倍であるなど、費用対効果が非常に高い。

GEFは、平成3年（1991年）の設立以来、165か国で3,600件以上のプロジェクトを実施しており、我が国は20年以上にわたって活動を支援し、平成24～25

年度に各 121 億円を拠出した。平成 26 年度は、150 億円の拠出を予定している。また、4 年に 1 回開催される総会及び 1 年に 2 回開催される評議会への出席を通じて、G E F の政策が可能な限り我が国の政策と整合的になるよう主張しているほか、G E F が支援する個別のプロジェクトについても我が国の意向が反映されるよう意見提出を行っている。

今後は、G E F が新たに取り組む予定の「統合プログラム」や「戦略 2020」が、「持続可能な開発やグリーン経済」の観点と地球環境保全の観点をより有機的に接合するものであり、我が国の政策とも整合的であることから、引き続き積極的に G E F の活動を支援する。

＜条約事務局等に関する取組＞

【水銀に関する水俣条約発効暫定期間に係る国連環境計画拠出金】（環境省）

本施策は、平成 25 年（2013 年）10 月に開催された水銀に関する水俣条約外交会議において石原環境大臣（当時）が表明した M O Y A I イニシアティブに基づき、条約発効までの間の暫定事務局である U N E P への拠出を行うものである。本拠出により、我が国の水銀対策の経験を活かし、条約の早期発効に向けた貢献をするとともに、国際的な水銀対策におけるプレゼンスを高める。

平成 25 年度補正予算において、平成 26 年 3 月に U N E P 化学物質部に 100 万ドル、U N E P / I E T C に、60 万ドルをそれぞれ拠出した。

今後は、本拠出を活用し、U N E P を通して、水銀の使用・排出実態の把握（排出インベントリー、水銀マテリアルフローの作成）、水銀を適正に管理するための国家計画等の策定、水銀の測定・管理のための人材育成のための支援等を行う。その際、支出先地域や実施プロジェクトの選定への関与を通じ、より効果的に水銀対策を推進するとともに、我が国の経済・環境に有益な資金枠組みとする。また、G E F 等との連携強化による、プロジェクト実施の効率化を図る。

【有害廃棄物等の環境上適正な管理事業等拠出金】（環境省）

本施策は、バーゼル条約の締約国として、バーゼル条約の基本的な目的である有害廃棄物等の越境移動の規制及び環境上適正な管理を目的とし、特にアジア地域での条約実施能力向上に貢献する技術的支援を行うため、バーゼル条約事務局等に拠出を行うものである。

有害廃棄物等の越境移動の規制については、我が国のリーダーシップにより、毎年、アジア各国のバーゼル条約担当官の参加を得て、「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップ」を実施している。当該ワークショップは、アジア各国における有害廃棄物等の越境移動に関する規制情報の共有や効果的にバーゼル条約を実施する上で、重要な位置付けとなっている。

有害廃棄物等の環境上適正な管理については、バーゼル条約締約国会議の決議に基づき条約の下で作成されている有害廃棄物の適正処理に関する各種技術ガイドライン（水銀廃棄物及び電気・電子機器廃棄物）の策定を支援している。また、平成 25 年（2013 年）のバーゼル条約第 11 回締約国会議（C O P 11）におい

ては、我が国がリード国となって作成した有害廃棄物等の環境上適正な管理の具体的実施のための手段や戦略を確立するための国際的なフレームワーク（E S M フレームワーク）が採択された。

今後も、条約事務局等への拠出を通じて、アジア地域等でのバーゼル条約の実施能力向上に貢献するとともに、E S M フレームワークに基づくパイロットプロジェクトへの資金援助を行うなど、有害廃棄物等の環境上適正な管理等のための支援を行う。

【生物多様性日本基金による愛知目標実施支援】（環境省）

本施策は、生物多様性条約第 10 回締約国会議（C O P 10）の議長国である我が国として、平成 32 年（2020 年）までの生物多様性に関する国際目標として、C O P 10 で採択された「愛知目標」について、途上国を対象に、達成に必要な能力の養成を目的として「生物多様性日本基金」を条約事務局に設置・資金拠出し（平成 22・23 年度に計 50 億円を拠出）、愛知目標の達成を支援するものである。

生物多様性国家戦略の改定支援等の途上国の能力養成に資する事業が条約事務局で実施されており、その際、日本基金を核として他国等からの協調支援がレバレッジされている。主要な支援対象である生物多様性国家戦略改定・策定については、これまで地域別ワークショップを 21 回開催し、700 名以上の政府担当者が参加し、条約関連会合等で多くの国から謝意が述べられたほか、C O P 11 の決定の中でも重要性が強調された。平成 25 年（2013 年）からは、個別の技術支援等を目的としたウェブサイトを創設し、よりきめ細やかに改定・策定プロセスを支援している。

今後は、愛知目標について、目標期間である平成 32 年（2020 年）までに達成できるよう、途上国への効果的な支援が実施されるように助言等を行う。

＜その他の取組＞

【日本モデル環境対策技術等の国際展開】（環境省）

本施策は、我が国の公害克服経験に基づき、「環境対策・測定技術」を「環境保全の規制体系の整備」及び「人材育成」とパッケージにした普及等によるアジアの環境問題の解決、アジア地域の環境分野におけるリーダーシップの発揮、我が国環境産業の国際競争力の強化等を目的に、平成 21～25 年度において、中国、ベトナム及びインドネシアを対象として、パッケージ施策を実現させるための共同政策研究等の事業を実施するものである。

平成 23 年 3 月にインドネシアとの間で両国環境省局長級会合を実施し、産業排水対策分野に係る協力事業の内容を盛り込んだ協議議事録（Minutes of Meeting）に署名し、粗パーム油工場の排水管理をモデルとした協力事業を実施している。平成 24 年度は、インドネシア環境省、地方政府、モデル工場担当者と共同政策研究を行い、工場への技術提案、地方政府の能力向上に資する支援、事業者の技術力向上に資するセミナー等を実施した。平成 25 年度は、共同政策研究を継続し、粗パーム油製造工場の排水対策ガイドライン作成等の取組を行ったほ

か、両国政府間会合で最終的な取りまとめを行い、水平展開のためのセミナーを実施した。

今後は、平成 25 年度が最終年度のため、平成 26 年度に政府間会合を実施し、新規協力事業を構築するための覚書を締結する予定である。また、これまでモデル事業を実施してきた粗パーム油工場のフォローアップを実施している。

今後の課題

- 「グリーン経済」を念頭においていた国際協力、とりわけ重点地域における取組について、我が国は途上国に対して多額の支援を行っている。途上国への支援を行う際は、その成果を示すなど国民に対して引き続き説明責任を果たしていくべきである。
- 政府は、関係府省等や官民で連携を図りつつ、途上国に対して引き続き総合的かつ戦略的に支援を行うべきである。例えば、技術協力等については、途上国の環境保全のみならず、我が国の環境配慮型技術の国際展開にもつながるという観点も踏まえつつ支援を行うべきである。
- JCMについて、国際会議等の場において積極的に広報を進めるとともに、相手国の意向を踏まえた同制度のメリットを示すなどして国際社会での認知度を高め、その署名を推進するべきである。また、国内での認知度の向上を図るため、ウェブサイト等で実施している情報提供を 국민に分かりやすいものに改善することが重要である。
- 国際連合等の国際機関等を通じて行う資金の拠出については、「グリーン経済」に係る国際協力の観点のみならず、支援対象国の活力を取り込むとともに、国際社会における我が国の信頼強化やプレゼンスの拡大につながることにも配慮し、戦略的に行うべきである。

3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

重点検討項目①：国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進

持続可能な社会の基盤となる国土の管理のためには、土地所有者等や行政のみならず、企業、NPO等の多様な主体が、自然や人工資本を含めた国土の有する防災、環境保全機能や社会的、経済的価値を保全し、高めるとともに、将来世代に継承していくための公的な活動に取り組むことを促進する必要があるとの観点から、以下のa)の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理（森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等）への参画促進

（1）環境基本計画における施策の基本的方向

我が国全体において、都市や農山漁村地域等の構造の見直し、環境的に持続可能な交通システムの構築や国民全体による国土の適切な維持・管理、利用を通じて、環境が適切に保存され、環境の変化にも適応できるような国土の形成と将来世代への継承に取り組む。また、このため、各地域の特性に応じ、土地所有者等、行政のみならず、地域住民、事業者、NPO、民間団体等の多様な主体における役割の認識と必要な取組への積極的な参画を促進する。

（2）現状と取組状況

国は、国全体の持続可能な国土管理に関する基本方針を策定し、また、土地所有者等による適切な管理の推進を図るとともに、多様な主体の参画を促進するための普及啓発を実施する必要がある。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

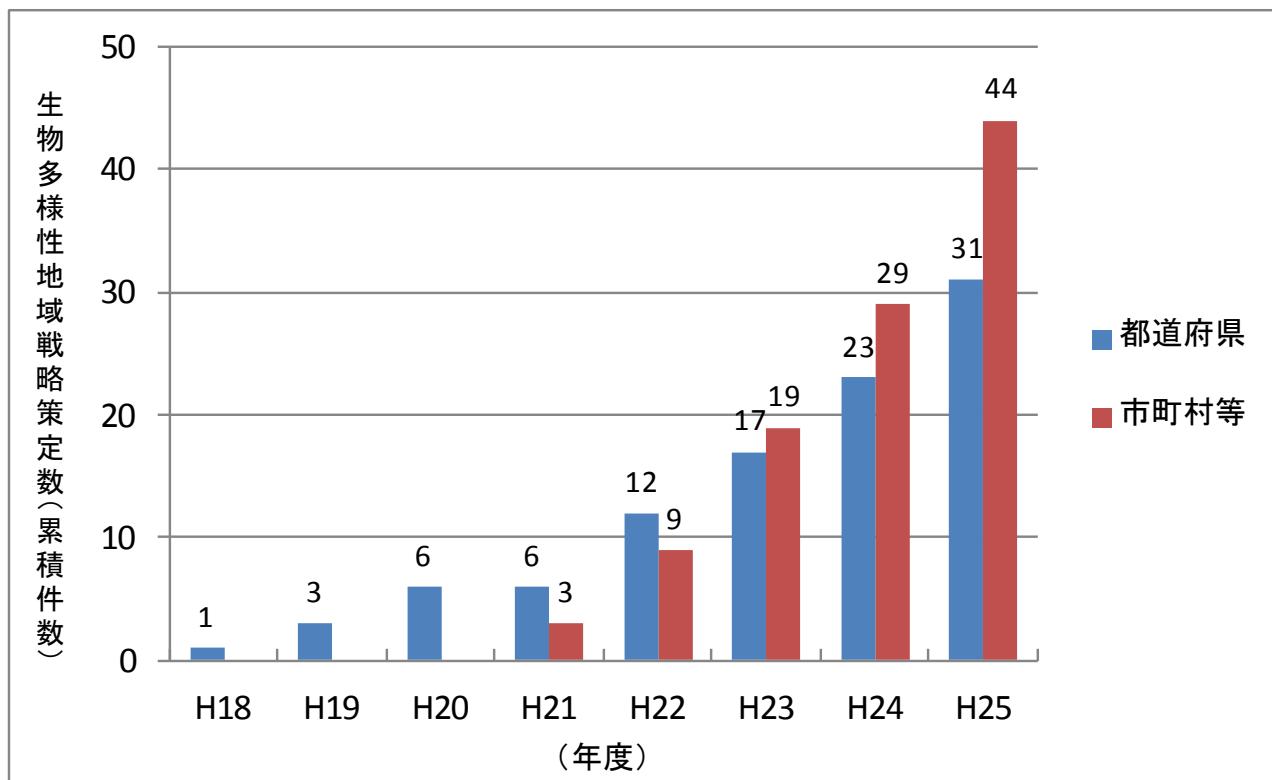
- a) 土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理（森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等）への参画促進

現状

国土管理の参画について、地方公共団体を中心とした多様な主体による参画は、

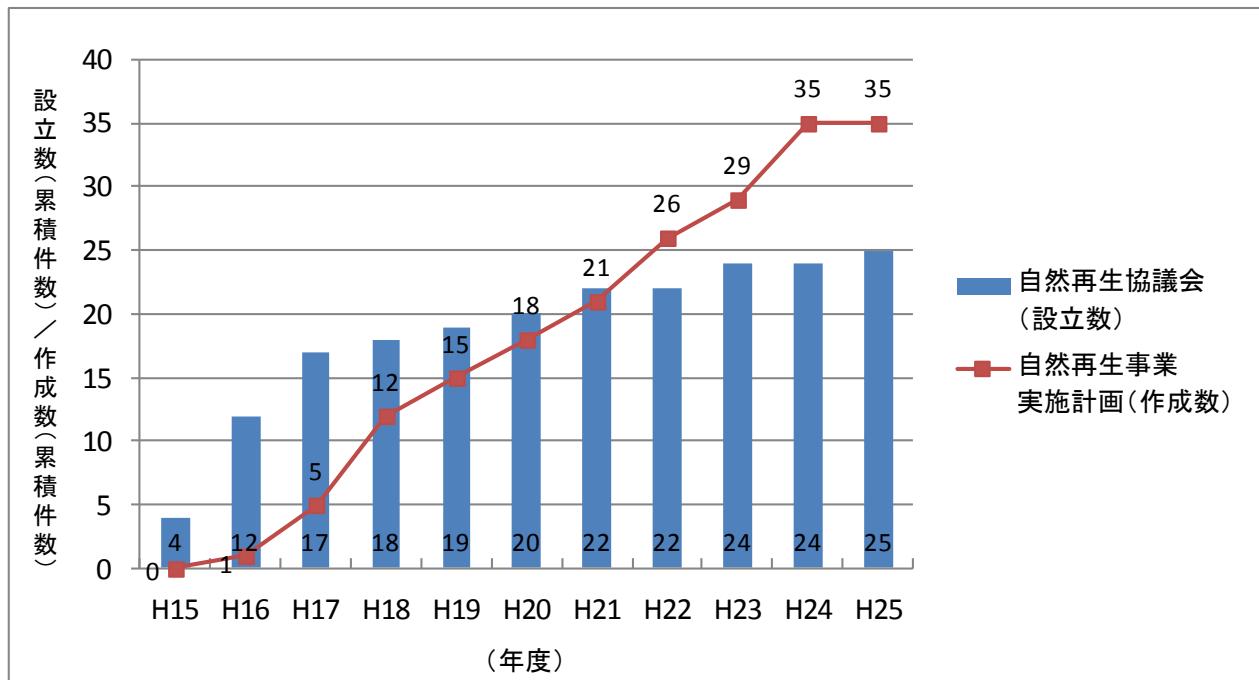
例えば、「生物多様性基本法」（平成20年法律第58号）により、都道府県及び市町村が単独で又は共同してその区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画（生物多様性地域戦略）の策定に努めなければならないこととされており、平成25年度に31都道府県、44市町村等において策定され、前年度と比較して都道府県は約1.3倍、市町村等は約1.5倍に増加している（図表III－3－1）。また、「自然再生推進法」（平成14年法律第148号）により、自然再生事業実施者が、自然再生全体構想の作成や自然再生事業実施計画の案の協議のために、地域住民、特定非営利活動法人、専門家及び土地の所有者等から組織する自然再生協議会は、平成25年度までに25件が設立され、自然再生基本方針に基づいた自然再生事業の実施計画である自然再生事業実施計画は35件が作成されている（図表III－3－2）。さらに、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」（平成22年法律第72号。以下「生物多様性地域連携促進法」という。）により、市町村が単独で又は共同して作成できることとされている、当該市町村の区域における地域連携保全活動の促進に関する計画（地域連携保全活動計画）は、平成25年度までに7件と平成24年度の1件から増加しており（図表III－3－3）、一定の進展が見られる。

図表III－3－1. 生物多様性地域戦略の策定状況



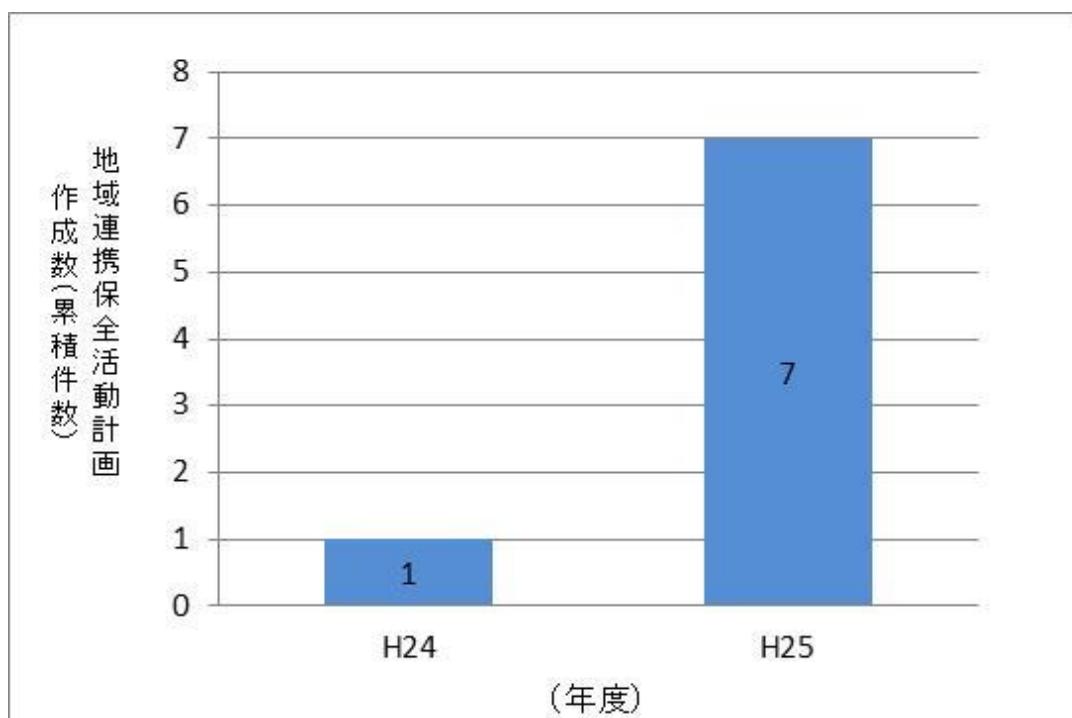
出典）環境省「平成26年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」より作成

図表III－3－2. 自然再生協議会の設立状況と自然再生事業実施計画の作成状況



出典) 環境省ウェブサイト「自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立状況一覧（全国）」
http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=24264&hou_id=17988 より作成

図表III－3－3. 地域連携保全活動計画の作成状況



出典) 環境省「平成26年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」、環境省ウェブサイト「地域連携保全活動計画について」
http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/renkeisokushin/_case/index.html より作成

取組状況

＜総合的な取組＞

【多様な主体による国土管理及び国土管理コストに関する検討調査】（国土交通省）

本施策は、人口減少や高齢化が国土管理を担う人材及び資金の確保に直接的に影響を及ぼしており、国土を健全な状態で長期的に管理していくためには、多様な主体による管理の推進が必要であることを踏まえ、その基礎情報となる多様な主体の協働と参加による管理の実態整理や管理コストの推計・試算等を行うものである。

これまでに、多様な主体により管理されている国土の実態と課題の整理、管理コストの推計・試算等を行い、多様な主体による管理の実態と管理コストを把握することができた。

今後は、国土管理に必要な資金の負担の在り方や多様な主体の協働と参加による管理の推進方策について、更なる検討を進める。

【多様な主体の連携・協働による生態系ネットワークの充実強化】（国土交通省）

本施策は、国土交通分野でこれまで取り組んできた海の再生、緑地の保全・緑化の推進、湿地の再生等による自然環境の保全・再生・創出に係る施策について、地方公共団体、企業、NPO、地元住民等多様な主体との連携・協働を更に推進することにより、生態系ネットワークの充実強化に取り組むものである。

○ 全国海の再生プロジェクト

東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾における関係省庁・地方公共団体で構成される再生推進会議を通じ、陸域からの流入負荷の削減対策、干潟や藻場の保全・再生・創出等による海域浄化対策、モニタリング等の総合的取組を推進した。

○ 東京湾再生官民連携フォーラム

フォーラム設立にあわせ、東京湾の環境への関心を喚起するイベント「東京湾大感謝祭」を開催し、東京湾再生に関する多様な関係者との連携協働を推進した。なお、本フォーラムは、平成26年3月に国連生物多様性の10年日本委員会が推奨する事業として認定されたものである。

○ 都市に残された緑地や都市近郊の比較的大規模な緑地の保全

多様な主体が参画した緑地の保全等により都市の緑地の一層の保全を推進した。

○ 地域の多様な主体（地方公共団体、市民、農業関係者等）と連携した生態系ネットワーク形成の取組

円山川におけるコウノトリの再生等の先進事例を検証し、そのノウハウを基に他地域へ展開した。まずは、千葉県野田市を始めとする関東地域において、学識者や地方公共団体首長、自然保護団体、農政局等を構成員とする「関東エコロジカルネットワーク推進協議会」を関東地方整備局が事務局となって

開催するなど、国土交通省が中心となってネットワーク形成を推進した。また、鬼怒川や天竜川において、河川管理者、地域住民、関係地方公共団体等が連携して、外来植物対策を実施した。

○ 課題の整理と方向性の検討

国内外における生態系ネットワーク形成の推進に関する最新の状況や知見を収集し、課題の整理や今後の方向性について検討を実施した。

今後は、引き続き、国土交通分野において、多様な主体との連携・協働の推進による生態系ネットワークの充実強化の取組・検討を進める。その際は、今ある良好な環境やそれを支えるインフラを維持する観点や、良好な景観形成、観光振興等の地域活性化等にも十分に留意する。

【地方公共団体の地域温室効果ガス排出抑制計画（地方公共団体実行計画：区域施策編）の策定・推進支援】（環境省）

本施策は、地方公共団体による当該地域の温室効果ガス排出抑制等の計画である地方公共団体実行計画：区域施策編（以下「実行計画」という。）の策定・推進に当たって、地域住民や事業者等の多様な主体の参加・連携の下に効果的に進められるよう、当該計画策定・推進の支援を行うものであり、以下の取組を実施している。

○ 実行計画策定マニュアルの作成

実行計画策定マニュアルとして、平成 25 年度に「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」を作成した。

○ 地方公共団体職員向けの研修の実施

地方公共団体職員向けの研修を各地方ブロック（全国 7 ブロック）ごとに、平成 24 年度は 2 回、平成 25 年度は 3 回ずつ開催した。平成 26 年度は各地方ブロック 1 回ずつ、全国を対象に 2 回開催している（11 月末現在）。

○ 削減効果の定量化ツールの作成及び試験的適用

地方公共団体の行う地域温室効果ガス排出抑制施策の効果を地域住民等に分かりやすく示すため、削減効果の定量化ツールを作成し、その試験的適用として、「住民参加による低炭素都市形成計画策定モデル事業」を平成 25 年度に 9 か所で実施した。平成 26 年度は 8 か所で実施する予定である。

○ 低炭素技術の社会実装に向けた各種実証事業の実施

低炭素技術の社会実装に向けた各種実証事業として、平成 24～25 年度に低炭素地域づくり集中支援モデル事業等を通じ、先導的低炭素技術の導入に向けた課題整理等を実施した。

○ 設備導入等の支援

実行計画上の事業の推進による低炭素地域づくり推進のため、一定の設備導入等の支援を平成 26 年度から実施する。

なお、特例市以上の地方公共団体における実行計画の策定状況は、平成 24 年度 81.8%、平成 25 年度 91.9% である。

今後は、引き続き、地方公共団体との意見交換を行う等地域との連携を密にし

つつ上記の事業を行うこと等により、低炭素地域の実現に向けた地方公共団体の取組への多様な主体による参画を進める。

【地域生物多様性保全活動支援事業】（環境省）

本施策は、地域固有の生物多様性を保全することが国土全体の生物多様性保全につながるため、地域における生物多様性の保全に関する活動を支援するものであり、以下の事業を行っている。

○ 地域生物多様性保全活動支援事業（委託事業）

生物多様性に関連する法律に基づく計画等の作成、法定計画に基づく先進的かつ効果的な取組の実証を国の委託事業として実施するものであり、平成24年度は39件、平成25年度は31件の事業を採択し、実施した。平成26年度は11件の事業を採択している（平成25年度からの継続事業のみ）。

○ 生物多様性保全推進支援事業（交付金事業）

地域の協議会が実施する、希少野生動植物の保全、外来生物による生態系への影響等の軽減・防止、生物多様性保全上重要な地域での活動など、全国的な観点から必要性の高い事業を支援するものであり、平成24年度は18件、平成25年度は23件の事業を採択し、実施した。平成26年度は27件の事業を採択している。

本施策は、平成20年度から実施し、各地域の生物多様性保全の取組に貢献しているが、平成25年度行政事業レビューの結果を踏まえ、生物多様性に関連する法律に基づく計画等の作成は地方公共団体が主体的に行うものであるとの理由から、平成26年度に委託事業を廃止した（平成25年度からの継続事業は平成26年度も実施）。

今後は、交付金事業について、支援メニューを見直し、国が優先的に対策すべき事業を対象とすることにより、事業の効果的・効率的な実施に努める。

【地域連携保全活動推進費】（環境省）

本施策は、地域における多様な主体が連携した生物多様性の保全のための活動を促進するため、活動のための体制整備が不十分な地域において、地域の特性に応じた活動を行うための情報の充実や理解の向上を図り、生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動協議会の設立への気運の醸成・支援を図るものである。また、多様な地域・空間で取り組まれている活動や、多様な主体との連携により地域の活性化につながっている活動の優良事例、協議会や支援センターの活動に関する情報を収集・分析して全国へ発信する。

平成24年度は、生物多様性地域連携促進セミナーを全国3か所で実施し、生物多様性及び生物多様性地域連携促進法に関するウェブサイトを作成した。平成25年度は、生物多様性地域連携促進法に関する情報収集、ウェブサイトの更新、地域連携保全活動を推進するアドバイザー派遣、意見交換会を行った。平成25年度からは「国連生物多様性の10年日本委員会」（UNDB-J）の生物多様性地域セミナーと併せて実施するなど、効率化を図っているところである。

今後は、生物多様性地域連携促進法に関して、具体的な取組方法が分からぬるという地方公共団体の意見が多いため、地域生物多様性保全活動支援事業を活用している地方公共団体の取組をモデルとして示すなど、全国各地での取組が進むよう情報提供に努める。

【「国連生物多様性の 10 年」*推進事業】（環境省）

本施策は、国内のあらゆるセクターと地域が参画・連携し、継続的に取り組んでいくことが必須であるため、国内の主要なセクターの参画を得た U N D B — J を設立し、各セクターの取組やセクター間の連携を促進するとともに、各取組の進捗状況を評価・検証し、国内外に発信することで、平成 32 年までの生物多様性に関する目標として生物多様性条約第 10 回締約国会議（C O P 10）で採択された愛知目標の実現を着実に推進していくものである。

平成 23 年 9 月から、U N D B — J の活動等を通じ、各セクター間の連携を促進しつつ、各年度においてトピックとなるテーマに関する事業を実施・促進している。平成 24 年度は、生物多様性条約第 11 回締約国会議（C O P 11）において、「国連生物多様性の 10 年」や生物多様性に関する我が国の取組を発信した。平成 25 年度は、兵庫県豊岡市で全国ミーティングを開催したほか、全国 3 か所において地域セミナーを開催した。このほか、普及啓発に資する推薦図書の選定、事業の認定、イベント等への出展を行うなど、活動が拡大の傾向にある。

今後は、各セクターの取組・成果が整理されておらず、各セクターの目指す姿・ビジョンが不明確、目玉事業の不足等の課題があるため、平成 27 年度の中間評価に向けて、これまでの事業を評価するとともに、今後の事業の見直し等を行う。

* 國際連合では、愛知目標の実現に向けた取組を強化するため、平成 23 年（2011 年）から平成 32 年（2020 年）までの 10 年間を「国連生物多様性の 10 年」と定めている。

＜里地里山等に関する取組＞

【里地里山保全活動支援業務】（環境省）

本施策は、里地里山の保全活用の促進を図るため、N P O 、ボランティア等の活動団体等を主たる対象として、専門家を交え実践的な保全再生計画づくりや作業技術の向上等の技術研修会を開催し、保全活動における課題や技術的方策を整理し、情報発信等を行うものである。

平成 24～25 年度とともに、技術研修会を全国 5 か所で実施した。また、里地里山保全活用に関するウェブサイトにおいて、研修会の結果及び保全活動に係る課題や解決のための手法、効果的かつ持続的な取組のための方策等の情報発信を行った。平成 19 年度から技術研修会を実施し、その結果、開催地における保全活動について、参加者の増加、取組面積の拡大、新たなテーマ活動の開始、他団体との連携等の一定の効果が得られたこと、さらには研修会の成果として取りまとめた保全活動における課題や課題解決のための技術的方策について、研修会を開始した平成 19 年度以降、100 程度の事例を収集することができたことから、平成 25 年

度をもって終了した。

今後は、活動団体や活動場所の紹介や生態系管理等に関する専門家等の人材の登録・紹介を引き続きウェブサイト上で実施するとともに、技術研修会の成果として取りまとめた技術の方策についても情報発信し、地域での保全活動への参加者数の増加や、地方公共団体や大学・研究機関等の新たな連携・協力の開始、取組の認知度向上等を図る。

【森林山村多面的機能発揮対策】（農林水産省）

本施策は、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化等により、地域住民と森林との関係が希薄化しているため、森林の有する多面的機能の発揮、山村地域の活性化に向け、山村における地域活動に対する支援を実施し、地域の実情に応じた支援策を充実・強化するため、平成25年度から実施している。

交付金事業により約970の活動組織の活動計画を採択し、各地域において森林整備、森林資源の利活用、森林環境教育等が実施され、地域住民等による森林整備等の活性化につながっている。

今後は、更なる活動組織の増加を図る必要があることから、優良事例の紹介を行うとともに、新たに森林施業技術向上に向けた技術指導等の研修活動を支援する。

【協定締結による国民参加の森林づくり】（農林水産省）

本施策は、豊かな自然環境を有する国有林野において、協定の締結により継続的に多様な活動が展開できる場を積極的に提供し、多様な森林整備や保全活動の要請に対応した国民参加の森林づくりの推進に寄与するものである。具体的には、活動の目的に応じ、森林管理署長等が多様な主体と協定を締結し、活動の場を提供するものである。

平成11年度から施策を実施し、平成24年度末で、ボランティア団体等が自主的な森林づくり活動を行う「ふれあいの森」は140か所、企業等が社会貢献活動を目的とした森林づくり活動を行う「社会貢献の森」は113か所、地域の協議会等が木の文化を後世に継承していくための森林づくり活動を行う「木の文化を支える森」は25か所、学校等が森林環境教育の推進を目的とした森林教室や体験活動を行う「遊々の森」は173か所、民間団体等が森林保全を目的とした森林パトロールや美化活動を行う「多様な活動の森」40か所、民間団体等がそれぞれの地域や森林の特色をいかした森林管理の実施を目的とした森林整備・保全活動を行う「モデルプロジェクトの森」20か所を設定している。

今後は、NPOや企業等の多様な主体による植栽、保育等の森林整備や保全活動が行われていることを踏まえ、引き続き活動の場を積極的に提供する。

【農地・水保全管理支払交付金】（農林水産省）

本施策は、農地・農業用水等の資源について、過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となってきたこと等から、農家・非農家を問わず地域共同による農地・農業用水等の資源や農村環境の保全活動及び農業用用・排水路等施設の長寿命化等の取組を支援することにより、地域主体の保全管理の取組を強化し、農地・農業用水等の適切な保全等を図るものである。

平成 24 年度は、全国 1,241 市町村において、18,662 の活動組織が約 146 万 ha の農地を対象に活動を実施した。平成 25 年度は、全国 1,198 市町村において、19,018 の活動組織が約 147 万 ha の農地を対象に活動を実施した。これにより、約 30 万 km の水路、約 17 万 km の農道、約 3 万か所のため池について、施設の機能を維持した。また、平成 25 年 3 月に活動組織へのアンケート調査を実施した。

今後は、平成 26 年度に新たに創設された「多面的機能支払交付金」において、本交付金の支援内容を引き続き実施する。

<都市に関する取組>

【集約型都市構造の実現】（国土交通省）

本施策は、都市計画制度による都市機能の適正な立地の確保、都市機能（居住、公共公益施設、商業等）のまちなかへの集積促進、公共交通を中心とした都市・地域総合交通戦略の推進、低炭素まちづくり計画に基づく都市機能集約化や公共交通利用促進等の施策の推進を図るものである。

これまでに、都市計画制度による大規模集客施設等の都市機能の適正な立地を確保するとともに、都市機能のまちなかへの集積促進、都市・地域総合交通戦略の策定・推進を行うことで、集約型都市構造の実現に向けた取組を推進した。また、関係団体に対し、先進的な取組事例や支援策の情報提供等、環境モデル都市の取組の支援を行った。

今後は、引き続き集約型都市構造の実現に向け、都市計画制度による都市機能の適正な立地を確保するとともに、都市機能（居住、公共公益施設、商業等）のまちなかへの集積促進、都市・地域総合交通戦略を策定・推進する。

<環境的に持続可能な交通システム等に関する取組>

【環境的に持続可能な交通（E S T）の普及展開】（警察庁、国土交通省、環境省）

本施策は、環境的に持続可能な交通（E S T：Environmentally Sustainable Transport）の推進を自発的に目指す地域に対し、平成 16 年度から平成 18 年度にかけて実施した E S T モデル事業の成果を情報提供するとともに、地域における E S T の普及推進のため、セミナー等の開催やフォーラム等の後援を行うものである。

平成 22 年度から、モデル事業の成果及びその分析・検証結果をデータベース化し、ウェブサイトに掲載している。また、「地方 E S T 創発セミナー」を平成 24

年度に3地域、平成25年度に4地域、「地域の交通環境対策推進者養成研修会」を平成24年度と平成25年度に1地域ずつ開催したほか、「EST交通環境大賞」及び「EST普及推進フォーラム」への後援を継続して行った。モデル事業実施期間以降も多くの地方公共団体等が継続して取り組むとともに、新たに取組を開始した例も見られており、本取組は効果を発揮している。

今後は、引き続き、モデル事業の成果及びその分析・検証結果を情報提供するとともに、セミナー等の開催やフォーラム等の後援を通じ、ESTの普及推進を図る。

重点検討項目②：環境配慮の促進のための環境影響評価制度の充実・強化

持続可能な社会の実現に向けては、事業の位置・規模等の検討を行う段階よりも上位の計画及び政策の策定や実施に環境配慮を組み込むための戦略的環境アセスメントの制度化に向けた検討を行う必要がある。

また、配慮書手続の導入を受けた「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）の手続全体の適切かつ効果的な運用のため、再生可能エネルギー導入に際しての環境影響評価手続に必要な環境基礎情報の提供等の情報基盤の整備や必要な人材育成が重要である。

このような観点から、以下のa)、b)の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) より上位の戦略的環境アセスメントの制度化に向けた取組
- b) 環境影響評価制度の着実な運用と環境影響評価の技術手法の研究・開発の取組及び将来的な対象事業や自主的な環境配慮の取組についての調査・検討の取組

（1）環境基本計画における施策の基本的方向

持続可能な社会の実現に向け、事業の位置・規模等の検討を行う段階よりも上位の計画及び政策の策定や実施に環境配慮を組み込むための戦略的環境アセスメントの制度化に向けた検討を行う。また、諸外国での制度や運用実態の情報収集を行い、我が国に即した制度の構築を進める。

配慮書手続等を含めた環境影響評価法の適切かつ効果的な運用のため、再生可能エネルギー導入に際しての環境影響評価手続に必要な環境基礎情報の提供など、情報基盤の整備を進めるとともに、必要な人材育成に取り組む。環境影響評価法の対象外である事業についても、必要に応じて、事業の計画・実施に際しての環境配慮を促進させる方策を検討する。

（2）現状と取組状況

国は、事業者等に対して制度の趣旨を含めた情報提供、技術的支援及び理解向上に努め、環境影響評価法に基づく取組を促進する必要がある。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

- a) より上位の戦略的環境アセスメントの制度化に向けた取組

現状

平成23年4月に環境影響評価法の一部が改正され、事業の位置・規模等の検討段

階から、環境の保全のために配慮すべき事項を検討する計画段階環境配慮書（配慮書）手続が導入された。平成25年4月1日の改正法施行後から平成26年3月31日までの1年間に経過措置案件を含め11事業において配慮書手続が開始された。一方、環境影響評価法の一部が改正された際の衆議院環境委員会の附帯決議（平成23年4月19日）等において、既に諸外国で導入されている、位置・規模等の検討段階よりもより上位の計画や政策の検討段階における戦略的環境アセスメント（SEA：Strategic Environmental Assessment）の制度化に向けた検討を行うことが求められた。

このような状況を踏まえ、今後、配慮書手続の実態や諸外国での事例等を踏まえて、SEAの制度化に向けた取組を進めることとしている。

取組状況

【戦略的環境アセスメント（SEA）に関する取組】（環境省）

本施策は、諸外国におけるSEAに関する制度の把握等の検討に必要な情報の収集・整理を進めるとともに、SEAについて検討を行うものである。

これまで、諸外国（アメリカ、欧州等）におけるSEAの導入状況、環境影響評価とSEAの法体系、計画策定プロセスとの関係性等や、地方公共団体の一般廃棄物処理基本計画、都市計画マスターplan等の制度・計画における環境配慮の事例を調査した。

今後は、将来我が国でSEA制度を導入する場合において、他の法体系で作成が義務付けられている計画等と環境影響評価の関係をどのように整理するか等について、引き続き整理・検討する。また、配慮書手続等の実績や諸外国の取組等を参考にしつつ、国や地方公共団体における政策形成の実態を踏まえたSEAについて、配慮書手続の活用状況も踏まえつつ、引き続き検討を行う。

b) 環境影響評価制度の着実な運用と環境影響評価の技術手法の研究・開発の取組及び将来的な対象事業や自主的な環境配慮の取組についての調査・検討の取組

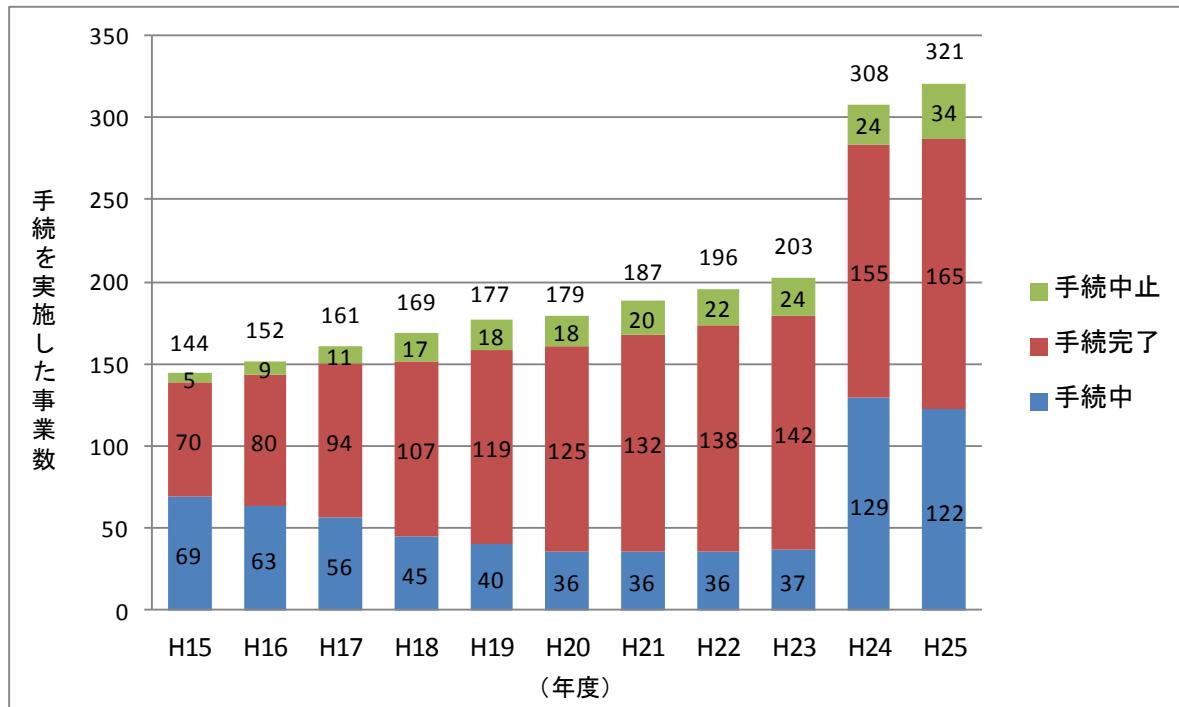
現状

環境影響評価法により、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立・干拓、土地区画整理事業等の開発事業のうち、規模が大きく、環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響評価の手続を実施することが義務付けられている。同法に基づいて手続を実施した事業は、平成24年10月の政令改正で風力発電所が対象事業に追加されたこともあり、平成24年度に大幅に増加し、平成26年3月末時点で計321件である。そのうち、平成25年度に新たに手続を開始したのは13件、手続を完了したのは10件、手続を中止したのは10件である（図表III-3-4）。

また、地方公共団体では、47都道府県及び17市において、環境影響評価に関する条例が制定されており、方法書手続や準備書手続等が設けられるなど、環境影響評価

法とほぼ同様の手続を規定している。配慮書手続についても、条例又は要綱において順次導入され、平成 26 年 3 月 31 日現在で、17 都道府県、11 市で導入されている。

図表III－3－4. 環境影響評価法に基づき実施された環境影響評価の施行状況



出典) 環境省「平成 16 年版環境白書」～「平成 18 年版環境白書」、「平成 19 年版環境・循環型社会白書」～「平成 20 年版環境・循環型社会白書」、「平成 21 年版環境・循環型社会・生物多様性白書」～「平成 26 年版環境・循環型社会・生物多様性白書」より作成

取組状況

【環境影響評価制度の着実な運用に関する取組】（環境省）

本施策は、環境影響評価法の対象事業について、平成 23 年 4 月の同法改正に伴う対応も含め、事業の実情に即して環境影響評価制度を柔軟に運用しつつ、同法による環境保全に十全を期していくものである。

- 配慮書手続や報告書の公表手続等（平成 25 年 4 月施行）

配慮書手續や報告書の公表手續等の着実な施行により、事業に対する適正な環境配慮の確保をより一層進めてきた。

- 環境影響評価図書のインターネットによる公表（平成 24 年 4 月施行）

事業者が環境影響評価図書をインターネットに公表する際に留意すべき事項を整理した「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方（平成 24 年 3 月）」を取りまとめ、周知した。

- 情報基盤の整備

環境影響評価に必要な情報が、一般国民、事業者及び地方公共団体職員等に広く活用されるよう、「環境影響評価情報支援ネットワーク」において、情報基盤の整備を進めてきた。

○ 実務関係者を対象とした研修

環境影響評価についての知識及び技術力の向上を図るため、事業者、環境コンサルタント、地方公共団体職員等の実務関係者を対象とした研修を全国各地で実施した。

○ 災害復旧事業

防災上の観点から緊急に事業を行う必要のあるものについて、人命に直接関わる問題であることから、環境影響評価法第 52 条第 2 項に基づき、環境影響評価法の手続の実施に関する規定が適用除外される。この適用除外規定の対象となる災害復旧事業（①東日本大震災により原形に復旧することができなくなった自社の発電設備の電気供給力を補うために、東京電力株式会社及び東北電力株式会社が行う発電設備の設置等の事業、②被災市街地復興推進地域で行われる土地区画整理事業）について、環境影響評価手続は不要になるものの、事業の実施による環境への負荷を可能な限り低減し、環境保全について適切な配慮がなされるよう、関係省庁と連携して、技術的助言を発出する等により、事業者の自主的な取組を促した。

○ 「東日本大震災復興特別区域法」（平成 23 年法律第 122 号。平成 23 年 12 月 26 日施行。）

東日本大震災復興特別区域法において、手続期間の短縮を図りつつ、適切な環境保全の配慮を確保するため、復興整備計画に復興整備事業として位置付けられた土地区画整理事業又は鉄道並びに軌道の建設及び改良の事業について、手続を一段階に集約した環境影響評価法の特例措置を規定し、同規定に基づいた計画の検討・事業の実施が進められている（平成 25 年度末において 2 事業について実施（土地区画整理事業、鉄道））。

○ 環境影響評価の迅速化

環境負荷の低減が図られる火力発電所の改善リプレースや再生可能エネルギー導入推進のための風力・地熱発電に関する環境影響評価の手続において、経済産業省や地方公共団体と協力しながら、従来 3 年程度かかるとされている手続期間を、前者については最短 1 年強、後者については半減を目指し、取り組んだ。

また、質が高く効率的な環境影響評価を促進するため、風力発電等に係る環境影響評価を事業者が実施する際に活用できる基礎的な情報を収集・提供する「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」に取り組んだ（P55 に後述）。

○ 火力発電所に係る環境アセスメントの明確化

火力発電所に係る環境アセスメントにおける CO₂ の取扱いについては、適切な環境保全が図られるよう「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議の取りまとめ」（平成 25 年 4 月経済産業省・環境省）を取りまとめた。

今後は、引き続き、環境影響評価制度の着実な運用を行う。また、東日本大震災の経験を踏まえ、環境影響評価法第 52 条第 2 項の対象となった事業や復興特区法における特例措置の対象となった事業について、情報収集・分析を行い、「大

規模災害からの復興に関する法律」（平成 25 年法律第 55 号）の成立も踏まえつつ、大規模災害が発生した場合の迅速な復興と環境保全の両立を図る環境影響評価における方策について検討する。

【環境影響評価の技術的手法の研究・開発等の取組】（環境省）

本施策は、環境影響評価法の改正により配慮書手続が導入されたことを受け、同法に基づく基本的事項や主務省令を改正するとともに、技術的手法に関するガイドの作成・見直しを行い、その成果の普及を図るものである。

平成 24 年度は、配慮書手続の導入を受け、環境影響評価法に基づく基本的事項及び主務省令を改正するとともに、事業者の参考となるよう、配慮書手続に関する技術ガイドを作成した。また、平成 25 年度は、配慮書手続の施行以前にすでに作成されていた方法書手続以降の技術ガイドについても、配慮書手続の施行を踏まえた見直しを行えるよう、調査・予測・評価の技術的手法について情報収集を行った。

今後は、適切な環境影響評価が行われるよう、知見の蓄積を図り、環境影響評価の技術的手法の研究・開発や見直しを行い、その成果の普及に努めることにより、環境影響評価に必要な技術の向上を図る。

【環境影響評価法対象外事業における環境配慮の促進】（環境省）

本施策は、環境影響評価法の対象外である事業についても、事業の計画・実施に際しての環境配慮が促進される方策を検討するものである。

○ 環境影響評価法対象外事業における環境影響等の把握

中央環境審議会答申（平成 22 年 2 月 22 日）において、将来的に実施が見込まれる事業のうち、規模が大きく環境影響の程度が著しいと考えられる事業について、国の関与の下に、何らかの形で環境影響評価を行う仕組みの検討が必要とされ、継続的に情報の収集を行ってきた。

○ 自主的な環境配慮の促進

環境影響評価法や地方公共団体の環境影響評価条例の対象とはならない事業について、事業者による適切で自主的な環境配慮の在り方を検討するとともに、自主的環境配慮を促進するため、事例集を作成することとし、今後の作業方針について検討した。

今後は、中央環境審議会答申で指摘された事業について、現時点で実証試験等の段階にあることから、知見を蓄積し、実用化の状況を見た上で環境影響評価法による措置の必要性について検討するとともに、法対象となっていない事業についても情報の収集に努め、必要に応じて環境影響評価法による措置の必要性について検討する。

また、自主的な環境配慮の取組や住民との情報交流等に関する事例集を作成し、環境配慮の取組に活用されるよう周知するとともに、国内において自主的な環境配慮の取組が促進される方策について引き続き検討する。

【風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業】（環境省）

本施策は、低炭素社会の構築に貢献し、かつ、自立分散型で災害にも強い風力発電や地熱発電等（以下「風力発電等」という。）の再生可能エネルギーの大幅な導入拡大が求められていることから、風力発電等に係る環境影響評価を実施する際に活用できる基礎的な情報を体系的に収集し公表することで、質の高い環境影響評価を効率的に実施するための条件整備を行うものである。

風力発電等の適地と考えられる地域の中から、事業により著しい影響を受けるおそれがある自然環境が既存情報等で確認されていない地区を、地方公共団体と連携の上、モデル地区として選定し、当該地区において環境基礎情報を調査、収集している。平成24年度に10地区、平成25年度に34地区を選定しており、平成26年度は35地区（平成25年度からの継続地区18を含む。）をモデル地区として選定する。

また、モデル地区の調査結果や、全国の既存の自然環境等の情報をG I Sデータに加工するとともに、検索、閲覧等ができるよう「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」を構築し、平成26年5月から運用を開始した。

今後は、引き続き、質の高い環境影響評価を効率的に実施できる条件整備を行い、風力発電等の早期大規模導入に資することに努める。特に、「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」については、環境影響評価の手続の各段階において、あらゆる関係者が、利用しやすいように内容を充実させるとともに、定期的に最新情報への更新を行う。

(参考 持続可能な地域づくりのための地域資源の活用及び地域間の交流の好事例)

中央環境審議会総合政策部会では、第四次環境基本計画の進捗に係る点検の一環として、平成 26 年 7 月及び 8 月に、東北、近畿、九州の 3 ブロックにおいて地域づくりに関する以下のような取組を把握した。

東北ブロック

- エネルギー消費抑制、快適に暮らせる仕組み、自然との融合、災害に強い都市基盤の 4 つのコンセプトを基に、エネルギー・マネジメントサービス、地域コミュニティの形成の推進を行う取組（国際航業株式会社）
- 三陸復興国立公園及びみちのく潮風トレイルにおける、管理運営計画への町民の参画など、行政と地域の個人・団体が協働で行う取組（青森県階上町）
- 復興エコツーリズム推進モデル事業の一つとして、福島県相馬市において、地元の観光旅館組合が主体となって行うエコツーリズム推進の取組（公益財団法人日本交通公社）
- 三陸ジオパーク及び三陸復興国立公園が連携し、漁師のガイドによる体験型ツアーの実施、研修によるガイドの養成等を行う取組（三陸ジオパーク推進協議会）

近畿ブロック

- 龍谷大学敷地内の里山「龍谷の森」における、市民・大学・行政のパートナーシップによる協働型里山管理の取組（龍谷大学）
- 森のエネルギー地産地消実験事業等の実施、ペレットストーブの普及啓発、木の駅プロジェクト等の取組（兵庫県篠山市、NPO 法人バイオマス丹波篠山）
- 「サントリー天然水の森」における、良質な地下水の持続可能な利用を図るために調査研究、拡大竹林の間伐等の取組（サントリーホールディングス株式会社）

九州ブロック

- 温泉事業者を中心に地域の多くの組織等が温泉発電によって地域活性化を図り、地域課題を解決しようとする取組（一般社団法人小浜温泉エネルギー）
- 地域の一般市民、学生、企業等とともに、定期的な竹の伐採等により竹林を整備する里山保全活動の取組（NPO 法人北九州ビオトープ・ネットワーク研究会）
- 日本の草原面積の約半分を占める阿蘇地域において、草原を維持するために組織的に行われている野焼き作業の取組（公益財団法人阿蘇グリーンストック）
- 「福岡県環境総合ビジョン」で設定されている 7 つの柱（低炭素社会の構築、循環型社会の構築、自然共生社会の構築、健康で快適に暮らせる生活環境の確保、国際環境協力の推進、よりよい環境を実現するための地域づくり・人づくり、環境負荷を低減する技術・産業の振興）に基づく取組（福岡県）

今後の課題

- 国土管理への参画促進に関する各府省の取組の中に一定の成果を上げているものが見られることは評価できるが、事業者やNPO等の多様な主体の取組が他にも多く存在することを踏まえ、これら多様な主体の連携強化を図り、その創意工夫をいかすことができるよう国の取組を進める必要がある。
- 多様な主体が参画した国土の管理を推進するためには、適切な国土管理に資する自然分野の知識や継続的な活動に資する組織運営等の経験・ノウハウ等を有する有識者も含めて、多様な主体が参画した組織を地域においてつくることが重要となる場合もあることから、国は、円滑な組織づくりや継続的な組織活動の実施のための支援の充実を図るべきである。
- 環境負荷低減に資する集約型都市を地域の特性に応じた形で推進するに当たっては、都市や地域に関する諸施策の調和・連携が図られるように総合的に推進するとともに、都市のスプロール化が発生し又は進展している地域が見られることを踏まえ、スプロール化を防止する施策についても併せて講じていくことが重要である。
- 事業者の事業活動は、国土というインフラや自然環境の恵みの上に成り立っていることに鑑み、事業者は、持続可能な事業活動という観点から、自然環境の保全とその利用を継続的なものとするために、これを事業活動の一環として位置付け、取り組んでいくことが重要であり、先進的な取組を評価・支援すべきである。
- 環境影響評価制度については、事業計画や事業活動における環境保全についての適正な配慮を確保するという目的を踏まえ、国は、環境影響評価に関し収集・蓄積した情報を事業者や地方公共団体等に提供することにより、環境配慮が円滑に進められるようこれまでどおり情報基盤の整備に取り組むべきである。
- 地方公共団体によっては、当該地域内において行われる事業が少ない等の理由で、環境影響評価に関わる機会が少ない地方公共団体もあることに留意し、国は、環境影響評価に係る事例を地方公共団体に提供する取組を継続していくべきである。

4. 地球温暖化に関する取組

重点検討項目①：国内における温室効果ガス削減の取組

我が国は、京都議定書第一約束期間（平成 20～24 年度（2008～2012 年度））において、基準年（原則として平成 2 年（1990 年））比 6 % の温室効果ガスを削減することとされており、その約束の確実な達成に向けた取組を行ってきた。また、平成 25 年度（2013 年度）以降の対策として、京都議定書目標達成計画に掲げた取組と同等以上の取組を進めることとし、平成 32 年度（2020 年度）の温室効果ガス排出削減目標については、平成 25 年（2013 年）11 月に、現時点での目標として平成 17 年度（2005 年度）比で 3.8 % 削減とすることを国連に登録した※。平成 25 年（2013 年）12 月に国連気候変動枠組条約事務局に提出した第 1 回隔年報告書において、平成 32 年度（2020 年度）の削減目標達成に向けたエネルギー起源 CO₂ の排出削減、それ以外の温室効果ガスの排出削減及び森林等の吸収源に関する対策・施策をまとめ、その実施に向けて着実に取組を進めているところ。このような観点から、以下の a) から c) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

※ 原子力発電の活用の在り方を含めたエネルギー政策及びエネルギー믹스が検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後、エネルギー政策やエネルギー ミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしている。

- a) エネルギー起源 CO₂ の排出削減対策
- b) エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガス（非エネルギー起源 CO₂、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等 4 ガス）の排出削減対策
- c) 森林等の吸収源対策

（1）環境基本計画における施策の基本的方向

- 我が国の温室効果ガス排出量の約 9 割がエネルギー起源であることから、効率性を確保しながら、安全で環境に優しく、エネルギーセキュリティも確保できるエネルギー構造の再構築のためのエネルギー政策の見直しと表裏一体で地球温暖化対策の検討を進めていく必要がある。
- エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスについては、特に地球温暖化係数が大きく、モントリオール議定書に基づき生産・消費の削減が進められているオゾン層破壊物質からの代替が進むことにより排出量の増加が予想されるハイドロフルオロカーボン（HFCs）をはじめとする代替フロン等の対策の検討を進めていく必要がある。
- 地球温暖化対策に関する取組を進めていく際には、水環境保全等の多面的機能を維持・向上させるなど対策の相乗効果が発揮される森林等の吸収源対策などを推進していく必要がある。
- 再生可能エネルギー等の分散型エネルギーシステムの普及と生物多様性の保全及

び持続可能な利用との関係、省エネルギー機器の普及促進と廃棄物の発生抑制の推進との関係など短期的・局所的にはトレードオフの関係となりうる施策を両立させ、課題を克服していく必要もある。

- 長期的、継続的な温室効果ガスの排出削減等に向けて、科学的知見の一層の充実や人材育成・活用等、持続可能な社会を目指した低炭素社会の姿の検討・提示を行う。
- 中長期的な国内対策として、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入拡大、化石燃料の環境調和型利用等によるエネルギー需給構造の改革、地域主導での低炭素社会づくりの推進、低炭素ビジネスの振興等によるCO₂排出削減、森林等の吸収源対策、避けられない影響への適応、革新的低炭素技術の開発等を実施する。

(2) 現状と取組状況

国が果たすべき役割は以下のとおりである。

- 温室効果ガスの排出量の把握、温室効果ガスの排出削減、森林等の吸収源対策の推進、バイオマス等の有効活用、温暖化への適応策、科学的知見の収集等の地球温暖化対策の全体枠組みの形成とその総合的実施
- すべての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを構築する新しい一つの包括的な法的文書の早急な採択という最終目標や世界的な温室効果ガスの排出削減等に向けた国際貢献
- 多様な政策手段を動員しての対策の推進
- 施策の実施に当たっての温室効果ガス排出削減、森林等の吸収源対策、温暖化への適応策等への配慮
- 自らの事務及び事業に関しての温室効果ガスの排出削減並びに森林等の吸収源対策の推進、バイオマス等の有効活用の率先実施
- 地方公共団体の施策の支援、事業者への技術的な助言、国民への情報提供と活動推進、環境教育等の推進による人材育成等

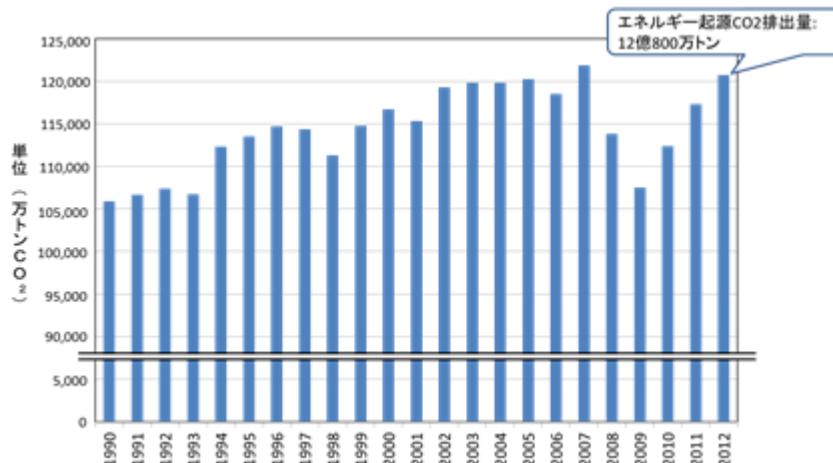
このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

a) エネルギー起源CO₂の排出削減対策

現状

平成24年度（2012年度）のエネルギー起源CO₂の排出量は12億800万トンとなっている（図表III-4-1）。これを前年度と比較すると、主に、原子力発電所の停止に伴う火力発電での化石燃料消費量の増加等により2.9%の増加となっている。

図表III－4－1. エネルギー起源CO₂排出量の推移



出典) 環境省「2012年度（平成24年度）の温室効果ガス排出量（確定値）について」（平成26年4月）

取組状況

＜低炭素型の都市・地域構造及び社会システムの形成＞

【地方公共団体実行計画に基づく温暖化対策の推進】（環境省）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、地方公共団体は、都市計画等と連携した地方公共団体実行計画を策定し、実施することとされており「地方公共団体における施策の計画的な推進のための手引き」の作成・発出（平成26年2月）や実行計画等に計上された事業の実現に必要な設備導入等の補助等が行われている。

【低炭素まちづくりの推進】（国土交通省、環境省）

平成24年12月から、「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成24年法律第84号。以下「エコまち法」という。）が施行され、同法に基づき、市町村が作成する「低炭素まちづくり計画」による取組を通じて、低炭素まちづくりが推進されている。平成25年度末時点で11都市において低炭素まちづくり計画が作成されている。

【エネルギーの面的な利用の促進】（国土交通省）

地区・街区単位等で面的にエネルギーを利活用する先進・先導的なシステムの導入を支援し、普及・波及を促進するため、複数街区にまたがる事業計画区域内における、普及可能性、先進・先導性を備えたエネルギー面的利用に資する施設を整備するための支援が行われている。

【バイオマス産業都市】（農林水産省）

地域の特色をいかしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市として、平成25年6月に8地区、平成26年3月に8地区の計16地区が選定されている。また、平成26年度までに延

べ19件の施設整備に対する支援が実施されている。

参考：京都議定書目標達成計画の進捗点検における平成24年度実績
バイオマスの利活用の推進（バイオマстаунの構築） 95万t-CO ₂ /年

出典）京都議定書目標達成計画の進捗状況（平成26年7月1日地球温暖化対策推進本部）に報告されたCO₂排出削減量（実績）。基準年度実績との比較を基本としている。以下同じ。

＜産業部門（製造事業者等）の取組＞

【産業界における自主的取組の推進】（経済産業省、環境省、関係省庁）

地球温暖化対策推進法に基づく排出抑制等指針等を通じ、事業者が自主的・積極的に環境に配慮した事業活動に取り組むことを推進し、産業・業務・運輸・エネルギー転換部門におけるCO₂排出量を削減するため、産業界における自主的取組を推進している。日本経済団体連合会（以下「経団連」という。）を中心とした産業界により、地球温暖化問題への主体的な取組として策定してきた低炭素社会実行計画の策定業種は、平成26年10月末までに経団連傘下の業種を含め91業種に達し、平成24年度の国内のエネルギー起源CO₂排出量に占める割合は、産業部門・エネルギー転換部門の約8割、日本全体の約5割に達している。

【省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進】（経済産業省、国土交通省、農林水産省）

燃費基準達成建設機械又は低炭素型建設機械、施設園芸、農機、漁船における省エネルギー設備・機器の普及の促進により、産業部門におけるエネルギー消費に伴うCO₂排出量の削減が進められている。

具体的には、一定の燃費基準値を達成した建設機械や、ハイブリッド式・電動式等の先進的な技術を搭載した建設機械が認定され、導入の支援が行われている。

施設園芸、農機における省エネルギー設備・機器の普及を促進するため、施設園芸におけるヒートポンプや木質バイオマス利用加温設備、高速代かき機などの農業機械等の導入が支援されるとともに、技術開発が行われている。京都議定書目標達成計画のうち施設園芸・農業機械分野で2012年までに23万8千トンCO₂を削減する目標に対し、2012年度までに43万5千トンのCO₂削減実績となっている。

漁船における省エネルギー設備・機器の普及を促進するため、省エネ型船外機やLED集魚灯等の導入が支援されるとともに、技術開発が行われている。

参考：京都議定書目標達成計画の進捗点検における平成24年度実績
製造分野における省エネ型機器の普及 548万t-CO ₂ /年
施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策 43.5万t-CO ₂ /年
漁船の省エネルギー対策 16.4万t-CO ₂ /年

＜業務その他部門の取組＞

【トップランナー制度による機械器具の省エネ性能向上】（経済産業省）

家電等のエネルギー消費機器を指定し、その時点で商品化されている製品のうち最もエネルギー消費効率が優れたもの（トップランナー）の性能、技術開発の将来の見通し等を勘案して基準を定め、3～10年程度先に設定される目標年度ま

でに販売する製品が当該基準を満たすことを求める制度であり、これまでの施策を通じて、エアコンで30%、テレビで30%、家庭用冷蔵庫で43%、電子レンジで11%などのエネルギー消費効率の向上が達成されている。

参考：京都議定書目標達成計画の進捗点検における平成24年度実績
トップランナー基準に基づく機器の効率向上 3,376万t-CO ₂ /年

【建築物の省エネ性能の向上・低炭素化】（国土交通省、経済産業省、環境省）

改正省エネ基準の普及・定着を図るとともに、更なる省エネ性能の向上を誘導するため、高い省エネ性能を有する低炭素認定建築物の普及促進を図っている。そのほか、建築物の環境性能・省エネ性能について、客観的で分かりやすい評価・表示制度の充実・普及を図っている。さらに、既存の建築物については、建築物ストック全体の省エネ性能向上のため、省エネ改修や運用改善への支援、エネルギー消費データの利活用方法について検討することとしている。

今後は、更なる省エネ化を促進するため、規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、平成32年（2020年）を目途に新築建築物について段階的に省エネ基準への適合義務化を行うこととしている。また、既存の建築物も含めて建築物の省エネ性能を表示する建築物省エネルギー性能表示制度（B E L S）の普及を図りつつ、引き続きインセンティブの付与等により省エネを促進することとしている。

参考：京都議定書目標達成計画の進捗点検における平成23年度実績
建築物の省エネ性能の向上 3,200万t-CO ₂ /年

【エネルギー・マネジメントによるエネルギーの賢い消費の実現】（経済産業省、環境省、総務省）

B E M S（Building Energy Management System）、H E M S（Home Energy Management System）、M E M S（Mansion Energy Management System）等のエネルギー・マネジメントシステムの導入支援や普及拡大、エネルギー消費データの利活用による取組が促進されている。また、供給側の状況に応じて需要者が電力需要を変化させるディマンド・リスポンスなど効率的なエネルギー・マネジメントシステムが促進されているほか、上下水道・廃棄物処理・I C T等社会システムの整備に当たり、CO₂排出の抑制のための技術等の導入を支援することとしている。

参考：京都議定書目標達成計画の進捗点検における平成24年度実績
エネルギー管理システムの普及 680万t-CO ₂ /年

【公的機関の率先的取組】（全府省）

地球温暖化対策推進法に基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府の実行計画）」（平成19年3月30日閣議決定）及びこれに基づく各府省実施計画に基づき目標達成に向けて必要な措置が実施されている。

政府の実行計画で定められた、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成22年度（2010年度）から平成24年度（2012年度）

までの総排出量の平均を8%削減（平成13年度（2001年度）を基準）するという目標に対し、温室効果ガス排出量の実績平均値は、1,534,084トンCO₂（基準年度に比べ23.2%減少）となり、目標を達成した。

参考：京都議定書目標達成計画の進捗点検における平成24年度実績	
公的機関の排出削減	43万t-CO ₂ /年

【産業界における自主的取組の推進】（経済産業省、環境省、関係省庁）

（P61の再掲のため、内容は省略）

<家庭部門の取組>

【住宅の省エネ性能の向上・低炭素化】（国土交通省、経済産業省、環境省）

改正省エネ基準の普及・定着を図るとともに、その環境整備のため、住宅供給の担い手である中小工務店・大工の省エネ設計・施工技術の習得支援や省エネ性能の評価・審査体制の整備が進められている。また、更なる省エネ性能の向上を誘導するため、高い省エネ性能を有する低炭素認定住宅の普及促進が図られている。そのほか、住宅（既存住宅含む。）の省エネ性能について、客観的で分かりやすい評価・表示制度の充実・普及を図ることとしている。

今後は、更なる省エネ化を促進するため、規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、平成32年（2020年）を目途に新築建築物について段階的に省エネ基準への適合義務化を行うこととしている。なお、住宅については中小工務店・大工の省エネ設計・施工技術の習得支援を継続しながら、環境整備を図っていく必要がある。さらに、既存住宅の省エネ性能の評価・表示の基準検討を進めるとともに、引き続きインセンティブの付与等により省エネを促進することとしている。

参考：京都議定書目標達成計画の進捗点検における平成23年度実績	
住宅の省エネ性能の向上	730万t-CO ₂ /年

【コージェネレーション・家庭用燃料電池の普及促進】（経済産業省）

電気と熱を同時に生み出し使用することで、発電や給湯など、エネルギーをより効率的に消費することが可能となるため、家庭用燃料電池の普及が促進されている。平成21年度から本格販売が開始され、省エネやCO₂削減に寄与する家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（「家庭用燃料電池システム」）の早期の自立的な普及を目指し、導入費用の一部を補助している（平成21年度～）。これまでに、補助金の交付を受け7.8万台が普及した（平成26年6月現在）。

参考：京都議定書目標達成計画の進捗点検における平成24年度実績	
コージェネレーション・燃料電池の導入促進	1,459万t-CO ₂ /年

【その他の支援措置】（環境省）

産業部門・業務部門・家庭部門等における低炭素なライフスタイルへの変革を促すため、企業等に対するCO₂削減ポテンシャル診断、家庭におけるCO₂排出量の「見える化」、家庭向けエコ診断による低炭素行動の促進が行われている。

<運輸部門の取組>

【環境負荷の少ない自動車の普及・使用の促進（自動車単体対策）】（国土交通省、経済産業省）

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和54年法律第49号）に基づく燃費基準（トップランナー基準）等による車両の性能向上を図るとともに、次世代自動車（HEV、EV、PHEV、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、CNGV等）等の導入支援等が行われている。また、次世代自動車の普及のための充電インフラや水素供給設備の設置に対する補助等が行われている。

参考：京都議定書目標達成計画の進捗点検における平成24年度実績	
環境負荷の少ない自動車の普及・使用の促進	3,389万t-CO ₂ /年

【自動車走行形態の環境配慮化・道路交通流対策】（国土交通省）

道路整備費等により、環状道路等幹線道路ネットワークの整備や交差点の立体化等の整備、路上工事の縮減、開かずの踏切対策等交通流の円滑化が推進されている。また、道路空間の再配分などによる安全で快適な自転車ネットワークの整備や、道路ネットワークを賢く使う観点から高速道路の料金施策の効果的な運用、適切な経路選択に効果的な高度道路交通システム（ITS）の推進が実施されている。そのほか、平成24年には「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が策定された。

参考：京都議定書目標達成計画の進捗点検における平成24年度実績	
高度道路交通システム（ITS）の推進（ETC・VICS）	280万t-CO ₂ /年

【公共交通機関の利用促進】（国土交通省）

鉄道事業における鉄道新線整備（次世代型路面電車システム（LRT）の導入等）や既存鉄道利用促進（乗り継ぎ情報提供システムの導入等）、自動車事業におけるバス利用促進（バス高速輸送システム（BRT）やバスロケーションシステムの導入等）に対する補助や税制優遇措置が行われている。

通勤交通グリーン化の推進のため、事業所単位でのエコ通勤の取組支援として、エコ通勤優良事業所認証制度の普及を図っている。この制度に基づき、平成25年度末現在で645事業所を認証するなど、マイカーから公共交通等への利用転換を促進している。

【鉄道・船舶・航空における低炭素化の促進】（国土交通省）

鉄道分野においては、エネルギー消費効率の良い車両の導入や、鉄道施設への省エネ設備や再生可能エネルギーの導入等に対し支援を行うエコレールラインプロジェクト等が推進されている。

船舶分野においては、船舶共有建造制度を活用した次世代内航船（スーパーECOシップ）の建造や、省エネ機器を搭載した船舶への代替建造が進められている。

航空分野においては、航空交通システムの高度化の一環として、広域航法（R

N A V : aReaNAVigaiton) の導入拡大や地上動力装置 (G P U : Ground Power Unit) の利用促進など、空港施設の低炭素化が進められている。

参考：京都議定書目標達成計画の進捗点検における平成24年度実績
航空のエネルギー消費効率の向上 236万t-CO ₂ /年

【物流の効率化・モーダルシフトの推進等】（国土交通省、環境省）

トラック車両の大型化や、物流事業者等による地域内での共同輸配送が推進されている。また、大型トラックからの転換に効果的である大型(31ft)コンテナの導入やエコレールマークの推進等による貨物鉄道へのモーダルシフトの促進、国際物流ターミナル等の整備による国際貨物の陸上輸送距離削減、トラック運転台と切り離し可能なトレーラーの導入やエコシップマークの活用等による内航海運へのモーダルシフトの促進等が行われている。

さらに、荷主と物流事業者のパートナーシップの更なる強化を図ることにより、更なる環境負荷の低減が指向されているほか、海上・陸上物流の結節点である港湾において、荷役機械等の省エネルギー化や、再生可能エネルギーの導入円滑化及び利活用等が推進されている。

物流部門におけるCO₂排出量は、京都議定書目標達成計画の基準年（1990年）と比較すると、平成24年度で20.1%減となっている。

参考：京都議定書目標達成計画の進捗点検における平成24年度実績
トラック輸送の効率化 571万t-CO ₂ /年

【産業界における自主的取組の推進】（経済産業省、環境省、関係省庁）

(P61の再掲のため、内容は省略)

＜エネルギー転換部門の取組＞

【再生可能エネルギー発電の導入促進】（経済産業省、環境省、農林水産省）

陸上及び洋上風力、太陽光、小水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの活用が図られている。

平成24年7月より固定価格買取制度が開始され、平成25年度末までで、再生可能エネルギー発電設備の導入量が約4割増加している。「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）においては、エネルギー源としての再生可能エネルギー源を利用する事が、内外の経済的・社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっているとされている。現時点では安定供給面、コスト面で様々な課題が存在するが、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、その積極的な導入が進められている。

太陽光発電については、固定価格買取制度や規制・制度改革を通じて国内の導入を促進するとともに、革新的技術の開発・実用化により発電コストを引き下げて普及を図ることとしている。

風力発電については、我が国初となる商用スケール（2MW）の浮体式洋上風力

発電機 1 基の実証事業が実施され、平成25年10月から運転を開始している。

小水力発電については、小水力等再生可能エネルギー導入推進事業として、小水力等発電施設の導入可能性の検討が実施されている。

地熱については、地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業を通じて、地盤環境保全モニタリングと組み合わせた地中熱利用や開発済みの熱源を優先的に活用する温泉熱利用等に対する支援が行われている。

バイオマスについては、バイオ燃料導入加速事業を通じて、バイオ燃料を全国的に供給できる体制を速やかに構築する取組や、木質バイオマスエネルギーを活用するための施設（熱供給・発電等）を一体的に導入することを通じたモデル地域づくりのための実証事業等が行われている。

海洋エネルギーについては、平成26年度から、国内の海域に適し、普及可能性が高く、環境影響も小さい潮流発電の開発及び実証が行われている。

このほか、CO₂排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業や地球温暖化対策技術開発等事業を通じた技術開発が進められている。また、再生可能エネルギーを活用した農林漁業の発展を図る取組を推進するための枠組みの構築等が進められ、平成25年11月には、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（平成25年法律第81号）が成立、平成26年5月から施行している。

参考：京都議定書目標達成計画の進捗点検における平成23年度実績	
新エネルギー対策の推進	3,732万t-CO ₂ /年

【火力発電の高効率化】（経済産業省、環境省）

環境影響評価法及び東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ（平成25年4月経済産業省・環境省）に基づき、平成25年度は火力発電所の環境影響評価準備書4件（石炭火力1件、天然ガス火力3件）について、平成26年度は7月までに計画段階環境配慮書6件（石炭火力4件、天然ガス火力2件）について審査が行われた。また、平成26年5月には、最新鋭の発電技術の商用化及び開発状況を規模や燃料種に応じて整理した「B A Tの参考表」が更新されている。

今後、先進技術開発を加速し、世界最高水準の効率を有する火力発電を我が国で率先して導入するとともに、世界へ積極的に展開することとしている。具体的には、先進超々臨界圧火力発電（A-U S C）について2020年代の実用化を目指している（発電効率：現状39%程度→改善後46%程度）。また、1,500度級の石炭ガス化複合発電（I G C C）について、2020年代の実用化を目指している（発電効率：現状39%程度→改善後46%程度）。さらに、石炭ガス化燃料電池複合発電（I G F C）について、2025年までに技術を確立し、2030年代の実用化を目指している（発電効率：現状39%程度→改善後55%程度）。加えて、LNG火力について、2020年頃までに1,700度級ガスタービンの実用化を目指している（発電効率：現状52%程度→改善後57%程度）。

二酸化炭素回収・貯留（C C S：Carbon Dioxide Capture and Storage）につ

いては、CCS Readyに関して事業者に求める内容の検討が行われている。CO₂の海底下への貯留については、平成32年（2020年）頃の実用化を目指した技術開発の加速化や貯留適地調査の結果が早期に得られるよう取組が進められている。

今後は、エネルギー政策の検討も踏まえた国の地球温暖化対策の計画・目標の策定と併せて、電力業界全体の自主的な枠組みの構築を促すこととしている。また、個別事業の環境影響評価手続において、東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめに沿って引き続き必要かつ合理的な範囲で審査を行っていくこととしている。

また、CCSについては、その導入の前提となる二酸化炭素貯留適地を特定するため、経済産業省と環境省とが連携して、我が国周辺水域において、広域的な概査（2次元弾性波探査）等を実施し、貯留性能等の観点から、CO₂の貯留に適した地点の抽出を進めることとしている。また、経済産業省において、継続的に要素技術の研究開発や実証試験等を実施するとともに、環境省において、二酸化炭素分離回収の環境負荷の評価、シャトルシップを活用した輸送・貯留の技術・システムの検討等を進めることとしている。

【安全性が確認された原子力発電の活用】（経済産業省）

政府のエネルギー政策の基本的な方向性を示している「エネルギー基本計画」（平成26年4月11日閣議決定）には、原子力について以下のとおり記載されている。

いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる。その方針の下で、我が国の今後のエネルギー制約を踏まえ、安定供給、コスト低減、温暖化対策、安全確保のために必要な技術・人材の維持の観点から、確保していく規模を見極める。

【環境影響評価の迅速化】（環境省）

環境負荷の低減が図られる火力発電所の改善リプレースや再生可能エネルギー導入推進のための風力・地熱発電に関する環境影響評価の手続において、環境省、経済産業省、地方公共団体が協力しながら、従来3年程度かかるとされている手続期間を、前者については最短1年強、後者については半減を目指し、取り組んでいる。また、質が高く効率的な環境影響評価を促進するため、風力発電等に係る環境影響評価を事業者が実施する際に活用できる基礎的な情報を収集・提供する「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」に取り組んでいる。

【産業界における自主的取組の推進】（経済産業省、環境省、関係省庁）

（P 61 の再掲のため、内容は省略）

＜横断的施策＞

【温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度】（経済産業省、環境省）

地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する者に排出量を算定し国に報告することを義務付けるとともに、国が報告されたデータを集計して公表している。直近では、平成23年度排出量の集計結果（特定事業所排出者が11,086事業者、特定輸送排出者が1,381事業者分の結果）を集計し、公表及び開示請求への対応が実施された。

【税制のグリーン化】（環境省）（P 11 の一部再掲）

我が国の温室効果ガス排出量の約9割を占めるエネルギー起源CO₂の排出削減を図るため、化石燃料に対しCO₂排出量に応じて一定の税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」が平成24年10月に導入され、その収税は省エネ・再エネ対策に活用されている。同税については、急激な負担増を避けるために税率を3年半かけて段階的に引き上げることとされており、平成26年4月に第2段階目の引上げが行われた。

また、平成24年度以降、自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税並びに自動車税のグリーン化特例が累次強化されたほか、平成24年度に廃棄物処理施設に係る税制措置の適用期限の延長等が、平成25年度に環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）の対象設備の拡充及び適用期限の延長等が、平成26年度にノンフロン製品に係る税制措置の創設等がそれぞれ行われている。

【事業活動における環境への配慮の促進】（環境省）

地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針を策定・公表することを通じ、事業者が自主的・積極的に環境に配慮した事業活動に取り組むことが推進されている。例えば、平成25年4月には産業部門（製造業）における排出抑制等指針が策定されている。このほか、中堅・中小企業による環境経営の普及促進や環境報告に係るガイドライン・手引き等の改定等が行われている。今後は、指針を定めた部門については、エネルギー消費実態等を踏まえつつ、同部門内の対策メニューの見直しの検討を行い、未策定の部門においても指針を策定し、一層の普及を行うこととしている。

【金融のグリーン化】（環境省）

民間投資を温室効果ガス削減対策に呼び込むため、民間資金の呼び水として低炭素化プロジェクトに出資する地域低炭素投資促進ファンドを組成している。また、初期投資費用の負担を軽減するため、低炭素機器をリースで導入した場合にリース総額の一部を助成しているほか、環境金融の拡大に向けた利子補給事業や21世紀金融行動原則の普及促進等を図っている。

【J－クレジット制度の推進】（環境省、経済産業省、農林水産省）

J－V E R制度、国内クレジット制度が発展的に統合し、平成25年4月より環境省・経済産業省・農林水産省共同でJ－クレジット制度を運用している。省エネルギー機器の導入や森林經營などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度であり、認証されたクレジットは低炭素社会実行計画、カーボン・オフセット等に活用することができる。今後、企業・農林業者等によるオフセット製品の開発・普及や国民全体がオフセット製品を通じた環境配慮に取り組むためのキャンペーン等を行い、クレジットの創出と活用の好循環を促進する。

平成26年3月末現在承認されている50件のプロジェクトの平成32年までの削減見込量は173.6万t-CO₂である。

【国民運動の展開】（環境省）

国民や事業者の地球温暖化問題に対する理解を増進するため、最新の科学的知見に裏打ちされた情報が、対話や各種メディアを通じて、分かりやすく発信されている。地球温暖化対策に対する理解と協力への気運を醸成するとともに、低炭素社会にふさわしいライフスタイルへの変革とその成果の定着を促進することを目指して、クールビズ・ウォームビズ、ライトダウンキャンペーン、smart move（スマートムーブ）、エコドライバープロジェクト等の取組が進められている。これらの取組により、地球温暖化問題への関心度が平成25年度末では74.6%となっている。

b) エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス（非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス）の排出削減対策

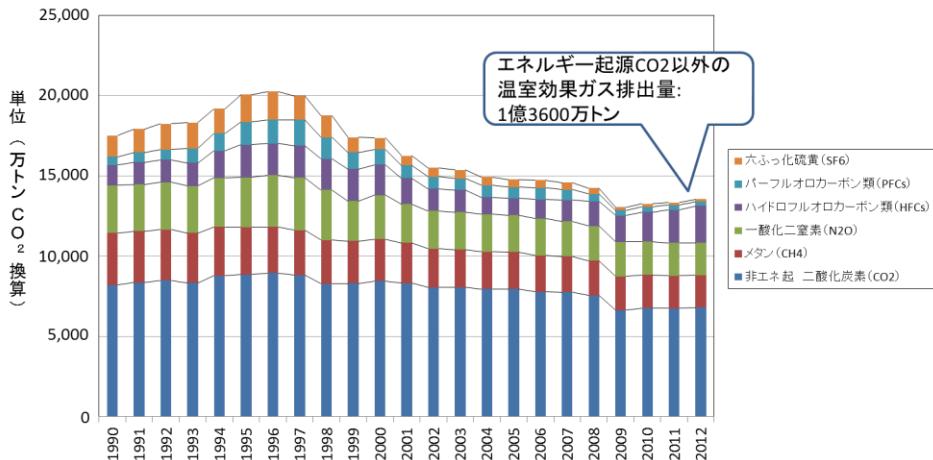
現状

平成24年度（2012年度）のエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスの総排出量は1億3,600万トンとなっている（図表III－4－2）。これを前年度と比べると、東日本大震災の復旧・復興工事の進展など国内需要の回復に伴うセメント生産量の増加等により工業プロセス分野からの排出量の増加や、オゾン層破壊物質であるH C F CからH F Cへの代替に伴い冷媒からの排出量が増加したこと等により、1.6%の増加となっている。

具体的には、平成24年度（2012年度）において、非エネルギー起源CO₂排出量は6,810万トン（前年度比0.8%増加）、メタン排出量は2,000万トン※（同1.4%減少）、一酸化二窒素排出量は2,020万トン※（同1.3%減少）、代替フロン等3ガス排出量は2,730万トン※（同8.6%増加）となった。

※ CO₂換算

図表III－4－2. エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量の推移



出典) 環境省「温室効果ガス排出・吸収目録」(平成26年4月)より作成

取組状況

<低炭素型の都市・地域構造及び社会システムの形成>

【地方公共団体実行計画に基づく温暖化対策の推進】(環境省)

(P 60 の再掲のため、内容は省略)

<非エネルギー起源CO₂の排出抑制>

【混合セメントの利用拡大】(経済産業省)

混合セメントについては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成13年(2001年)2月2日閣議決定)において環境物品に指定されているほか、グリーン購入法の特定調達品目に追加されている。さらに、エコまち法の中で、低炭素建築物の認定基準の項目における選択的項目として、混合セメントである高炉セメント又はフライアッシュセメントの使用が挙げられている。また、グリーン購入法基本方針のブロック別説明会や混合セメント普及拡大方策に関する調査及びその結果の普及啓発が実施されている。

【廃棄物の排出抑制、再生利用の推進】(環境省)

市町村の分別収集の徹底やごみ有料化の導入等、廃棄物減量化目標の達成に向けた取組が促進され、併せて3Rの実現に資する廃棄物処理施設の整備により廃棄物の焼却量の削減が図られている。

参考：京都議定書目標達成計画の進捗点検における平成24年度実績

廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出削減対策の推進	1,076万t-CO ₂ /年
---------------------------	----------------------------

<メタンの排出抑制>

【有機性廃棄物の直接埋立量の削減】(環境省)

廃棄物の埋立処分に伴うメタン排出量を削減するため、生ごみ等の有機性廃棄

物の直接埋立量削減が推進されている。有機物の最終処分場への直接埋立の原則廃止を推進するとともに、市町村の廃棄物リサイクル施設の整備等の事業の支援を行うことにより、生ごみ等の有機性廃棄物の直接埋立量を削減している。

参考：京都議定書目標達成計画の進捗点検における平成24年度実績

廃棄物の最終処分量の削減等	59万t-CO ₂ /年
---------------	-------------------------

【水田の有機物管理・水管理の見直し】（農林水産省）

水田において、稻わらのすき込みから堆肥等へ転換することを可能にするための堆肥製造施設の整備や地球温暖化防止等に効果の高い営農活動の取組への支援を通じて、稻作に伴うメタン排出量の削減が図られている。

<一酸化二窒素の排出抑制>

【下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等】（国土交通省）

下水汚泥の焼却に伴う一酸化二窒素の排出を削減するため、下水処理場における燃焼の高度化や固体燃料化が行われている。

参考：京都議定書目標達成計画の進捗点検における平成24年度実績

下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化	81万t-CO ₂ /年
--------------------	-------------------------

【一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化等】（環境省）

廃棄物焼却に伴う一酸化二窒素の排出を削減するため、全連続炉の焼却施設における連続運転等、一般廃棄物の焼却施設における燃焼の高度化等が進められている。また、循環型社会形成推進交付金による市町村の廃棄物リサイクル施設の整備等の事業の支援を通じて、廃棄物の焼却量が削減されている。

【施肥量の適正化・低減】（農林水産省）

施肥に伴う一酸化二窒素の排出量を抑制するため、施肥設計の見直し等による施肥量の低減に向けた取組や分施、緩効性肥料の利用といった地球温暖化防止等に効果の高い営農活動の取組が支援されている。「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11年法律第110号）や環境と調和のとれた農業生産活動規範に基づく措置が推進されている。

<代替フロン等4ガスの排出抑制>

【代替フロン等4ガスの総合的排出抑制対策】（経済産業省、環境省）

フロン類の回収・破壊や産業界の自主行動計画に基づく取組により、効果的・効率的な排出抑制対策に取り組んでいる。

また、フロン類のライフサイクル全体にわたるフロン類の使用の合理化及び管理の適正化を目的とした、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（改正後の名称：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）（平成13年法律第64号）の改正が行われたところ、同法の確実な施行のほか、技術実証、導入補助、普及啓発事業等の施策を通じ、フロン類を使

わないノンフロン化やより温室効果の低いフロン類に代替する低GWP（Global warming potential：地球温暖化係数）化の開発・商品化と普及のための支援を強化することとしている。

参考：京都議定書目標達成計画の進捗点検における平成24年度実績

冷媒として機器に充填されたHFCの法律に基づく回収等	419万t-CO ₂ /年
----------------------------	--------------------------

c) 森林等の吸収源対策

現状

「京都議定書目標達成計画」（平成20年3月28日閣議決定）で目標とされた森林による吸収量1,300万炭素トンの確保を図るため、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全等の推進、木材及び木質バイオマス利用の推進等の総合的な取組を内容とする森林吸収源対策を展開している。

また、農地土壤の吸収源対策としては炭素貯留の増大につながる土づくり等、都市における吸収源対策としては都市公園の整備等が推進されている。

取組状況

【森林吸収源対策】（農林水産省）

「森林・林業基本計画」（平成23年7月26日閣議決定）や、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」（平成20年法律第32号）等に基づき、森林吸収量の確保を図るため、森林所有者等が行う植栽、下刈、間伐等の作業や効率的な作業に必要な路網整備等に対する助成、保安林等における治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等の実施、地域材の供給体制の構築や公共建築物をはじめとした各分野での地域材の利用拡大の取組の支援等を実施している。

こうした取組の結果、森林吸収源については、第一約束期間において、目標としていた平成2年度（1990年度）総排出量比3.8%相当の吸収量を確保した。

参考：京都議定書目標達成計画の進捗点検における平成24年度実績

森林・林業対策の推進による温室効果ガス吸収源対策の推進	5,168万t-CO ₂ /年
-----------------------------	----------------------------

【農地土壤吸収源対策】（農林水産省）

我が国の農地及び草地土壤における炭素貯留は、土壤への堆肥や緑肥等の有機物の持続的な施用等により増大することが確認されているため、堆肥や緑肥等の有機物の施用による土づくりを推進することによって、農地及び草地土壤における炭素貯留に貢献している。これらの取組を通じて、農地土壤による炭素吸収・排出量は、第一約束期間を通じて年平均235万トン※の吸収となっている（平成26年（2014年）4月、温室効果ガスインベントリ報告）。

※ ネット方式（基準年（平成2年（1990年））と比較してCO₂の排出量が減少した場合にその差を吸収量として計上する方式）で計算した場合。

【都市緑化等の推進】（国土交通省）

CO₂の吸収作用を保全・強化するため、都市公園の整備、道路・港湾等における緑化、建築物等の新たな緑化空間の創出が推進されるとともに、都市緑化等による吸収量の算定方法の整備等が進められている。

これらの取組の結果により、都市緑化等の推進及び国際的指針に基づく吸収量算定方法の精度向上等により、CO₂吸収量として108万トンが計上された（平成24年度実績）。今後は、引き続き、都市公園の整備、道路、港湾等における緑化、建築物等の新たな緑化空間の創出を推進するとともに、都市緑化等による吸収量の算定方法の整備等を推進することとしている。

参考：京都議定書目標達成計画の進捗点検における平成24年度実績	
都市緑化等の推進	108万t-CO ₂ /年

重点検討項目②：国際的な地球温暖化対策への貢献

現在、国連気候変動枠組条約の下での平成32年（2020年）以降の新たな枠組みについて、平成27年（2015年）のCOP21で採択すべく国際交渉が行われている。すべての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとなるよう日本としても貢献していく必要がある。国連気候変動交渉以外の場でも、多国間の枠組みを活用した温暖化対策が実施されるなど、国際的な連携が推進されている。また、途上国において低炭素技術等の普及を通じ、実現した温室効果ガスの排出削減への我が国の貢献を定量的に評価し、我が国の排出削減目標達成に活用する二国間オフセット・クレジット制度をはじめとした、二国間協力を進めることも重要である。なお、我が国は、技術で貢献していく観点から、攻めの地球温暖化外交戦略「ACE（エース）：Actions for Cool Earth」を平成25年11月に発表した。

このような観点から、以下のa）、b）の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 国際連携の推進
- b) 二国間協力の推進

（1）環境基本計画における施策の基本的方向

長期的、継続的な温室効果ガスの排出削減等に向けて、新たな国際的枠組みの構築や世界的な温室効果ガスの排出削減に向けた我が国の国際貢献を行う。

（2）現状と取組状況

国が果たすべき役割は以下のとおりである。

- すべての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを構築する新しい一つの包括的な法的文書の早急な採択という最終目標や世界的な温室効果ガスの排出削減等に向けた国際貢献

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

- a) 国際連携の推進

現状

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書では、気候システムの温暖化について疑う余地がないこと、人為起源の温室効果ガスの排出は増加しており、20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高いこと、温室効果ガスの排出が続くと、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる

不可逆的な影響を生じる可能性が高まることが示されている。その上で、工業化以前と比べた温暖化を2℃未満に抑制する可能性が高い緩和経路は複数あること、これらの経路の場合には、温室効果ガスの排出を今後数十年間にわたり大幅に削減し、21世紀末までに排出をほぼゼロにすることを要するであろうこと、そのような削減の実施は、かなりの技術的、経済的、社会的、制度的課題を提起すること、排出削減と適応を合わせて実施することによって、気候変動のリスクが抑制されること等が指摘されている。

日本はACEにおいて、温室効果ガスの排出量を2050年に世界全体で半減、先進国全体で80%削減を目指すという目標を改めて掲げた。国際的な協調により気候変動対策を進めていくことが急務となっている。

取組状況

【平成32年（2020年）以降の新たな国際枠組みへの貢献】（外務省、経済産業省、環境省）

平成23年（2011年）12月に南アフリカ・ダーバンで開催された、国連気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）において、平成32年（2020年）以降の新たな国際枠組みについて平成27年（2015年）までに合意し、平成32年（2020年）から発効・実施することが合意されている。

平成24～25年（2012～2013年）は、新たな枠組みの構築に向けた段取りについて各国が認識を共有し合い、合意の準備を整えることを目標として、気候変動枠組条約の下での交渉会合に出席し、精力的な主張が行われた。また、エネルギーと气候に関する主要経済国（MEF）フォーラムやペータースベルク気候対話などに出席している。加えて、東京において「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合、東アジア低炭素成長パートナーシップ対話、島嶼国やアジア諸国向け気候変動対策対話等の国際会議が開催され、我が国は議長国として議論を主導した。さらに、米国、EU、COP議長国など交渉上の影響力がある国と二国間会談が実施され、意見の調整が行われるとともに、国連気候変動枠組条約事務局に対して日本政府として文書での意見提出を行い、新たな枠組みの在り方についての見解を示している。

平成24年（2012年）のCOP18では、平成27年（2015年）5月までに交渉テキストを準備すること等を含む平成25年（2013年）以降の作業計画が合意された。平成25年（2013年）のCOP19では、すべての国に対し、自主的に決定する約束草案をCOP21に十分先立ち（準備ができる国は平成27年（2015年）第1四半期までに）示すことが招請されるとともに、約束草案を示す際に提供する情報をCOP20で特定することが決定されるなど、議論の前進につながる成果が得られ、すべての国が参加する公平かつ実効性ある枠組みの合意に向けた準備を整えるという我が国の目標を達成することができた。

また、交渉を補完する具体的取組として、短寿命気候汚染物質（SLCP）削減のための気候と大気浄化の国際パートナーシップ（CCAC）等に参加している。

【多国間資金メカニズムへの拠出】（財務省）（P35の一部再掲）

平成20年（2008年）に世界銀行内に設置された信託基金である気候投資基金（CIF）に対して、日本は英、米に次ぐ1,200百万ドルを拠出し（平成24年8月最終払込完了）、途上国の気候変動対策プロジェクトへの資金提供に貢献している。また、気候変動を含む環境問題への取組を支援するための多国間資金メカニズムである地球環境ファシリティ（GEF）に対して、日本は20年以上にわたって活動を支援しており、平成24年度、平成25年度にはそれぞれ121億円ずつ拠出した。平成26年度についても150億円の拠出が予定されている。

【アジア・太平洋地域におけるネットワーク活動支援】（環境省）

アジア太平洋適応ネットワーク（APAN）について、設立当初から活動に協力し、適応に係る情報・知識の共有を通じてアジア・太平洋地域の途上国の適応対策の支援が行われている。具体的には、APANの下での国際会議への参加、ウェブサイト上の情報共有や人材育成等により、地域の適応能力の強化に貢献している。

また、低炭素アジア研究ネットワーク（LoCARNet）の下で、我が国の経験を活かし、アジア諸国の研究者や政策決定者と連携して低炭素社会の構築に向けた取組が推進されている。平成25年度は横浜で第5回年次会合が開催され、18か国2国際機関が参加した。

さらに、競争的な研究資金を提供する機関である「アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）」の活動に対して資金拠出が行われている。

【温室効果ガス観測衛星の開発】（環境省）

世界最先端の温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）後継機の平成29年度（2017年度）打ち上げを目指し、平成24年度から開発に着手しており、これまでに観測センサーの概念設計等が行われている。今後、現行機に引き続き、温室効果ガスの全球データを観測することにより、気候変動の科学的知見を世界に提供し、各国の気候変動政策に貢献することが期待される。

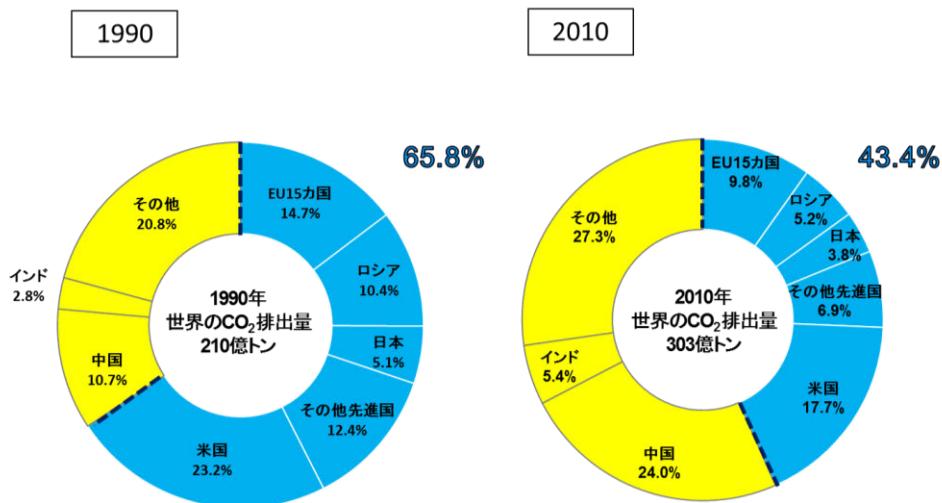
また、新衛星の打ち上げにより、アジアを中心に国別、さらには大都市単位での温室効果ガス排出量のモニタリング、対策効果の検証、削減対策の提案が可能となり、JCM対象事業の実施の後押しに繋がる。

b) 二国間協力の推進

現状

世界のCO₂排出量は、平成2年（1990年）から平成22年（2010年）の20年間で、約210億トンから約303億トンに増加した。特に途上国における増加が著しく、世界全体に占める先進国と途上国の排出量の割合がこの10年で逆転した。地球温暖化問題の本質的な解決のためには、途上国における排出量の削減に向けて協力をを行うことが重要である。

図表III－4－3. 世界のエネルギー起源CO₂排出量グラフ



出典) 「IEA CO₂ EMISSIONS FROM FUEL COMBUSTION(2013 EDITION)」より環境省作成

取組状況

【二国間オフセット・クレジット制度（JCM）の構築・実施】（外務省、経済産業省、環境省）

（P22の再掲のため、内容は省略）

【途上国への資金支援】（外務省）（P23の一部再掲）

平成21年（2009年）の国連気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）において、平成24年（2012年）末までの約3年間の気候変動対策に関する途上国支援について、官民合わせて150億ドルの支援を実施することが表明された。平成24年（2012年）12月末時点で118か国1,023プロジェクトが行われ、約176億ドルが達成された。

また、平成25年（2013年）のCOP19において、平成25～27年（2013～2015年）の3年間で、官民合わせて1兆6,000億円（約160億ドル相当）の支援が表明された（うち1兆3,000億円（約130億ドル相当）が公的資金による支援）。平成25年（2013年）1月から同年12月末までに約90億ドルの公的資金による支援が実施された。

【「環境エネルギー技術革新計画」の改訂】（内閣府）

環境・エネルギー分野の革新的技術の開発を推進し、途上国に展開・普及することで将来にわたる大幅な温室効果ガスの排出削減の実現が可能であり、この革新的技術の着実な開発と普及の具体化を図るために、「環境エネルギー技術革新計画」が改訂された。同計画では、「革新的技術」として37の技術が特定された。具体的には、短中期（2030年頃まで）に開発する技術として、生産・供給分野（高効率石炭火力、高効率天然ガス火力等）、消費・需要分野（次世代自動車、革新的構造材料等）及び流通・需給統合分野（燃料電池、高性能電力貯蔵等）における技術が

特定され、中長期（2030年頃以降）の実用化を目指す技術として、二酸化炭素回収・貯留（CCS）や人工光合成等の技術が特定されるとともに、これらの技術について、「いつまでに」「どのレベルまで」技術を向上させるのかを時間軸に沿った指針として示す形で2050年までのロードマップが策定された。また、同計画の下で技術開発を推進するための施策及び技術の国際展開・普及に必要な方策が取りまとめられた。

【温室効果ガス観測衛星の開発】（環境省）

（P76の再掲のため、内容は省略）

今後の課題

- I P C C 第 5 次評価報告書により、地球温暖化については疑う余地のないことが改めて指摘されるとともに、我が国においても、近年の猛暑や豪雨等の異常気象の多くは温暖化の影響である可能性が指摘されている。気候変動への国民の関心が高まっている状況を踏まえ、緩和・適応の両面で地球温暖化対策を進めることが喫緊の課題となっていることを認識する必要がある。
- 京都議定書第一約束期間において、特に民生部門からの排出量が増加したことに留意し、取組を強化する必要がある。
- 地球温暖化対策の取組を通じて、経済・社会的課題の解決にも貢献していく視点が、より重要となっていることを踏まえ、自立・分散型エネルギー社会を構築し、地産地消による地方の創生、災害に強いまちづくり等を実現するという視点を持ち、再生可能エネルギー等の導入を進めていく必要がある。なお、再生可能エネルギーについては、系統強化、国民負担の抑制等についても十分勘案し、必要な措置を引き続き講じる必要がある。
- 省エネ性能の高い設備・機器の導入や、住宅・建築物の省エネ性能の向上に加え、地区・街区単位等での面的なエネルギー利用を促進することが重要であり、地方公共団体、事業者及び国民の連携の下での取組が必要である。
- 地方公共団体、事業者及び国民による地球温暖化に関する取組の加速化に資するよう、既に行われている低炭素社会実行計画をはじめとする自主的な取組を踏まえつつ、国が削減目標やその達成に向けた対策・施策を示す必要がある。
- 地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、個別の対策・施策の進捗状況について、費用対効果の視点も含めて点検し、必要に応じ見直しを行う必要がある。
- 我が国がこれまで実施してきた多国間資金メカニズムへの資金拠出や J C M 等の我が国の国際的な貢献、また国内での地球温暖化対策への取組について、国内外に積極的に発信していくことが重要である。
- A C E に基づき、J C M の具体案件の実施を通じて制度を本格的に運用・拡大するとともに、環境技術の世界的な普及において我が国がリーダーシップを發揮することが望ましい。
- 気候変動への適応について、気候変動による我が国への影響や諸外国の状況を踏まえ、国民への情報提供に努めるとともに、我が国においても平成 27 年夏を目途として政府全体の適応計画の策定を進める必要がある。また、策定後には適切な進捗管理を行うことが重要である。
- 国際経済において、低炭素化の取組の有無がビジネス上のチャンスにもリスクにもなりつつあることに鑑み、企業活動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を金融面で評価・支援するなど、経済・社会のグリーン化を推進することが重要である。

5. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

重点検討項目①：生物多様性の主流化に向けた取組の強化

生物多様性の社会への浸透を図り、主流化を進めるためには、生物多様性及び生態系サービスの価値評価に向けた検討を進めるとともに、生物多様性に配慮した事業活動の推進に向けた取組や経済的手法も含めた推進方策について検討を進める必要がある。また、広報・教育・普及啓発や生物多様性に配慮した製品などの普及等を進めることも重要である。このような観点から、以下の a) から c) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 生物多様性及び生態系サービスの価値評価に関する取組
- b) 生物多様性に配慮した事業活動の推進や経済的手法も含めた主流化の推進のための取組
- c) 広報・教育・普及啓発や生物多様性に配慮した製品などの普及等による個人のライフスタイルの転換に向けた取組

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の達成に向け、我が国として効果的かつ緊急的な施策を進めていく。とりわけ、生物多様性の社会への主流化に向けた取組については、生物多様性地域戦略の策定促進や国連生物多様性の 10 年に基づく各主体の取組の強化とともに、国際的動向も踏まえつつ、生物多様性と生態系サービスの価値評価に向けた検討や生物多様性の価値を社会に組み込んでいくことについて検討を進めていく。

(2) 現状と取組状況

生物多様性の状況は地球規模で悪化をしており、また、我が国の生物多様性の危機も解消されていない。生物多様性の危機への対処に必要な取組を強化・充実していくことが必要であるが、加えて、私たち一人ひとりの日常の暮らしや社会全体で生物多様性について考えたり、意識したりし、行動へと移していくことが重要である。特に COP10 を機に生物多様性という言葉の認識度は高まったが、その後、減少傾向がみられることから、「生物多様性を意識し、行動につなげていく」ということに国民それぞれが自発的に取り組み、社会全体のうねりに高めていくことが重要な課題である。

このため、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が地方公共団体、事業者、国民などにとって常識となり、それぞれの意思決定や行動に反映される「生物多様性の社会における主流化」が実現されるよう、広報・普及啓発の推進や、生物多様性地域戦略の策定促進や緑の基本計画等の関連戦略・計画における生物多様性への配慮の

観点の入れ込み推進、生物多様性の価値評価やその結果の普及・活用、教育・学習・体験の推進、消費行動の転換の提案等を通じて、生物多様性を社会に浸透させるべく総合的に取組を進めている。

a) 生物多様性及び生態系サービスの価値評価に関する取組

現状

欧州委員会とドイツが提唱し、平成22年度に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）までに一連の報告書がまとめられた「生態系と生物多様性の経済学（TEEB：The Economics of Ecosystems and Biodiversity）」プロジェクトでは、生物多様性や生態系サービスの価値を人々が認識し、意思決定に反映させていくためには、経済的な価値評価により可視化することが有効であると指摘している。また、COP10で世界銀行を中心として「生態系価値評価パートナーシップ（WAVES）」が立ち上がり、生物多様性や生態系サービスの価値を国の会計制度に組み入れ、各国の経済政策や開発政策に反映させることを目指した研究が進められている。

我が国でもTEEBやWAVESの取組の趣旨を踏まえ、生物多様性の経済的な価値評価を進めており、ウェブサイトにおいて生物多様性と生態系サービスの経済的価値評価に関する基本的な考え方、評価手法、国内外の事例等について紹介している。また、奄美群島の国立公園化やシカ食害対策等の国内の自然保護地域と自然環境保全施策を対象にした経済的価値の評価を実施した。

また、科学と政策とのつながりを強化するため平成24年4月に設立された「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」は、平成26年から平成30年までの作業計画のなかで、生物多様性及び生態系サービスの地球規模のアセスメントを行うとしている。我が国においても、平成25年度より我が国の生物多様性及び生態系サービスの情報基盤の整備、評価及び予測の実施を開始した。

分野ごとの取組も行われている。農林水産業が育んでいる生物多様性について経済的に評価し、評価結果を活用して生物多様性保全活動への企業等による支援を促す仕組みの構築手法について手引きとして取りまとめた。また、不動産分野においては、生物多様性を含めた環境性能が市場において適正に認識・評価され、良質なストックへ転換されることを目指して、環境不動産普及のための検討や情報提供が行われている。

取組状況

【環境経済の政策研究】（環境省）

環境と経済が調和した持続可能な社会の実現を目的として、環境保全の取組が

経済をどのように発展させていくのか、経済動向が環境にどのような影響を与えるのか等について、調査分析し、環境と経済の調和の方策やこれを実現するための戦略的な環境政策に関する研究事業を推進している。

このうち、生物多様性及び生態系サービスの価値評価に関しては、第Ⅱ期（平成24～26年度）の研究課題で「我が国における効果的な生物多様性の経済価値評価手法及び経済価値評価結果の普及・活用方策に関する研究」を実施。平成24年度は、やんばる地域及び奄美大島のマングースを根絶することで保全される生物多様性の経済的価値をCVM^{*}により算出するなど、外来種対策にかかる便益について分析を行った。平成25年度は、奄美大島の国立公園指定に係る費用と便益を分析し、国立公園指定の経済的な妥当性を示した。また、時間配分モデルを用いて全国の国立公園ごとの国民の滞在時間を分析した。

今後は、平成25年度に実施した国立公園の時間配分モデルにトラベルコストを組み合わせることにより、国立公園の経済価値評価を実施するとともに、要因分析を行うことにより国立公園の魅力向上につなげていく。また、経済価値評価の手法だけでなく、評価した結果の活用方法について行政担当者にも分かりやすいマニュアルを作成し、経済価値評価の促進を図る予定である。

^{*} Contingent Valuation Method（仮想評価法）の略。調査対象について、アンケート等により、仮想条件に対する支払い意志額などを聞き取り、経済価値等を算出する手法。

図表III－5－1. 平成24年度環境経済の政策研究における評価結果

評価対象	有効回答数 ^{注1} ／回答数	支払意思額 (1世帯あたり年間 ^{注2})		評価額(年間)
やんばる地域のマングース根絶により保全される生物多様性の価値	793／937	中央値 ^{注3}	451円	約234億円
		平均値 ^{注4}	2,538円	約1,319億円
奄美大島のマングース根絶により保全される生物多様性の価値	818／972	中央値	571円	約297億円
		平均値	2,539円	約1,319億円

注1 有効回答数は、抵抗回答、温情効果回答、回答時間が明らかに短かった回答を除いた回答数

注2 アンケートでは一世帯あたり10年間継続して支払うものとして質問した結果

注3 統計的にYESとNOの回答が半々となる値。政策を実行する際に過半数の支持が得られるかどうかの境界値

注4 統計的に算出した支払意思額の平均値

出典) 環境省「平成24年度我が国における効果的な生物多様性の経済価値評価手法及び経済価値評価結果の普及・活用方策に関する研究」(2012)

【生物多様性及び生態系サービスの経済価値評価】（環境省）

様々な主体が生物多様性及び生態系サービスの価値を認識し、その保全や利用に際して適切な意思決定が行われることを促進するため、生物多様性及び生態系サービスの経済価値評価の検討を行っている。平成24年度は、奄美群島を国立公園に指定すること及び全国的なシカ対策を実施することにより保全される生物多様性の経済的価値をCVMにより算出した。平成25年度は、全国の湿地（湿原及び干潟）が有する生態系サービスの価値を算出したほか、過去に失われた干潟を再生すること、ツシマヤマネコの生息数を回復させることの経済的価値をCVMにより算出した。

生物多様性及び生態系サービスの経済価値評価については、TEEBや既存研

究などによりその手法について整理がされているが、我が国においてはまだ評価事例が少ないため、評価事例を積み上げていくことが重要である。また、今後は、経済的な価値を評価するだけでなく、評価した結果を政策の意思決定や経済的手法を用いた新たな制度設計の検討などに活用していくことが求められる。

図表III－5－2. 平成24年度生物多様性の経済的価値評価に関する検討会における評価結果

評価対象	有効回答数 ^{注1} ／回答数	支払意思額 (1世帯あたり年間 ^{注2})		評価額(年間)
奄美群島を国立公園に指定することで保全される生物多様性の価値	671／1,051	中央値 ^{注3}	1,728円	約898億円
		平均値 ^{注4}	3,227円	約1,676億円
全国的なシカの食害対策の実施により保全される生物多様性の価値	670／1,057	中央値	1,666円	約865億円
		平均値	3,181円	約1,653億円

注1 有効回答数は、抵抗回答、温情効果回答、回答時間が明らかに短かった回答を除いた回答数

注2 アンケートでは一世帯あたり10年間継続して支払うものとして質問した結果

注3 統計的にYESとNOの回答が半々となる値。政策を実行する際に過半数の支持が得られるかどうかの境界値

注4 統計的に算出した支払意思額の平均値

出典) 環境省「平成24年度生物多様性及び生態系サービスの経済的な価値の評価に関する調査検討委託業務報告書」(2012)

図表III－5－3. 平成25年度生物多様性の経済的価値評価に関する検討会における評価結果

<湿原の生態系サービスの経済価値試算結果>

生態系サービス		経済価値(／年)	原単位(／ha／年)
調整サービス	気候調整 (二酸化炭素の吸収)	約31億円	〔高層湿原〕約1.4万円 〔中間湿原〕約2.2万円 〔低層湿原〕約3.1万円
	気候調整 (炭素蓄積)	約986億—約1,418億円	〔高層湿原〕約250万円 〔中間湿原〕 約154万—177万円 〔低層湿原〕 約58万—105万円
	水量調整	約645億円	約59万円
	水質浄化 (窒素の吸収)	約3,779億円	約343万円
生息・生育地 サービス	生息・生育環境の提供	約1,800億円	約163万円
文化的サービス	自然景観の保全	約1,044億円	約95万円
	レクリエーションや環境教育	約106億—約994億円	約9.6万—約90万円

<干潟の生態系サービスの経済価値試算結果>

生態系サービス		経済価値(／年)	原単位(／ha／年)
供給サービス	食料	約907億円	約185万円
調整サービス	水質浄化	約2,963億円	約603万円
生息・生育地 サービス	生息・生育環境の提供	約2,188億円	約445万円
文化的サービス	レクリエーションや環境教育	約45億円	約9.1万円

出典) 環境省「平成25年度生物多様性及び生態系サービスの経済的な価値の評価に関する調査検討委託業務報告書」(2013)

【生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進（I P B E S）】（環境省）

I P B E Sは、生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する政府間のプラットフォームとして、平成24年4月に設立された。

平成25年（2013年）の第2回I P B E S総会にて採択された「I P B E S作業計画2014-2018」に準じ、現在、専門家グループ「生物多様性と生態系サービスのシナリオ分析とモデリングのための政策支援ツールと方法論に関する評価」が立ち上がりつつあり、同専門家グループにおいて今後、将来予測に関する基盤の確立を進める。評価の第一段階は2015年（平成27）年末までに完了する計画となっている。

これを受け、我が国では、平成25年度にI P B E S第2回総会への専門家派遣及び報告会の開催、生態系サービスの定量的評価手法の検討を実施した。

今後はI P B E S第2回総会で採択された「I P B E S作業計画案2014-2018」に則り、我が国の生物多様性及び生態系サービスに関する科学的知見を国際的な評価に活用するとともに、I P B E Sにおける国際的な検討を踏まえて国内の検討を充実化させることを目的として以下の取組を行う。

- ① 自然科学、社会科学の専門家から構成する検討委員会を設置し、各種の情報基盤（社会・経済的変動予測、温暖化の評価・予測等）を活用して、国内における生物多様性・生態系サービスの評価・予測を行う。
- ② 既存の観測データ、調査結果を収集・統合し、生物多様性・生態系サービスの評価・予測に資するための情報基盤を整備する。
- ③ I P B E S、地球規模生物多様性情報機構（G B I F）の会議へ専門家を派遣し、評価・予測の進捗や成果を含めた国内の知見・研究成果をインプットし、国際的な議論を主導する。

【生物多様性評価の地図化】（環境省）

国土の生物多様性の保全を効果的・効率的に進めていくためには、基礎的な情報に立脚し、生物多様性の保全上重要な地域や、生物多様性に関する地域ごとの課題を具体的に明らかにして、優先順位を考慮して対策を講じていくことが重要となる。本事業では、自然環境保全基礎調査で得られた情報など我が国の生物多様性に関する空間情報を収集・整理し、国土全体の生物多様性の状況を空間的に評価することにより、生物多様性評価の地図化を行うとともに、各主体が地域レベルでの生物多様性評価地図を作成する際の参考となるような技術的支援を行う。平成24年度までに国土全体の生物多様性の状態や変化の状況を空間的に把握するため、生物多様性評価の地図化を行った。作成した地図は、多様な主体が利用できるよう、ウェブサイトで成果を公表するとともに、G I Sデータ等を提供している。また、平成25年度には多様な主体がそれぞれの地域で生物多様性評価の地図化を行う際の技術的な参考資料となるよう、基礎的な知識、手法、自治体等における既存の活用事例等を整理した。

今後は、地域ごとの生物多様性の状況の地図化を推進するとともに、生態系サービスの地図化についても検討を行う。

【都市の生物多様性指標の策定】（国土交通省）

都市の生物多様性の確保に向けた地方公共団体の取組の支援として、都市の生物多様性の状況及びその確保に向けた取組の状況を地方公共団体が把握・評価し、将来の施策立案、実施、普及啓発等に活用できるよう、平成25年度に「都市の生物多様性指標（素案）」を策定した。本指標は都市における生物多様性の状況やその確保の取組を分かりやすく表現し、都市における生物多様性に係る行政計画の目標設定や施策の進捗管理ツールとして活用が可能なものである。今後は、地方公共団体における試行を経て、その内容の検証及び改善点の検討を行い、本指標の一層の充実を図るとともに、本指標の普及を通じて、各都市における生物多様性の確保に向けた取組を推進する。

【都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策】（国土交通省）（P 73 の一部再掲）

我が国の地球温暖化対策を促進するため、都市公園の整備等の緑化の推進を図るとともに、都市緑化等における吸収量の算定方法等の整備や都市緑化等の意義や効果の普及啓発を行った。

都市公園の整備等の緑化の推進及び国際的指針に基づく吸収量算定手法の整備により、CO₂吸収量として108万トンを計上した（平成24年度実績）。

【持続的な投資が促進される市場形成に向けた環境不動産の普及促進への取組】（国土交通省）

省エネ、低炭素化、生物多様性保全等の環境対応がなされた不動産が市場において適正に認識・評価され、良質なストックへ転換されることを目的とし、平成25年度から環境不動産普及促進検討委員会を立ち上げ、課題に対する取組状況等について共有している。また、別途ワーキンググループを開催し、課題となる項目について検討しており、その内容について環境ポータルサイトを通じて一般公開している。

今後は、不動産の環境性能向上に資するため、オーナー・テナント間の協力的な取組内容やその効果検証、環境情報の収集・管理の手法等について検討するとともに、検討内容を環境不動産ポータルサイトを通じて一般公開する。

【生物多様性保全の経済価値等を踏まえた農林水産業者等の活動支援】（農林水産省）

我が国の農林水産分野における生物多様性保全の取組は端緒についたところであり、生物多様性の保全に対する意義や経済的価値の可視化を通じ、企業、NPO、地域住民等多様な関係者の協力・支援を得ることで、農山漁村における生物多様性の保全に資する取組の拡大に繋げていくことが課題である。

これまでに、農林水産分野における生物多様性保全効果の発揮、民間による支援活動の拡大推進のため、農林水産業が育んでいる生物多様性について経済的評価をCVMにより算出した。さらに、評価結果を活用して生物多様性保全活動への企業等による支援を促す仕組みについて実地検証を行い、その仕組みを構築するための手法について、多様な主体との連携構築までの過程において重要なポイントについて活動段階ごとに整理した手引きとして取りまとめた。

今後は、良好な環境を維持・増進しつつ持続可能な地域を実現する方策のひとつとして、農業環境上優れた活動を行う地域活動に対する認証（地域認証）を視

野に入れながら、地域・商品の付加価値化を進めるための仕組みを検討する。また、客観的基準（生態系、景観、生産方式等）に基づくことで、民・民（企業、消費者からの農業農村への直接支援、商品購買、ファンド等）の関係強化を図るとともに、農林水産業の生物多様性保全機能に対する企業、消費者等の意識を高める取組を推進する。

図表III－5－4. 平成25年度生物多様性保全推進調査事業における評価結果

評価対象	1人当たり年間支払意思額（平均値）	評価額（年間）
ツシマヤマネコに配慮した農作物生産（長崎県対馬市）	2,423円	約1,259億円
野草堆肥を利用した野菜生産（熊本県阿蘇市）	1,974円	約1,026億円
生態系サービスに配慮した林業経営（長野県根羽村）	2,436円	約1,266億円
生物多様性に配慮した林業経営（大分県日田市）	2,239円	約1,163億円
里海づくり：モズク養殖とサンゴ礁再生（沖縄県恩納村）	2,370円	約1,231億円
生物多様性に配慮した米生産（広島県世羅町）	2,384円	約1,238億円
野生動物保護のための緑の回廊設置（北海道浜中町）	2,200円	約1,143億円

出典) 農林水産省「平成25年度生物多様性保全推進調査事業」(2013)

b) 生物多様性に配慮した事業活動の推進や経済的手法も含めた主流化の推進のための取組

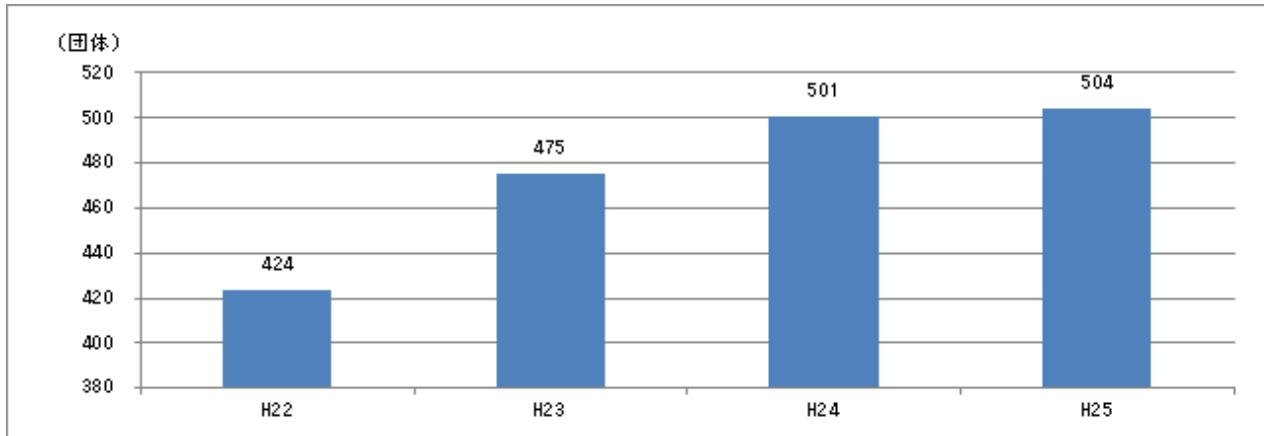
現状

事業者の活動は、水、繊維、木材、燃料の供給など多くの自然の恵み（生態系サービス）に支えられている一方で生態系や生物多様性に影響を与えていている。また、事業者は、製品の販売やサービスの提供などを通じて自然の恵みを広く消費者に供給するという役割も担っている。経済社会の主たる担い手である事業者が、生物多様性の重要性を認識し、その保全と持続可能な利用の取組を積極的に進めることは、社会全体の動きを自然共生社会の実現に向けて加速させるだけでなく、自らの事業を将来にわたって継続してくためにも必要である。

我が国では、国や地方公共団体が定める戦略・計画やガイドライン等において、事業者等の役割、取組の在り方などを示すとともに、事業者における先進的な取組事例や国際的動向、自然環境の状況についての基礎調査の結果等を公表することにより、事業者の自主的な取組の促進を図っている。

経済界においても自発的なプログラムとして平成22年に「生物多様性民間参画パートナーシップ」が設立され、情報共有や事業者会員の取組状況等の把握が行われております。参加団体数は平成22年度（発足時）の424企業・団体から平成25年度には504企業・団体になり、着実に増加している。これらの結果、事業者会員のうち経営理念・方針や環境方針などに生物多様性保全の概念が盛り込まれている割合は平成22年の50%から平成25年には92%に上昇するなど、事業者の意識・取組の向上が確認されている。

図表III－5－5. 生物多様性民間参画パートナーシップの参加団体数

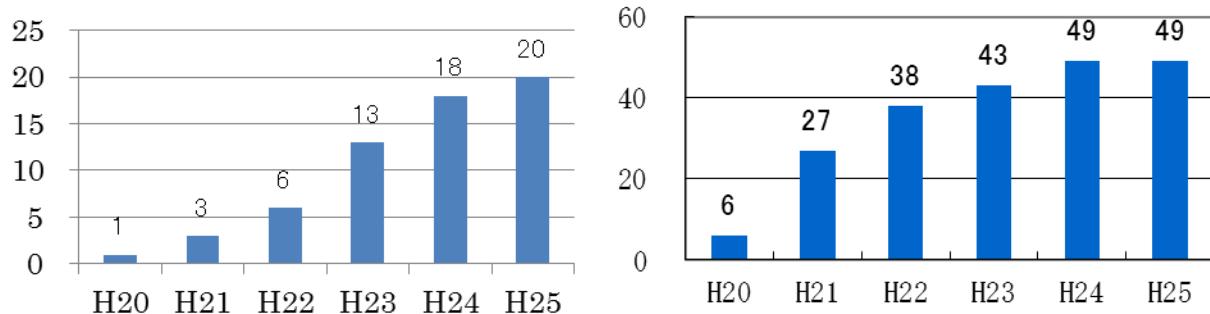


出典) 経団連自然保護協議会「生物多様性民間参画パートナーシップ事務局資料」

また、国際的には自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとしてとらえる「自然資本」という考え方が注目されている。平成24年（2012年）6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な会議」（リオ+20）では、世界銀行が、自然資本の価値を国や企業の会計制度に入れることを目標とした「50：50キャンペーン」をリオ+20の場で発表し、多くの国や企業からの支持を得た。また、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）は、金融機関が自然資本の考え方を金融商品やサービスの中に取り入れていくという約束を示した「自然資本宣言」を提唱し、多くの金融機関が署名した。我が国の金融機関でも自然資本を含む環境に対する企業の取組を評価プロセスに組み込んだ融資が行われ始めている。

事業者の取組を促進するためには、消費者が生物多様性に配慮した商品等を選択するよう促すことも重要である。環境ラベル等を活用し、生物多様性に配慮した商品であることを示すことで消費者にとっての付加価値が生まれ、生物多様性の保全と経済の好循環が生まれる。消費者へのアプローチとしては、生きものマークや水産エコラベルなどにより材料調達や製造過程等において環境配慮がなされた商品や合法な商品を明確に示すことのできる仕組みを推進し、これらの環境ラベルについて消費者である国民に対し普及啓発を行っている。この結果、これらのラベルの認証取得数等は着実に増加しているが、総数はまだ少ないので現状である。

図表III－5－6. MELジャパン認証取得数
<生産段階> <流通加工段階>



出典) マリン・エコラベル・ジャパン運営団体資料

生物多様性の保全を図るためにには、開発事業の実施に当たって、あらかじめ環境への影響について調査・予測・評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適切に配慮することが重要であることを踏まえ、生物多様性基本法第25条では、生物多様性に影響を及ぼすおそれのある事業において適正な配慮がなされるよう国が必要な措置を講ずるべきことを定めている。環境影響評価法が平成11年に施行されて以来、同法に定める手続きを通じて大規模な開発事業の実施に際して生物多様性への配慮が行われてきたが、生物多様性基本法の成立などを踏まえ、平成25年4月からは、環境影響評価法が改正され、従来よりも事業計画の早期の段階である事業の位置・規模等の検討段階において、環境配慮を検討する配慮書手続きが導入された。

このほか、持続的利用を促進する取組として、生態系サービスの受益者となる事業者や消費者等がそのサービスを受ける対価として生態系保全の費用を負担する生態系サービスへの支払い制度（PES：Payment for Ecosystem Services）がある。類似の仕組みである森林環境税等を導入している都道府県は7割（33/47）を超えてい

取組状況

＜取組の方向性・枠組みの提示＞

【生物多様性地域戦略の策定推進】（環境省）

生物多様性の保全と持続可能な利用の実現には、地域の理解と多様な主体の参画・連携により地域の特性に応じた取組が不可欠なことから、生物多様性基本法第13条に基づく地方公共団体における生物多様性地域戦略の策定に、手引きの作成・配布等による技術的支援や、地域生物多様性保全活動支援事業による支援を実施している*。

平成26年3月時点で生物多様性地域戦略を策定している地方公共団体は、31都道府県（全47都道府県の66%）、13政令指定都市（全20市の65%）、31市区町村（全1,722市区町村の1.8%）となっており、都道府県、政令指定都市では策定済みの自治体が半数を超え、全般に年々着実な増加がみられる（対前年度伸び率：都道府県35%、市区町村52%）。

生物多様性国家戦略2012-2020で目標としている平成32年までの全都道府県における地域戦略策定に向け、更なる働きかけや支援が必要である。また、市区町村における策定割合がまだ低いこと、生物多様性の保全は行政区域で区切らず流域全体での保全を検討するなど広域での取組が有効であると考えられることから、複数の地方公共団体が共同で地域戦略を策定する仕組みの活用を図るなど、更なる取組促進につなげていく必要がある。

* 地域生物多様性保全活動支援事業を通じた支援は平成26年度で終了。

【「農林水産省生物多様性戦略」に基づく生物多様性に配慮した施策の推進】（農林水産省）

生物多様性保全をより重視した農林水産施策を総合的に推進するため、「農林水産省生物多様性戦略」を策定し、同戦略に基づき総合的に施策を展開している。

平成24年には生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の成果等を踏まえ同戦略の改正を行った。見直しのポイントは以下のとおりであり、今後も引き続き、同戦略に基づき関連施策の推進を図っていく。

- 生物多様性をより重視した持続可能な農林水産業や、それを支える農山漁村の活性化の更なる推進
- 「戦略計画 2011-2020・愛知目標」や「農業の生物多様性」等、COP10の決議を踏まえた施策を推進
- 生物多様性における農林水産業の役割の経済的な評価のための検討に着手
- 東日本大震災により甚大な被害を受けた地域で、持続可能な農林水産業を復興させることで生物多様性の保全に寄与

【名古屋議定書第19条及び第20条の実施に関する非公式会合】（外務省）

名古屋議定書は、遺伝資源の利用から生じる利益を公正かつ平衡に配分すること並びにこれによって、生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的としている。同議定書第19条及び第20条は、締約国に対し、遺伝資源の取引における契約のひな型、遺伝資源の取得の機会の提供や利益配分に関する行動規範等を作成し、その利用を自国民に奨励することを求めている。各国、関係業界等によるこれまでの取組を概観した上で、締約国による取組を支援するための方策を議論し、国内外においてこれらに係る理解を深めるため、平成24年度に非公式会合を開催し、諸外国の専門家を招へいした。本会合の成果については、平成26年2月に韓国で開催された第3回名古屋議定書政府間委員会（ICNP3）において報告された。本会合により、遺伝資源の取引における契約のひな型などの作成等について、関係者が理解を深めるという成果を得ており、今後とも、関係省庁等と連携して、我が国の知見が国内外に発信できるよう努める。

<取組事例の紹介>

【経済社会における生物多様性の主流化に向けた国内施策の調査・検討】（環境省）

（P7の再掲のため、内容は省略）

<基礎情報の提供>

【自然環境調査・整備】（環境省）

我が国の生物多様性の保全を積極的に推進し、世界の生物多様性の保全に貢献することを目的に、自然環境保全基礎調査を始め、全国レベルにおいて様々な基礎的な調査を実施し、そこから得られた情報をデータベース化することで蓄積・管理している。

○ 自然環境保全基礎調査

一般に「緑の国勢調査」と呼ばれ、陸域、陸水域、海域の各々の領域について国土全体の状況を把握し、「自然環境保全法」（昭和47年法律第85号）の施策を推進するための基礎資料とすることをねらいとして昭和48年度より実施している。近年は、植生調査・沿岸域変化状況等の調査に注力している。

<植生調査>

平成11年度より、従来の5万分の1植生図からより精度を上げた2万5千分の1植生図への全面改訂に着手している。平成24年度は国土の約4%分、平成25年度は国土の約3%分の整備を完了した。平成26年度は、国

土の約3%分を整備し、これによって全国の71%の地域の整備が完了する予定である。調査期間が限定される地域や急峻な山岳地帯の多い地域等では整備が遅れていることから、今後はこれらの地域を重点的に整備することとしている。

<沿岸域変化状況等調査>

平成22年度から泥浜・砂浜の変化状況等を把握することを目的として実施している。平成24年度は約270km、平成25年度は約350kmの海岸域を調査した。平成26年度は、約803kmの太平洋・東シナ海の南西諸島の島嶼郡海岸域を調査し、これにより全国の約81%の海岸を把握する予定である。今後は調査未実施地域における泥浜・砂浜の変化状況等を把握する。

○ いきものログ

全国の多様な主体に散在する生物多様性情報をそれぞれが登録し、データベース化してインターネット上で共有・公開するシステムである。平成25年10月より供用を開始し、現在までに環境省や地方公共団体、研究機関などが管理している約430万件の生物多様性情報が登録、データベース化され、これらはインターネット上で検索、閲覧ができる。また、市民参加型調査を実施する機能を備えており、現在は東日本大震災の被災地等における生物分布調査などを市民の参加により実施している。今後は、地方公共団体が管理するより多くの生物多様性情報を収集するとともに、一般参加者の増加を図る。

○ 重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）

全国の多様な生態系において、生態系の指標となる動植物や基礎的な環境の情報を100年以上の長期にわたって蓄積することにより、生態系の劣化を早期に捉え、適切な自然環境保全施策に資することを目的とした調査である。平成15年度から10の生態系タイプの約1,000か所の調査サイトで調査を実施している。現在、行政施策への活用促進などを目的として生態系ごとに5年に1度の取りまとめを行っており、平成26年度中に取りまとめ報告書を公表する予定である。

今後は、行政施策等に活用しやすいような取りまとめの実施や、市民調査員の高齢化を受けた新規調査員の獲得などの調査体制の維持を図る必要がある。

○ 鳥類標識調査

鳥類の渡りの実態や寿命等の生態を解明することを目的として、鳥類を足環等によって標識し、それを再捕獲し記録している。我が国では大正13年（1924年）に開始され90年にわたって実施することによって、長期間のデータの蓄積が進んでおり、昭和36年（1961年）以降に標識放鳥された鳥の数は平成23年（2011年）に500万羽を超えた。平成24年は16万羽程度を放鳥した。蓄積されたデータは渡りの実態や生態の解析などに用いられ、平成25年度は外来鳥類の分布状況の解析等にも用いた。

今後も調査を継続することにより、渡り等の実態や生態、種の分布情報等に資するデータを蓄積し、各種解析に活用していく。

【生物多様性情報の提供】（環境省）

我が国の生物多様性の保全を積極的に推進し、世界の生物多様性の保全に貢献することを目的に、生物多様性センターにおいて収集され蓄積・管理されている

情報をデータベース化し、広く提供している。

○ 生物多様性情報システム（J－IBIS）

J－IBISは、我が国の生物多様性や自然環境に関する情報を収集し、広く提供するためのシステムであり、自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000の成果、また調査成果等のGISデータを提供しており、生物多様性や自然環境に関する総合データベースとして活用されている。平成24年度は、各種成果の電子化を進め、提供を行った。平成25年度は、GISデータの充実を図るとともに、GISデータを閲覧できるソフトウェアを作成し提供を行った。今後は、GISデータの提供をより一層進める。また、システムの機能強化を図るとともに、他のシステムと統合した次世代システムの設計を行う。

○ いきものログ

全国の多様な主体に散在する生物多様性情報をそれぞれが登録し、データベース化してインターネット上で共有・公開するシステムである。平成25年10月より供用を開始し、現在までに環境省や地方公共団体、研究機関などが管理している約430万件の生物多様性情報が登録、データベース化され、これらはインターネット上で検索、閲覧ができる。また、市民参加型調査を実施する機能を備えており、現在は東日本大震災の被災地等における生物分布調査などを市民の参加により実施している。今後は、地方公共団体が管理するより多くの生物多様性情報を収集するとともに、一般参加者の増加を図る。

○ インターネット自然研究所

全国各地の様々な自然情報を幅広く提供し、生物多様性保全活動に対する理解を増進させ、関心を喚起させることを目的として公開しているシステムである。自然環境学習の教材としても利用できる。平成24年度は、人気コンテンツである国立公園・野生生物ライブ映像において、ライブカメラを4台増設した。平成25年度は、ユーザにとってより安全に使いやすいウェブサイトとするために、ウェブサイトの改修及びセキュリティ強化を行った。今後も引き続きコンテンツの充実及びユーザビリティの向上を進める。

＜消費者としての国民の消費行動の転換＞

【生物多様性に対する国民理解の増進】（農林水産省）

生物多様性に対する国民理解の増進のため、生物多様性に配慮した農林水産物であることをあらわす「生きものマーク」の活用などを通じて国民の理解を促進するとともに、我が国の農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信している。平成24～25年度は、「生きものマーク」の活用事例や活用時の要点をまとめた「生きものマークガイドブック」の配布等を通じて、農林水産業と生物多様性の関係について国民理解を促進した。

今後も引き続き「生きものマークガイドブック」の配布等を通じて、農林水産業の生物多様性保全への貢献について発信していく。その際、特に消費者など、農林漁業者以外の様々な者を対象に理解の増進を図ることが求められる。

【水産エコラベルの普及促進】（農林水産省）

生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水

産エコラベルについて、水産白書や消費者向けのパンフレット等を通じた普及促進を行った。今後も引き続き普及啓発を行う。

＜生物多様性及び生態系サービスの価値を踏まえた取組の推進＞

【生物多様性保全の経済価値等を踏まえた農林水産業者等の活動支援】（農林水産省）

（P 85 の再掲のため、内容は省略）

【持続的な投資が促進される市場形成に向けた環境不動産の普及促進への取組】

（国土交通省）

（P 85 の再掲のため、内容は省略）

【都市の生物多様性指標の策定】（国土交通省）

（P 85 の再掲のため、内容は省略）

c) 広報・教育・普及啓発や生物多様性に配慮した製品などの普及等による個人のライフスタイルの転換に向けた取組

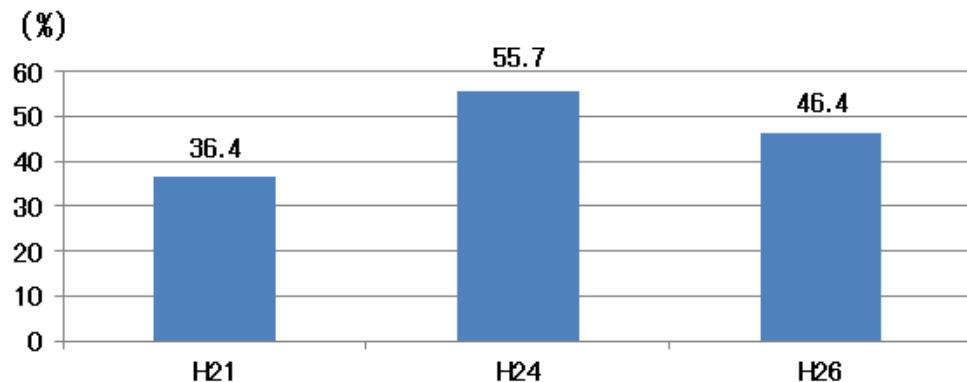
現状

私たちの日常の暮らしは生物多様性が生み出す生態系サービスに支えられており、私たちの行動と選択が、生物多様性の保全にも、損失にもつながる。このため、生物多様性の主流化には私たちが日常の暮らしや社会全体で生物多様性について考えたり、意識したり、行動へと移していくことが重要である。

このため、「国連生物多様性の10年日本委員会」（UNDB-J）を通じて各主体間の連携した取組を推進するとともに、「たべよう」、「ふれよう」、「つたえよう」、「まもろう」、「えらぼう」の生物多様性を守るために5つの行動を呼びかけるなど、広報・普及啓発のための取組を推進している。また、学校教育や公民館等の社会教育施設、河川、都市公園等における教育・学習・ふれあい体験等を推進している。加えて、「いきものログ」で行っているような市民参加型の調査も普及啓発に資する取組である。これらの取組を通じて、国民のライフスタイルの転換の提案等を行い、生物多様性の社会全体への主流化を図っている。

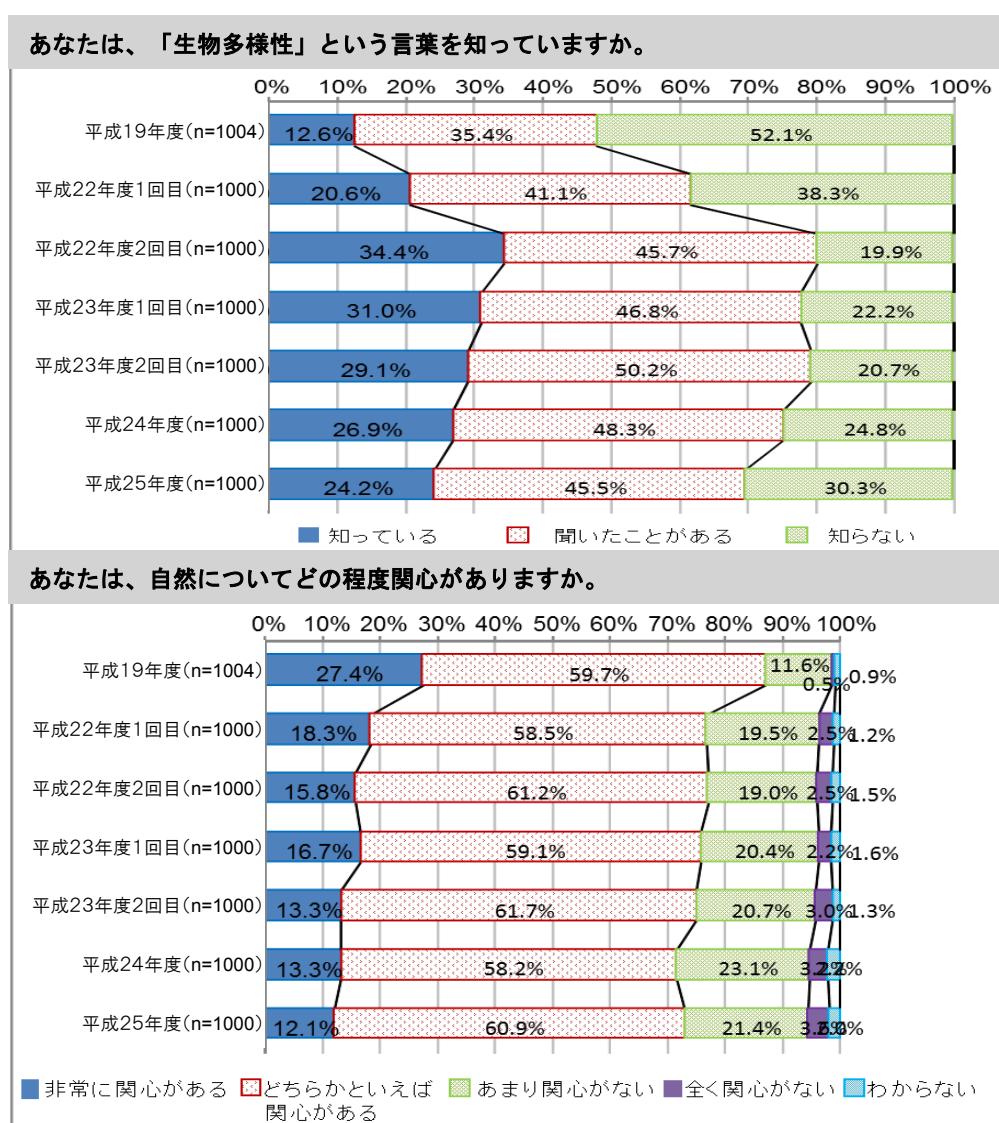
内閣府が実施した世論調査によると、「生物多様性」の言葉の認識度は平成22年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を契機に大きく増加した（平成21年度36.4%→平成24年55.7%）が、平成26年7月の調査では46.4%となっており、減少傾向にある。なお、環境省が実施したウェブ調査（平成19～24年度）においても同様の傾向にある。また、平成26年度に実施した同調査では「自然に関心がある」と回答した人は約9割となっている。

図表III－5－7. 「生物多様性」の言葉の認識度（内閣府世論調査）



出典) 内閣府「世論調査報告書平成26年7月調査『環境問題に関する世論調査』」

図表III－5－8. 生物多様性認識度等調査経年比較結果（環境省ウェブ調査）



出典) 環境省「平成25年度生物多様性認知度等調査業務報告書」

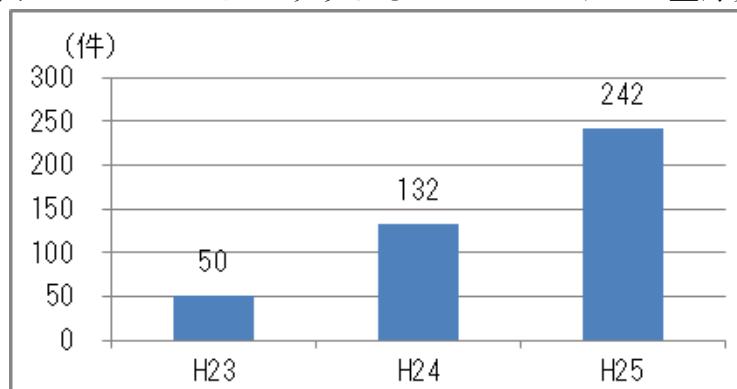
平成26年度に実施した内閣府世論調査においては、生物多様性に配慮したライフスタイルとして行いたい取組（複数選択可能）として、約37%の人が「環境に配慮し

た商品を優先的に購入する」を選んでおり、我が国において消費活動により生物多様性の保全に貢献することに关心を有する消費者は一定程度存在していると言える。こうした関心をもつ消費者に対し、引き続き積極的な情報提供を行うことにより、生物多様性や環境全般に対する意識が高い「賢い消費者（スマートコンシューマー）」の育成を図ることを通じて、事業者による生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を一層促進していくことが重要である。

消費者の行動を生物多様性に配慮したものに転換するための仕組みとして、環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度がある。こうした社会経済的な取組を奨励し、多くの人々が生物多様性の保全と持続可能な利用にかかわることでできる仕組みを拡大していくことが必要である。このため、環境認証制度やそれらを取り扱う事業者、生物多様性の保全に熱心な事業者等の情報、業種ごとの事業活動と生物多様性の関わりなどをウェブサイトで積極的に情報提供している。

また、国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）は「愛知目標」の実現に向け、国民や民間団体が自分達ができるプロジェクトを宣言して参加する「にじゅうまるプロジェクト」を実施している。同プロジェクトの参加件数は、プロジェクトを開始した平成23年度の50件から平成25年度には242件に大幅に増加しており、国民や民間団体における生物多様性保全に向けた主体的な取組が推進されているといえる。

図表III-5-9. にじゅうまるプロジェクトへの登録数



出典) 国際自然保護連合日本委員会「にじゅうまるプロジェクト事務局資料」

取組状況

<広報・普及啓発>

【「国連生物多様性の10年」推進事業】（環境省）（P46の一部再掲）

国際連合では愛知目標の実現に向けた取組を強化するため、平成23年（2011年）から平成32年（2020年）までの10年間を「国連生物多様性の10年」と定めている。これを受け、我が国では平成23年9月から、愛知目標の実現に向け国内のあらゆるセクターと地域の参画・連携を推進することを目的として、国内の主要なセクターの参画を得たUNDB-Jを設立し、各セクターの取組やセクター間の連携を促進するとともに、各年度においてトピックとなるテーマに関する事業を実施・促進しているほか、各取組の進捗状況を評価・検証し、国内外に発信している。平成24年度は、COP11において国連生物多様性の10年や生物多様性に関する我が国の取組を発信した。平成25年度は、兵庫県豊岡市で全国ミーティングを開催したほか、全国3か所において地域セミナーを開催した。このほ

か、「たべよう」、「ふれよう」、「つたえよう」、「まもろう」、「えらぼう」の生物多様性を守るために5つの行動の呼びかけ（MY行動宣言）や、国連生物多様性の10年や生物多様性に関する我が国の取組について普及啓発を行うための資料・広報ツール等の制作を行っている。

現在、普及啓発に資する推薦図書の選定、事業の認定、イベント等への出展等、活動が拡大の傾向にあり、一定の成果を得ている。一方で、各セクターの取組・成果が整理されておらず、各セクターの目指す姿、ビジョンが明確にされていない、目玉事業が不足している等の課題があり、平成26年度は、平成27年度の中間評価に向けてこれまでの事業評価、今後の事業見直しなどを行うこととしている。

図表III－5－10. MY行動宣言



出典) U N D B - J

<教育・学習・ふれあい体験の推進>

【自然とのふれあいの推進】（環境省）

自然保護の大切さや自然環境への関心と理解を深めるために、国立公園等において以下の施策を行った。

○ 自然とのふれあい関連行事の開催

平成25年4月29日に新宿御苑において「2013新宿御苑みどりフェスタ」を開催し、都市部の住民たちに自然環境保全と自然と親しむ機会を提供しており、平成25年度には約18,000人の来場があった。また、「みどりの月間」を始めとする重点期間中に、全国の自治体、教育機関、N P O等と協力し、1,630件の自然観察会等の自然とのふれあい関連行事を行った。

○ ボランティアによる自然体験活動の推進

国立公園及び国定公園の自然環境の保護及び適正な利用を図るために、平成25年度は2,789名の自然公園指導員及び1,625名のパークボランティアが自然体験活動の推進を行った。

○ ウェブサイトにおける自然とのふれあい関連行事の掲載

日本の自然環境のすばらしさを国内外にPRするとともに、より多くの国民に、自然環境への理解を深め、自然とふれあう機会を提供できるよう、自然体験イベント等に関する情報収集を行い、ウェブサイトでの情報発信を行っている。平成25年度は、3,820件の情報を提供した。

○ 子どもパークレンジャーの実施

子どもが自然とふれあうことを通じ、自然環境の保護と生きものに対する思いやりの心を育むことを目的として、地域のNPOや教育機関と連携し自然観察等を行った。平成25年度は、全国20か所で実施し560名の参加があった。

今後も引き続き、自然とのふれあい関連行事の全国的な実施や各種情報の提供、自然公園指導員及びパークボランティアによる自然体験活動の推進、子どもが自然とふれあう機会の提供を行う。

【都市公園等における環境教育・環境学習の推進】（国土交通省）

生物多様性の保全の重要性に係わる認識を高めるため、その普及啓発活動等の場となる都市公園の整備を図っている。具体的には、利用者・地域・学校などと一緒にとなった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を推進しており、今後も引き続き、現行の取組を推進する。

【海辺の自然学校】（国土交通省）

港湾の良好な自然環境を活かし、児童や親子を対象に自然体験プログラム（「海辺の自然学校」）を、地域の自治体、教育機関、NPO等と連携して開催し、環境教育を進めている。また、自然体験プログラムの開催ノウハウを、地域の自治体、教育機関、NPO等が蓄積することで、自ら実施できる体制を整備している。平成25年度は全国12か所で13件の「海辺の自然学校」を開催した。

今後も引き続き、「海辺の自然学校」を開催し、地域の自治体、教育機関、NPO等が自然体験プログラムの開催ノウハウを蓄積することで、自ら実施できる体制整備を進める。それにより、地域の自治体、教育機関、NPO等が港湾・海洋における環境保全の大切さを理解し、良好な環境作りに積極的に取り組み、主体的に参画できる体制づくりを進める。

【「子どもの水辺」再発見プロジェクトの推進】（文部科学省、国土交通省、環境省）

子どもたちの川をいかした体験活動や環境学習の場を拡大し、また、地域の子どもたちの体験活動の充実を図るために、河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どもが水辺に親しめる場・機会の提供を行うことにより、「子どもの水辺」再発見プロジェクト」を推進している。平成25年度末時点で、「子どもの水辺」登録箇所は298か所となっている。

また、文部科学省のメールマガジンによる情報配信により学校関係者への情報提供の強化を図っている。

今後も引き続き、関係機関と連携し、河川における環境教育を推進する。

【環境教育の実践普及（環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE）事業／環境教育に関する実践発表会／環境教育リーダー研修基礎講座）】 (文部科学省、環境省)

環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図ることを目的として、以下の施策を行っている。

○ 環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE）事業

米国の提唱するGLOBEへの参加。平成25年度は16校をGLOBE協力校に指定した。

○ 環境教育リーダー研修基礎講座

環境教育に携わる指導者の養成のため、教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者に対する講習会を開催している。本講座の受講を通じて、環境教育を担う教職員や環境保全活動を担う者が、効果的かつ実践的に導く力を養うとともに、ESDの要素を含めた内容とすることで、持続可能な社会の担い手となる人材を育成している。

○ 環境教育に関する実践発表会

全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換等を行っている。

今後も引き続き、環境教育に関する実践発表会や環境教育リーダー研修基礎講座について、環境省と連携・協力しながら事業を推進する。

【公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム】（文部科学省）

地域における様々な現代的課題の解決を図るために、地域の社会的資源であり、教育や福祉の増進、地域産業振興など「人づくり」に大きな役割を果たしてきた公民館等の社会教育施設の活性化を通して、地域の人的資源や物的資源の発掘による地域力再生のための実証を伴う先進的支援プログラムの開発を委託実施する。事業は平成25年度から開始し、5つのテーマについて合計126の団体と委託契約を締結し、事業を実施した。

その中でも、地域資源を活用した地域課題解決の取組の一例として愛知県においてはESDの考え方を基底にした環境教育を取り組んでおり、農作物の栽培から加工までを通して自然とのかかわりや生き物同士のつながりを考える取組や、家庭用の食用油の再利用や資源の節約にスポットを当てた啓発活動など、身近な環境問題を理解する活動の普及啓発、環境・資源・エネルギーの側面からの環境教育などを展開している。

引き続き本事業を実施していくに当たり、その成果をいかに全国へと周知・波及していくかが課題である。

【環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業】（文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

環境を考慮した学校施設（エコスクール）を普及・啓発するため、文部科学省が農林水産省、経済産業省及び国土交通省と連携して、パイロット・モデル事業を実施している。具体的には、内装の木質化については農林水産省と、太陽光発電及び熱利用設備等については経済産業省と、建築物の省CO₂化については国土交通省とそれぞれ協力しつつ、環境教育の教材として活用できる環境を考慮した学校施設の整備に対し国庫補助を行っている。

本事業は平成9年に開始し、平成24年度までに全国で1,372校を認定した。平

成25年度は112校、平成26年度は、全国で63校（10月現在）をモデル校として認定した。

本施策の実施により、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入や校舎等の断熱性の向上、地域の木材等の活用等を支援し、整備された学校施設を環境教育の教材として活用することで、ESDの普及と活性化を促進している。

今後も引き続き、環境教育の教材として活用できる環境を考慮した学校施設の整備推進に取り組む。

<市民参加型調査の実施>

【生物多様性情報の提供】（環境省）

（P90の再掲のため、内容は省略）

<消費者の行動を生物多様性に配慮したものに転換するための仕組み>

【生物多様性に対する国民理解の増進】（農林水産省）

（P91の再掲のため、内容は省略）

【水産エコラベルの普及促進】（農林水産省）

（P91の再掲のため、内容は省略）

重点検討項目②：生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理と生態系サービスの利用

生物多様性の保全と持続可能な利用の観点から国土の保全管理を進めるためには、国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けて、国土全体にわたって生物多様性の保全上重要な地域や脆弱な自然環境の保全、都市の緑地の保全を図るとともに、過去に損なわれた生態系等の自然環境の再生を推進する必要がある。平成20年度に策定された国土形成計画においても、生態系ネットワークの形成を通じた自然の保全・再生を図ることが盛り込まれている。

また、将来にわたって自然からの恵み（＝生態系サービス）を享受することができるよう、生態系が有する防災・減災機能の活用や再生可能エネルギーの利用、生物多様性に配慮した農林水産業の振興等を促進する必要がある。

このような観点から、以下のa）、b）の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性の保全上重要な地域等の保全・再生に向けた取組
- b) 生態系が有する防災・減災機能の活用や再生可能エネルギーの利用、生物多様性に配慮した農林水産業の振興等の生態系サービスの持続的利用を促進するための取組

（1）環境基本計画における施策の基本的方向

生態系サービスを生み出す基盤となる自然環境を維持・回復し、国土のストックとしての価値を増大させていくとともに、国土から生み出される生態系サービスを持続可能なかたちで利用していくことが必要である。

東日本大震災の経験から、自然が恵みと脅威の二面性を有することを認識しながら、持続可能な農林水産業の復興により、失われた生物多様性の回復・維持等を図るとともに、本来生態系が有するレジリエンスの強化を通じて国土全体にわたって自然の質を着実に向上させるなど、我が国の自然的社会的特性に応じた自然共生社会の実現を目指す。

同時に、循環型社会、低炭素社会の構築に向け、生物多様性、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減、地球温暖化の問題の相互の関係をとらえ、奥山地域から都市地域に至るまで、統合的な取組を進める。

（2）現状と取組状況

国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性の保全上重要な地域等の保全・再生に向けた取組として、生物多様性の保全上重要な地域の明確化、各

種保護区の指定など重要地域の保全に関する取組、自然再生や新たな緑地の創造に関する取組、良好な水環境を保全するための取組が行われているほか、生態系が有する防災・減災機能の活用や再生可能エネルギーの利用、生物多様性に配慮した農林水産業の振興等の生態系サービスの持続的利用を促進するための取組では、グリーンインフラや気候変動への適応などについて検討が始まったほか、生物多様性に配慮した農林水産業に関する各種取組がみられる。

a) 国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性の保全上重要な地域等の保全・再生に向けた取組

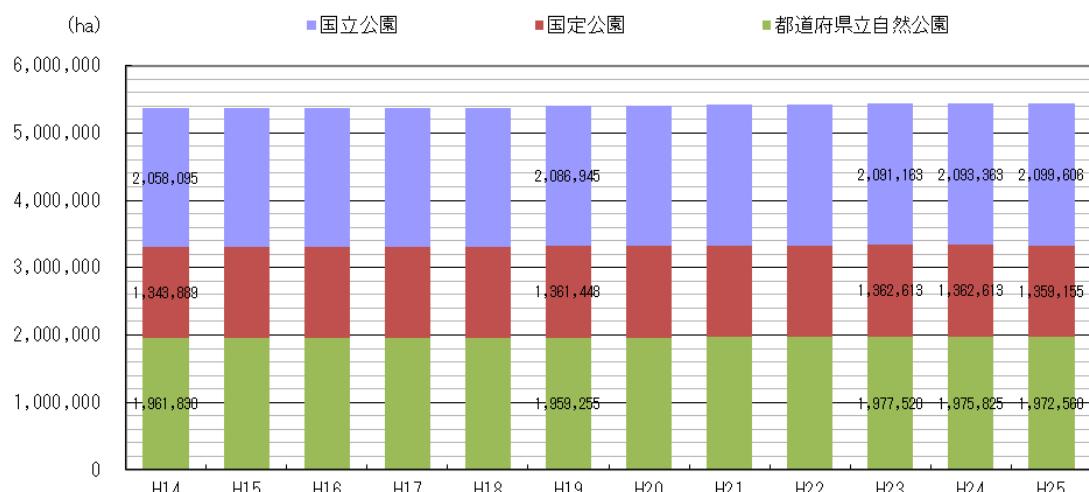
現状

生態系ネットワークの形成を進めるためには、ネットワークの核となる優れた自然環境を有する地域を適切に保全し、これらを有機的につなぐことが重要である。また、流域全体の生態系管理の視点に立ち、さまざまなスケールで森、里、川、海を連続した空間として積極的に保全・再生を進めることとしている。

我が国においては、生物多様性の保全上特に重要な地域を法令に基づき指定し、管理を行っている。

脊梁山脈を中心に国土の 14%以上の面積をカバーしている国立・国定公園などの自然公園は全国レベルの生態系ネットワークの核として重要な役割を担っている。自然公園では、区域拡張を伴う三陸復興国立公園の指定や慶良間諸島国立公園の新規指定などにより、指定面積が増加している。国有林野において、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生息・生育する森林については、厳格な保全・管理を行う「保護林」が増加している。また、名勝・天然記念物・文化的景観や都市の緑地の保全面積も増加している。

図表III－5－11. 自然公園の面積（国立公園・国定公園・都道府県立）



出典) 環境省「自然公園面積総括表」

また、国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性保全上重要な地域の明確化するため、生物多様性保全上重要な里地里山・重要海域・重要湿地を選定する取組が進められている。

生態系ネットワークの形成に向けては、過去に損なわれた生態系などを取り戻す自然再生も重要な取組である。全国の国立公園・国定公園では、15 地区（うち環境省直轄は7地区）で、湿原や森林生態系、サンゴ群集等の再生を図っている。また、社会資本整備に伴う取組として、湿地の再生や干潟の再生といった取組も進められている。

人の働きかけを通じて形成してきた里地里山・田園地域も生物多様性保全上重要な地域である。また、農業生産基盤の整備において生態系ネットワークの保全向けた整備か所が着実に増加しており、生物多様性に配慮した農業生産基盤の整備が進んでいる。

都市地域においては、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定が進められている。河川においては、多自然川づくりを基本とし、自然な河岸・水際部の形成、水際部の植生回復等生物の生息・生育環境の保全・創出等を考慮した水辺の再生を実施するとともに、生態系ネットワークの形成を推進している。

生態系の健全なつながりを確保する上で、良好な水環境を保全することも重要であり、水質基準の検討、海域の物質循環健全化、下水道の整備などの取組が進められている。

以上のように、各方面で取組が進められており、国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた基盤が形成されつつあるものと考えられる。

図表III－5－12. 国有林野の保護林・緑の回廊面積



出典) 農林水産省資料

(参考) 取組推進に向けた指標など

指標など	H23	H24	H25	単位)	備考
自然公園の面積	5,431,304	5,421,262	5,431,321	ha)	H24→25 伸び率 0.2%
国有林野の保護林面積	903	915	965	千 ha)	H24→25 伸び率 5.5%
自然的名勝指定総数	154	157	159	件)	H24→25 伸び率 1.3%
天然記念物指定総数	994	1005	1011	件)	H24→25 伸び率 0.6%
重要文化的景観選定総数	30	35	43	件)	H24→25 伸び率 22.9%
都市域における水と緑の公的空間確保量	12.7	12.8	-	m ² /人)	H23→24 伸び率 0.8%
緑の基本計画策定済み市町村数	650	665	-	件)	H23→24 伸び率 2.3%
生態系のネットワークの保全に向けた整備か所	1,595	1,694	-	か所)	H23→24 伸び率 6.2%

取組状況

<生態系ネットワークの形成に向けた取組>

【国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性保全上重要な地域の明確化（生物多様性保全上重要な里地里山・重要海域・重要湿地）】（環境省）

日本の豊かな生物多様性と生態系サービスの持続可能な利用の実現には、将来にわたって生物多様性が確保される国土を実現する必要があることから、生物多様性の保全上、重要な生息・生育地等をその価値とともに明らかにした上で、生物多様性の保全の核となる、これらの地域を有機的につなぐことにより、国土の生態系の骨格となる生態系ネットワークを構築し、これを維持するもの。

平成 25 年度までは、生物多様性保全上重要な里地里山の選定基準や指標を用いた評価方法についての検討や重要海域の抽出作業、平成 13 年度に実施した重要湿地の見直しのための情報収集等を行った。

<重要地域の保全に関する取組>

【国立・国定公園の保全及び活用の推進】（環境省）

自然環境や社会状況の変化、風景評価の多様化を踏まえ、平成 19～22 年にかけて、全国の自然の資質を再評価して、国立・国定公園の新規指定又は大規模拡張の検討候補地を抽出する「国立・国定公園総点検事業」を実施。平成 22 年 10 月に 18 地域の候補地を公表し、その結果に基づき、国立・国定公園の新規指定・大規模拡張を進めるもの。

平成 24 年度は、国立公園の拡張を検討する候補地である、陸中海岸国立公園の調査、調整を進め、平成 25 年 5 月に区域を拡張した上で三陸復興国立公園として指定した。平成 25 年度は、国立公園の新規指定を検討する候補地である、慶良間諸島の調査、調整を進め、平成 26 年 3 月に慶良間諸島国立公園を指定した。国立公園の新規指定（分離独立ではないもの）は昭和 62 年（1987 年）の釧路湿原国立公園以来 27 年ぶりであり、31 番目の国立公園となった。多くのマスメディアでも報道され、国立公園の認知度の向上にも貢献した。

また、国立公園について、多様な主体の協働により、きめ細かな管理運営や質の高いサービスの提供を実現していくため、「国立公園における協働型運営体制

のあり方検討会」によって、平成 26 年 3 月に取りまとめられた「国立公園における協働型管理運営を進めるための提言」を受け、環境省と地方公共団体をはじめとする地域の多様な関係者が国立公園のビジョンや管理運営方針等を共有し、役割分担をしながら国立公園の管理運営に取り組むことを目指して、各国立公園において、総合型の協議会の設置・運営を順次進めていく。

さらに、我が国の生物多様性の基盤となる優れた地形・地質の適切な保全及び活用を推進していくことを目的として、平成 25 年度に国立公園とジオパークの重複地域において、両者の連携を図るため、保全活用計画の策定に向けた取組の支援やシンポジウム等の開催を行った。

【名勝、天然記念物、重要文化的景観に関する保全・管理・活用等】（文部科学省）

各地域の風致の多様性や生物の多様性の核となるような文化的価値の高い自然地域、動物、景観地等を天然記念物・名勝として指定し保存するほか、人々の生活等（又はその理解）に欠かせない、地域の風土により形成された文化的景観地で、適切な保護措置が講じられているものを重要文化的景観として選定するもの。

名勝、天然記念物に関しては、地方公共団体等に対して「史跡等保存管理計画等策定費国庫補助」「史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費国庫補助」「地域の特性をいかした史跡等総合活用支援推進事業」「天然記念物緊急調査費国庫補助」「天然記念物再生事業費国庫補助」「天然記念物食害対策費国庫補助」を実施している。

文化的景観に関しては、地方公共団体に対して「文化的景観保護推進事業国庫補助」を実施している。

これらにより、地域が主体となった適切な保存管理体制の支援を進めている。

図表III－5－13. 名勝、天然記念物、重要文化的景観の指定・選定状況

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	全国合計
自然的名勝	3 件指定 (該当 2 県)	2 件指定 (該当 11 県)	159 件 (対 H23 年 3.2% 増)
天然記念物	11 件指定 (該当 5 県)	6 件指定 (該当 6 県)	1,011 件 (対 H23 年 1.7% 増)
重要文化的景観	5 件選定	8 件選定	43 件 (対 H23 年 43.3% 増)

【保護林等の整備・保全及び希少野生生物等保護管理対策】（農林水産省）

国有林野において、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生息・生育する森林については、厳格な保全・管理を行う「保護林」や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」に設定するとともに、モニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進するものである。また、渓流等と一体となった森林については、その連続性を確保することにより、きめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努める。

国有林野において、平成 25 年 4 月現在、「保護林」は約 96 万 5 千 ha、「緑の回廊」は約 58 万 3 千 ha となっている。これら「保護林」等について、モニタリング調査を実施し、適切な保全・管理や区域の見直しを推進するとともに、その中で、溪流等と一体となった森林の連続性を確保し、森林生態系ネットワークの形成を推進した。

【特別緑地保全地区等の指定による緑地の保全推進】（国土交通省）

都市における緑地についても、生物の生息・生育の場のより一層適切な保全・再生・創出・管理が求められることから、動植物の生息・生育地となる緑地等の保全を図ることを目的として、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）第 12 条に基づき特別緑地保全地区を指定するもの。

平成 24 年度には、新たに特別緑地保全地区が 21 地区、56ha が指定される等、生物多様性の確保に配慮したまちづくりを推進した。

【都市公園等、都市における緑地による生態系ネットワークの形成を促進】（国土交通省）

都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、都市に残された緑地や都市近郊の比較的大規模な緑地の保全を推進するとともに、多様な主体が参画した緑地の保全等により都市の緑地の一層の保全を推進するもの。

平成 24 年度には、都市公園等整備面積が 1,204ha、市民緑地の指定面積 3 ha が増加し、都市における生態系ネットワークの形成を促進のため、拠点となる緑地の保全・創出・再生に取り組んだ。

<国土の保全管理に関する取組>

【多自然川づくりの推進】（国土交通省）

全ての川づくりのプロセスにおいて、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」を推進するとともに、流域における多様な主体と連携しながら、広域的に生態系ネットワークの形成を推進するもの。

河川事業の実施にあたっては、多自然川づくりを基本とし、自然な河岸・水際部の形成、水際部の植生回復等生物の生息・生育環境の保全・創出等を考慮した水辺の再生を実施するとともに、生態系ネットワークの形成を推進している。

【環境との調和に配慮した農業農村整備事業等の推進】（農林水産省）

農業・農村によって保全される二次的自然環境、保健休養・やすらぎ、伝統文化等を次世代に継承し、このような多面的機能による便益を国民が広く享受できるよう、農業用排水施設等の整備に際して、住民が参画し地域の合意形成を得ながら、豊かな生態系とそのネットワークの保全・再生や良好な景観の形成を推進するものである。

これまで、農業用排水路を生物の生息環境に配慮した構造とするなど、生態系に配慮した農業生産基盤の整備を実施し、生態系のネットワークの保全に資する整備か所が、平成 24~25 年度に全国で約 200 か所増加した。

【生物多様性に配慮した漁業推進事業】（農林水産省）

海洋保護区の検証、普及・対外発信及び希少海洋生物の実態調査を行うことにより、生物多様性に配慮した漁業を推進することを目的とするものである。

平成 25 年度は、国内 5 か所、外国 1 か所の海洋保護区の事例を調査し、科学的・経済的・社会的観点から総合的検証を行った。海洋保護区の管理・普及における課題を明らかにした。また、対外発信のため、アジア国立公園会議及び東南アジア漁業開発センター（S E A F D E C）において日本型海洋保護区に関するポスター発表や英語パンフレットの配布を行ったほか、国内の普及・啓発のため、海洋保護区の必要性及び総合的な効果や影響をわかりやすく整理したパンフレットを作成し、全国水産普及員研修や全国漁業士連絡会議などの場を通じて周知するとともに、都道府県の水産部署への配布を行った。

また、水産庁が資源評価を行っている種（W C P F C^{*}、N P F C^{*}、I W C^{*}管理対象を除く。）及び小型鯨類について、適切な希少性評価手法の検討を行った。

※ W C P F C：中西部太平洋まぐろ類委員会／N P F C：北太平洋漁業委員会／I W C：国際捕鯨委員会

【内水面漁業振興対策事業】（農林水産省）

河川・湖沼においては、都市化に伴う漁場環境の悪化による漁獲量の減少、溪流魚の著しい減少による遺伝的多様性の低下、疾病の発生やカワウ・外来魚による被害の増加による淡水魚の漁獲の減少、ウナギの養殖用種苗となる天然ウナギの稚魚の減少といった問題に直面しており、これを解決するための技術開発や漁業関係者の取組を促進することで、在来魚漁獲量やウナギ生産量を維持・回復を図るものである。

平成 24 年度までは、水田や用水路を活用した効果的な増殖手法の開発や生息環境の改善手法について検討を行うとともに、溪流魚を守り増やすための生息・生育環境の改善手法について検討を行った。これらの事業で得られた成果については、パンフレットに取りまとめ、漁協等の関係機関に配布・普及を図った。

平成 25 年度には、新たに「鰐生息状況緊急調査事業」及び「内水面資源生息環境改善手法開発事業」に着手した。

【地域連携推進等対策】（農林水産省）

国有林野において、地域の自然環境保全や自然再生のため、地域住民や自然保護団体などと協働して、森林の整備・保全を推進するものである。

これまで、多様な主体の連携による森林の整備・保全活動として、それぞれの地域や森林の特色をいかした効果的な森林管理を行うため国有林野にモデルプロジェクトを設定したほか、世界自然遺産や日本百名山など来訪者が多く植生の荒廃等が懸念される国有林野において、森林保護員（グリーン・サポート・スタッフ）を配置し巡視やマナー啓発活動を行うことで、利用と保全の調整を図った。

【生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定等の推進】（国土交通省）

生物多様性条約第 10 回締約国会議（C O P 10）において、都市における生物多様性保全の取組の重要性等が決議されたことを受け、都市の生物多様性の確保のために必要な配慮を盛り込んだ緑の基本計画の策定を推進するものである。

平成 23 年 10 月に、都市緑地法運用指針を改正するとともに、緑の基本計画の策定等にあたっての参考資料として「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定した。さらに、平成 25 年 5 月には、地方公共団体

における都市の生物多様性の確保に向けた取組を一層支援する観点から、生物多様性に係る行政計画の目標設定や施策の進捗管理ツールとして、「都市の生物多様性指標（素案）」を策定し、地方公共団体の取組を推進した。

＜自然再生や新たな緑地の創造に関する取組＞

【自然再生事業】（環境省）

生態系サービスを生み出す基盤となる自然環境を維持・回復し、その恵みを享受できる地域社会を創りあげていくことが必要との観点に立ち、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき、国立公園、国定公園等において行う、失われた自然を積極的に再生する自然再生事業を行うものである。

全国 15 地区（うち環境省直轄は 7 地区）で、湿原や森林生態系、サンゴ群集等の再生を図っている。自然環境の再生状況をモニタリングし、その結果を事業に反映させる順応的な方法により進めしており、また自然環境学習の場としての活用も積極的に行っている。

高知県竜串湾では、イシサンゴ類等の生き物が健全に生き続けられる環境を取り戻すため、森林から海まで一体的な取組を進めているほか、福井県三方五湖では、湖と里をとりまく自然と人との再生を目指し、湖と田んぼのつながり再生や湖の魚介類の特産品復活、湖を巡る文化の伝承など総合的な取組を進めている。

【港湾緑地の整備・浚渫土砂を有効活用等した自然環境の回復】（国土交通省）

港湾環境分野での取組として、多様な生物が生息・生育し、住民が自然に親しめる良好な港湾空間を形成するため、緑地、広場、休憩所等の港湾環境施設の整備を行っている。また、広域的な浚渫土砂などの品質調整や需給調整手法の検討を行いながら、港湾整備等に伴い発生する浚渫土砂等を有効活用した干潟等の再生、深堀跡の埋め戻し、覆砂により良好な環境の回復を図っている。さらには、生物共生型港湾構造物の整備促進のための取組を行っている。

堺泉北港等において港湾緑地の整備を実施している。また、浚渫土砂を有効活用した徳山下松港での干潟創造、東京湾、大阪湾においては、青潮の原因となる貧酸素水塊の発生源と考えられている深堀跡の埋戻しを実施した。生物共生型港湾構造物を整備するに当たってのガイドラインを公表予定としている。

＜良好な水環境を保全するための取組＞

【水質環境基準の検討】（環境省）

海域及び湖沼において、底層でも水生生物の生息域を確保する観点から、底層の溶存酸素量の環境基準の検討を行うとともに、水生植物の生育に必要な環境を確保する等の観点から、沿岸の透明度の環境基準の検討を行うものである。

平成 25 年度に中央環境審議会水環境部会生活環境項目環境基準専門委員会において、審議を開始しており、平成 26 年度も引き続き、検討調査を行う。

【水質総量削減状況等モニタリング・今後の総量削減制度の在り方の検討に向けた総合調査】（環境省）

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に流入する河川の流域について、発生負荷量及び海域への流入負荷量を統一的な手法で経年把握し、水質総量削減効果の評価と水質の

予測を行った上で、次期制度の在り方検討に向けた調査を行うものである。

現在、東京湾等の指定水域に係る発生負荷量は的確に把握され、7次にわたる総量削減の効果も把握されている。平成25年度には、水質汚濁メカニズムの解析により、水質及び底質の改善を妨げている要因の整理等を行うとともに、瀬戸内海における湾・灘ごとの地域環境特性の把握、きめ細かな水質管理に向けた手法の開発に関する調査・検討を行った。

【海域の物質循環健全化計画（ヘルシープラン）の策定】（環境省）

閉鎖性海域における水質改善、干潟・海浜・藻場等の保全・再生、底質環境の改善に向けて、栄養塩類の円滑な循環を維持・達成するためのプランを策定し、これに基づきモデル地域で調査等を実施したのち、それを受け海域ごとに具体的な行動計画を盛り込んで「ヘルシープラン」として策定するもの。また、その策定に関するノウハウを掲載した「海域のヘルシープラン策定の手引き」も作成する。

平成24年度には、兵庫県播磨灘北東部及び愛知県三河湾をモデル地域として、また、平成25年度は、広島県三津湾で海域のヘルシープランを策定するとともに、それぞれ「海域のヘルシープラン策定の手引き」を作成・改訂した。

【下水道整備の推進】（国土交通省）

下水の高度処理、合流式下水道の改善、普及促進等により水環境を改善するものである。

流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進しているほか、下水道の普及促進や合流式下水道の改善対策等を推進している。

- b) 生態系が有する防災・減災機能の活用や再生可能エネルギーの利用、生物多様性に配慮した農林水産業の振興等の生態系サービスの持続的利用を促進するための取組

現状

私たちの暮らしを支える生物多様性がもたらす生態系サービスを将来にわたって永続的に享受するためには、多様な主体がそれぞれの立場で、その恩恵を自覚し、持続的利用に取り組むことが重要である。

全国の自治体において生物多様性地域戦略の策定が進んでおり、地方レベルにおいても生態系サービスの持続的利用を促進するための方針づくりが進んでいる。

東日本大震災の経験から、生態系サービスの一つとして生態系の有する防災・減災機能が着目されている。自然生態系は、松林等の海岸防災林が津波等の被害から沿岸地域を守る、森林が土砂崩れを防ぐなどにより防災・減災機能を有する。これをうまく活用することで、社会コストを抑えて効果的・効率的な防災・減災対策を検討できる可能性がある。また、従前から存在していた生態系を利用するため、地域の生物多様性へ及ぼす影響が少なく、平時にも生態系サービスを得ることが可能であるため地域の観光や農林水産業等の産業へ及ぼす影響も少ないと考えられている。「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（平

成 25 年法律第 95 号。以下「国土強靭化基本法」という。)に基づく国土強靭化基本計画においても、「海岸林、湿地等の自然生態系が有する非常時(防災・減災)及び平常時の機能を評価・検証し、各地域の特性に応じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。」が盛り込まれた。防災・減災機能を含め、生態系サービスを永続的に享受するためには、土地利用、集落の在り方などを一体的に検討し、社会全体のレジリエンスを高めることが必要である。三陸復興国立公園を核としたグリーン復興プロジェクトは「森・里・川・海のつながりを強める」を基本方針の一つに掲げており、そのモデル的な取組として位置づけられる。

平成 25 年 11 月に仙台市で開催された「第 1 回アジア国立公園会議」では、減災や復興に対する保護地域の役割等含めた幅広い議論が行われ、三陸復興国立公園をはじめとする日本の国立公園の取組を紹介することにより、日本の国立公園に関する国際的な関心を高めるとともに、災害からの復興に貢献する国立公園づくりなど、日本の知見や経験を世界と共有した。その内容は、平成 26 年にシドニーで開催された「第 6 回世界国立公園会議」でも議論された。

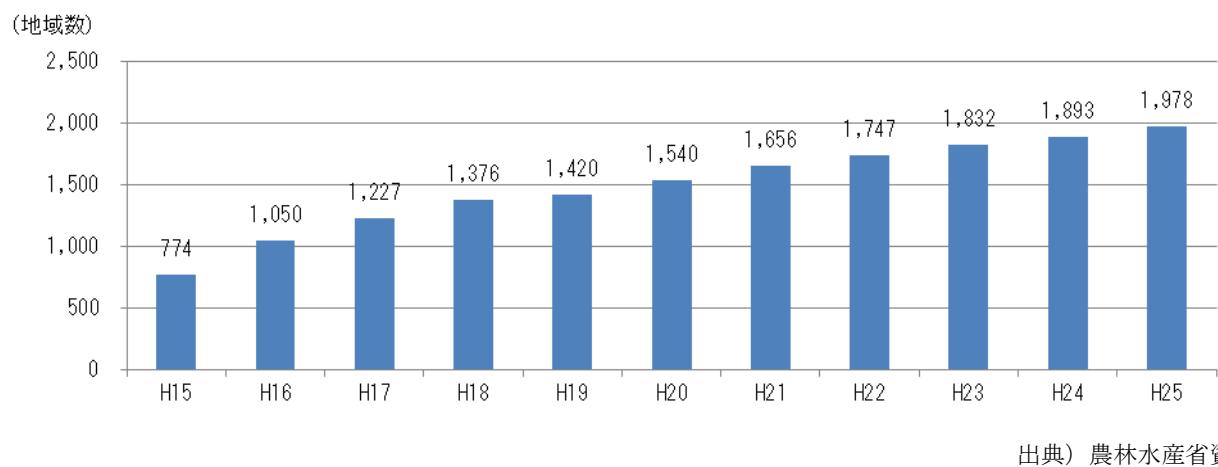
社会资本整備においては、これまでも、自然の営みを視野に入れ、また、地域特性に応じてそれが有する防災・減災機能を活用することにより、自然と調和しながら、生物多様性保全や持続可能な利用の観点からの国土保全に向か、取組を進めてきた。近年、土地利用において自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を十分に活用していくことにより自然環境・経済・社会にとって有益な対策を社会资本整備の一環として進めていくこうとする「グリーンインフラ」の取組が欧米等で進められており、国内でもこうした概念を参考としながら、引き続き、関連した取組が推進されている。

生態系から得られるバイオマスの持続的な利用は、気候変動の緩和に加え、人工林の間伐、里山林の管理、水辺における草刈り及び二次草原等における採草などによって生じるバイオマスを利用することで豊かな生物多様性の保全にも資するものである。「バイオマス活用推進基本法」(平成 21 年法律第 52 号)に基づき、バイオマスの活用の推進に関する計画を策定した市町村の数は、平成 23 年度の 7 件から平成 24 年度 18 件、平成 25 年度 24 件となっている。

農業では、農業生産基盤の整備において田園自然環境の創造に着手した地域数やエコファーマー累積新規認定件数が着実に増加している。漁業では、漁業者等による資源管理計画数が平成 23 年度から比べ大きく伸びている。また、生態系の保全にも配慮した持続可能な生物資源の管理と流通を進める各種認証制度(「緑の循環」認証会議(S G E C)、森林管理協議会(F S C®)、海洋管理協議会(M S C)、大日本水産会(M E L ジャパン))^{*}は拡大しており、生物多様性に配慮した農林水産業の取組が進んでいる状況が把握された。

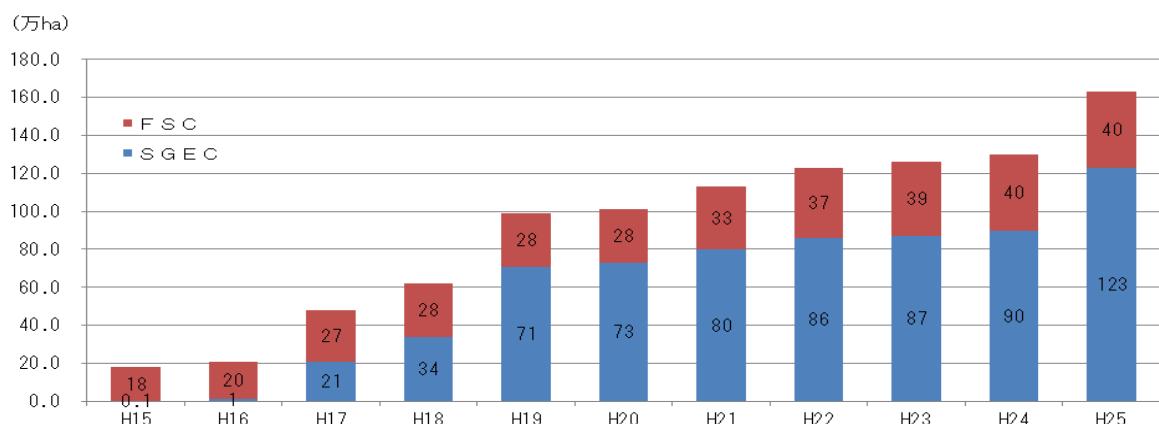
木材の需給量については、需要量に対する国産材供給量の割合が増加し、平成 24 年には 3 割近くに達している。

図表III－5－14. 田園自然環境の創造に着手した地域数



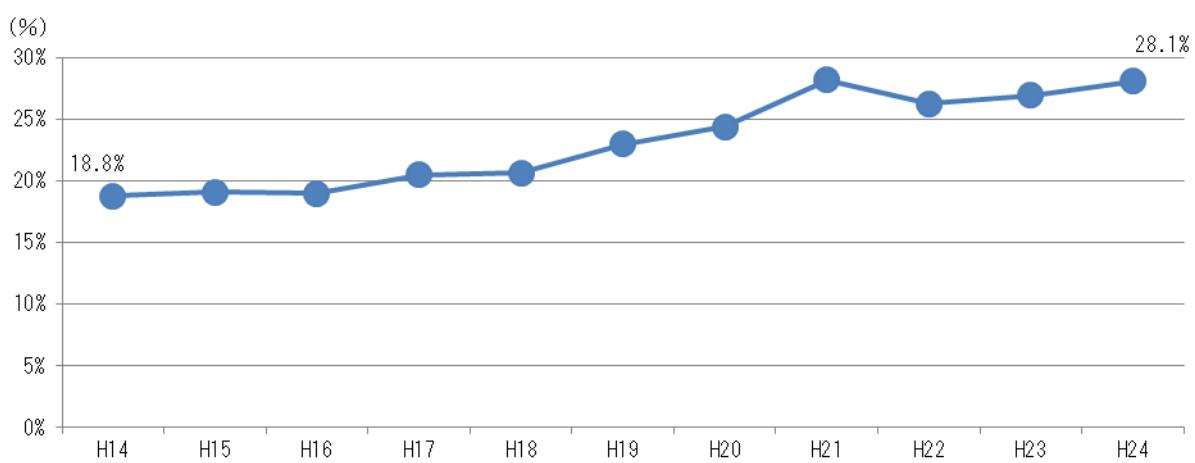
出典) 農林水産省資料

図表III－5－15. 国内の森林認証面積



出典) 「緑の循環」認証会議 (S G E C) 資料、森林管理協議会 (F S C) 資料

図表III－5－16. 木材受給割合 (国産材供給量／需要量)



注 この木材需給割合には、しいたけ原木及び薪炭材を含む。

出典) 農林水産省「木材需給表」

(参考) 関連する指標の動向

指標など	H23	H24	H25	単位) 備考
市町村バイオマス活用推進計画の策定数	7	18	24	市町村) H24→25 伸び率 33.3%
田園自然環境の創造に着手した地域数	1,832	1,893	1,978	地域) H23→25 伸び率 8.0%
エコファーマー累積新規認定件数	247,049	266,355	278,540	件) H23→25 伸び率 12.7%
漁業者による資源管理等計画数	1,461	1,705	1,694	件) H23→25 伸び率 15.9%
国内森林認証面積(SGEC)	87	90	123	万 ha) H23→25 伸び率 41.4%
国内森林認証面積(FSC)	39	40	40	万 ha) H23→25 伸び率 2.6%
MELジャパン認証取得数(生産段階)	13	18	20	件) H23→25 伸び率 53.8%
MELジャパン認証取得数(流通加工段階)	43	49	49	件) H23→25 伸び率 14.0%
国内漁業認証取得数(MSC)	3	2	3	件) H23→25 伸び率 0.0%
木材需給表(国内生産供給量)	20	20	-	百万 m ³) H23→24 伸び率 1.1%
木材需給表(需要量)	74	72	-	百万 m ³) H23→24 伸び率▲3.0%

気候変動による影響は、我が国において年平均気温の上昇や降水量の変化など様々な気候の変化、海面水位の上昇、海洋の酸性化などが生ずる可能性があり、生態系サービスにも影響が生じることが懸念されており、その影響に対する適応への取組が求められている。

※ SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council) 「緑の循環」認証会議

我が国独自の森林認証制度。一般社団法人緑の循環認証会議が運営。森林認証とC o C (Chain of Custody) 認証がある。

FSC®(Forest Stewardship Council® : 森林管理協議会)

環境に配慮し、社会的利益にかない、経済的に持続可能な森林管理を推進することを目的とした国際的な組織であるFSCが運営する認証制度。FM (Forest Management) 認証とC o C (Chain of Custody) 認証がある。

MSC (Marine Stewardship Council : 海洋管理協議会)

国際的非営利団体であるMSCによる、持続可能で環境に配慮した漁業を認証する制度。漁業者に対する認証(生産認証)と、水産物取引業者等に対するC o C認証があり、平成20年9月に京都府機船底曳網漁業協会がアジアで初めて生産段階認証を取得。

MEL ジャパン (Marine Eco-Label Japan : 大日本水産会)

大日本水産会内に設置する「MEL ジャパン」が運営する制度。大日本水産会事業部が事務局を務める。平成19年12月に発足。生産段階認証と流通加工段階認証の2種類がある。

<防災・減災に関する取組>

【社会资本整備における「グリーンインフラ」の推進】(国土交通省)

インフラ整備にあたっては、これまでにも、自然の営みを視野に入れ、また、地域特性に応じてそれが有する防災・減災機能を活用することにより、自然と調和しながら、生物多様性保全や持続可能な利用の観点からの国土保全に向け、取組みを進めてきた。

近年、土地利用において自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を十分に活用していくことにより、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めていこうとする「グリーンインフラ」の取組みが欧米等で進められており、国内のインフラ整備においてこうした概念を参考としながら、引き続き、関連した取組を推進するもの。

これまで、国土交通省におけるインフラ整備において、自然の営みを視野に入れ、また、地域特性に応じてそれが有する防災・減災機能を活用する取組みを実施した。具体事例は下記のとおり。

- 全ての川づくりにおいて多自然川づくりを推進するとともに、海岸における防潮堤の整備に当たっては、コンクリートの堤防と一体的に盛土と樹林を設置することにより、津波が堤防を越えた場合に堤防が壊れるまでの時間を遅らせることで、避難時間を稼ぐなどの減災効果を有する「緑の防潮堤」の整備を推進。
- 都市の防災性向上を図るため、密集市街地等において延焼防止等の機能を有する公園緑地の整備等を実施。
- 建設事業に伴い発生するのり面について、風雨による侵食を防止するためのり面緑化を実施。

また、これらの取組に加えて、国内外におけるグリーンインフラに係る最新の状況や知見を収集し、課題の整理や今後の方向性について検討を行った。

【生態系の有する防災・減災機能の評価】（環境省）

国土強靭化基本法及び国土強靭化基本計画において、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進することが位置づけられたことを受け、生態系を活用した防災・減災を進めるために必要な、防災・減災を中心とした生態系サービスの定量的・経済的な評価を進めることにより、自然と共生した効果的・効率的で持続可能な防災・減災を推進することを目的とするもの。

平成 25 年度については、災害別・生態系別に国内外の評価事例の収集を行うとともに、その推進に向けたシンポジウムの開催等を行った。

【三陸復興国立公園を核としたグリーン復興プロジェクト】（環境省）

平成 24 年 5 月 7 日に策定した「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」に基づき、三陸復興国立公園の創設、長距離海岸トレイル（みちのく潮風トレイル）の設定、地震・津波による自然環境への影響の把握などのグリーン復興プロジェクトを実施することにより、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興に貢献するために必要な事業を実施するものである。

グリーン復興プロジェクトの一環として、地震・津波による自然環境への影響の把握のための自然環境モニタリングを継続しており、平成 25 年度はこれまでの調査結果を復興事業や各種保護施策で活用するため、津波浸水域における重要な自然を表したマップ（「重要自然マップ」）を作成し、公表するとともに、情報発信のためのウェブサイトをリニューアルした。

【アジア国立公園会議の開催等によるアジアの保護地域に係る取組の推進】（環境省）

アジア国立公園会議の開催やアジアにおける保護地域に係る協力体制の構築等を進めることにより、アジアの保護地域管理運営強化や生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で決定した愛知目標の達成を目指すものである。

各種準備会合の開催を経て、アジアの保護地域関係者が一堂に会する初めての機会である「第1回アジア国立公園会議」を環境省と国際自然保護連合（IUCN）の共催により平成25年11月に仙台で開催し、アジアを中心に世界40の国及び地域から約800名の参加を得た。会議では、減災や復興に対する保護地域の役割等を含めた幅広い議論が行われるとともに、自然保護と地域の発展の両立に向けたアジアからのメッセージともいえる「アジア保護地域憲章（仙台憲章）」等をまとめた。

【気候変動への適応計画の策定】（農林水産省、国土交通省、環境省）

気候変動による影響は、我が国において年平均気温の上昇や降水量の変化など様々な気候の変化、海面水位の上昇、海洋の酸性化などが生ずる可能性があり、自然生態系や災害、食料、健康などの様々な面で影響が生ずることが予想されていることから、その影響への対処（適応）の観点から政府全体の取組を「適応計画」として取りまとめるものである。

平成25年度は、政府全体の「適応計画」策定に向けて、7月に中央環境審議会地球環境部会の下に気候変動影響評価等小委員会を設置し、既存の研究による気候変動予測や影響評価等について整理し、気候変動が日本にあたえる影響及びリスクの評価について審議を行った。平成26年3月には、その中間的な取りまとめとして、「日本における気候変動による将来影響の報告と今後の課題について（中間報告）」を公表した。また、同3月には「温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究（S-8）」の中間成果報告が公表され、これらの中では、気候変動による自然生態系への影響について言及されている。

<再生エネルギーの利用に関する取組>

【里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり】（環境省）

第四次環境基本計画の目指す持続可能な社会＝「低炭素」・「循環」・「自然共生」が統合的に達成された社会の実現を目的として、地域の再生可能エネルギーの導入や一層の省エネの促進等の取組について、基礎情報の整備や関係者を巻き込んだ事業化に向けた検討の支援、事業化に当たっての設備導入に対する支援等を行い、地域資源を最大限活用した自立的・持続的な低炭素化地域の創出を図るものである。特に当該施策については、里地里山等の保全活動と低炭素化をセットで行う。

平成26年度から新たに開始される事業で、二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金の先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうち、グリーンパートナーシップ事業の中で行うもの。地域への再生可能エネルギーの導入と里地里山保全活動の実施、更にそれらの地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）や生物多様性地域戦略等への位置づけをセットで行うことで、生物多様性に配慮すべき地域における「低炭素化」・「生物多様性保全」の一体的な推進が期待される。

<生物多様性に配慮した農林水産業の振興に関する取組>

【環境保全型農業直接支援対策】（農林水産省）

農業者一人ひとりが環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着を促進することを目的に、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む持続性の高い農業生産方式の導入の促進（エコファーマーの認定）や化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者等を支援（環境保全型農業直接支援対策）するものである。

農業環境規範の普及・定着を図るため、農林水産省が実施する補助事業等の要件化等について、規範を関連付けることを実施しており、平成25年度は38事業、平成26年度は40事業において実施されている。平成25年度末現在のエコファーマー累積新規認定件数は毎年着実に増加し、286,178件の累積新規認定件数になった。

環境保全型農業直接支援対策は開始3年度目となり、取組面積は51,114ha（平成25年度）で前年度に比べて9,676haと増加している。

【農地・水保全管理支払交付金】（農林水産省）

（P48の再掲のため、内容は省略）

【環境との調和に配慮した農業農村整備事業等の推進】（農林水産省）

（P104の再掲のため、内容は省略）

【多様で健全な森林の整備・保全を通じた森林の多面的機能の持続的発揮】（農林水産省）

森林・林業基本計画及び全国森林計画に基づき、多様で健全な森林の整備及び保全を推進し、山地災害の防止や生物多様性の保全などの森林の多面的機能の持続的発揮を図るものである。森林・林業基本計画及び全国森林計画では、生物多様性の保全に資する森林施業の方針等について記述している。

具体的には、森林整備事業等により育成複層林への移行や長伐期化等による多様な森林づくりを推進するなど、森林・林業基本計画等に基づき適切な森林の整備及び保全を行うことで、山地災害の防止や生物多様性などの森林の有する多面的機能の発揮に貢献している。

【水産環境整備・水産多面的機能発揮対策事業】（農林水産省）

海域環境に応じた手法による藻場・干潟の保全・造成を推進するとともに、漁業者を中心とする多様な担い手によって食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進するものである。具体的には、次の事業を実施した。

- 水産環境整備事業：平成24年度は藻場・干潟の造成を738ha実施した。
- 水産多面的機能発揮対策事業：平成25年度において藻場・干潟の保全に取り組む全国469の活動組織に対して活動にかかる経費の支援を行った。

【里海の創生】（環境省）

人間の手で管理がなされることにより生産性が高く豊かな生態系を持つ「里

海」の創生を推進し、人間と海が共生する豊かな沿岸環境の実現を目指すものである。豊かな里海を創生するために、生物の生息の場であり、水質浄化機能も期待される、藻場・干潟等の拡大を目指すとともに、地域における里海づくり活動の支援を行う。

具体的な取組は、モデル地域を設定して行い、東日本大震災における巨大津波の影響により、生物の産卵・生息場が破壊され、水質等の海域環境の悪化が懸念される被災地の閉鎖性海域の中でも、生物生息環境等の再生の観点から優先度が高いと判断される地域を対象に、「アマモ場の再生」などの里海づくりの手法を用いた復興の取組みを検討・実施することとしている。

平成 24 年度には、岩手県宮古湾をモデル地域として現地調査や情報収集を行い、アマモ場の復興を核とした「宮古湾里海復興プラン」を策定、平成 25 年度には、前年度の検討結果や現地調査の結果を踏まえて「里海復興プラン策定の手引き」を策定した。

【生物多様性に配慮した漁業推進事業】（農林水産省）

（P105 の再掲のため、内容は省略）

【内水面漁業振興対策事業】（農林水産省）

（P105 の再掲のため、内容は省略）

【生物多様性保全の経済価値等を踏まえた農林水産業者等の活動支援】（農林水産省）

（P85 の再掲のため、内容は省略）

【「農林水産省生物多様性戦略」に基づく生物多様性に配慮した施策の推進】（農林水産省）

（P88 の再掲のため、内容は省略）

＜その他生態系サービスの持続的利用を促進するための取組＞

【海洋における炭素固定（ブルーカーボン）について調査・研究の推進】（国土交通省）

平成 21 年 10 月に国連環境計画（U N E P）の報告書「B L U E C A R B O N」で指摘されている、炭素固定における海洋吸収の重要性について、国土交通省においても、ブルーカーボンに関する調査研究・技術開発等の推進を目的として施策を実施するものである。

現在、独立行政法人港湾空港技術研究所において、海洋における炭素固定についての調査・研究を推進している。

【下水道整備の推進】（国土交通省）

（P107 の再掲のため、内容は省略）

【水質総量削減状況等モニタリング・今後の総量削減制度の在り方の検討に向けた総合調査】（環境省）

（P106 の再掲のため、内容は省略）

【生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の仕組みを活用する新たな施策の展開などの検討】（文部科学省、農林水産省、環境省）

ユネスコの生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の仕組みを活用する新たな施策の展開などについて検討するもので、具体的には次の活動を実施。

- ユネスコエコパークについての啓発の促進
- 日本ユネスコ国内委員会MA B計画分科会が中心となって関係省庁等の関係者と連携を図りながら、新規指定候補地の登録や既存指定地域の取組を支援
- 他のユネスコ活動（特にE S D、ユネスコスクール等）との連携の促進
- データの収集やホームページの整備を行い、優良事例に関する情報や知識の共有を図るとともに、ユネスコのネットワーク機能を活用した取組を支援

平成 26 年 6 月、日本ユネスコ国内委員会からユネスコに推薦していた「只見」（福島県）及び「南アルプス」（山梨県、長野県、静岡県）の 2 件の新規登録、並びに既に登録されている「志賀高原」（群馬県、長野県）の拡張について、ユネスコエコパークに登録されることが決定した。

平成 24 年 7 月に宮崎県の「綾」が新規登録され、綾町においては町内の全小中学校がユネスコスクールに承認されており、今後エコパークを活用した E S D 実践のモデルケースとなることが期待される。

生物圏保存地域についての理解促進、担当者間の知識・経験の共有等を図るため、平成 25 年 10 月に、日本ユネスコエコパークネットワーク会議を開催したほか、平成 26 年 9 月には、第 1 回ユネスコエコパーク全国サミットを志賀高原において実施した。

また、ユネスコエコパークの広報パンフレットを作成し、理念や目的を分かりやすく写真とともに掲載し、関係省庁・自治体や新規申請を検討中の自治体等に配付した。

【名勝、天然記念物、重要文化的景観に関する保全・管理・活用等】（文部科学省）

（P 103 の再掲のため、内容は省略）

今後の課題

- 国民の自然に対する関心と「生物多様性」の認識度はCOP10開催前に比べ依然として高い状況であるが、現状では自然に対する興味や理解が各セクターにおける主体的な行動に十分に結びついているとはいえない。生物多様性の損失が安全で快適な生活の基盤を脅かす身近な問題であると感じてもらい、ひとりひとりの主体的な取組を促すため、日常の暮らしと生物多様性との関係性と生物多様性を守るための具体的な行動をわかりやすく伝えることが必要である。また、我々の暮らしを支える農林水産業が生物多様性の保全に貢献することについても広く国民理解の増進を図る必要がある。

このため、国やUNDB-J等による広報・普及啓発、自然とのふれあいの体験の充実、環境配慮型商品の普及等による国民のライフスタイルの転換に向けた取組等を通じて生物多様性の社会における主流化を推進するための取組を継続して進めいく必要がある。

- 事業者の意識・取組の向上が確認されているが、更により多くの事業者に主体的に取り組んでもらうことが必要である。このために、事業活動が生態系サービスに支えられており、生物多様性の損失が企業の安定した経営を脅かす問題であると認識してもらうとともに、生物多様性保全が新たな価値として経済活動につながるよう、民間参画の促進に向けた取組を進め、各種のメディアとも連携・協力したより魅力的かつ効果的な方法での情報発信に努めていく必要がある。

また、自然資本会計に関する国内外の事例を踏まえ、我が国においても自然資本の価値を事業者の意思決定に反映させるための取組を進めていく必要がある。

- 従来適切に認識されてこなかった生物多様性及び生態系サービスの価値評価を、政策決定、企業の経営、消費者の商品選択等の意思決定に組み込むため、評価手法についてはより適切な評価結果となるよう技術的な向上を図るとともに、評価に用いるデータの更なる整備を行うことなど、引き続き価値評価の取組を推進し国内での評価事例を蓄積する必要がある。経済的な価値評価を実施する際には、民間支援の促進や、税制、金融等の生物多様性を保全するための新たな社会経済的な仕組みづくりに反映するなど、政策への活用方策を想定した上で実施することが重要であることに留意しなければならない。また、その想定によって評価対象、評価手法が異なってくる。各政策目的に応じて実施されているこれらの経済価値評価等の取組について情報を共有し、可能な場合には横断的な取組を検討するとともに、その評価結果については更に他の経済社会データと比較分析することなどにより、より充実した評価につなげていくことが必要である。

- 生物多様性の保全は日本だけではなく世界的な課題であり、広域的視点をもって国内外の取組を一体的に進めることが重要である。我が国で得られた知見を共有することで、国際的な生物多様性の保全に貢献することができる。このため、資料の英訳や

英文ホームページへの掲載など国際的な情報発信を検討していくとともに、国内で培われた知識や技術を、SATOYAMAイニシアティブ等の関係機関と連携した取組を通じて、各国における普及拡大に役立てていくことが必要である。

- 生物多様性の保全や生物相の回復を図るに当たっては、国土全体のみならず地域的視点も踏まえた生態系ネットワークの形成を進めることが重要となる。現在、生態系ネットワークの核となるような重要地域の保全・再生が進められているが、引き続き、これらの取組を着実に進めることが重要である。さらに、より効率的・効果的な取組の実施を図るために、その基盤となる調査研究や技術開発のさらなる充実、人材の確保等にも努めていくことが必要である。
- 生態系ネットワークの形成は、気候の変化に対して適応する生物の移動が円滑に行われるよう、気候変動に対し特に脆弱である生物多様性を保全するためにも必要となると考えられる。現在、我が国においてどの様な影響が生じるかについて、具体的な情報が不足している中、早急に科学的知見を集積するとともに、最新の知見に基づいて、生物多様性分野における気候変動の適応策について検討し、対策を講じていくことが喫緊の課題である。
- 今後想定される大規模災害、気候変動の影響により増加すると予想されている災害に対しては、自然生態系の有する防災・減災機能を活用した対策についても検討していくことが重要である。このため、生態系の有する防災・減災機能や平時の生態系サービスの評価を行い、自然生態系の分布状況とあわせて地域にわかりやすい形で取りまとめ、地域の総合的な防災・減災対策の中で十分に活用されるよう、努めることが必要である。
- 農林水産業の分野でも、生物多様性の保全に資する様々な取組が行われ着実に成果が得られており、引き続きこれら取組について推進していく必要がある。その一方で、農山漁村における人口減少・高齢化に伴い、農林水産業従事者以外も巻き込んだ地域ぐるみの取組をいかに進めるかも課題となってきており、このように多様な主体を巻き込むためには、農林水産業が生物多様性の保全に果たしている役割をわかりやすく示していくことが必要である。
- 生物多様性は地域固有のものであり、地域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画が各地域で策定されることが重要である。また、人口減少や高齢化社会の進展といった今後の社会状況の変化を見据えつつ、生物多様性の恵みを支える健全な物質循環の確保も課題となっている。このため、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては循環の環を広域化させていくという、複層的な「地域循環圏」の構築や、生態系サービスの需給でつながる地域間の連携や交流を深めていく「自然共生圏」構築の方策の検討を進めが必要である。

6. 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

重点検討項目①：循環分野における環境産業の育成

廃棄物等を貴重な国内資源として捉え、有用な資源を回収し、それを積極的に循環利用する循環分野における環境産業の確立を目指すことが重要である。特に、水平リサイクル等の高度なりサイクルや産業廃棄物処理に係る優良事業者が社会的に評価されること、また、我が国の高水準の資源回収技術、3R技術等をいかした、我が国事業者の海外展開を支援することにより我が国の産業発展に貢献することが重要である。

このような観点から、以下のa)からc)までの項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進
- b) 廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成
- c) 我が国循環産業の海外展開の支援

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

廃棄物等の発生の抑制と廃棄物の適正な処理を確保するとともに、特に循環の質に着目し、

- 廃棄物等を貴重な国内資源として捉え、そこから有用な資源を回収し、その有効活用を図ることとし、資源確保の観点を強化する。
- 市場における循環が適切に行われるよう、循環分野における環境産業（廃棄物処理にとどまらず、廃棄物等を積極的に循環利用する循環型社会づくりに関する環境産業）の確立や、環境配慮を通じた成長の達成、グリーン・イノベーションの実現を目指す。

(2) 現状と取組状況

国は、循環型社会形成推進基本計画の見直しを行うとともに、他の関係主体とのパートナーシップの育成を図るとともに、環境基本計画に定める重点的取組を中心に、国全体の循環型社会形成に関する取組を総合的に進める必要がある。その際には、各府省間の連携を十分に確保しながら、政府一体となって、「環境基本法」（平成5年法律第91号）、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）に即して、各種法制度の適切な運用や事業の効果的・効率的な実施を推進する。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関する現状は以下のとおりである。

a) 水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進

現状

リサイクルについては、これまで進んできた量に着目した取組に加えて、「質」にも着目した資源循環の利用促進・高度化を図る観点から、水平リサイクル（使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造するリサイクルのこと。たとえば、使用済ペットボトルを原料として再びペットボトルを製造する。）を推進する等、素材の性質に応じてリサイクルの質を向上させようとする取組を行うこととしている。

また、水平リサイクルについては、我が国では既にガラスびん、アルミ缶、ペットボトル、食品トレイ、自動車のバンパー等で取組の例があり、これらの取組を一層推進していくことが求められている。

これらの背景を踏まえ、現在、より高度なリサイクルを推進するために、品目ごとに水平リサイクルされた製品の品質を確認する事業、より効率的に使用済の製品を回収する方法を検討する事業等を実施している。

例えば、ペットボトルについては、スーパーの店頭回収等の事業系回収ルートにおいて、より高品質な使用済ペットボトルを、より効率的に回収する方法を検討する実証事業を実施（平成 24～25 年度）するとともに、ペットボトルが水平リサイクルされることによる二酸化炭素削減効果についても、バージン原料（天然資源をもとにつくられる原料）を用いた場合と比べて 60%以上の削減効果があることを確認した。

また、国内で製造される自動車用高張力鋼板については、鉄スクラップを主な原料としつつ、一般に製造される高張力鋼板と同等以上の品質を確保できるかどうかについての検証を実施（平成 24～25 年度）し、スクラップ 100%の原料から、自動車用高張力鋼板の一部に求められる強度特性等を満たす鋼板を試作した。

取組状況

【廃ペットボトルの効率的回収の推進】（経済産業省、環境省）

使用済ペットボトルからペットボトルを再生するいわゆる「ボトル to ボトル（B to B）」を推進するため、スーパーの店頭回収等の事業系回収ルートにおいて、より高品質な使用済ペットボトルを、より効率的に回収する方法を検討する実証事業を行い、各回収ルートからの使用済ペットボトルに係る品質等について把握した（平成 24～25 年度）。

店頭回収については、使用済ペットボトルを効率的に回収可能なルートであることを踏まえつつ、ペットボトルの国内循環の在り方も勘案しながら、課題を整理した上で促進の在り方を検討していくこととしている。

【鉄スクラップの高度利用の推進】（環境省）

自動車リサイクルに関する事項として、鉄スクラップの高度利用化調査事業を

実施し、自動車用の鋼板等の一部の原料として鉄スクラップを用いることができることを明らかにした（平成 24～25 年度）。

鉄スクラップを原料とした自動車用鋼板等の一部の製造可能性を明らかにしたことから、今後は、自動車リサイクル分野における資源循環の在るべき姿を勘案しながら、自動車製造業者等が行う取組も含めた高度なリサイクルを推進することとしている。

【食品廃棄物等の発生抑制・再生利用の促進】（農林水産省、環境省）

食品リサイクルに関する事項として、食品廃棄物等の発生抑制の目標値の設定（平成 26 年 4 月で 26 業種）や食品リサイクルループ※の形成支援を通じて、食品廃棄物等の発生抑制・再生利用の取組を促進した。

また、バイオマス活用推進基本計画における食品廃棄物の利用率の目標達成に向け、地域特性に応じた利活用パターンや導入見込み等をロードマップとして提示（平成 24 年度）するなどして市町村等による食品廃棄物の利活用を支援している。

※ 食品関連事業者から排出される食品廃棄物等を用いて製造された肥料・飼料等などを利用して作られた農畜水産物を食品関連事業者が利用する仕組み。

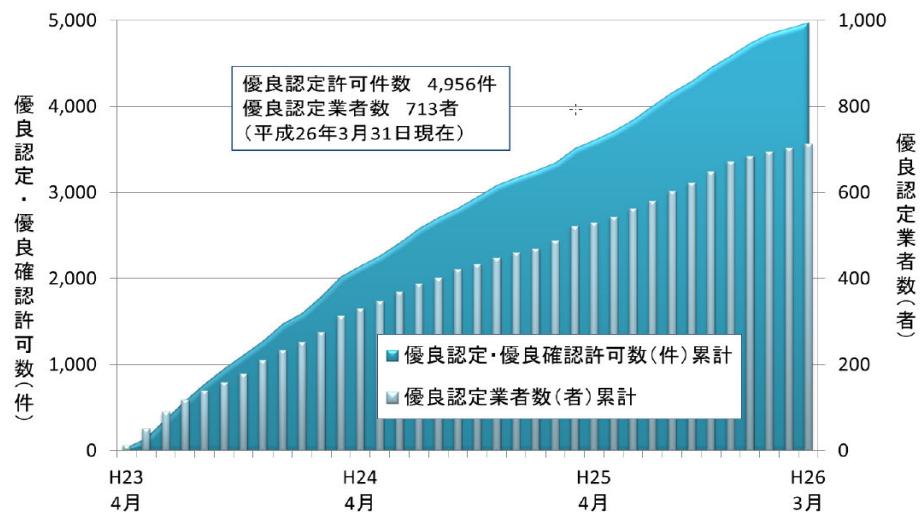
b) 廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成

現状

産業廃棄物の不適正処理対策を推進するためには、不法投棄等に対する規制を強化とともに、優良な処理業者を育成し、排出事業者への優良処理業者に係る情報提供により、優良処理業者が市場の中で優位に立てるような仕組みをつくる必要がある。このため、平成 23 年 4 月、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する優良な産業廃棄物処理業者（優良認定業者）に対し、通常 5 年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を 7 年とする等のメリットを付与する優良産廃処理業者認定制度を創設した。

その後、優良認定業者と優良認定・優良確認許可件数は順調に増加しており、平成 26 年 3 月時点で優良認定業者として 713 者が認定され、優良認定許可件数は 4,956 件となっている（図表 III-6-1）。

図表III－6－1 優良認定業者数及び、優良認定・優良確認許可数の推移



注 優良認定されてから把握されるまで数週間程度要するため、平成 26 年 2 月～26 年 3 月までの数は暫定値

出典) 第3回中央環境審議会循環型社会部会（平成 26 年 6 月 13 日）資料 4 環境省ヒアリング資料

取組状況

【廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成】（環境省）

環境省では、優良処理業者に優遇措置を講じる優良性評価制度を平成 17 年度に創設し、さらに優良処理業者へのインセンティブを改善した優良産廃処理業者認定制度を平成 23 年 4 月から運用している。また、平成 25 年には「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成 19 年法律第 56 条）に「産業廃棄物の処理に係る契約」を類型追加し、優良処理業者が産廃処理委託契約で有利になる環境を整備した。

加えて、これらの制度の浸透を図るために、排出事業者と優良処理業者のコンソーシアム事業を行うとともに、優良処理業者の情報発信サイト「優良さんぽいナビ」の機能強化及び産業廃棄物の適正処理を推進する電子マニフェストの普及拡大を図るための取組を行っている。

具体的には、平成 24 年度に、より付加価値の高い循環利用を行う循環産業を育成するための排出事業者と優良処理業者のコンソーシアム形成に向けたフォーラムを開催するなどの啓発事業や、排出事業者と優良処理業者が情報の公表、共有をするためのウェブサイトである優良さんぽいナビの利便性向上のためのシステム改良を行った。その結果、優良認定業者が 67% 増加するなどの効果が発揮された（平成 23 年度末で 313 者、平成 24 年度末で 522 者）。また、事業者による情報管理や行政による監視業務の合理化に繋がる電子マニフェストの利用者を増やすためのシステム改良や講習会等を全国各地で 10 回開催するなどの取組を行い、平成 24 年度末の電子マニフェスト普及率は 30% となった。

平成 25 年度は、フォーラムを全国 2 か所において実施するなどの啓発事業や優良さんぽいナビのシステム改良を行った結果、優良認定業者が 37% 増加するなどの効果を発揮している（H24 年度末：522 者、H25 年度末：713 者）。また、電子

マニフェストシステムの改良や講習会等を全国各地で 15 回開催するなどの取組を行い、平成 25 年度末の電子マニフェスト普及率は 35% となった。

今後は、優良処理業者が優位に立てる環境づくりを継続して進めることとしており、優良処理業者の育成に繋がる電子マニフェストについては、平成 25 年 10 月に策定した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」に基づき、平成 28 年度に普及率 50% の目標を達成すべく普及啓発に努めることとしている。

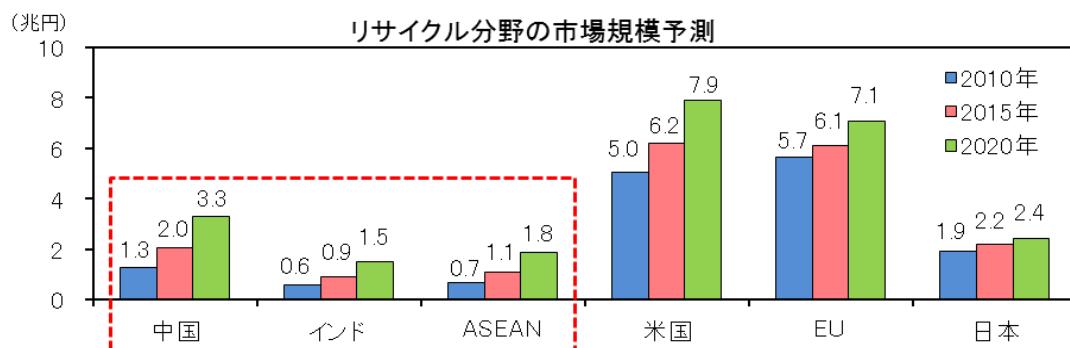
c) 我が国循環産業の海外展開の支援

現状

世界のリサイクル市場は 22 兆円（平成 22 年（2010 年））から 40 兆円（平成 32 年（2020 年））へと拡大することが見込まれている（図表 III-6-2）。また、アジアでは、各国の経済成長に伴う廃棄物発生量の増加や資源価格の高騰に伴う再生資源需要の高まりを背景に、リサイクルに関する法制度や産業インフラの整備需要が高まっている。

市場規模の推移を踏まえると、中国を筆頭にアジア諸国において、経済発展とともに増加する廃棄物の適正処理や資源確保ニーズが高まっていることが読み取れ、我が国リサイクル企業のビジネスチャンスが見込まれる。また、アジア諸国における法整備の動向を踏まえると、家電や自動車リサイクル分野が有望となっている。

図表 III-6-2 リサイクル分野の市場規模予測



出典) 第3回中央環境審議会循環型社会部会（平成 26 年 6 月 13 日）資料 5 経済産業省ヒアリング資料

取組状況

【我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業】（環境省）

（P23 の再掲のため、内容は省略）

【リサイクルビジネス展開可能性調査】（経済産業省）

（P24 の再掲のため、内容は省略）

【国際研究開発・実証プロジェクト】（経済産業省）

我が国企業が有する環境分野等の高い技術力を、アジアをはじめとする潜在市場を有する国に展開するためには、相手国の個別具体的な技術ニーズを的確に把握すること、また、その技術ニーズに対して、現地の実情に合わせた技術開発や実証を行い、コスト面も含めた我が国企業の技術の有効性を証明することが必要である。

このため、経済産業省においては、現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの確立に係る研究開発・実証事業を実施しており、海外での実証事業に豊富な経験を有する独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の技術的な専門能力を活用すべく、同機構を実施主体として、相手国の政府・政府関係機関と、両国の役割分担、現地での許認可の取得支援条件等を事前に明確化した上でプロジェクトの実施に当たっている。具体的には、平成24年度には平成23年度からの継続案件1件のほか、新たに1件の実証事業を実施し、平成25年度には平成24年度からの継続案件1件のほか、新たに1件の実証事業を実施した。実証事業の成果としては、実証実施企業と現地企業との合弁等により事業化に向けた進捗が見られるなど、現地ニーズに応じつつ環境にも配慮した適正なリサイクルシステムの構築が期待されている。

平成26年度は、平成24年度からの継続案件1件、25年度からの継続案件1件を実施しており、今後、さらなる日本企業の市場獲得と3Rの推進を図るべく、実証事業後の事業化に向けたフォローアップを行っていくこととしている。

【制度構築支援事業】（経済産業省）

経済産業省においては、我が国自治体の持つ廃棄物処理・リサイクルに関する経験・ノウハウを活用し、相手国自治体・政府の制度設計・整備・運用の支援等を行う対話の枠組みの構築を通じて、我が国リサイクル関連企業が進出しやすい土壌の形成を行うため、平成19年度より「循環型都市協力事業」として13件の事業化調査支援や専門家派遣による人材育成等を行ってきた。

平成26年度は「自治体間協力事業」としてベトナムをターゲットに法制度動向調査や関係行政機関による共同会議等への支援を行う事業を実施することとしている。

重点検討項目②：国際的な取組の推進

廃棄物等の国際的な移動は、適切に行われば環境負荷の低減や資源の有効利用に資する一方、輸出先で不適正な処理が行われた場合には環境汚染を生じさせるおそれがあることから、有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染の防止や、国連環境計画（ＵＮＥＰ）、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（バーゼル条約）等の活動への積極的な参画等が特に重要である。また、我が国とつながりの深いアジア・太平洋諸国をはじめとする途上国に対する廃棄物・リサイクル技術の改善に向けて人材育成、法制度の整備等の支援、などを通じた地球規模での循環型社会づくりのための取組も重要である。

このような観点から、以下のa)及びb)の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 循環資源の輸出入に係る対応
- b) 3Rに係る国際協力の推進

（1）環境基本計画における施策の基本的方向

廃棄物等の発生の抑制と廃棄物の適正な処理を確保するとともに、特に循環の質に着目した取組を行うことを前提として、国内においては廃棄物等を貴重な国内資源として捉え、資源確保の観点を強化するとともに、地球規模では、有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染の防止等有害物質の適正な処理、適正な規模で資源を循環させることができる仕組みづくり等を進める。

（2）現状と取組状況

国は、循環型社会形成推進基本計画の見直しを行うとともに、他の関係主体とのパートナーシップの育成を図るとともに、環境基本計画に定める重点的取組を中心に、国全体の循環型社会形成に関する取組を総合的に進める必要がある。その際には、各府省間の連携を十分に確保しながら、政府一体となって、環境基本法、循環基本法に即して、各種法制度の適切な運用や事業の効果的・効率的な実施を推進する。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関する現状は以下のとおりである。

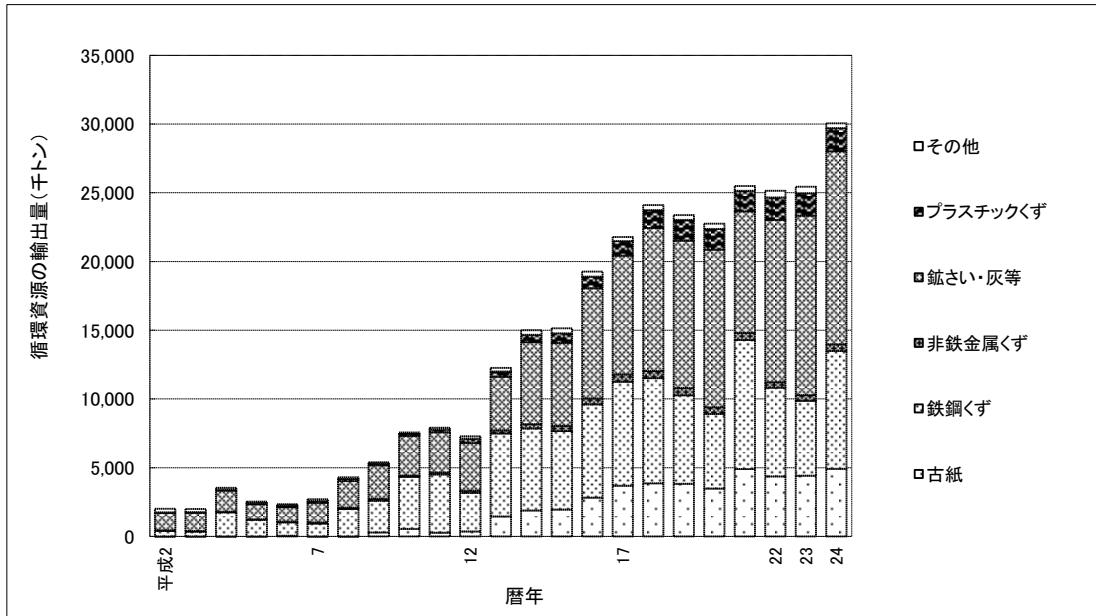
- a) 循環資源の輸出入に係る対応

現状

我が国の循環資源に係る国外での利用（輸出）は増加傾向にある。平成24年の循

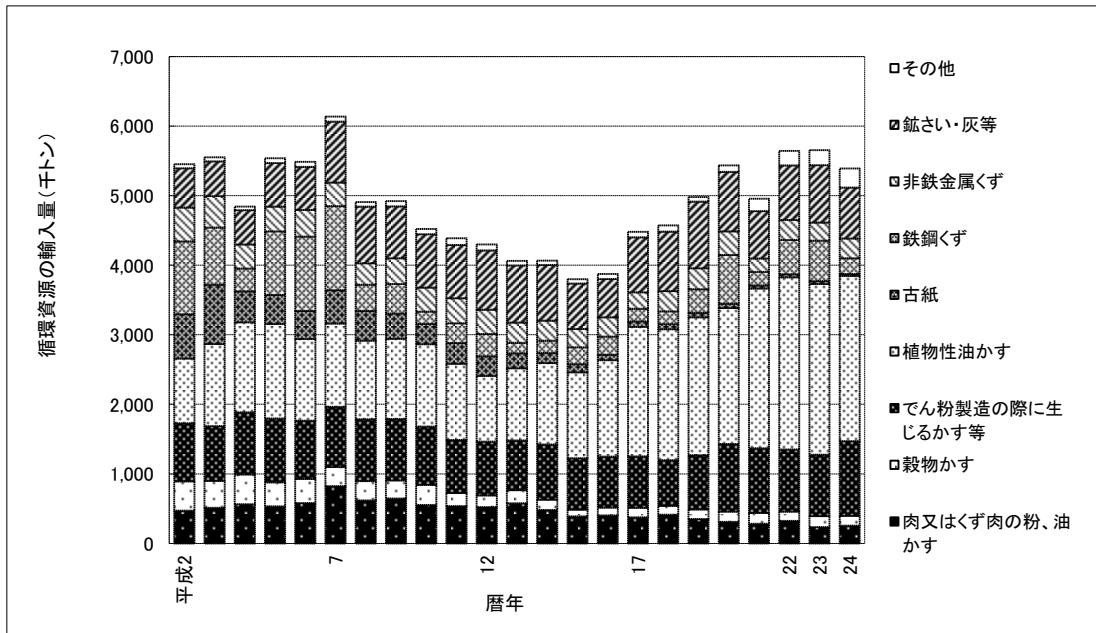
環資源の輸出総量は、平成 14 年に比べ 2 倍以上の約 30 百万トンであり、その内訳は、古紙が約 5 百万トン、鉄鋼くずが約 8.6 百万トン、鉱さい・灰等が約 14 百万トンであった（図表III－6－3）。一方、循環資源の輸入量は横ばい傾向が続いており、平成 24 年は 5 百万トンであった（図表III－6－4）。

図表III－6－3 我が国の循環資源（中古品は含まない）の輸出量の推移



出典) 「循環型社会形成推進基本計画に係る物質フロー指標及び指標について」
(平成 26 年 3 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室)

図表III－6－4 我が国の循環資源（中古品は含まない）の輸入量の推移

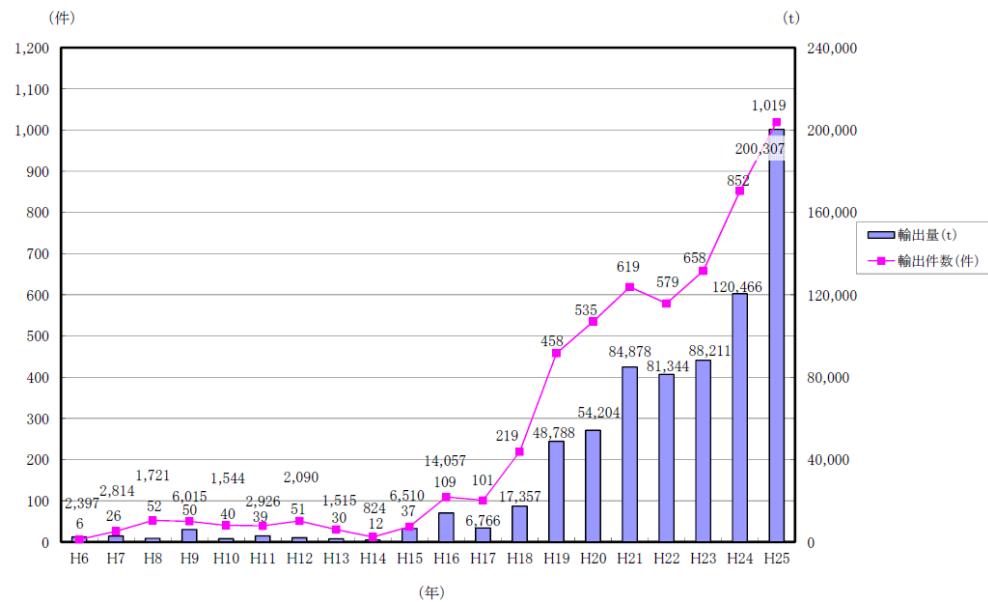


出典) 「循環型社会形成推進基本計画に係る物質フロー指標及び指標について」
(平成 26 年 3 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室)

また、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（平成 4 年法律第 108 号。以下「バーゼル法」という。）に規定する特定有害廃棄物等の平成 25 年における

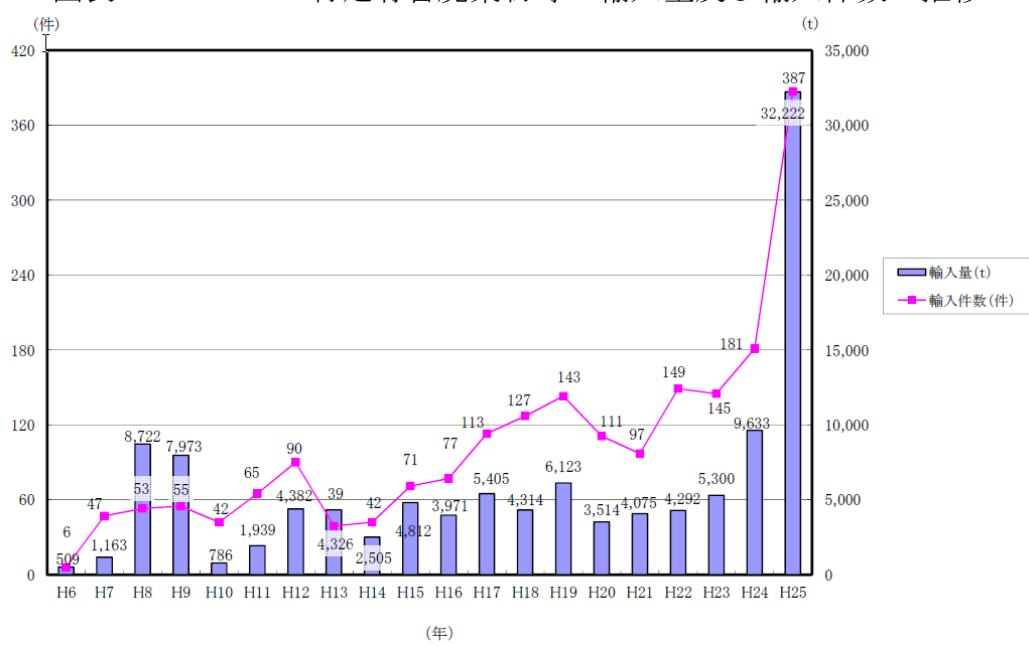
る輸出の実績は約 20 万トンであり、平成 23 年に比べ 2 倍以上となっている（図表 III-6-5）。輸入の実績は約 3 万トンであった（図表 III-6-6）。主な輸出品目は、鉛スクラップ（鉛蓄電池）、金属含有スラッジ、石炭灰等であり、いずれも金属回収等を目的とするものであった。また主な輸入品目は、電子部品スクラップ、金属含有スラッジ、電池スクラップ（ニカド電池等）等であり、金属回収等を目的とするものであった。

図表 III-6-5 特定有害廃棄物等の輸出量及び輸出件数の推移



出典) 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行状況（平成 25 年）について（お知らせ）」
(平成 26 年 3 月 28 日付け環境省報道発表資料)

図表 III-6-6 特定有害廃棄物等の輸入量及び輸入件数の推移



出典) 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行状況（平成 25 年）について（お知らせ）」
(平成 26 年 3 月 28 日付け環境省報道発表資料)

取組状況

【循環資源の輸出入に係る対応】（経済産業省、環境省）

国際的な循環資源の移動は、適切に行われば環境負荷の低減や資源の有効利用に資する一方、輸出先で不適正に行われた場合には環境汚染を生じさせるおそれがある。このため、環境省・経済産業省は、税関等とも協力して、廃棄物等の不法輸出の防止のための対策を強化しつつ、国際的な移動が環境負荷の低減や資源の有効利用に資する循環資源について、移動の円滑化を図るための対応を行っている。

具体的には、環境省・経済産業省は、廃棄物等の輸出入を行う事業者に対し、当該貨物が規制対象に該当するか否かに関する事前相談を実施（平成 25 年度 約 51 千件）するとともに、全国各地でバーゼル法等説明会を開催（平成 25 年度 全国 11 か所）する等、事業者への手続案内等の拡充を図った。また、環境省は、有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染を防止するため、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワーカーショップを平成 25 年 11 月に開催し、有害廃棄物の輸出入に係る取組事例等に関する情報交換等を行う等、アジア各国・関係国際機関との連携強化を図った。さらに、環境省は、3R推進月間の活動の一環として、平成 25 年 10 月、関係省庁と連携し、地方環境事務所において廃棄物等の不法輸出入の監視強化のための取組を行う等、水際対策の強化を行った。

今後は、アジアネットワークにおける参加国・関係国際機関との連携強化に引き続き取り組むとともに、廃棄物等の不法輸出の防止のための水際対策の強化を進めることとしている。また、環境負荷の低減や資源の有効利用に資する循環資源について、輸入手続きの迅速化・簡素化のための省令改正を検討中である。

そのほか、石炭灰などの循環資源の輸出については、第三次循環型社会形成推進基本計画に基づき、輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことを担保できる場合には、輸出手続きを迅速化し、円滑化するための具体的な方策等を検討していくこととしている。

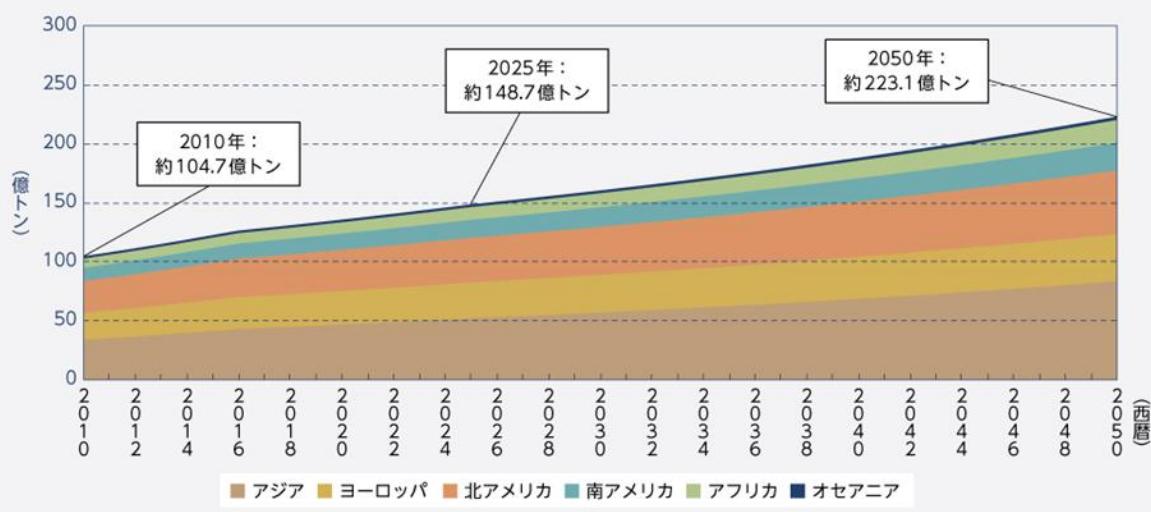
b) 3Rに係る国際協力の推進

現状

世界の廃棄物発生量は、平成 37 年（2025 年）に 148.7 億トン、2050 年には 223.1 億トンに増加すると予測されている（図表III-6-7）。また、アジア各国の都市ごみの発生量推計によれば、アジア各国においても都市ごみの発生量は増加する見込みである（図表III-6-8）。

図表III-6-7 世界の廃棄物量の推移（将来）

図4-2-2 世界の廃棄物量の推移（将来）

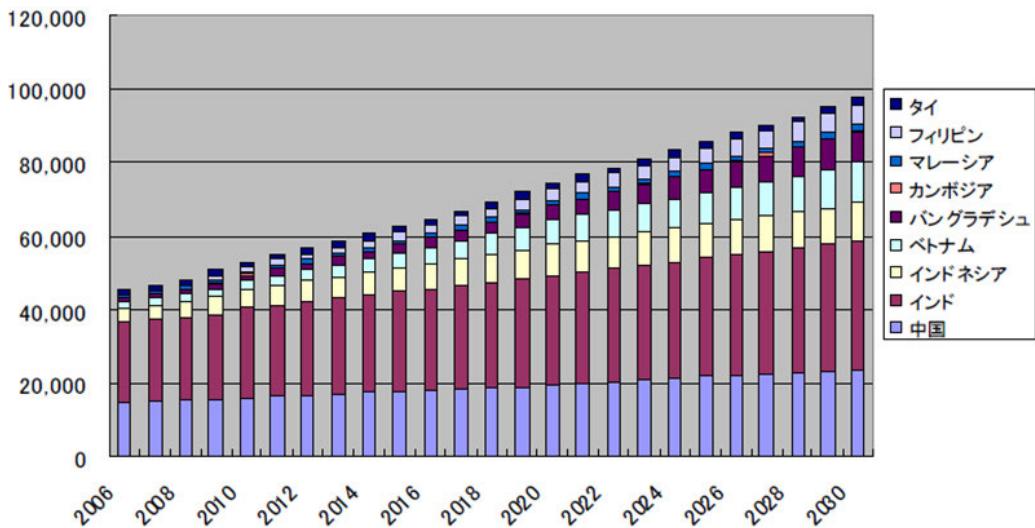


注 平成 23 年度環境白書第 4 章第 2 節「静脈産業で世界の循環型社会の構築を」で使用

出典) 世界の廃棄物発生量の推定と将来予測に関する研究（平成 23 年、(株)廃棄物工学研究所、田中勝）

図表III-6-8 アジア各国の都市ごみの発生量推計

(単位: 万t/年)



出典) 環境省「平成 22 年度 3 R 情報共有・技術移転・研究推進業務報告書」（平成 23 年 3 月）

このような世界の状況に鑑み、我が国の政府及び地方公共団体は、アジア諸国における制度整備の支援を始めとする、主にアジア諸国における支援を重点的に行ってきました。さらにまた、我が国企業による海外展開を支援する等の取組を行っている。

平成 25 年 12 月に環境省が実施した調査によれば、全国で 7 市町村が海外の都市と何らかの協力関係にあり、協定・覚書の締結、職員の派遣、研修生の受入れ、国際会議開催などを行っている。たとえば、福岡県柳川市では、国際協力機構（JICA）と協力して処分場設計維持管理研修を実施し、ブータン、ジャマイカ、ケニアなど 9 か国から研修生を受け入れている。また、富山県富山市では、JICA の海外技術協力プログラムを活用して、姉妹都市のモジ・ダス・クルーゼス市（ブラジル）におけるごみの分別や資源化の推進を図る支援事業を実施しており、職員の派遣及び受入れを実施している。

取組状況

【アジア諸国における 3 R の戦略的実施支援事業拠出金】（環境省）（P 34 の一部再掲）

本施策は、我が国の支援等により、アジア数か国で 3 R 国家戦略の策定が進んでいることを踏まえ、各国の 3 R 関連の事業形成や政策立案の促進のため、政府機関、国際援助機関、民間セクター等が参加する「アジア 3 R 推進フォーラム」を開催するとともに、国家戦略に基づく取組促進のモデル的事業計画の策定等を行うため、国連地域開発センター（UNC RD）に拠出を行うものである。

平成 20 年度（2008 年度）に、ベトナムやインドネシア等において、各国内の幅広い関係者や援助機関等による戦略案の検討を支援した結果、「2025 年に向けた統合固体廃棄物管理に関する国家戦略及び 2050 年へのビジョン」（ベトナム政府、平成 21 年（2009 年））、3 R 国家戦略（バングラデシュ政府、平成 22 年

（2010 年））が策定された。また、平成 20 年（2008 年）の東アジア首脳会議環境大臣会合において、我が国が設立を提唱した「アジア 3 R 推進フォーラム」は、アジアにおける 3 R の推進に向けて、幅広い関係者の協力の基盤となるものである。このフォーラムは、これまでに 5 回開催され、ハイレベルによる政策対話、国際機関等との連携による 3 R プロジェクト実施の促進等を進めていくことが合意されている（平成 26 年の第 5 回会合から「アジア太平洋 3 R 推進フォーラム」に名称変更）。「ハノイ 3 R 宣言」（フォーラム第 4 回会合）、「スラバヤ 3 R 宣言」（同第 5 回会合）の採択がなされ、3 R の優先的実施のための具体的な事業形成や政策立案に向けて一定の進展が見られている。

今後は、3 R 関連の事業形成や政策立案を引き続き促進する。

【U N E P 「持続可能な資源管理に関する国際パネル」（資源パネル）支援】（環境省）（P 34 の再掲）

本施策は、我が国から資源パネルに財政的支援を行い、天然資源の持続可能な利用に関する我が国の知見や関心事項を資源パネルでの議論に反映していくものである。資源パネルとは、世界経済の持続的発展の推進について、経済活動に投入する天然資源とそれに伴う環境負荷を極力減らす一方で、経済成長を高めていくことの重要性を国際的に議論するため、U N E P が平成 19 年に設立したものである。

我が国は、平成 20 年度から資源パネルへの資金拠出を行い、その拠出等に基づき、「天然資源利用と環境影響の経済成長からの分離」等の 11 の報告書が公表され、今後も毎年複数の世界経済の持続的発展に資する報告書の公表が予定されているなど、資源パネルの活動の着実な進展に貢献している。また、資源パネルの主要テーマの一つである「物質フロー分析」の知見取りまとめにおいて、我が国の研究者が中心的な役割を果たしている。

アジアを中心とした経済成長と人口増加に伴って、世界的に廃棄物の発生量が増大し、質も多様化しており、アジアは、今後の世界の資源利用に大きな影響を与えると考えられ、U N E P での研究対象をよりアジアに向けさせる必要がある。今後は、資源パネルにおけるアジア出身のメンバーの増員等を通してアジアへパネルの関心を誘導していくことが課題である。

今後の課題

- 社会的費用の減少や環境負荷低減の観点から合理的に行われる水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進については、たとえばペットボトルの水平リサイクルのように一定の高い技術水準に達しているものは、リサイクルの裾野を拡げるため、再生製品の品質やコスト、回収に係る取組、関係者間の連携等、関係法令の整備を通じた事業環境づくりが必要である。
また、自動車リサイクル、家電リサイクル、小型家電リサイクル等、法に基づきリサイクルが進められているものについては、その成果を広く周知していくとともにリサイクル制度の意義を理解してもらうことが必要である。
- バイオマス系循環資源の利活用については、既に「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成14年12月閣議決定）を皮切りに、バイオマス産業都市構想（平成25年度から実施）等により一定の進捗が認められる。引き続き、地域循環圏構築に向けて、バイオマス系循環資源等の飼料化・肥料化、エネルギー源等としての利用やバイオマス系循環資源の利活用に資する技術の研究開発を進めることが必要である。
- 循環資源の国内外での流れについては、国内における健全な資源循環を確保する観点から、これまで以上の実態把握を行い、関連諸制度間の連携の強化とこれら制度のより円滑な施行に努める必要がある。
- 再資源化産業の海外進出については、国による支援が行われているものの、支援の視点が、日本企業の国内外の活動をより円滑に結び付けてその育成を図ることに向けられており、適切な国際資源循環を確保する観点からの視点が不足している。
また、現地の多様な主体のニーズに即しつつ、現地の社会的課題にも対応した国際協力を行う視点も不足しており、今後はこれらの視点を加味した取組を進めることが必要である。
なお、適切な国際資源循環の確保の観点からは、進出先国における制度整備の支援も必要である。
- 企業等を主体とする国際協力をを行うに当たっては、協力相手先の中央政府又は地元政府と協力主体となる日本企業等の間の連携だけでなく、日本国内でも協力主体を支援する関係省庁、地方公共団体等が一層連携を進めることが必要である。

7. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

重点検討項目①：科学的なリスク評価の推進等

現代社会において、多種多様な化学物質が我々の生活に便益をもたらしているが、その中には人の健康や環境への影響が懸念されるものもある。そのため、化学物質の固有の有害性の程度と人や生物へのばく露のレベルを考慮し、環境を通じて人や生態系に悪影響を及ぼす可能性（環境リスク）を科学的に評価していく必要がある。

このような観点から、以下の a) から c) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) リスク評価の推進、目標値等の設定
- b) リスク評価の効率化などに向けた新たな手法の開発・活用
- c) 予防的取組方法を踏まえた未解明の問題への対応

（1）環境基本計画における施策の基本的方向

科学的な環境リスク評価を効率的に推進するために、現行の枠組みに基づきリスク評価を着実に推進するとともに、リスク評価に係る新たな手法の検討等を行う。また、予防的取組方法の考え方たち未解明の問題についての調査・研究等に積極的に取り組んでいく必要がある。

（2）現状と取組状況

国は、環境リスク低減のための制度の構築・運用に取り組むこととなっている。具体的には、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化学物質審査規制法」という。）及び「農薬取締法」（昭和 23 年法律第 82 号）に基づくリスク評価を推進し、その結果に基づき所要の規制処置を講じるとともに、環境中濃度のモニタリング等を実施しリスクの適切な管理を実施する必要がある。また、未解明の問題について予防的な見地から取り組み、特に化学物質の内分泌かく乱について、評価手法の確立と評価の実施を加速する必要がある。

a) リスク評価の推進、目標値等の設定

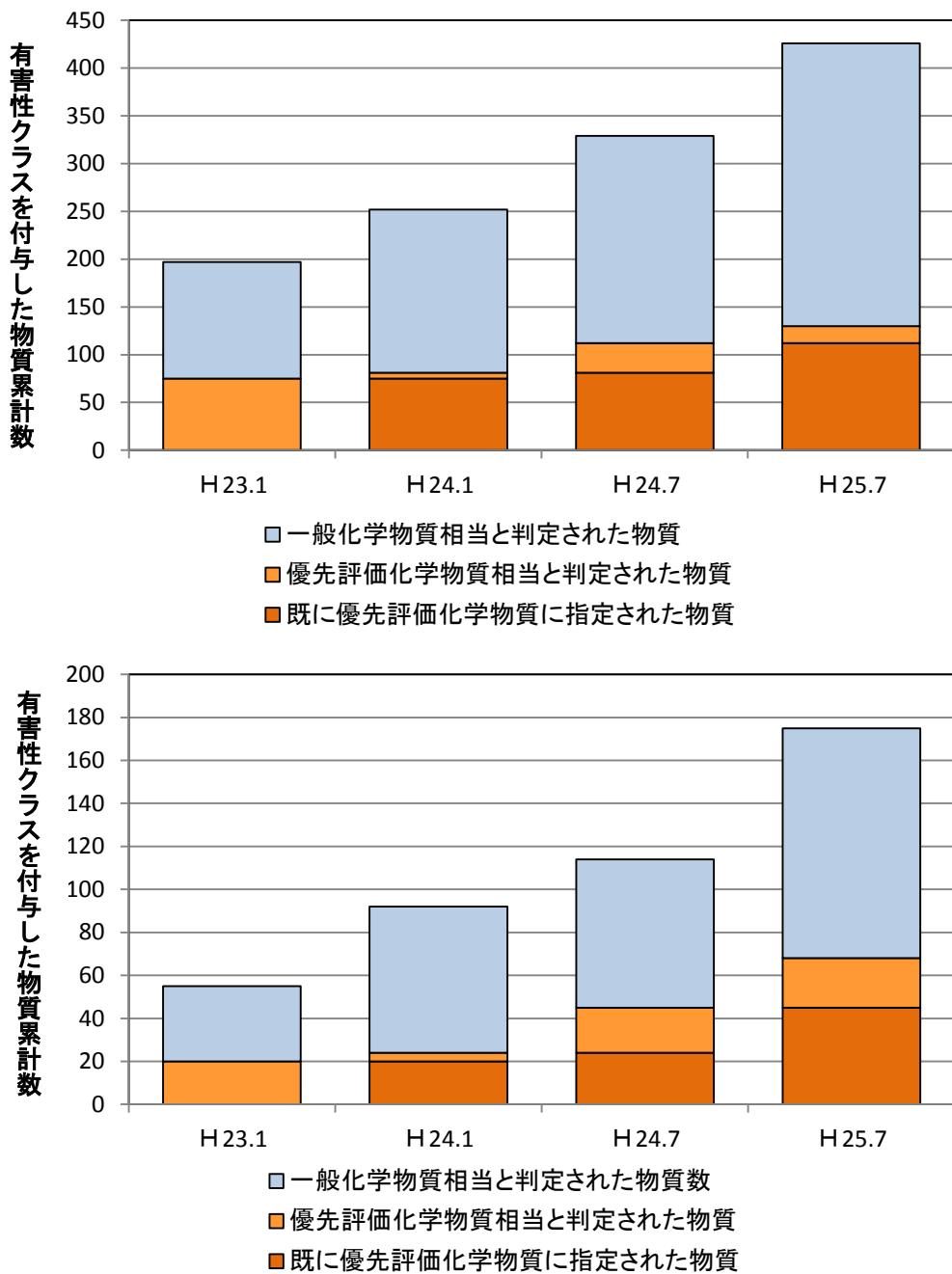
現状

国は化学物質のリスク評価を推進する取組として、化学物質審査規制法及び農薬取締法に基づく評価を実施するとともに、これらでカバーできない化学物質について文献情報やモニタリング調査結果等を用いた初期的なリスク評価を実施している。ま

た、有害汚染物質について環境目標値の設定と、そのための定量評価手法の高度化等を実施し、有害汚染物質へのばく露状況を監視している。

新たに製造・輸入される一般用途（工業用）の化学物質については、化学物質審査規制法に基づき、製造・輸入前に事業者により届出られた物質の有害性等を国が審査している。一方、同法制定時（昭和48年）に製造・輸入されていた既存化学物質については、国が安全性点検を行い、必要に応じて規制措置を講じるとともに、産業界と国が連携して、O E C Dの高生産量化学物質プログラムへの参加や官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（通称：Japanチャレンジプログラム）を実施することにより、リスク評価の加速化を図ってきた。平成21年には化学物質審査規制法を一部改正し、平成23年度から既存化学物質も製造輸入数量実績等の届出の対象とし、スクリーニング評価により優先評価化学物質を絞り込んだ上で、必要に応じて有害性試験結果の提出を事業者に求め、詳細なリスク評価を実施することとしている。スクリーニング評価では、評価の前年度に事業者等から届出のあった製造・輸入数量、用途別出荷量（前々年度実績）等に基づき推計した全国合計排出量に分解性を加味したばく露情報と、国において収集した有害性情報に基づき、それぞれクラス分けした上で、有害性も強くばく露の指標も大きい優先度の高い物質を優先評価化学物質相当と判定している。平成22年度以降のスクリーニング評価の進捗を図表III-7-1及びIII-7-2に示す。平成26年10月1日時点では、164物質が優先評価化学物質に指定されている。

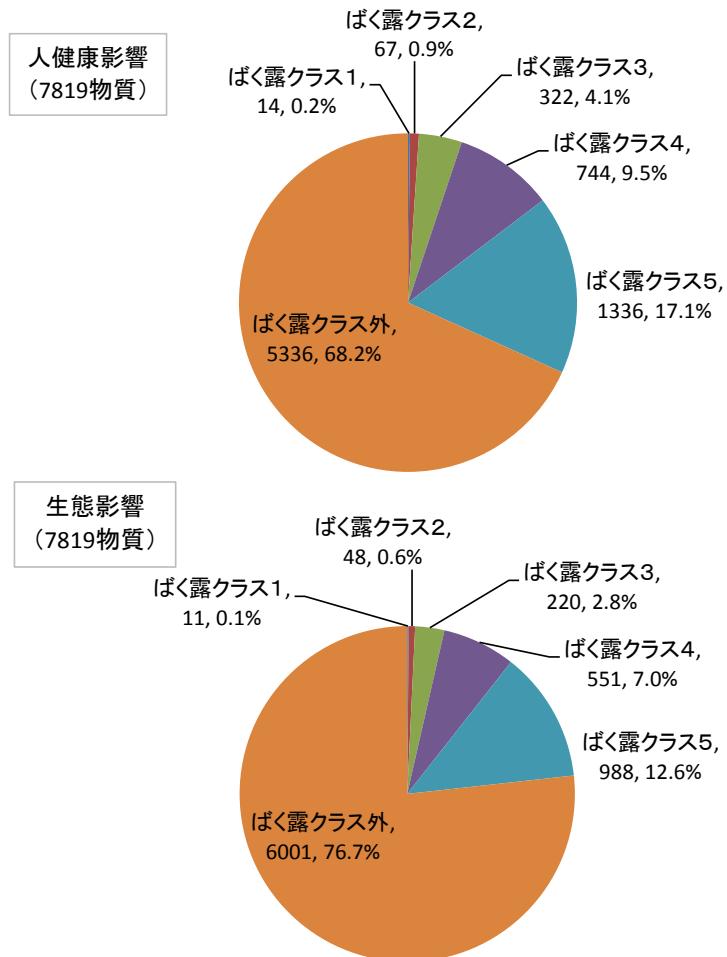
図表III－7－1. 化学物質審査規制法におけるスクリーニング評価における有害性クラスの審議物質数実績（平成25年7月まで）（上：人健康影響、下：生態影響）



出典) 「平成25年度スクリーニング評価の進め方及び評価結果」(平成25年度第4回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会 平成25年度第2回化学物質審議会安全対策部会 第135回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会、2013) より環境省作成

図表III－7－2. 平成25年度におけるばく露クラスのスクリーニング評価結果（平成23年度実績）

(上：人健康影響、下：生態影響)



ばく露クラス	全国合計推計排出量(トン)	ばく露クラス	全国合計推計排出量(トン)
クラス 1	10,000 超	クラス 4	10 – 100
クラス 2	1,000 – 10,000	クラス 5	1 – 10
クラス 3	100 – 1000	クラス外	1 以下

注1 数字は各クラスを付与された物質数、%は各クラスの全体に占める割合を示す。

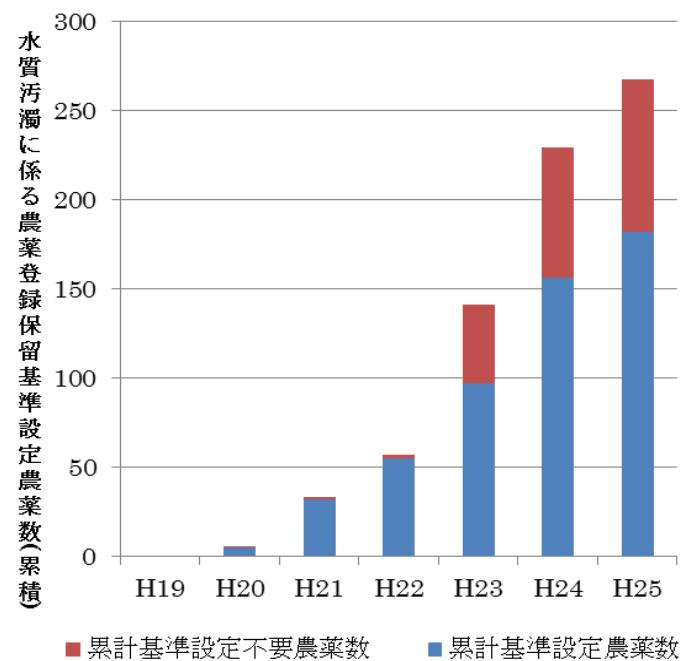
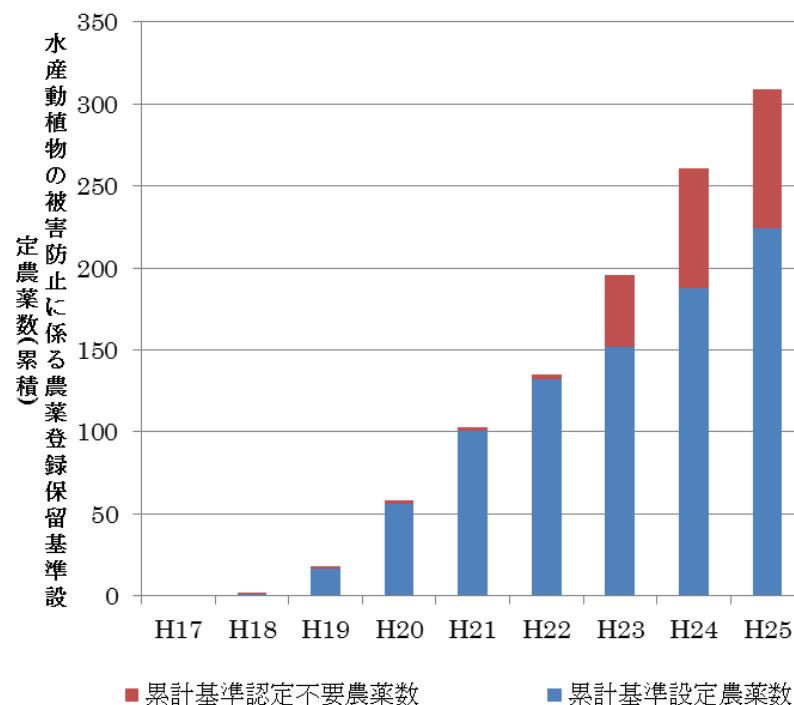
注2 ばく露クラス4以上の物質について有害性クラスを当てはめ、優先度マトリックス（各物質を有害性クラスとばく露クラスの2軸の観点により「高」、「中」及び「低」に優先度をつけるもの）において有害性も強くばく露の指標も大きい優先度「高」、及び専門家の詳細評価を踏まえ3省合同審議会において必要性が認められたものを優先評価化学物質相当と判定。

出典) 「平成25年度スクリーニング評価の進め方及び評価結果」（平成25年度第4回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会 平成25年度第2回化学物質審議会安全対策部会 第135回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会、2013）より環境省作成

農薬については、農薬取締法に基づき、事業者による登録申請を受けて国が事前に審査し、環境リスク評価を行っており、水産動植物への被害防止や水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定方法の改善等を図りつつ、これら基準の設定を順次進めてきた。水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準設定に係る検討状況を図表III－7－3に示す。平成26年3月時点で、水産動植物の被害防止に係る登録保留基

準については、224農薬に基準値を設定し、農薬の剤型や使用方法から見て農薬が水系に流出するおそれがないなどの理由で85農薬を基準値設定不要とした。水質汚濁に係る登録保留基準については、182農薬に基準値を設定し、同様の理由で85農薬を基準値設定不要とした。

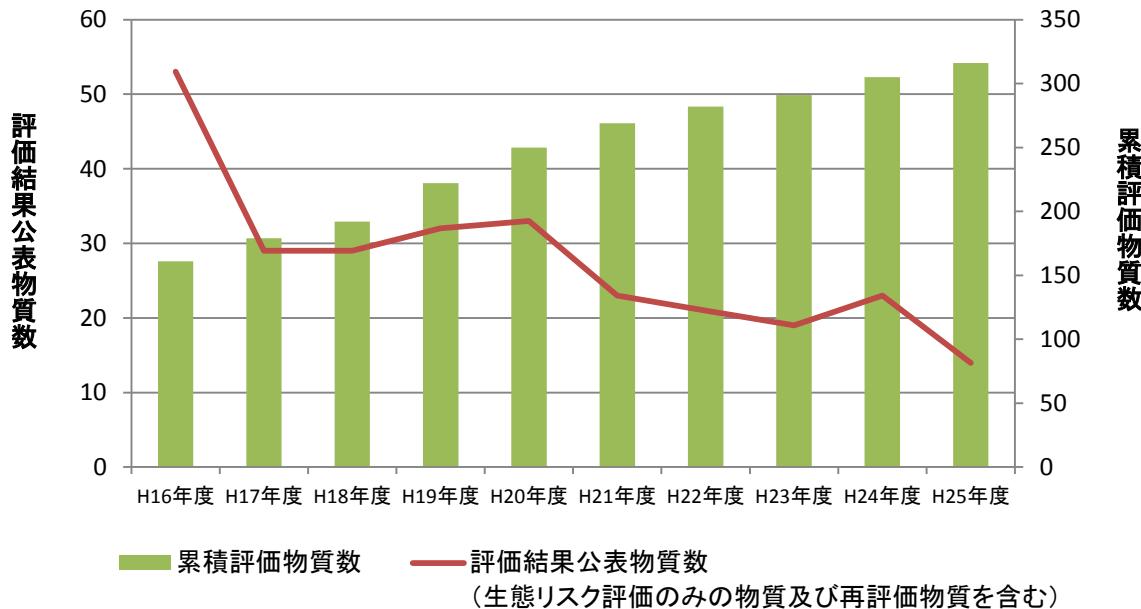
図表III－7－3．水産動植物の被害防止（上図）及び水質汚濁（下図）に係る農薬登録保留基準設定の検討を行った農薬数（累積）



出典) 環境省

また、多数の化学物質の中から相対的に環境リスクが高い可能性がある物質を、科学的な知見に基づいてスクリーニング（抽出）するための初めのステップとして、環境リスク初期評価を実施している。第12次評価（平成25年12月公表）までの実績を図表III－7－4に示す。平成25年12月までに、316物質について評価を実施した。

図表III－7－4. 環境リスク初期評価を実施した物質数の推移



出典) 環境省ウェブサイト「化学物質の環境リスク初期評価関連」 (<http://www.env.go.jp/chemi/risk/>)

リスク評価の前提となるばく露に係る情報については、化学物質環境実態調査、有害大気汚染物質モニタリング調査、公共用水域及び地下水の水質測定、農薬残留対策総合調査等、各種の調査・モニタリング等を実施するとともに、濃度予測モデル等の高度化を進めつつ、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成11年法律第86号。以下「化学物質排出把握管理促進法」という。）に基づく化学物質排出移動量届出制度（P R T R 制度）により得られる排出量等のデータのばく露評価への活用を進めてきた。

大気汚染に係る環境基準としては、人の健康の保護に関する観点から、10物質（ダイオキシン類を除く。）が定められている。また、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値（指針値）が9物質について定められている。

環境基本法に基づく、水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準については、重金属類や有機塩素系化合物、農薬など、公共用水域において27項目、地下水において28項目が設定されている。また、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはしないが、引き続き知見の集積に努めるべきものとして、要監視項目（公共用水域：26項目、地下水：24項目）を定めている。また、生活環境の保全に関する環境基準については、公共用水域において、生物化学的酸素要求量（BOD）※¹、化学的酸素要求量（COD）※²、溶存酸素量（DO）※³、全窒素、全燐、全亜鉛等の環境基準が定められており、そのうち、水生生物の保全に関する項目としては、環境基準が3項目、要監視項目が6項目定められている。

- ※1 BOD: Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量)。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。
- ※2 COD: Chemical Oxygen Demand (化学的酸素要求量)。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。値が大きいほど水質汚濁は著しい。
- ※3 DO: Dissolved Oxygen (溶存酸素量)。水に溶解している酸素の量。水生生物の生息に必要であり、数值が大きいほど良好な環境。

取組状況

<リスク評価の推進>

【化学物質審査規制法に基づく優先評価化学物質の指定・リスク評価】（厚生労働省、経済産業省、環境省）

一般用途（工業用）の化学物質については、化学物質審査規制法に基づき、既存化学物質を含むすべての一般化学物質を対象に、スクリーニング評価をして人の健康又は生活環境動植物の生息等に係る被害を生ずるおそれがあるものかどうかについて、優先的に評価を行う優先評価化学物質を指定する。また、平成14年（2002年）に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議において合意された「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」との国際目標（WSSD 2020年目標）の達成に向けて、国際的な動向を踏まえ、平成32年（2020年）までに優先評価化学物質のうち人又は生活環境動植物への著しいリスクがあると認められるものを特定するためのリスク評価を行い、著しいリスクがあると判明した物質については、必要な規制措置を講じる。

○ 一般化学物質等のスクリーニング評価

一般化学物質等のスクリーニング評価を平成22年度から開始し、旧法の第二種及び第三種監視化学物質を含む全ての化学物質について、スクリーニング評価を行い、リスクが大きくなないと言えない化学物質を優先評価化学物質に指定している。

平成25年度は、平成23年度の製造輸入数量1トン以上的一般化学物質11,979物質のうち、製造輸入数量10トン超の一般化学物質7,819物質についてスクリーニング評価を実施した。ばく露クラスの推計等を行い、40物質については、新たに優先評価化学物質相当であると判定された。

平成25年度のスクリーニング評価結果も踏まえ、現在、164物質を優先評価化学物質に指定している。（平成26年10月1日現在）。

○ 優先評価化学物質のリスク評価

平成25年度に、平成23年4月1日及び平成24年3月22日に指定された優先評価化学物質81物質のうち、製造輸入数量10t超の79物質を対象に、平成23年度実績の詳細用途別出荷量等を用いて、リスク評価（一次）評価Iを実施した。平成24年度の結果と併せて、これまでに25物質についてリスク評価（一

次) 評価Ⅱに着手している。

今後は、W S S D 2020年目標の達成に向け、科学的なリスク評価を効率的に推進し、著しいリスクがあると判明した物質について規制措置を講ずるとともに、リスク評価を効率的に推進するための新たな手法の開発・実用化に努める。

【農薬に係るリスク評価の推進】（環境省）

農薬については、農薬取締法の規定に基づき登録を受けなければ製造、輸入、販売、使用が出来ない仕組みとなっている。登録に当たっては、農薬取締法第3条第1項の第1号から10号に該当するか検査し、問題がないと判断した農薬のみを登録することになっている。

○ 登録保留基準の設定

環境大臣は、人の健康や水産動植物に悪影響が生じないようにとの観点から農薬取締法第3条第2項の規定に基づき、同条第1項第4号（作物残留）、第5号（土壌残留）、第6号（水産動植物被害防止）、第7号（水質汚濁）の基準（登録保留基準）を定めて告示をしている。

- 作物残留に係る登録保留基準では、使用した農薬の残留した農作物等が、「食品衛生法」（昭和22年法律第233号）に基づく残留農薬基準に適合しなくなるような使用方法での農薬登録を保留している。また、土壌残留に係る登録保留基準では、農薬の土壌中半減期に応じた規制を行っている。
- 水産動植物被害防止及び水質汚濁に係る登録保留基準については、各種毒性試験の結果を基に、個別農薬毎の基準値を中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会において審議し着実に設定している。また、農薬の剤型や、使用方法から見て農薬が水系に流出するおそれがないと認められるものなどは、基準値設定の必要がないものとして整理している。
実績については図表III-7-5のとおり。

図表III-7-5. 農薬登録保留基準の設定状況

	登録農薬数 ①	②	基準値設定		設定不要		残り ①-②-③	
			うちH24年度	H25年度	うちH24年度	H25年度		
水産基準	555	224	36	36	85	29	13	246
		182	59	26	85	29	12	288

今後は下記の取組を進める。

- 水産動植物被害防止に係る登録保留基準又は水質汚濁に係る登録保留基準が設定されていない農薬について、引き続き検討を進める。
- 土壌残留に係る登録保留基準については、土壌中半減期を判定するため告示で定めているほ場試験法をより普遍性の向上を図る観点から見直すため中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会にて審議した。今後、

農業資材審議会及び厚生労働大臣の意見聴取の手続きを進める。その他現行の登録保留基準の評価手法について、最新の科学的知見の集積に努めていく。

○ モニタリングの実施

設定された基準値が実環境中で担保されているか農薬モニタリングを実施している。

- ・ 平成 24 年度は全国 7 か所（のべ 29 農薬）、平成 25 年度は全国 7 か所（のべ 18 農薬）でモニタリングを実施した。平成 24 年度は基準値の超過は見られなかったが、平成 25 年度は 1 か所で基準値の超過が見られたため、超過理由を検証している。登録保留基準値設定時に環境中予測濃度と基準値が近接している農薬が増えており、中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会でモニタリングを戦略的に推進すべきとされていることから、今後は出荷量等も鑑みて優先順位を検討するとともに、農薬の一斉分析法を開発し、効率的なモニタリングができるよう推進する。
- ・ 水産動植物被害防止に係る登録保留基準において、農薬上市前に、一定の標準シナリオで算定した環境中予測濃度が、3 種の毒性試験から設定した基準値を上回らないことを確認して登録しているが、生物種の感受性の違いや普及状況を踏まえ、登録後の水生生物への影響調査等も推進する。

【化学物質の環境リスク初期評価の実施】（環境省）

化学物質による環境汚染を通じて人の健康や生態系へ好ましくない影響を与えることを未然に防止するため、環境リスク初期評価を実施している。

具体的には、潜在的に人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす可能性のある化学物質が、大気、水質、土壤等の環境媒体を経由して環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（環境リスク）について、環境媒体を経由したばく露量と毒性を科学的な観点から定量的に検討した上で、両者の比較によるリスク初期評価（スクリーニング評価）を実施している。これにより、環境リスクが相対的に高い可能性がある物質を抽出し、評価結果を必要とする関係部局等に提供していくこと等により、環境リスクの低減に資する取組を進めていく。

環境リスク初期評価の結果については、これまでに12次にわたり結果を取りまとめ、「化学物質の環境リスク評価」（第1巻～第12巻。総実施物質数316物質。）として公表している。平成24年度は23物質、平成25年度は14物質について評価結果を公表した。

今後も引き続き、評価の結果「詳細な検討を行う候補」とされた化学物質について関係部局等へ情報提供し、必要な取組の誘導を図るなど、評価結果に応じた対応を行うとともに、必要に応じて過去に初期評価を実施した化学物質の関連情報収集や再評価等も実施し、逐次、再評価結果を公表する。

また、O E C D 等における試験法や評価手法等に関する検討状況を適切に把握し、新たな知見を取り入れつつ、総合的な化学物質管理が必要な物質等に重点を

置いた環境リスク初期評価を進めていく。

<有害性評価の推進>

【化学物質審査規制法における各種毒性試験等の実施】（厚生労働省、経済産業省、環境省）

化学物質審査規制法では、製造・輸入・使用等の規制を行う対象物質を指定するため、事業者に各種毒性試験等の実施を指示することができる、国も必要に応じて各種毒性試験等を実施している。これに基づき、以下の試験等を実施した。

- 難分解性等の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれがある化学物質等について、人健康リスク評価に必要な毒性等調査を実施した。
- 平成25年度は、監視化学物質（難分解性かつ高蓄積性であり、人の健康又は高次捕食動物への長期毒性の有無が不明であるもの）についての予備的な鳥類繁殖毒性試験、定量的構造活性相関（Q S A R : Quantitative Structure-Activity Relationship）、構築のための生態影響試験を実施した。

【官民連携の取組（Japan チャレンジプログラム）】（厚生労働省、経済産業省、環境省）

産業界と国の連携により、既存化学物質の安全性情報の収集を加速し、広く国民に情報発信を行うため、平成17年から平成25年まで、官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（通称：Japanチャレンジプログラム）を実施し、平成25年9月に本プログラムの最終とりまとめを公表した。

本プログラムを通じた事業者の自発的な取組により、67物質について試験を含む安全性情報が収集され、国が海外情報を収集した物質と合わせ446物質の情報が収集された。

<ばく露評価の推進>

【化学物質環境実態調査】（環境省）

化学物質環境実態調査は、一般環境中における化学物質の残留状況を把握するため、日本各地の多媒体（水質、底質、生物、大気）を対象に、

- ① 環境残留の有無が明らかでない化学物質の環境残留を確認するための調査（初期環境調査）
- ② ①で環境残留が確認された化学物質について、環境中の残留状況を精密に把握するための調査（詳細環境調査）
- ③ 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（P O P s 条約）の対象物質及びその候補となる可能性のある物質並びに化学物質審査規制法における特定化学物質等の化学物質の残留状況を経年的に把握するための調査（モニタリング調査）

とする目的ごとの調査を実施しており、得られた測定データについては環境省内の規制担当部署へフィードバックされ、化学物質対策の基礎情報として活用されている。

○ 平成24年度

・ 初期環境調査

18物質を調査対象物質とし、水質51地点、生物11地点、大気35地点で調査を実施した。

・ 詳細環境調査

14物質を調査対象物質とし、水質83地点、底質23地点、生物12地点、大気34地点で調査を実施した。

・ モニタリング調査

12物質を調査対象物質とし、水質48地点、底質63地点、生物25地点、大気37地点で調査を実施した。

○ 平成25年度

・ 初期環境調査

14物質を調査対象物質とし、水質46地点、大気34地点で調査を実施した。

・ 詳細環境調査

7物質を調査対象物質とし、水質54地点、底質25地点、生物12地点、大気21地点で調査を実施した。

・ モニタリング調査

10物質を調査対象物質とし、水質48地点、底質63地点、生物25地点、大気37地点で調査を実施した。

当該施策は昭和49年度より実施しており、調査の結果については化学物質審査規制法や化学物質排出把握管理促進法の規制対象物質等を指定する際のばく露評価基礎資料等として活用されているところである。今後も、各担当部署からの調査要望物質について調査を行うとともに、P O P s 条約の対象物質等の環境中残留状況のモニタリングを実施し、状況の把握に努めていく。

【化学物質の人へのばく露量モニタリング調査】（環境省）

環境から人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性がある化学物質については、モニタリング調査により人体へのばく露量及び有害性を継続的に把握し、環境リスク評価、リスク管理のための基礎情報を得る必要がある。このため、化学物質が及ぼす人体への影響について対策を行うために、人体試料（血液及び尿）及び食事におけるダイオキシン類を含む化学物質のモニタリング調査を実施している。

平成14年度から22年度まで、「ダイオキシン類をはじめとする化学物質の人への蓄積量調査」を実施しており、平成23年度から、新たに「ダイオキシン類をはじめとする化学物質への曝露量モニタリング調査」を開始した。平成23年度から25年度までに各年3地域、合計9地域253人の住民の方々に人への蓄積性の高い物質を中心に血液、尿、食事を採取し、ダイオキシン類、フッ素化合物、農薬系代謝物、重金属などの化学物質の蓄積量等を調査した。なお、分析対象としている化学物質は、国内外の情勢等を踏まえ、必要とされているものを対象としており、有識者の意見を聴き、毎年度見直しを行っている。また、本調査の結果は、毎年

度取りまとめ、報告書及びパンフレット（日本語版、英語版）を公表している。

本調査を実施することにより、我が国における化学物質の人へのばく露状況が把握され、懸念される物質の選定、リスク評価及びリスク管理対策の立案、健康被害の未然防止、対策効果の把握を行うことができる。今後も引き続き、人への蓄積性の高い物質を中心に、血液・尿・食事中のモニタリングを継続的に行うこととで、人への化学物質の蓄積状況と経年変化を総合的に解析するとともに、化学物質が及ぼす人体への影響について、把握を行う。

【化学物質排出把握管理促進法における排出量及び移動量の把握・公表】（経済産業省、環境省）

化学物質排出把握管理促進法においては、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とし、相当広範な地域の環境において継続して存すると認められ、かつ、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質（第一種指定化学物質）について、事業者は環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量等の届出を行い、国はその集計結果及び届出対象外の排出量の推計値の集計結果を公表する。

当該施策は、平成13年度把握分（平成14年度集計）から実施しており、法律に基づき、届出された前年度分の排出量・移動量を集計するとともに、届出対象外となる排出量（届出外排出量）について推計し、併せて公表している。

- 平成24年度は、平成23年度把握分の集計・公表を実施した。届出事業所数36,807、総排出量17万4千トン、総移動量22万5千トン、総排出量・移動量（合計）40万トンであった。
- 平成25年度は、平成24年度把握分の集計・公表を実施した。届出事業所数36,504、総排出量16万2千トン、総移動量21万9千トン、総排出量・移動量（合計）38万1千トンであった。
- 平成25年度の結果を、現行の届出要件（取扱量）による届出が開始された初年度（平成15年度）と比較すると、総排出量・移動量は14万7千トン（▲27.8%）減少し、平成20年度の対象物質の見直し前後で、継続して指定されている第一種指定化学物質（継続物質）の排出量・移動量は16万5千トン（▲32.5%）減少した。経年的には減少傾向にある。

当該施策は、平成13年度把握分（平成14年度集計）から実施しており、平成20年度からは個別事業所の全データを公表しているが、集計・公表については、着実に実施し、かつ、事業者の排出量・移動量も減少傾向にある。今後とも、必要に応じ見直しの可能性について検討しつつ、着実に集計・公表を実施していく予定である。

【大気環境の常時監視】（環境省）

大気環境については、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）第22条に基づき、都道府県及び大気汚染防止法上の政令市では大気汚染の常時監視を実施しており、国においても大気汚染物質モニタリングを昭和40年代以降実施している。

また、全国の大気汚染状況を取りまとめ公表を行っている。

本施策は大気環境の大気汚染物質をモニタリング・公表し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全することを目的とする。地方公共団体及び国が実施した大気汚染物質モニタリングの調査結果を環境省ホームページで公表している。また、大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）により、全国の大気汚染状況等を1時間ごとに24時間提供している。

平成24年度における監視結果は以下の通りであった。

- 二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）については、環境基準がほぼ達成されている。一方、微小粒子状物質（PM 2.5）の環境基準達成率は約4割と低い状況にある。
- 光化学オキシダントについては、環境基準達成率は依然として極めて低い。
- ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、環境基準がほぼ達成されている。

平成25年度には、PTRデータ等を用いて排出量の多い発生源周辺を適切に監視できるよう、大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準を改正するとともに、「有害大気汚染物質モニタリング地点選定ガイドライン」を策定し、有害大気汚染物質の大気環境モニタリングの効率化を図っている。

今後も引き続き、地方公共団体等と連携の上、大気環境モニタリングの実施及び結果の公表を行う。

【水環境の常時監視】（環境省）

公共用水域の水質については、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）の規定に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている項目を中心に、各都道府県が毎年定める測定計画に従って、都道府県、水質汚濁防止法政令市及び国（1級河川のうち国が管理するもの）が常時監視として測定を実施し、その結果は都道府県知事により公表されている。

なお、都道府県知事は、測定結果を環境大臣に報告することになっている。環境省では、水質関連システムを構築してその結果を取りまとめ、全国的な水質の状況を把握するとともに、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的に、公表している。

平成25年度は、「平成24年度公共用水域水質測定結果について（お知らせ）〈25年12月24日〉」により、公表を行った。その結果は、以下の通りであった。

- 健康項目
 - 27項目の環境基準達成率は、99.0%（前年度98.9%）
- 生活環境項目（水生生物の保全）
 - 全亜鉛の類型指定水域*（739水域）の環境基準達成率は、98.6%（前年度723水域、98.1%）
 - ノニルフェノールの類型指定水域（45水域）の環境基準達成率は、100%（平成24年度より測定）

平成26年度においても引き続き、都道府県、水質汚濁防止法政令市及び国により実施された常時観測結果について、報告を受け取りまとめ、公表する予定である。

※ 類型指定：生活環境項目は、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた類型を設け、水域ごとにそれぞれの類型を当てはめることとしている。

【地下水質の常時監視】（環境省）

地下水の水質については、水質汚濁防止法の規定に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目を中心に、各都道府県が毎年定める測定計画に従って、都道府県、水質汚濁防止法政令市が常時監視として測定を実施し、その結果は都道府県知事により公表されている。

なお、都道府県知事は、測定結果を環境大臣に報告することになっている。環境省では、水質関連システムを構築してその結果を取りまとめ、全国的な地下水質の状況を把握するとともに、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的に、公表している。

平成25年度は、「平成24年度地下水質測定結果について（お知らせ）〈26年3月31日〉」により、公表を行った。その概要は以下のとおりであり、こうした結果に基づき、汚染（基準超過）への対策が行われている。

- 概況調査の結果、24年度は6.1%の地点（井戸）で環境基準を超過（前年度5.9%）。
- 発見された汚染について、その範囲を確認するため汚染井戸周辺地区調査を実施。24年度の井戸数は1,245本（前年度1,520本）。
- 汚染が確認された地域については、継続監視調査を実施。24年度の井戸数は4,545本（前年度4,613本）。

平成26年度においても引き続き、都道府県、水質汚濁防止法政令市及び国により実施された常時観測結果について、報告を受け取りまとめ、公表する予定である。

<目標値等の設定に関する取組>

【大気汚染に係る環境基準等の設定・改定等に資する調査検討】（環境省）

大気汚染に係る環境基準として、人の健康の保護に関する観点から、10物質（ダイオキシン類を除く。）が定められている。また、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値（指針値）が9物質について定められている。

環境基準については常に適切な科学的判断が加えられなければならないことから、既に環境基準等が設定された物質等についても、科学的知見の充実を継続的に進め、必要な検討を行う。また、環境基準又は指針値（以下「環境基準等」という。）が設定されていない物質については、その設定に向けた科学的知見の収集・整理を進める。

平成24年度及び平成25年度は、諸外国及び国際機関等における大気環境基準等の設定・改定など大気保全政策の動向に関する最新の情報及び大気汚染に係る環

境基準等が未設定の物質や既に環境基準等が設定されている物質について、人の健康影響に関する情報の収集・整理を引き続き進めた。このうち、マンガン及びその化合物に係る健康リスク評価については、平成24年度より中央環境審議会の専門委員会における検討を開始し、平成26年3月に取りまとめた報告書に基づき、同年4月に指針値を設定した。また、有害大気汚染物質に関して得られる科学的知見に制約がある場合の有害性等評価手法についても、平成24年度より中央環境審議会の専門委員会において検討を実施し、平成26年3月に取りまとめた報告書に基づき、同年4月に必要な改定を行った。

今後は、大気汚染に係る環境基準等の設定等に資する情報収集・整理やリスク評価手法に関する検討を継続的に実施し、環境基準等の設定等を進める。

【水質環境基準等の見直し】（環境省）

環境基本法に基づく環境基準については、現在、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準は27項目、水質汚濁に係る生活環境保全に関する環境基準のうち、水生生物保全に係る環境基準は、3項目が定められている。また、地下水の水質汚濁に係る環境基準については、28項目が定められている。

公共用水域における検出状況等からみて、直ちに環境基準とせず、引き続き公共用水域の検出状況など知見の集積に努めるべきものを要監視項目と定めている。

個別物質ごとの「水環境リスク」は比較的大きくない、又は不明であるが、環境中での検出状況や複合影響等の観点からみて、「水環境リスク」に関する知見の集積が必要な物質として要調査項目を策定している。

環境基準項目及びその基準値、要監視項目及びその指針値については、常に適切な科学的判断が加えられ必要な改訂を行う必要があり、必要な追加・見直し作業を継続して行う。また、要調査項目については、知見の集積に努め、柔軟に見直しを行う。

- 平成24年度は、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を水生生物保全に係る環境基準に、4-t-オクチルフェノール等3項目を要監視項目に定めた。
- 平成25年度は、トリクロロエチレンに係る公共用水域及び地下水の環境基準の見直しについて、中央環境審議会水環境部会環境基準健康項目専門委員会において、0.03mg/Lから0.01mg/Lに見直す報告が取りまとめられ、平成26年9月に答申がなされた。これに基づき、平成26年11月にトリクロロエチレンの公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準を見直した。また、要調査項目の改訂を行い、新たに208項目を選定した。

今後も、新たな科学的知見に基づいて必要な見直し作業を継続的に行う。

【土壤環境基準等の見直し】（環境省）

土壤に関する環境基準は、人の健康を保護及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準であり、土壤の汚染状態の有無を判断する基準として、また、汚染土壤に係る改善対策を講ずる際の目標となる基準として27項目が定められている。

土壤環境基準は、既往の知見や関連する諸基準に即して、設定可能なものにつ

いて設定するとの考え方に基づき、水質環境基準、地下水環境基準等に則して設定している。平成21年から平成23年に1,4-ジオキサン等の水質環境基準及び地下水環境基準の項目の追加及び基準値の変更が行われた。これらを踏まえ、土壤環境基準を見直している。

平成25年度は、平成25年12月の中央環境審議会土壤農薬部会土壤環境基準小委員会における1,1-ジクロロエチレンの土壤環境基準の見直しについての審議を踏まえ、平成26年3月に答申がなされた。これに基づき、平成26年3月に1,1-ジクロロエチレンの土壤環境基準を見直した。

平成26年度以降、諮問された他の物質についても、土壤環境基準及び「土壤汚染対策法」（平成14年法律第53号）に基づく特定有害物質の見直し等について検討する。

b) リスク評価の効率化等に向けた新たな手法の開発・活用

現状

リスク評価の手法については、OECD等の枠組みで国際連携を図りつつ、定量的構造活性相関（QSAR）及びトキシコゲノミクス等の新たな手法、農薬の環境影響をより的確に評価するための新たなリスク評価手法の開発が進められている。

取組状況

<リスク評価の効率化等の取組>

【QSAR・トキシコゲノミクス等の開発・活用】（厚生労働省、経済産業省、環境省）

○ QSAR等を利用した健康影響評価システムの開発

平成21年の化学物質審査規制法改正を受けて、未だ評価されていない多くの化学物質の安全性評価を早急に実施する必要があり、国際協調を図りつつ、2020年までに化学物質の安全性について網羅的に把握することが化学物質管理における重要な政策課題となっている。このため、化学物質の総合的な評価を加速し、国際的な化学物質管理の取組に貢献するために、QSARやカテゴリーアプローチ等の予測的な評価方法の開発など、化学物質の効率的で精度の高い評価手法の開発の研究を推進することとしている。具体的には以下の取組を実施している。

- ・ 経気道ばく露に関する有害性評価法をより迅速化、定量化、高精度化させるための総合的かつ安定的な評価システムの開発を実施している。平成24年度及び平成25年度は、キシレン及びパラジクロロベンゼンを例に、脳サンプルを用いた網羅的遺伝子発現解析手法により、その中枢影響を予測することが可能か検証を行った。

- ・ トキシコゲノミクスなどの情報解析技術を活用し、実験動物に投与した際の遺伝子発現特性や代謝物質を網羅的に解析する化学物質の健康影響評価、又はQ S A R による化学物質の健康影響評価に資するシステムの開発に関する研究を実施している。平成24年度及び平成25年度は、Ames試験の予測精度の向上を目指し、多くの化合物についてデータベース化等を進めた。
- ・ 化学物質の有害性評価を高度化し、迅速で効率的な試験の実施のために、化学物質の有害性を確認する際に主要な臓器である肝臓、腎臓の一般毒性及び発がん性の発現可能性に関して、毒性試験に供した実験動物から得られる遺伝子変動データを活用し、予兆的な情報を得る手法の開発を実施している。当該事業は平成23年度から5年計画の事業であり、平成24年度は、遺伝子データ取得・解析のため、動物試験のフィージビリティ試験を行い、平成25年度は、毒性判定方法のプロトタイプを作成した。

本事業は、化学物質を利用する上でヒト健康への影響を最小限に抑える目的で行う種々の行政施策の科学的基盤として、国民生活の安全確保に大いに寄与する不可欠な事業であり、今後も引き続き実施する。

○ 生態毒性予測システム

環境省では、独立行政法人国立環境研究所とともに「生態毒性予測システム」（通称：K A T E）の研究・開発を実施している。K A T Eは、化学物質の構造式等を入力することにより、魚類急性毒性試験の半数致死濃度及びミジンコ遊泳阻害試験の半数影響濃度の予測が可能なシステムである。また、化学物質管理に携わる事業者が、生態への毒性影響が明らかではない化学物質について予測を行うことで、その情報を基に当該物質の適切な取扱いや管理方策を検討する際の参考として活用可能である。

- ・ 平成20年1月に試用版（K A T E Ver1.0）を公開し、さらに、平成23年3月に「K A T E 2011」を公開した。
- ・ 3省合同審議会における新規化学物質の審査の参考資料としてK A T E等の結果を配付した。

【化学物質審査規制法の枠組における、ライフサイクルの全段階を考慮したスクリーニング・リスク評価手法】（厚生労働省、経済産業省、環境省）

化学物質のライフサイクル全体でのリスク管理を行うため、化学物質の製造、調合、使用段階だけでなく、化学物質を含む製品の長期使用段階や廃棄段階まで含めたライフサイクル全体を考慮したスクリーニング評価、リスク評価を行う必要がある。このため、ライフサイクル全体を考慮した評価を可能とする手法の開発について調査検討を行っている。

【農薬に係るリスク評価等の推進、評価手法高度化等の検討】（環境省）

農薬については、水産動植物以外の生物や個体群、生態系全体を対象とした新た

なリスク評価・管理手法等の開発を目指し、諸外国及び他法令における取組の情報収集しているほか、以下の3つの取組を推進している。

○ 鳥類の農薬リスク評価・管理手法マニュアルの作成

農薬による陸域生態系への影響について、リスク評価・管理の手法を確立するため、検討を行ってきた。その検討結果を踏まえて、平成25年、農薬メーカーが、農薬の開発段階から鳥類への農薬の影響に適切に配慮した自主的取組を行えるよう、「鳥類の農薬リスク評価・管理手法マニュアル」を作成した。

○ 生物多様性に配慮した農薬及びその使用方法の選択に関するツール開発

現在の農薬リスク評価では、魚類、藻類、甲殻類の3点で試験をしているが、例えばミジンコの試験種は我が国の在来種では無いなど、我が国の生態系保全の観点からは課題がある。そこで、地域固有の生物群集への農薬の影響を評価することができるメソコズム試験法の開発を推進し、平成25年度までにベースとなる試験法の案を作成し各地域において実証試験が実施できる段階まで進捗した。

本取組は、各地域固有の生物多様性により影響が少ない農薬の選択等を可能とするツールを開発し、それが活用されることを目指しており、試験法確立後は、その普及を推進する。

○ 統計学的手法を用いた水域生態系へのリスク評価手法確立

現在の農薬登録制度では、農薬の水域生態系への影響について、3種の毒性試験及び標準的な環境モデルによりリスク評価を実施しているが、生態系全体を考慮するには課題がある。また、標準的な環境モデルで考慮しきれない地域差なども取り入れた環境中予測濃度の精度向上も課題となっている。本取組は、農薬の生態系への影響について統計学的手法を用いた水域生態系全体への定量的なリスク評価手法の確立を目指すものである。

平成25年度までに、環境中予測濃度の地域的な変動性を推定するとともに、種の感受性分布の解析を行った。

また、5種の付着藻類の毒性試験を一度に実施可能な方法を開発した。

今後、本リスク評価手法の確立に向けて取組を推進するとともに、農薬のリスク評価にどう活用するか検討する。

<その他の取組>

【化学物質の安全管理に関する公開シンポジウムの開催】（内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省）

本シンポジウムは、新しい化学物質等のリスク評価・管理に関して、各府省・各機関で取り組んでいる研究開発課題の最新研究成果を情報共有し、かつ地方公共団体担当者、民間事業者、さらには一般市民へも情報提供・広報する目的で平成22年度より開催されている。

平成24年度は「政策におけるリスク評価の利用とさらなる活用に向けた課題」、平成25年度は「化学物質のリスク評価の最新動向と今後の課題」をテーマとし、

行政関係、公益法人、研究者、民間会社から参加者を得て、成果発表、講演、意見交換が行われた。

平成26年度、平成27年度も、本シンポジウムを継続して開催する予定である。

c) 予防的取組方法を踏まえた未解明の問題への対応

現状

国民の安全・安心の確保のためには、予防的な視点から、未解明の問題に対応していくことが必要である。このため、化学物質の内分泌かく乱作用の評価手法の確立や、ナノ材料（ナノマテリアル）に係る各種ガイドラインの策定と評価手法の確立のための取組、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）などを進めている。

また、化学物質に対する国民の不安に対処するため、未解明の問題への対応状況等に関する情報を含め、化学物質の環境リスクに関する情報を分かりやすく提供し、リスクコミュニケーションの一層の推進を図っている。

化学物質の内分泌かく乱作用については、科学的なリスク評価を最終的な目標としたプログラムとして、平成10年（1998年）よりSPEED'98、平成17年（2005年）よりEXTEND2005、平成22年（2010年）よりEXTEND2010をそれぞれ実施中している。内分泌かく乱作用の可能性が指摘されている候補物質におけるリスク評価に向けた検討状況を図表III-7-6に示す。信頼性評価を実施した物質数は、平成25年時点で計79物質であり、その内35物質について第1段階試験管内試験を、6物質について第1段階生物試験をそれぞれ実施している。これまで、本事業では開発したいいくつかの試験法（OECD TG229魚類短期繁殖試験におけるメダカの試験法、OECD TG230魚類21日間スクリーニング試験など）がOECDテストガイドラインに採用されるといった成果を上げている。その試験法を元に、これまで6物質について内分泌系に対する影響の有無を確認するための第1段階生物試験を実施しており、リスク評価に向けた知見が収集されつつある。一方で、第2段階生物試験等については、未だに試験法が確立していないものがあることから、毒性について最終的な評価が完了した物質は存在していない。

図表III-7-6. 内分泌かく乱物質に関する信頼性評価等が実施された物質数の推移

区分		ExTEND2005		ExTEND2010				合計
年度		2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)	2011(H23)	2012(H24)	2013(H25)	
信頼性評価 (注1)	選定	12	15	13	23	22	22	107
	実施	10	17	13	8	23	8	79
	試験対象となり得る物質	7	11	7	5	13	8	51
	試験対象としない物質	3	6	6	3	10	0	28
第1段階 (注2)	選定	—	—	6	11	13	5	35
試験管内試験(注3)	実施	—	—	6	11	12	6	35
第1段階 生物試験 (注4)	選定	—	—	—	10	4	—	14
第1段階評価	実施	—	—	—	—	—	—	—
第2段階 (注5) 生物試験	実施	—	—	—	—	—	—	—
有害性評価	実施	—	—	—	—	—	—	—

注1 環境中から検出された化学物質について文献調査で得られた知見の信頼性を評価し、何を試験対象とするかを検討する。

注2 内分泌系に対する作用の有無を確認する段階。

注3 試験管内で内分泌系に対して反応しうるかどうかを確認する試験。

注4 実際の生物として内分泌系に対して影響があるかどうかを確認する試験。

注5 有害性の有無を確認する段階。

出典) 「平成25年度 第2回 ExTEND2010 作用・影響評価検討部会 資料2-1 生態影響評価のための第1段階試験に係るこれまでの検討状況と平成25年度の予定について」(環境省、2014.3.4.)一部修正

取組状況

＜疫学研究の実施＞

【子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）】（環境省）

近年、子どもたちの間で、ぜん息などのアレルギー疾患、先天異常、小児肥満、自閉症や学習困難などの心身の異常が年々増加していることが報告されている。

その原因として、環境中の化学物質などの影響が指摘されており、国際的な懸念を伴っている。本調査は、10万組の親子を対象とし、生まれてくる子どもたちの健康を13歳に達するまで追跡する大規模疫学調査であり、子どもの発育に影響を与える化学物質や生活環境を明らかにすることで、次世代育成に係る健全な環境の実現を目的とする。

本調査は、平成19年（2007年）10月から「小児環境保健疫学調査に関する検討会」において検討を行い、平成20年（2008年）からパイロット調査として、実際に参加者の登録をし、血液などの生体試料の採取や分析を開始した。平成22年（2010年）度から本調査を開始し、3年間（平成23年1月24日から平成26年3月31日）をリクルート期間とし、平成26年3月20日に参加者登録数の目標である10万人を達成した。

今後は、追跡調査を本格化するとともに、全国調査10万人の中から抽出された5千人程度を対象とし、面談調査や環境測定を実施する詳細調査を実施することとしている。本調査を通して、子どもの発育に影響を与える化学物質や生活環境を明らかにし、子ども特有のばく露や子どもの脆弱性を考慮した環境リスク評価を行い、その結果を環境リスク管理に適正に反映させることで、次世代育成に係る健全な環境を実現していく。

<評価技術・手法の検討>

【内分泌かく乱作用のリスク評価手法の検討】（経済産業省、環境省）

○ ヒトへの健康影響の評価手法の確立

化学物質のヒト健康への内分泌かく乱作用については、国内外の内分泌かく乱物質に関する試験法について調査すると共に、評価手法の開発を行っている。化学物質の新規安全性評価手法の一つであるホルモン活性の懸念される化学物質を効率的にスクリーニングする方法（女性ホルモン（E R）あるいは男性ホルモン（A R）受容体を標的とする結合試験及びレポーター遺伝子アッセイ手法）のO E C Dテストガイドライン化に必要な対応を実施する。

- ・ 平成24年度は、開発した試験法を複数機関で検証するための準備として、他機関への技術支援を行った。
- ・ 平成25年度は、O E C D専門家会議の指摘に対応するための追加試験を実施した。

今後は、O E C Dテストガイドライン化を目指し、検証報告書の作成とO E C D専門家会議への対応等、必要な対応を行っていく。また、今後も、必要な評価手法の開発を行っていく。

○ 生態影響の評価手法の確立

化学物質が環境へ及ぼす内分泌かく乱作用の影響については、平成10年（1998年）より評価の検討が開始された。現在は、平成22年（2010年）に作られたE x T E N D 2010の下で、化学物質の内分泌かく乱作用が生物に及ぼす影響を評価する枠組みを構築した上で、有害性評価を行うことを目的として、これに必要となる試験法の開発、整備を進めるとともに、環境中で検出された物質について、順次知見を集め、必要に応じて試験を実施している。

- ・ 平成24年度は、試験管内試験や生物試験の対象となった43の物質のうち、試験が行われていない12物質を対象に評価作業を進めた。
- ・ 平成25年度は、試験管内試験や生物試験の対象となった51の物質のうち、試験が行われていない6物質を対象に評価作業を進めた。

上記成果を含みE x T E N D 2010では、目標としている100物質のうち、これまで85物質を信頼性評価の対象として選定し、71物質について信頼性評価、29物質について試験管内試験、6物質について生物実験を実施してきた。また、3つの作用について試験法を確立した。今後は、リスク評価を進めるために不可欠な魚類、無脊椎動物等に対する長期試験法の開発を進める。

【化学物質複合影響評価等調査費】（環境省）

化学物質のリスク評価は、これまで個々の物質ごとに行われてきたが、実際の環境中では複数の化学物質の同時ばく露による影響（複合影響）について考慮する必要があることから、諸外国では一部、評価手法に係る検討が始まられている。これらを踏まえた化学物質の複合影響に関する知見の収集及び対応策の検討を行うことを目的とする。

○ 平成24年度は、複合影響に関する概念整理を行うとともに、WHO／国際

化学物質安全性計画（I P C S）が提案するフレームワークの生態リスク評価への適用を検討した。アルキルフェノール類2物質を対象として、魚類に対する同時ばく露試験を行った。

- 平成25年度は、化学物質の環境中の検出状況を考慮して、WHO／I P C Sフレームワークの生態リスク評価への適用可能性の検討を行うとともに、藻類に対する同時ばく露試験を行った。欧米における検討動向に関する情報を収集しつつ、複合影響評価ガイドライン（試案）に盛り込むべき項目を検討した。

化学物質の複合影響については、欧米で関心が高まり、規制の枠組みにもとり入れられつつあるが、評価手法には未確立の部分が多い。今後は、複合影響評価に関する基本的な考え方を整理するため、枠組みの構築及びガイドラインの作成を進めるとともに、複合影響評価を具体的に進めるため、検討対象物質群ごとに作用メカニズム等の詳細な検討を実施する。

【ナノ材料のリスク評価手法の検討】（厚生労働省、経済産業省、環境省）

- ナノ材料の有害性調査等

ナノ材料については、様々な製品への利用が拡大しているものの、人の健康への影響を評価するための必要十分なデータが得られる状況には至っていない。また、国際的にも、ナノ材料の安全性評価が課題と認識されており、O E C Dにおいて代表的ナノ材料の有害性情報等を収集するプログラムが国際協力の下進められていること等から、国際貢献を念頭に置きつつ、以下の取組を実施している。

- ・ 産業現場で使用されるナノ材料の有害性調査のため、平成 26 年度までの予定で吸入による長期がん原性試験を実施している。
- ・ 産業利用を目的として意図的に生成、製造されるナノ材料及びナノマテリアル利用製品について、有害性評価手法を開発し、ナノ材料の有害性情報等の集積に資する研究を平成 16 年度から実施している。

今後は、長期がん原性試験の結果に応じて、労働現場における健康障害防止対策を検討していくとともに、有害性評価手法の開発については、ナノ材料の安全性の観点からの社会的な受容に根ざした開発を推進するために、毒性発現のメカニズムの解明と並行した安全性試験手法の開発を引き続き推進する。

- ナノ材料のリスク評価手法の確立と評価

ナノ材料は、同一の物質であっても粒子の大きさや形状が異なる多種多様な材料が存在しており、それらの材料毎に有害性が異なると見られていることから、ナノ材料の安全性評価手法体系の開発を実施している。具体的には、ナノ材料有害性の同等性に関する判断基準の確立、初期有害性情報を得るための低コスト・簡便な気管内投与試験法の確立を目指す。

- ・ 平成 24 年度は、既存情報の豊富なナノ材料で同等性判断基準、初期有害性評価技術に関する試験を実施した。
- ・ 平成 25 年度は、効率的な安全性評価手法の暫定案を取りまとめた。

平成 26 年度は、平成 25 年度までの成果をもとに、物理化学性状が異なるナノ材料について試験を実施する予定である。

○ ナノ材料の環境影響未然防止方策検討事業

ナノ材料は急速な技術開発により、環境中への排出量が増加すると見込まれており、諸外国でも健康や環境に対する悪影響に強い関心をもって検討が行われている。そういった状況を踏まえて、環境中へのナノ材料の排出によるリスク評価を行うことを目的としている。

- ・ 平成 24 年度は、ナノ材料へのばく露経路を特定し、一般大気環境中の挙動の測定手法の確立に向けた実証実験実施計画を策定した。また、ナノ材料の水生環境有害性に関する文献調査・収集を実施した。
- ・ 平成 25 年度は、ナノ材料の一般大気環境中の挙動の測定手法確立のため実証試験を実施し、測定手法の検証を行った。また、ナノ材料の水生環境有害性に関する文献の調査・収集、及び信頼性評価を実施した。

本調査の実施を通じて、環境行政として注目すべき、ナノ材料の環境中挙動及び生態毒性に関する知見が整理され、環境行政としての対応の必要性に関する判断材料が得られることが期待される。今後は、水中の存在形態や毒性を把握するための試験法は、O E C Dにおいて検討が開始されたことから、その成果の活用を図るとともに、環境中への排出を抑制方策も含め、引き続き環境中ナノ材料による環境影響等について検討する。

【環境中の微量な化学物質による影響の評価】（環境省）

環境中の微量な化学物質による健康影響については、多様な症状の誘発や増悪を訴える患者があるものの、その病態や発症メカニズムについては不明な点が多いことから、それらの解明を行うことを目的とする。

- 平成24年度は、病態生理学、心身医学的解析や遺伝子解析のための診療データの収集、整理を実施した。
- 平成25年度は、健康影響評価のための診療データの収集、整理及び客観的診断方法の検討を実施した。

微量な化学物質の影響については、病態生理学、心身医学など様々な観点から検討が行われており、一部については化学物質との関係性が疑われる結果がでできている。

重点検討項目②：ライフサイクル全体のリスクの削減

化学物質による環境を通じた人の健康や生態系に悪影響を及ぼす可能性（環境リスク）をトータルで削減していくためには、化学物質の製造・輸入・加工、化学物質又は化学物質を使用した製品の使用、リサイクル、廃棄に至るライフサイクルの各段階において、様々な対策手法を組み合わせた包括的なアプローチを戦略的に推進することが重要となる。

このような観点から、以下の a) から d) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 化学物質の製造・輸入・使用段階での規制の適切な実施や、事業者の取組の促進
- b) 化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施
- c) 過去に製造された有害化学物質や汚染土壌・底質等の負の遺産への対応
- d) 事故等への対応

（1）環境基本計画における施策の基本的方向

ライフサイクル全体のリスクの削減のため、製造・輸入・使用・環境への排出・リサイクル・廃棄のあらゆる段階において、規制等適切な手法を組み合わせて対応していくことで、リスクの低減措置を一層推進し、化学物質のライフサイクル全体のリスクを削減していく必要がある。

（2）現状と取組状況

国は、人材育成や各種支援策を通じて、国民、N G O ・ N P O 、事業者及び地方公共団体の取組の基盤を整備するとともに、環境リスク低減のための制度の構築・運用に取り組む必要がある。具体的には、化学物質の製造・輸入・使用から排出、廃棄にいたるライフサイクル全般を通じて各種法令による規制や事業者による管理を促進し、過去に製造された有害化学物質や汚染土壌への対策、事故時の対応を進める必要がある。

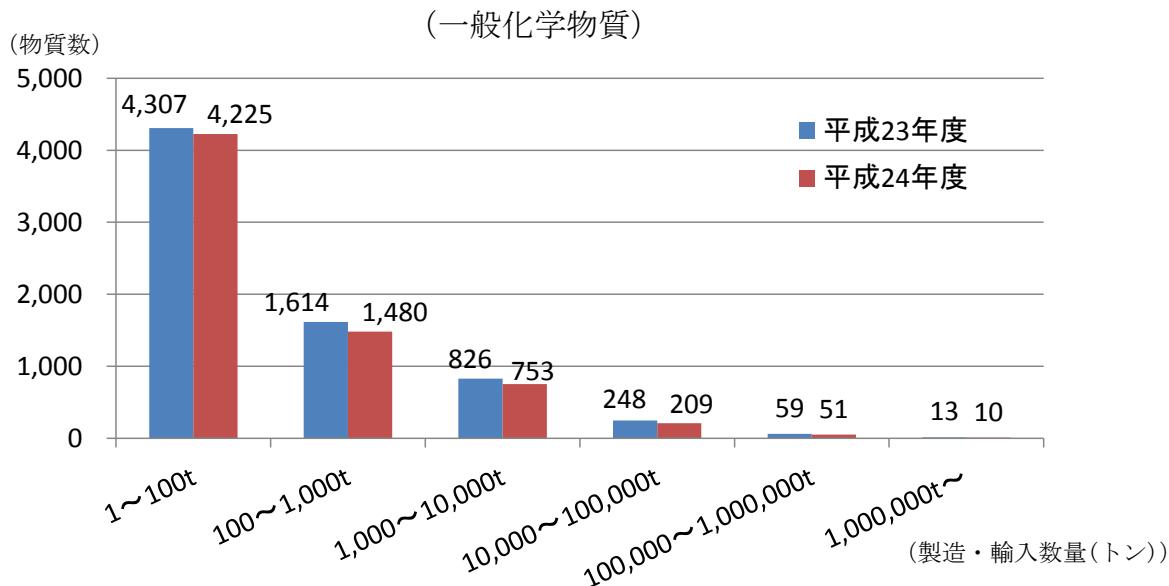
- a) 化学物質の製造・輸入・使用段階での規制の適切な実施や、事業者の取組の促進*

現状

一般用途（工業用）の化学物質及び農薬の製造・輸入・使用については、それぞれ化学物質審査規制法及び農薬取締法により規制措置を講じてきている。前述のとおり、平成21年には化学物質審査規制法が一部改正され、既存化学物質も含めた包括的管理制度が平成23年度より導入された。

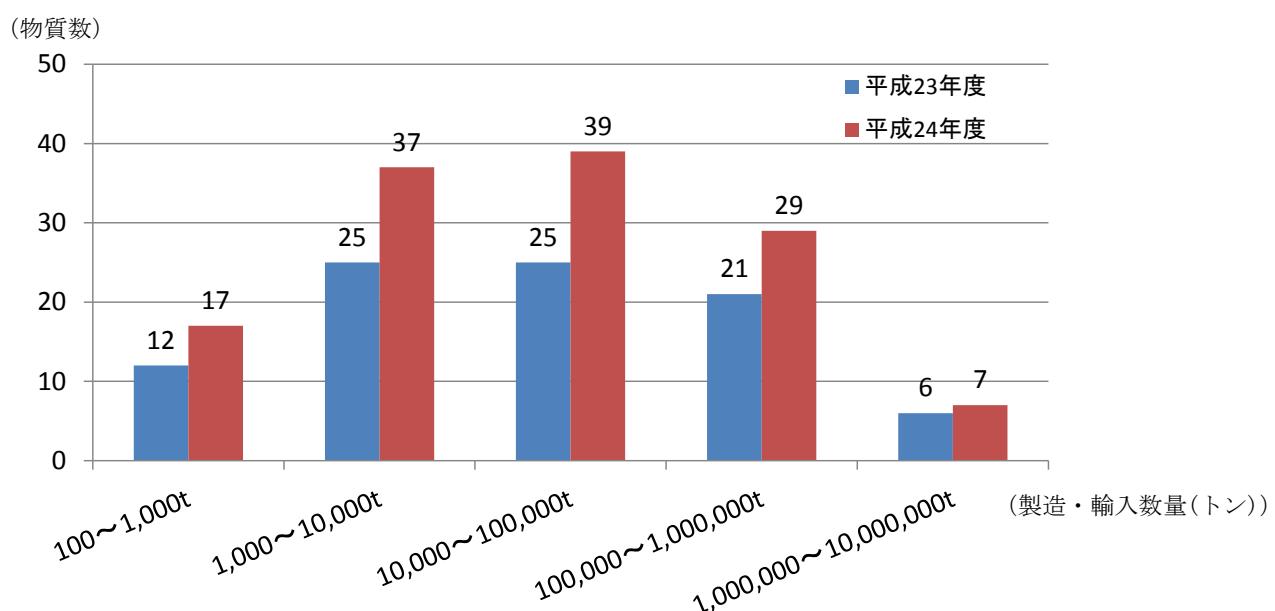
化学物質審査規制法における一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質について届出られた製造・輸入の実績数量分布を図表III-7-7に示す。また、農薬取締法における農薬の出荷量の推移を図表III-7-8に示す。

図表III-7-7. 化学物質審査規制法における一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質について届出られた製造・輸入の実績数量分布

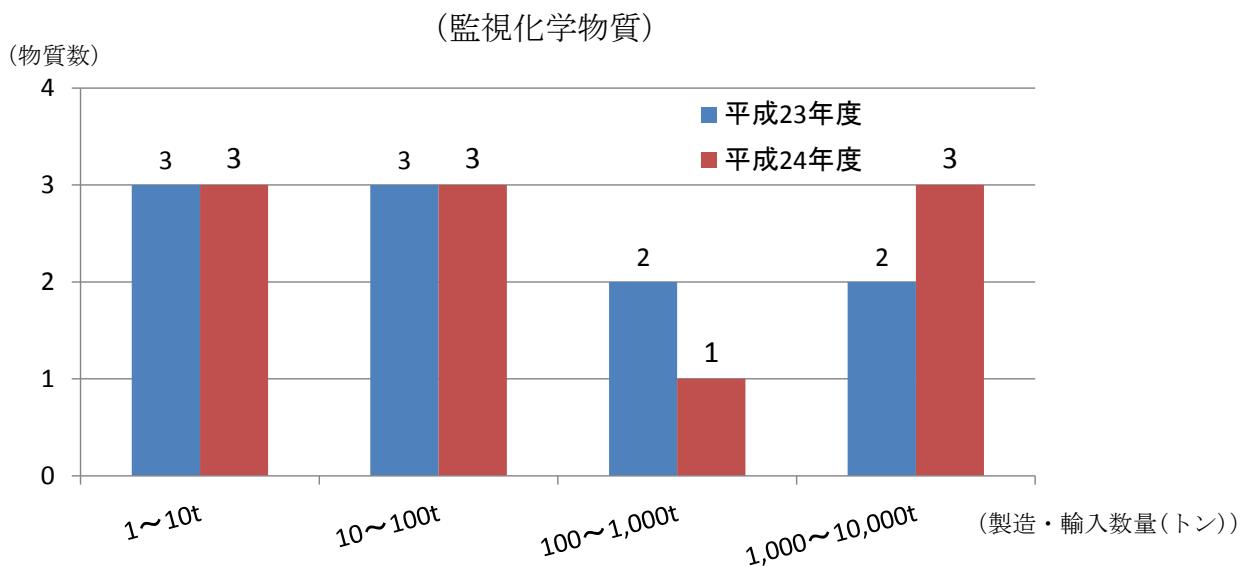


注 年間1トン以上製造・輸入した事業者に対し、その数量の届出義務が課されている。図表は、合計数量を横軸に示し、各分布に該当する物質数を縦軸に示したもの。

(優先評価化学物質)



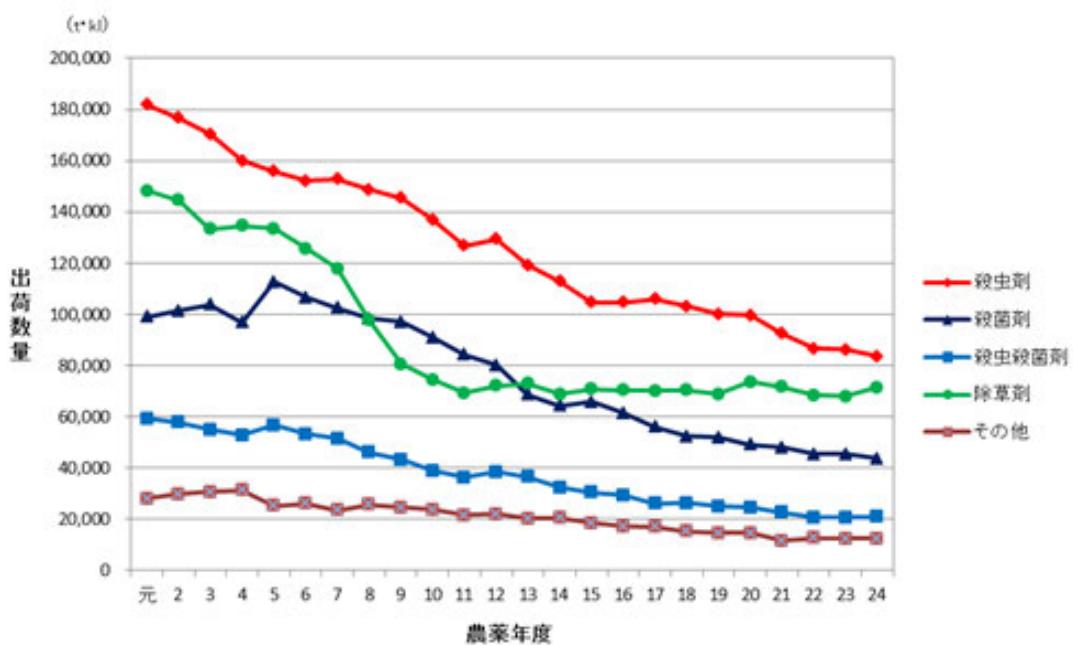
注 年間1トン以上製造・輸入した事業者に対し、その数量の届出義務が課されており、毎年度、製造・輸入数量の合計値が100トン以上の優先評価化学物質については、当該合計数量を公表することとしている。図表は、合計数量を横軸に示し、各分布に該当する物質数を縦軸に示したもの。



注 年間1キログラム以上製造・輸入した事業者に対し、その数量の届出義務が課されており、毎年度、製造・輸入数量の合計値が1トン以上の監視化学物質については、当該合計数量を公表することとしている。図表は、合計数量を横軸に示し、各分布に該当する物質数を縦軸に示したもの。

出典) 経済産業省の公表資料より環境省作成

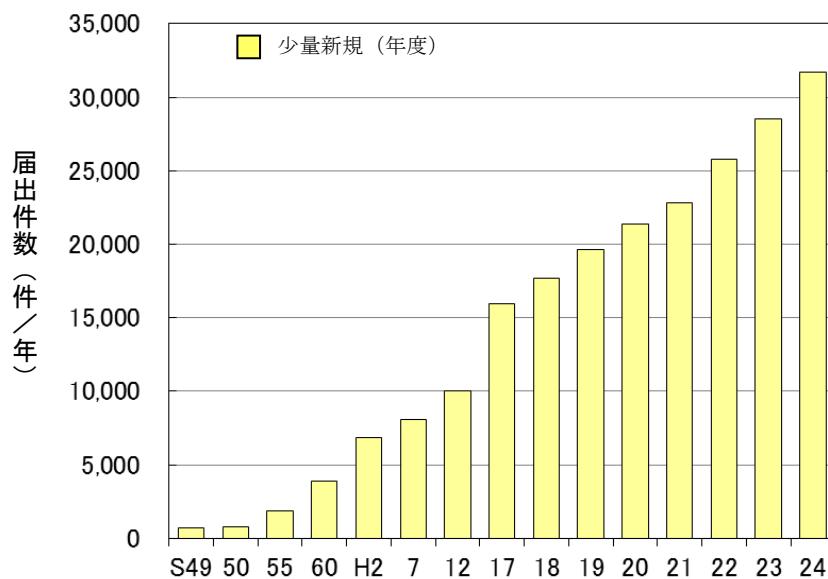
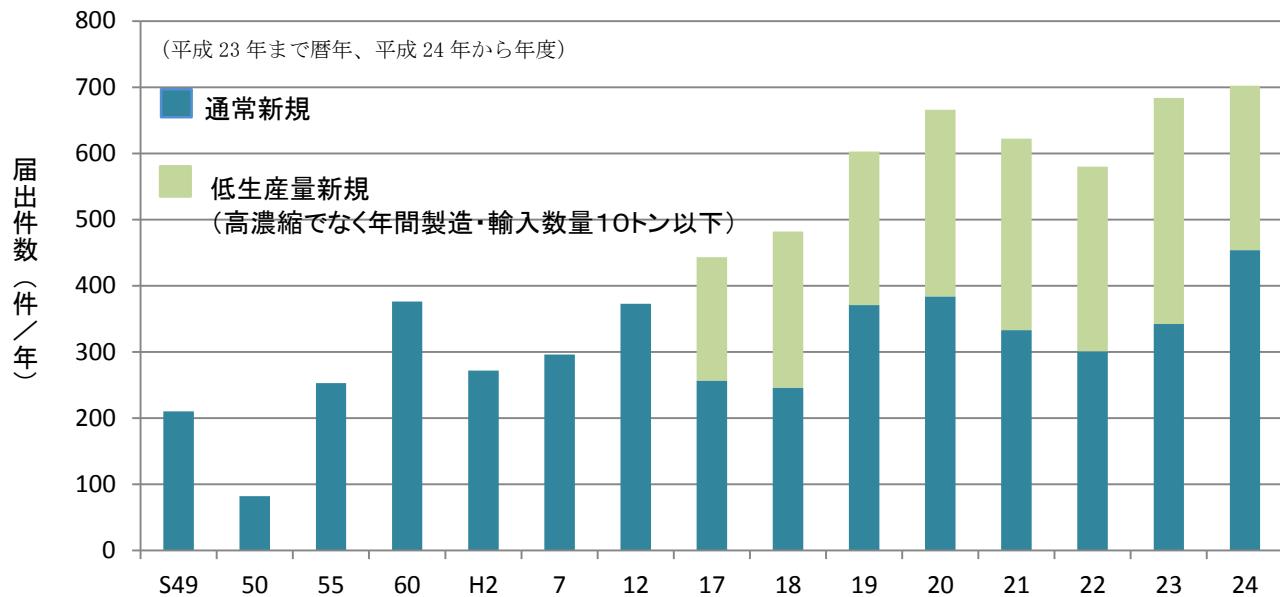
図表III－7－8. 農薬の出荷量の推移（平成元～24年農薬年度）



出典：農林水産省ウェブサイト (http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_info/)

化学物質審査規制法における新規化学物質の届出件数は図表III－7－9のとおりである。約40年間の推移をみると、長期的には増加傾向で推移している。

図表III－7－9. 新規化学物質届出件数の推移



注1 低生産量新規化学物質：全国の製造輸入数量が一年度あたり10トン以下の新規化学物質であり、分解度試験及び濃縮度試験の審査を受ける必要がある。

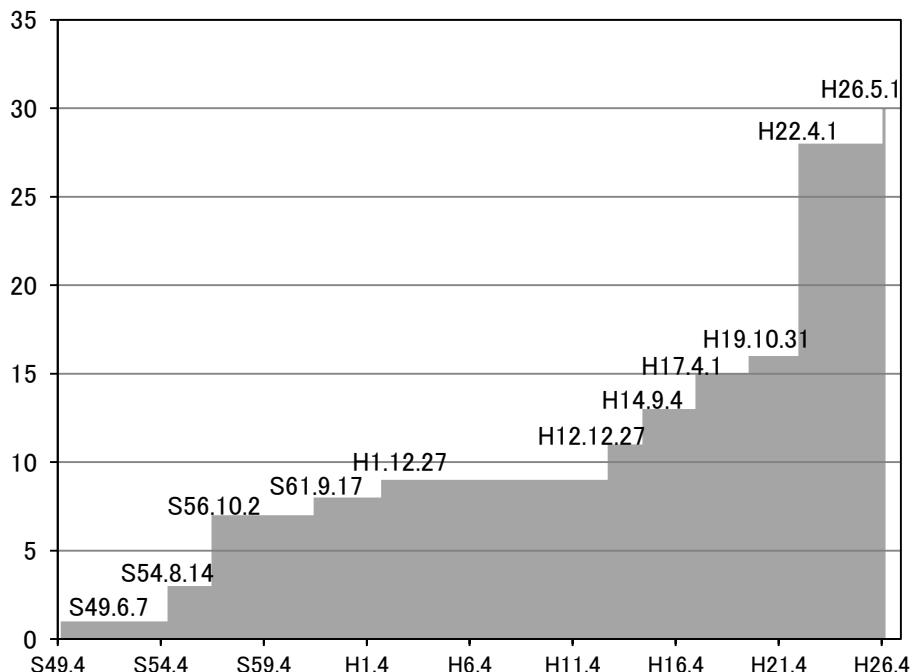
注2 少量新規化学物質：全国の製造輸入数量が一年度当たり1トン以下の新規化学物質。届出に当たり、有害性情報等の提出を不要としている。

出典）（通常新規・低生産量新規）経済産業省ウェブサイト
(http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/sekou.html)
(少量新規) 環境統計集 (<http://www.env.go.jp/doc/toukei/index.html>)

化学物質審査規制法に基づく第一種特定化学物質の指定状況を図表III－7－10に示す。難分解性、高蓄積性及び長期毒性が判明した物質については、第一種特定化学物質に指定され、製造、輸入、使用が原則禁止されることとなる。化学物質審査規制法施行直後にP C Bが指定されて以降、逐次物質が追加指定され、合計30物質となつ

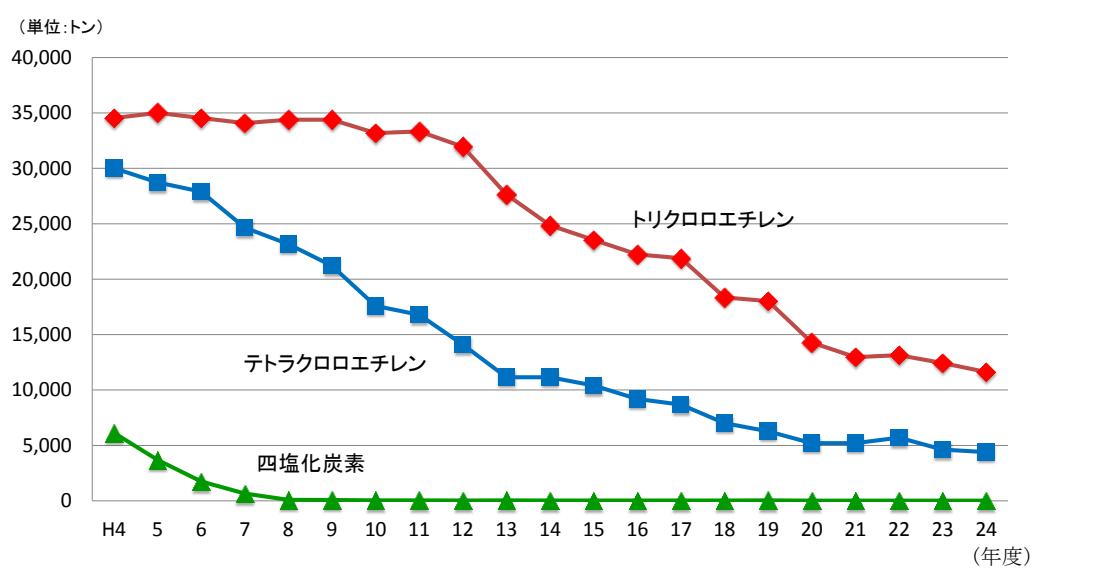
ている。長期毒性をもち相当広範な地域の環境中に相当程度残留することによるリスクが認められる物質については、第二種特定化学物質に指定されるが、第二種特定化学物質の中で現在試験研究用以外で製造・輸入されている主な物質であるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び、四塩化炭素の出荷数量（輸出及び中間物向け以外）を図表III-7-11に示す。3物質全てについて、出荷数量は減少傾向にある。

図表III-7-10. 第一種特定化学物質の指定物質数の推移



出典) 環境省

図表III-7-11. 第2種特定化学物質の出荷数量（輸出及び中間物向け以外）の推移



出典) 経済産業省ウェブサイト

(http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/sekou.html)

取組状況

<規制の実施に関する取組>

【化学物質審査規制法における規制の実施】（厚生労働省、経済産業省、環境省）

化学物質審査規制法では、人の健康及び生態系に影響を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とし、新規化学物質に関する審査及び規制、上市後の化学物質に関する継続的な管理措置、化学物質の性状等に応じた規制等を行う。ヘキサブロモシクロドデカン及びエンドスルファンについては、平成 26 年 3 月に化学物質審査規制法施行令を改正し、平成 26 年 5 月 1 日付けて第一種特定化学物質に指定し、製造・輸入等を原則禁止とした。同法の施行状況は以下のとおり。

- 新規化学物質の届出・申出件数
 - ・ 平成 24 年度の新規化学物質の届出件数は 702 件
 - ・ 平成 24 年度の少量新規化学物質の申出件数は 31,672 件
- 規制対象物質等の指定状況（平成 26 年 10 月 1 日現在）
 - ・ 第一種特定化学物質：30（P C B 等）
 - ・ 第二種特定化学物質：23（トリクロロエチレン等）
 - ・ 監視化学物質：37（酸化水銀（II）等）
 - ・ 優先評価化学物質：164（フェノール、ベンゼン等）

今後は、引き続き、化学物質審査規制法に基づき適切な化学物質規制を実施する。

【農薬取締法における規制等の実施】（農林水産省、環境省）

- 登録保留基準の設定
(P 138 の再掲のため、内容は省略)
- モニタリングの実施
(P 139 の再掲のため、内容は省略)
- 農薬の使用基準の設定と適正使用指導の推進

農薬は、定められた使用方法で使用した場合に、病害虫防除等の効果がなければならないことはもちろんあるが、人の健康や環境、有用生物への悪影響が生じないかについても審査した上で登録している。また、人の健康や環境への悪影響を防止するためには、農薬の使用に当たって、定められた使用方法等を遵守する必要があることから、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成 15 年農林水産省・環境省令）を定め、適用農作物等の範囲、農薬の使用量、回数、使用時期等の使用基準の遵守等を義務づけるとともに、農薬危害防止運動等を通じて、農薬の適正使用の指導を推進している。具体的には、以下の取組を実施している。

- ・ 農薬登録に際し、毒性、水質汚濁性、水産動植物への影響、残留性等について厳格に審査するとともに、農薬ごとに使用方法等を定め、その遵守の徹底を図っている。

- 農薬の安全かつ適正な使用、使用中の事故防止、環境に配慮した農薬の使用等を推進するため、平成 24～25 年の 6 月から 8 月までの 3 か月間、農薬危害防止運動を実施した（平成 26 年度も実施）。
- 公園等の公共施設の植物、街路樹や住宅地に近接する農地及び森林等（住宅地等）において農薬を使用する際、農薬の飛散を原因とする住民等の健康被害が生じないよう、住宅地等における農薬使用時の農薬使用者の遵守すべき事項を示した「住宅地等における農薬使用について」（農林水産省及び環境省の局長連名通知）を平成 25 年 4 月に改正した。物理的防除等による農薬使用回数及び量の削減や農薬の飛散の防止、幅広い事前周知の実施等により周辺住民に対して配慮するなど、同通知に基づく指導を徹底している。
- 環境省は、平成 25 年度に「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」を改訂し、農薬の使用に伴う周辺への悪影響が生じないよう周知している。
- 農林水産省は、平成 24～25 年度の消費・安全対策交付金により、農薬使用者等への農薬の適正使用・管理の徹底に向けた取組、農薬の飛散・農産物等への残留調査及び飛散防止技術等の効果を確認する取組を支援した（平成 26 年度も支援を実施）。
- 環境省は、ゴルフ場において農薬が適正に使用され、水質汚濁を未然に防止するため、暫定指導指針を定め、排水中の農薬濃度が指針値を超過しないよう指導している。さらに、実際に排水中の農薬濃度が指針値を超えていないか調査を実施した。平成 24 年度、平成 25 年度共に全国 24 か所において実施し、指針値の超過は見られなかった。

今後は、引き続き農薬登録に際し厳格な審査を行いつつ、農薬危害防止運動等を通じて、農薬の使用基準の遵守等、農薬の適正使用の指導を推進するほか、現行の使用規制が適切なものとなっているか知見の集積・検証に努める。

【代替フロン等 4 ガスの総合的排出抑制対策】（経済産業省、環境省）

（P71 の再掲のため、内容は省略）

※ ライフサイクル全体のリスクの低減に関する施策のうち本計画に含まれないものとして、以下の取組が挙げられる。

○ 食品中の汚染物質対策

食品中の汚染物質については、厚生労働省薬事・食品衛生審議会において、規格基準の設定に係る基本的な考え方方が示されている。具体的には、国際規格が定められている食品については、我が国でも規格基準の設定を検討し、国際規格を採用すること、また、我が国の食料生産の実態等から国際規格を採用することが困難な場合は、関係者に対し汚染物質の低減対策に係る技術開発の推進等について要請を行うとともに、必要に応じて関係者と連携し、「合理的に達成可能な範囲でできる限り低く設定する」という A L A R A (As low as reasonably achievable) の原則に基づく適切な基準値又はガイドライン値等の設定を行うこと等としている。

この考え方に基づき、厚生労働省では、米中のカドミウムに係る規格基準の見直しや、農林水産省及び環境省

に対する農産物中のカドミウム低減対策の推進の要請、食品中のアフラトキシンに係る規制の見直し、妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項の周知等の措置を講じている。

○ 食品安全性の向上に向けた取組

農林水産省は、消費者が求める「品質」と「安全」といったニーズに適った食品の生産体制への転換を図るために、「後始末より未然防止」の考え方に基づき、科学的根拠に基づいてリスク管理を行っている。

食品安全性の向上に向けたリスク管理のため、食品安全に関する情報を収集・分析し、優先的にリスク管理の対象とする有害化学物質・有害微生物を決定した上で、農畜水産物・食品中の含有実態調査を行い、必要に応じて低減対策を検討することとしている。

○ 水道水の水質管理の取組

厚生労働省では、安全で良質な水道水の確保を図るために、水質管理を徹底し、最新の科学的知見を踏まえて逐次水質基準の見直しを行っている。また、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水質基準に加えて水道水質管理上留意すべき項目として水質管理目標設定項目を定め、水質基準に準じた検査を行い、検出状況を把握している。

○ 農薬の有用生物への危害防止の取組み

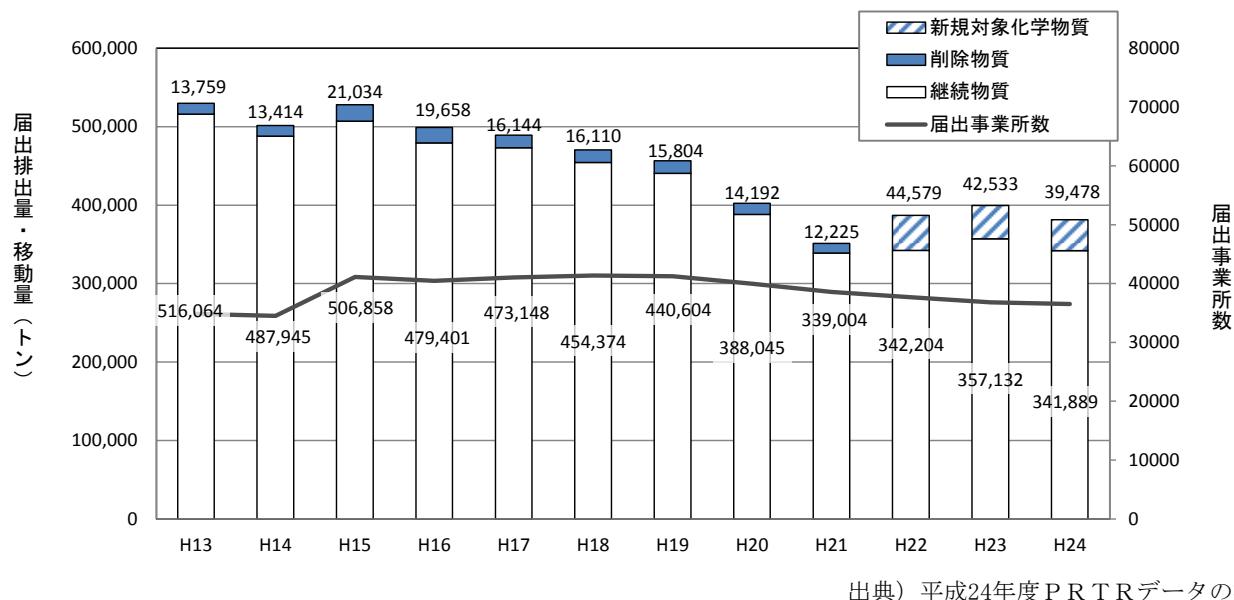
農薬登録審査の際に行われる「水産動植物以外の有用生物への影響に関する試験」として、有用生物である蜜蜂や蚕等に対する影響試験が要求されている。この結果に基づき、「蚕に対して長期間毒性があるので桑園に飛散しないよう注意すること」、「蜜蜂の巣箱及びその周辺にかかるないよう注意すること」、「養蜂が行われている地区では、都道府県の畜産部局と連絡し、蜜蜂の危害防止に努めること」などの使用上の注意事項が付されている。

b) 化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施

現状

化学物質の環境への排出については、P R T R制度により、事業者による自主的管理の改善が促進され、届出対象化学物質の排出量は全体として低減傾向にある。P R T R制度については平成20年に対象物質・対象業種等の見直しを行い、平成22年度から新たな対象物質・対象業種による排出量等の把握が開始された。図表III-7-12にP R T R届出排出量・移動量及び届出事業所数の推移を示す。現行の届出要件（取扱量）による届出が開始された初年度（平成15年度）と比較すると、総排出量・移動量は14万7千トン減少、平成20年度の対象物質の見直し前後で、継続して指定されている第一種指定化学物質（継続物質）の排出量・移動量は16万5千トン減少しており、経年的には減少傾向にある。

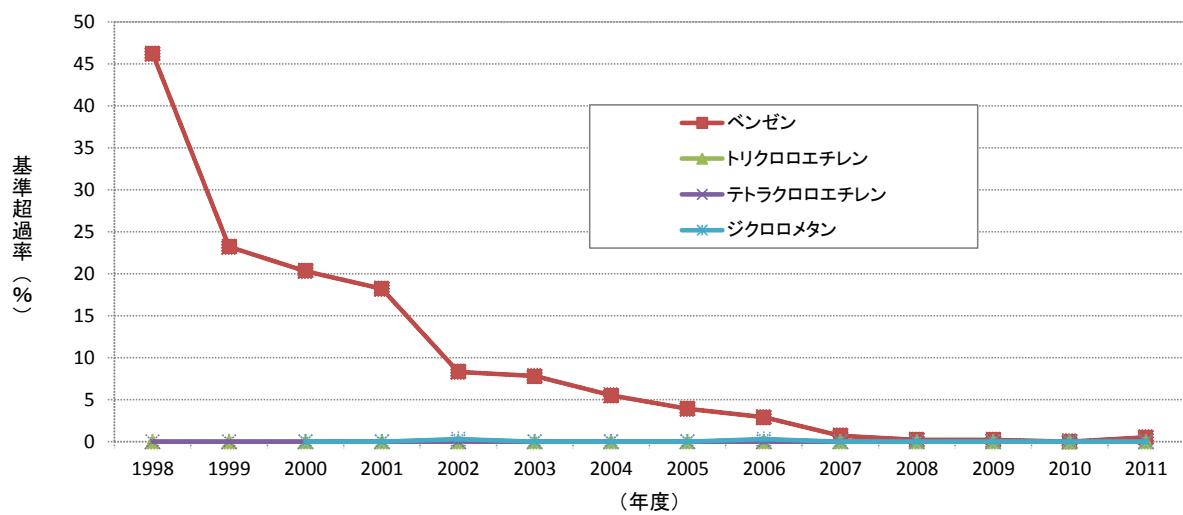
図表III－7－12. P R T R届出排出量・移動量及び届出事業所数の推移



出典) 平成24年度P R T Rデータの概要

一般環境中の汚染物質の濃度については、ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準及び水質環境基準等を設定し、観測を実施している。ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準の超過状況は図表III－7－13に示す。平成8年（1996年）の大気汚染防止法の改正により、ベンゼン等の排出抑制基準を設定する等の有害大気汚染物質対策を制度化したことで、超過率が年々減少し、平成20年度（2008年度）以降の超過率はほぼ0%で推移している。

図表III－7－13. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準の超過状況の推移

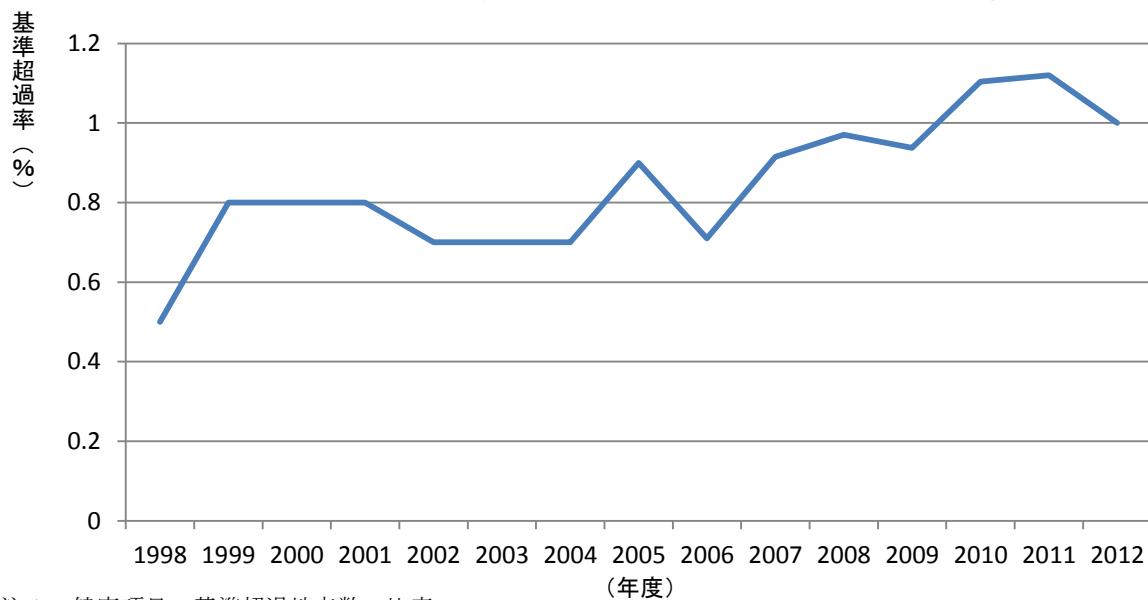


注 環境基準超過地点数の比率。

出典) 環境省

また、水質汚濁に関する健康項目の環境基準超過状況の推移を、図表III-7-14に示す。基準超過率は、ほぼ横ばいで推移している。

図表III-7-14. 公用用水域における健康項目の環境基準超過状況の推移



注1 健康項目の基準超過地点数の比率。

注2 平成11年度（1999年度）より新規に硝酸性窒素・亜硝酸性窒素・ふつ素並びにほう素の測定が開始された。

注3 平成21年（2009年度）に1,4-ジオキサン（1項目）が追加され、平成22年（2010年度）より測定が開始された。

出典) 環境省

取組状況

<排出・廃棄・リサイクルにおける対策>

【化学物質排出把握管理促進法における排出量及び移動量の把握・公表】（経済産業省、環境省）

（P142の再掲のため、内容は省略）

【大気汚染防止法に基づく規制等】（環境省）

○ 大気汚染防止規制等対策

大気汚染物質に係る環境基準確保のための施策の推進を図るため、固定発生源から排出された大気汚染物質量の調査や都道府県等の大気汚染防止法施行状況調査を実施している。具体的には、以下の取組を行っている。

- ・ 大気汚染物質排出状況の把握を行うことを目的に、地方公共団体（独自調査を行う自治体を除く。）が保有する工場・事業場情報を基に調査票を配布し、当該調査結果及び独自調査を実施している自治体の調査結果と併せ、環境省ウェブサイトへ公表している（3年周期）。
- ・ また、大気汚染防止法の規制施設に係る届出状況や規制事務実施状況に関する施行状況について、各自治体に調査票を送付し、取りまとめた結果を環境省ウェブサイトへ公表している（毎年度）。

今後は、大気汚染物質の排出状況及び大気汚染防止法で規定する施設等の届出状況等について把握を行う。

○ 大気環境の常時監視

(P 142 の再掲のため、内容は省略)

【水質汚濁防止法に基づく規制等】 (環境省)

○ 水質汚濁防止法に基づく排出水の排出等の規制の推進

工場・事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制することによって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的とし、水質汚濁防止法に基づく規制を実施する。

汚水又は廃液を排出する特定施設等を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される排出水又は地下水に浸透する浸透水について、28 有害物質等の排水基準又は地下浸透基準を定め、これらに適合しない排出・浸透を禁止している。

特に、有害物質を使用又は貯蔵している施設については、地下水汚染の未然防止のため、構造基準の遵守や定期点検の実施を義務づけている。

今後は、排水基準等に不適合の事業者について、引き続き、基準等に適合させるように自治体による事業者指導を徹底する。

○ 水環境の常時監視

(P 143 の再掲のため、内容は省略)

○ 地下水質の常時監視

(P 144 の再掲のため、内容は省略)

【「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)に基づく対策】 (環境省)

ダイオキシン類の削減対策を進めるため、ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条に基づく汚染状況の調査、第 28 条等に基づく排出源からの発生状況の把握と排出インベントリの作成を実施する。これらにより、第 33 条に基づき作成されている国内削減計画の目標達成状況の把握や総合的な検証を行う。また、同法附則第 2 条において、「その発生過程等に関する調査研究を推進し、その結果に基づき、必要な措置を講ずる」とされている臭素系ダイオキシン類について、環境排出等の実態調査等を行う。

これまで、国内削減計画を作成し、対策を推進（第 1 次計画：平成 12 年 9 月作成、第 2 次計画：平成 17 年 6 月作成、第 3 次計画：平成 23 年 8 月作成）。第 2 次計画の目標年である平成 22 年のダイオキシン類の推計排出量（158～160g-TEQ/年）は、平成 15 年比で約 15% 削減の目標に対し、約 59% の削減となり、削減目標は達成（平成 9 年の排出量から約 98% 削減）。また、環境汚染状況は、大気環境基準の達成率が 5 年連続で 100% となるなど、近年、大きく改善。また、臭素系ダイオキシン類の発生が考えられる施設における排出実態調査を行っており、濃

度状況や環境動態の把握等を進めている。これらの調査結果等は平成 12 年度から環境省ホームページで公表している。

今後は、引き続き国内削減計画に基づき削減対策を推進するとともに、臭素系ダイオキシン類に関する知見の集積等を図る。

【「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）等に基づく有害物質を含む廃棄物の適正処理】（環境省）

環境中で有害性等が懸念される化学物質等の廃棄に伴うリスクを低減し、生活環境保全上の支障等の発生などの社会問題化の未然防止を図るため、有害性等が懸念される廃棄物の適正処理を推進する。具体的には、以下の取組を行っている。

- 平成 24 年度は、感染性廃棄物処理マニュアルについて、所要の改訂を行うとともに、水銀廃棄物の安定化・固型化技術等、水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する検討を行った。
- 平成 25 年度は、水銀廃棄物の安定化・固型化試験等を実施し、水銀廃棄物等の適正な処理方策の検討を行った。
- 平成 26 年度は、水俣条約を踏まえた水銀廃棄物対策等について検討を行っている。

当該事業は、国内外の動向、知見の集積等により、有害性が懸念される物質を含有する廃棄物の適正処理方策を調査・検討するものである。今後も、知見の集積を踏まえ、適正処理方策を確保すべき物質について、その特性を踏まえて体系的な整理を行いつつ、対応を検討する必要がある。

【バーゼル条約に基づく特定有害廃棄物等の輸出入管理】（経済産業省、環境省）

有害廃棄物等の不正輸出入の防止及び環境上適正な処理を推進するため、バーゼル条約に基づくバーゼル法を適切に施行するとともに、輸出入事業者等への法規制に関する周知徹底を図っている。

今後は、引き続きバーゼル条約に基づくバーゼル法の適切な施行や周知徹底を行う。

図表III－7－15. バーゼル法に基づく取組

取組	平成 24 年度	平成 25 年度
バーゼル法に基づく輸入承認件数	91 件	116 件
バーゼル法に基づく輸出承認件数	55 件	53 件
事前相談件数（環境省・経済産業省合計）	51,245 件	51,382 件
バーゼル法等説明会開催か所	全国 9 か所	全国 11 か所

**【家電リサイクル法及び自動車リサイクル法並びに廃棄物処理法の広域認定制度等による拡大生産者責任の徹底や製品製造段階からの環境配慮設計の更なる推進】
(経済産業省、環境省)**

「特定家庭用機器再商品化法」（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成 14 年法律第 87 号。以下「自動車リサイクル法」という。）において、製造業者等に対し、各法律の対象品目について再資源化等の義務付けを行い、また廃棄物処理法の広域認定制度により、再資源化等を容易にするような設計等を求めている。

○ 家電リサイクル法に関する取組

拡大生産者責任に基づく特定家庭用機器の製造業者等による引取り・再商品化の義務が、化学物質管理の観点も含めた製品製造段階からの環境配慮設計の推進に寄与している。例えば、分別作業の効率アップを目的として、プラスチック部品への難燃剤含有の表示等が推進されている。また、環境省では、特定家庭用機器が使用済みとなった後への影響を把握するため、平成 23 年度に、当該機器中の化学物質の含有量等について調査を行っており、今後も定期的に調査することとしている。

○ 自動車リサイクル法に関する取組

拡大生産者責任に基づく特定再資源化等物品（自動車破碎残さ及び指定回収物品並びにフロン類をいう。）の自動車製造業者等による引取り・再資源化の義務を通じて、化学物質管理の観点も含めた製品製造段階からの環境配慮設計の推進を求めている。

有害物質の削減については、自動車製造業者等による自主的な取組が進み、鉛の使用量を 1 台当たり平均 100g 前後まで削減する等の効果を上げている。ほか、車両構造の設計段階において解体時における部品の取外しを考慮するといった取組も行われている。

経済産業省及び環境省では、毎年度、自動車製造事業者等に対し、産業構造審議会と中央環境審議会の合同会議において化学物質の削減に関する自主取組の進捗状況を報告するよう求めている。また、環境省では自動車が使用済みとなった後への影響を把握するため、平成 22 年度、平成 24 年度に自動車破碎残さ中の化学物質の含有量等について調査を行っており、今後も定期的に調査することとしている。

また、環境省では、平成 24 年度に環境配慮設計に関する情報を含めた自動車製造業者等による環境に関する取組を整理し、公表した。

○ 廃棄物処理法

廃棄物処理法に基づく広域認定制度は、拡大生産者責任に則り、製造事業者等自身が自社の製品の再生又は処理の行程に関与することで、効率的な再生利用等を推進するとともに、再生又は処理しやすい製品設計への反映を進めることにつながり、拡大生産者責任の徹底や製品製造段階からの環境配慮設計の更なる推進に寄与している。同制度は、平成 15 年に創設された廃棄物処理法の特例制度であり、平成 22 年の法改正で、環境大臣への立入権限の付

与や変更手続規定の法律への格上げなどの一部規制の強化を図りつつ、申請に基づき厳正に審査し認定を付与している。広域的処理認定業者認定状況は以下のとおり（平成26年3月末現在）。

- ・一般廃棄物広域的処理認定実績 93件
- ・産業廃棄物広域的処理認定実績 238件

今後は、引き続き上記施策を実施するとともに、家電リサイクル法及び自動車リサイクル法並びに廃棄物処理法に基づく広域認定制度を適正に施行する。

c) 過去に製造された有害化学物質や汚染土壌・底質等の負の遺産への対応

現状

過去に製造された有害化学物質や、汚染された土壌等の負の遺産への対応については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号。以下「P C B廃棄物特別措置法」という。）、土壤汚染対策法等により適正な処理等の対応が進められている。

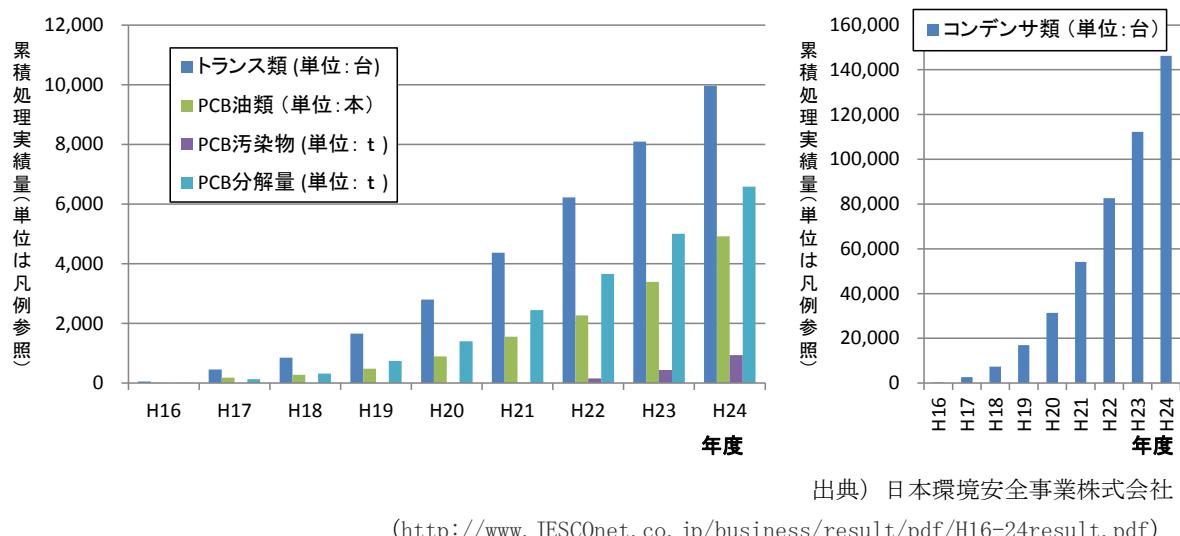
ポリ塩化ビフェニル（P C B）の製造・輸入・使用が事実上禁止の後、長期にわたり保管されてきたP C B廃棄物については、平成13年6月に制定されたP C B廃棄物特別措置法により、日本環境安全事業株式会社（J E S C O）による拠点的な処理施設整備の推進やP C B廃棄物処理基金の創設など、その適切な処理体制の構築が図られている。J E S C OにおけるP C B廃棄物処理の進捗状況を図表III-7-16に示す。

J E S C Oにおける、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式によるP C B廃棄物の処理は、作業者に係る安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成28年3月までの当該処理に係る事業の完了が困難な状況となっている。

また、P C B廃棄物特別措置法施行後の平成14年、P C Bを使用していないとされるトランスやコンデンサから微量のP C Bが検出されるものがあることが判明し、平成22年から廃棄物処理法に基づく処理が始まった。

これらを踏まえ、平成24年12月にP C B廃棄物特別措置法に係るP C B廃棄物の処理期限を平成39年3月31日まで延長し、これを実現するため、P C B廃棄物処理基本計画を変更し、平成26年6月6日に告示した。

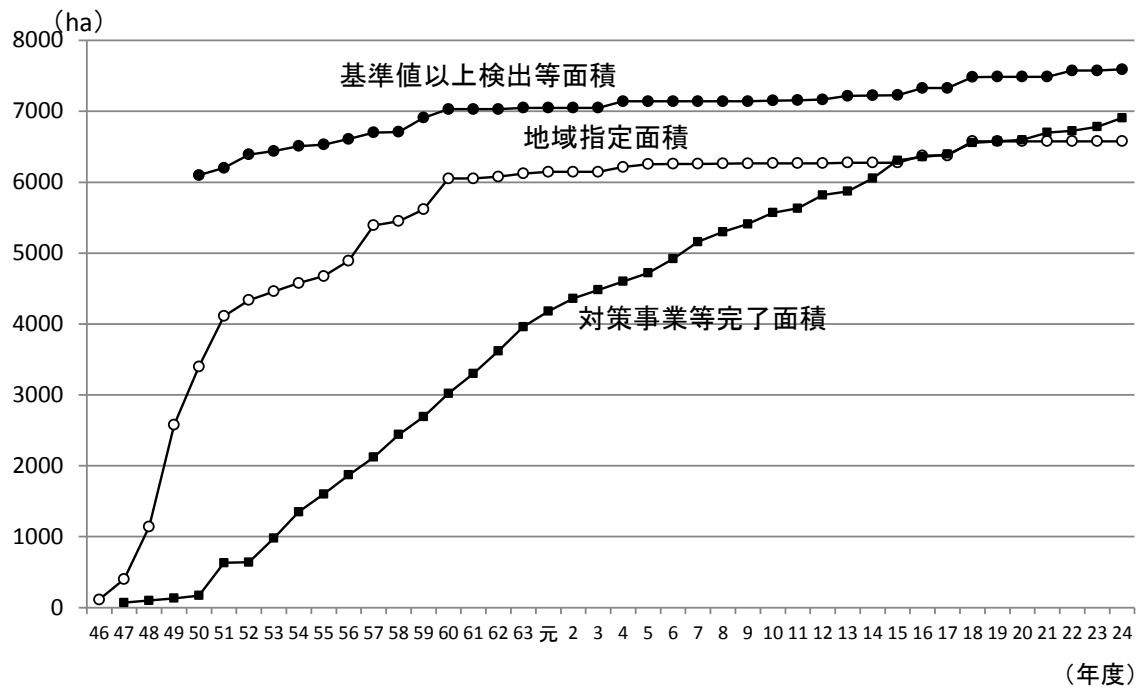
図表III－7－16. PCB処理に係る年度別処理実績



出典) 日本環境安全事業株式会社
(<http://www.JESCOnet.co.jp/business/result/pdf/H16-24result.pdf>)

汚染された農用地の土壤への対応としては、農用地土壤汚染対策計画に基づき対策を実施している。指定された対策地域における農用地土壤汚染対策の進捗状況を、図表III－7－17示す。平成24年度末において、対策事業完了面積は6,906ha、対策進捗率は91.0%となっている。

図表III－7－17. 農用地土壤汚染対策の進捗状況



出典) 環境省「農用地土壤汚染に係る細密調査結果及び対策の概要」
(<http://www.env.go.jp/water/dojo/nouyo/index.html>)

取組状況

＜負の遺産への対応に関する取組＞

【土壤汚染対策法における取組】（環境省）

土壤汚染対策法の施行状況調査を行い、土壤汚染対策法の施行状況及び都道府県、法第 64 条に基づき政令で定める市が把握している特定有害物質による土壤汚染事例を把握し、整理することにより、土壤汚染調査・対策の現状について実態を把握・公表するとともに、今後の土壤汚染対策の推進に資する資料として取りまとめている。土壤汚染対策法施行状況調査結果の概要は図表III－7－18 のとおり。

図表III－7－18. 土壤汚染対策法の施行状況調査結果の概要

取組	平成 24 年度調査 (平成 23 年度実績)	平成 25 年度調査 (平成 24 年度実績)
有害物質使用特定施設の使用廃止件数	771 件	1,233 件
土壤汚染状況調査の結果報告件数	245 件	243 件
調査義務の一時的免除件数	498 件	970 件
形質変更時の届出件数	9,525 件	9,949 件
特定有害物質による汚染のおそれのある土地の調査命令の発出件数	180 件	126 件
土壤汚染状況調査の結果報告件数	199 件	143 件

注 全国の 47 都道府県及び 109 (108) 政令市の土壤汚染担当部局を対象。

出典) 環境省「土壤汚染対策法施行状況調査」

この結果を踏まえ、土壤汚染調査・対策手法等検討業務を通じて、土壤の汚染状態の調査方法や汚染の除去等の対策方法に係る課題の抽出や改善策の検討を行っている。また、汚染土壤の処理等に関する検討調査業務を通じて、汚染土壤の運搬、管理の適正化を図り、汚染土壤の適正処理を推進している。

- 土壤汚染調査・対策手法等検討業務を通じて、土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第二版）を平成 24 年に作成。
- 汚染土壤の運搬や処理業に関するガイドラインを作成し、汚染土壤の処理の適正化を推進。
- 形質変更時要届出区域のうち土地の形質の変更の施工方法の緩和が認められる自然由来特例区域等の制度や、自然由来の汚染のおそれがあると認められる土地における調査の特例の制度を定めた施行規則改正を平成 23 年 7 月に行った。

また、土壤汚染対策法の趣旨の一つは、汚染された土壤を適切に管理していくことであり、このため、平成 21 年の改正において、規制対象区域の分類等による講すべき措置の内容の明確化を図ったところである。具体的には、都道府県知事は、土壤の特定有害物質による汚染状態が基準に適合しない土地について、当該汚染による健康被害が生ずるおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定するとともに、前者については、当該土地の所有者等に対し、健康被害の防止のための措置を講すべきことを指示することとし、後者については、汚染の除去等の措置は不要としている。要措置区域における指示措置は、土

壤や地下水の汚染の状況等に基づき決定される。具体的には地下水の水質の測定、原位置封じ込め、土壤の汚染の除去（掘削除去及び原位置浄化）等があり、必ずしも掘削除去を行わなければいけないわけではない。

しかしながら、これまでの施行状況調査では、指示措置とは別の同等以上の措置（主に掘削除去）が多数行われており、また、汚染の除去等の措置が不要である形質変更時要届出区域について多くの区域で汚染の除去等の措置が行われているという結果となっている。

平成 26 年度以降も、土壤汚染対策法の施行状況及び都道府県、法第 64 条に基づき政令で定める市が把握している土壤汚染事例を把握し、整理することにより、土壤汚染調査・対策の現状について実態把握を行う。

この結果等を踏まえ必要に応じて自然由来汚染土壤に係る課題を含む、土壤汚染調査・対策手法、汚染土壤の適正な運搬・処理方法について検討する。

【P C B 特別措置法の取組推進】（環境省）

処理期限よりも一日も早く P C B 廃棄物の処理を完了させるべく、都道府県市に届出されていない機器の掘り起こし等に係る取組を推進している。加えて使用中の P C B 含有機器についても確実に処理を完了することができるよう環境省、J E S C O 、都道府県市、経済産業省、事業者団体等の関係機関が連携して取組を推進している。

また、微量 P C B 廃棄物についても、新たな処理期限（平成 39 年 3 月）までの確実な処理に向けた技術的検討を行っている。

なお、P C B 廃棄物の処理進捗状況は図表III-7-19 のとおり。

図表III-7-19 P C B 廃棄物（高圧トランス等）全体累積処理台数

取組	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
P C B 廃棄物（高圧トランス等） 全体累積処理台数	88,894 台	120,385 台	156,202 台	194,304 台
進捗率	27.0%	36.5%	47.4%	56.0%

注1 平成 22~24 年度は平成 28 年度での目標値（329,500 台）を元に算出。

注2 平成 25 年度は平成 37 年度での目標値（347,000 台）を元に算出。

【「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号。以下「農用地土壤汚染防止法」という。）における取組】（農林水産省、環境省）

農用地土壤汚染防止法に基づき、常時監視により汚染が発見された地域を都道府県知事が農用地土壤汚染対策地域として指定することができる。指定した際には、当該対策地域について対策計画を策定した上で土壤汚染対策を実施している。

○ 平成 23 年度

- ・ 指定要件に係る基準値以上の特定有害物質が検出された、又は検出され

るおそれが著しい地域（以下「基準値以上検出等地域」という。）の累積面積が7,575ha（平成23年度末現在）。

- ・ このうち、対策地域の指定がなされた地域の累積面積は6,577ha。
 - ・ 対策事業等が完了している地域は6,781haで、基準値以上検出等地域の面積の89.5%。
- 平成24年度
- ・ 基準値以上検出等地域の累積面積が7,592ha（平成24年度末現在）。
 - ・ このうち、対策地域の指定がなされた地域の累積面積は6,577ha。
 - ・ 対策事業等が完了している地域は6,906haで、基準値以上検出等地域の面積の91.0%。

今後は、引き続き特定有害物質及びその他の物質に関する知見の充実に努めるとともに、農村地域防災減災事業等による客土等の土壤汚染対策の取組を進める。

d) 事故等により化学物質が環境へ排出された場合の措置

現状

事故等により化学物質が環境中へ排出された場合は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づき施設の設置者に応急措置の実施や都道府県への通報・届け出等を義務づけている。環境省では、平成21年に「自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き」を策定し、各自治体による事故対応マニュアルの策定等を支援している。

取組状況

<事故等により化学物質が環境へ排出された場合の措置>

【事故等により化学物質が大気環境中へ排出された場合の措置】（環境省）

大気汚染防止法第17条により、ばい煙発生施設を設置している事業者等及び都道府県知事には事故時の措置が規定されている。事故等により化学物質が大気環境中へ排出された場合には、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることがないよう地方公共団体と連携の上、適正に対応する。

【水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の届出】（環境省）

工場・事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制することによって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的とする。

特定事業場等の設置者は、特定施設等の破損その他の事故の発生により、有害物質等を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健

康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき、直ちに応急の措置を講じ、事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならぬ。

また、特定事業場等の設置者が応急の措置を講じていないと認めるとき、都道府県知事は応急の措置を講ずることを命ずることができる。

さらに、指定施設の破損その他の事故の発生により、有害物質又は指定物質を含む水の公共用水域への排出、又は地下への浸透により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときについても、事故時の措置の届出の対象と規定する見直しを行った。

指定物質として、現在 56 物質を定めている。

○ 平成 23 年度における水質汚濁防止法施行状況調査の結果は以下のとおり。

- ・ 事故時の届出 503 件
- ・ 措置命令 1 件

今後は、水環境の保全のために事故を発生させた事業者に対して、都道府県による適正な指導を実施していくことが必要である。

【海上における環境・防災対策の充実強化】（国土交通省）

船舶の火災、衝突、乗揚げや沈没等の事故が発生し、これに伴って油や有害液体物質が海に流出した場合、自然環境や付近住民の生活に甚大な悪影響を及ぼすことから、巡視船艇や航空機に必要な資機材を整備するとともに、現場職員の訓練・研修等を通じ、対処能力強化を推進し、また、関係者への適切な指導、助言、国内外の関係機関との連携強化を通じて、迅速かつ的確な対処に努めている。

海上保安庁が防除措置を講じた油排出事故件数は以下のとおり。

- 平成 24 年 106 件
- 平成 25 年 135 件

今後も、油及び有害液体物質の流出に迅速且つ的確に対応するため、引き続き資機材の整備、現場職員の訓練及び研修、関係機関との連携強化に努めていく。

<その他の取組>

【水環境の危機管理・リスク管理推進事業】（環境省）

平成24年5月に発生した利根川水系における取水障害により、公共用水域に排出された化学物質が浄水過程等で別の化学物質に変化し、水環境の管理における大きなリスクとなりうることがわかった。

水環境の安全・安心を確保するためには、従来の有害物質だけでなく、浄水過程等で別の有害な化学物質に変化しうる物質についても、平常時に水質事故を未然に防止するための適切なリスク管理がなされ、水質事故時には迅速な原因究明により被害拡大防止を図ることができるようにしておくことが必要である。

平成25年度は、一般環境中の存在状況を把握するため、全国の河川水を対象にヘキサメチレンテトラミン、ホルムアルデヒド、過塩素酸をそれぞれ47か所で、

N,N-ジメチルアニリンを94か所で検体分析した。排出実態調査として、P R T R 届出情報に基づきヘキサメチレンテトラミンの公共用水域への排出量が多い、又は取扱量が多い事業場5事業場について1事業場あたり排水処理前、処理後の2か所について検体分析を行った。

本施策については、平成24年5月に発生した利根川水系における取水障害を契機として実施している。平成26年度は、平成25年度の存在状況調査及び排出実態調査の結果を踏まえ、他の環境中にリスクを与える物質についても調査を行い、水質事故時には迅速な原因究明等のリスク管理方法について検討を行う。

【油等汚染対策国内対応事業】（環境省）

「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成18年12月8日閣議決定）に基づき作成されている脆弱沿岸海域図については、油や危険物質及び有害物質の流出事故が発生した際、関係機関等に対して情報提供を行うため、その基礎となる地形データ及び動植物の分布等に関するデータを常に最新データに更新していく必要がある。また、有害危険物質流出事故に対応した脆弱沿岸海域図（H N S-E S I マップ）の有害危険物質データベースについても、国際バルクケミカルコード（I B C コード）※等の追加・変更を踏まえて更新を行う必要がある。

上記を踏まえ、最新のデータ及び影響評価手法に基づき脆弱沿岸海域図の更新を実施するとともに、本情報をウェブサイトに掲載等することで、より広く一般に周知している。

今後は、引き続き最新のデータ及び影響評価手法に基づき脆弱沿岸海域図の更新を実施するとともに、本情報をウェブサイトに掲載等することで、より広く情報提供を行う。

※ International Code for the Construction and Equipment of Ships Carrying Dangerous Chemicals in Bulk: 国際海事機関（IMO）に登録され、ばら積み国際海上輸送が可能となった有害液体物質である製品の一覧、登録された製品毎に輸送する船舶の運送要件、設備・構造及び汚染分類等の要件並びに登録された製品の汚染分類や輸送要件等に係る評価基準が記載されている。

今後の課題

- 化学物質分野における中長期的な目標であるＷＳＳＤ2020年目標の達成に向け、国際化学物質管理会議（ＩＣＣＭ：International Conference on Chemical Management）やＯＥＣＤ等における国際的な動向も踏まえつつ、科学的なリスク評価及びライフサイクル全体でのリスクの削減を着実に進めていくことが重要であり、具体的には化学物質審査規制法や化学物質排出把握管理促進法等をより円滑に運用するための体制整備に努めるとともに、未解明の問題についても調査検討を進めることが必要である。
- 化学物質によるリスク対策を関係主体間の緊密な連携の下、有機的に連携させつつ効果的かつ包括的に推進することが重要である。具体的には、関係省庁・機関が連携を図りつつ、ライフサイクル全体を考慮したリスク評価を可能とする手法を調査検討し、実用化を目指すとともに、各種モニタリング等の効率的な利用を図ることが必要である。また、化学物質の製造から廃棄に至るライフサイクル全体を通じた環境リスクを一層低減する観点から、使用から廃棄に至る継ぎ目のない化学物質の管理を目指すと共に、化学物質と環境に関する政策対話等の場を活用し、関係する各主体の取組との連携の更なる向上を図るべきである。さらに、水銀のライフサイクル全体に係る対策を定めた水銀に関する水俣条約について、国内での取組を着実に推進することが求められている。
- 化学物質審査規制法に基づく一般化学物質等のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価を引き続き円滑に実施するとともに、関係省の合同審議会において、進捗状況の確認及び進行管理を適切に行うことが重要である。また、化学物質審査規制法の適切な運用には、生態影響試験の円滑な実施が必要であり、当該試験に用いる供試生物の供給については、詳細なリスク評価等に必要な鳥類や底生生物も含め、供給体制の一層の整備・充実が必要である。
- 化学物質審査規制法については、平成21年の法改正時の附則で施行後5年を経過した場合の見直しが規定されていることから、法施行の状況を踏まえつつ、関係省庁が緊密に連携し、必要に応じて今後同法の規定について検討していくことが必要である。
- QSAR、トキシコゲノミクス等の新たな評価手法の開発・活用については、海外で検討が進んでいる先進的な評価手法の一つであるAOPI(Adverse Outcome Pathway)も含め、OECDにおける取組に積極的に参加し、またその成果を活用しつつ、我が国においても、これら評価手法の開発・活用を引き続き精力的に推進することが重要である。

- 化学物質の内分泌かく乱作用については、リスク評価を推進するため、開発途中となっている試験法についてできるだけ速やかに開発を完了させる必要がある。また、今後のリスク管理に向けた道筋をつけるため、リスク評価を加速化させる必要がある。
- 化学物質の複合影響については、物質の構造の類似性や、作用機序の同一性に着目しつつ、環境行政としてどのような形で化学物質の複合影響評価を行うべきかについて、欧米の動向把握を進めながら検討を進める必要がある。
- ナノ材料については、ナノ材料の環境における測定手法について知見を深めるとともに、人健康及び生態系への影響を踏まえた取扱いのあり方について引き続き検討を行う必要がある。
- 環境中の微量な化学物質による影響の評価については、未だにその具体的な発症メカニズムが明らかでないことを踏まえ、これまでに得られた知見を整理した上で疾患概念の整理、診断法の確立をどのようにしていくことが有効であるか、実施可能性等も踏まえながら検討する必要がある。
- P C B 廃棄物については、処理期限よりも一日も早く処理を完了させるべく、引き続き都道府県市に届出されていない機器の掘り起こしに係る取組等を推進するとともに、環境省、J E S C O 、都道府県市、経済産業省、事業者団体等の関係機関の更なる連携を図る。

8. 放射性物質による環境汚染からの回復等

重点検討項目：放射性物質による環境汚染からの回復等

東日本大震災の被災者の生活を取り戻し、いち早い復興を進めるため、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康や生活環境に及ぼす影響を速やかにかつ着実に低減することが大きな課題となっている。

こうした状況を踏まえて制定された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）が平成 24 年 1 月に全面施行されたことを受け、国、地方公共団体等は、法に基づく計画策定や、汚染廃棄物の処理、除染等の措置等を実施していく必要がある。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射線による健康上の不安の解消や野生動植物への影響に関する情報を充実させることが重要である。

さらに、放射性物質による環境汚染の防止のため、環境基本法等関係法令の改正が行われた。

このような観点から、以下の a) から c) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 事故由来放射性物質によって生じた汚染廃棄物の処理、除染等の措置等の取組
- b) 放射線による人の健康へのリスクの管理及び野生動植物への影響の把握
- c) その他放射性物質による環境汚染防止のための取組

（1）環境基本計画における施策の基本的方向

国は、除染等の事業の実施に当たり、地方公共団体等の関係者と連携しつつ、事業の迅速かつ適正な実施に向けて必要な措置を講じていく。また、放射線の人体への影響等についての国民の理解を深めるための広報活動等を講ずることや、放射線による野生動植物への影響に関する基礎的情報や知見を充実させる必要がある。さらに、放射性物質による環境汚染について、環境基本法等の法律の枠組みにおいて対応を検討していくことが求められている。

（2）現状と取組状況

- a) 事故由来放射性物質によって生じた汚染廃棄物の処理、除染等の措置等の取組

現状

放射性物質汚染対処特措法は、「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」を規

定している。除染特別地域とは、基本的に警戒区域又は計画的避難区域の指定を受けたことがある地域が指定されており、同地域では、国が、各市町村などの関係者と協議・調整を行った上で、特別地域内除染実施計画を策定して除染事業を進めることとしている（図表III-8-1）。また、空間放射線量が毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ 以上の地域がある市町村については、当該市町村の意見を聴いた上で、汚染状況重点調査地域として指定されており、指定された市町村等は除染実施計画を定めて除染の実施区域を決定し、除染を行うこととしている。平成26年10月末現在で、除染特別地域として福島県内の11市町村（4市町村は一部地域）、汚染状況重点調査地域として岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県内の100市町村が指定されている。

除染特別地域においては、特別地域内除染実施計画に基づき、環境省が除染事業を発注し、除染を進めており、福島県田村市、楢葉町、川内村及び大熊町の全体並びに葛尾村及び川俣町の宅地部分で除染実施計画に基づく除染が終了した（図表III-8-2）（平成26年9月末時点）。飯舘村、川俣町、葛尾村、南相馬市、富岡町及び浪江町は、平成25年12月に改定した除染実施計画に基づき、除染を進めている。双葉町は、平成26年7月に策定した除染実施計画に基づき、除染を進めている。

汚染状況重点調査地域においては、各市町村の除染実施計画に基づき、発注、除染の実施が進展しており、特に子どもの生活環境を含む公共施設等については、福島県内、県外ともに約8割以上の進捗を示すなど、予定した除染の終了に近づいている。そのほか、住宅、農地・牧草地、道路の除染についても、福島県内、県外ともすでに約7割以上が発注されているなど、着実な除染の進捗が見られており、予定した除染が終了した市町村も見られる（図表III-8-3）（平成26年9月末時点）。

図表III-8-1. 除染特別地域



出典) 環境省「平成 26 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

図表III－8－2. 除染特別地域における国直轄除染の進捗状況（平成26年9月末時点）

平成26年 9月30日 現在	田村市		檜葉町		川内村		飯舘村		川俣町		葛尾村		大熊町		南相馬市		富岡町		浪江町	
	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率												
宅地	100	100	100	100	100	100	25	100	100	100	100	100	100	100	4	99.9	5	100	5	48
農地	100	100	100	100	100	100	12	40	15	100	17	100	100	100	1	65	1	100	5	35
森林	100	100	100	100	100	100	17	45	36	100	99	100	100	100	15	79	4	100	8	43
道路	100	100	100	100	100	100	6	28	1	100	1	100	100	100	0.3	65	52	100	9	46

(単位：%)

注1 実施率は、当該市町村の除染対象の面積等に対する、一連の除染行為（除草、堆積物除去、洗浄等）が終了した面積等の割合。

注2 発注率は、当該市町村の除染対象の面積等に対する、契約済の面積等の割合。

注3 除染対象の面積等・発注面積等・除染行為が終了した面積等は、いずれも今後の精査によって変わりうる。

出典) 環境省

図表III－8－3. 汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況(平成26年9月末時点)

福島県内 (平成26年9月末現在)	発注割合 (発注数/計画数)	実績割合 (実績数/計画数)
公共施設等	約8割	約8割
住宅	約8割	約5割
道路	約7割	約3割
農地・牧草地	約9割	約7割
森林(生活圏)	約7割	約3割

注1 福島県が行った調査結果を基に作成。

注2 計画数は平成27年3月末までの累計となっており、今後増加する可能性もある

福島県外 (平成26年9月末現在)	発注割合 (発注数/予定数)	実績割合 (実績数/予定数)
学校・保育園等	発注済み	ほぼ終了
公園・スポーツ施設	ほぼ発注済み	約9割
住宅	約9割	約9割
その他の施設	約8割	約8割
道路	約9割	約9割
農地・牧草地	発注済み	ほぼ終了
森林(生活圏)	ほぼ発注済み	約5割

注 予定数は平成26年9月末時点で具体的に予定のある数を含めた累計であり、今後増加する可能性もある。

出典) 環境省

取組状況

＜放射性物質に汚染された廃棄物の処理に関する取組等＞

【放射性物質に汚染された廃棄物の着実な処理の実施】（環境省）

本施策は、放射性物質汚染対処特措法に基づき指定された汚染廃棄物対策地域内の廃棄物である対策地域内廃棄物、及び東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質が、ごみの焼却灰等に一定濃度を超えて付着・濃縮したもののうち、環境大臣が指定したものである指定廃棄物について、国の責任において着実に処理を進めるとともに、市町村等が行う農林業系廃棄物（8,000Bq/kg以下）の処理を促進するものである。

○ 対策地域内廃棄物

市町村ごとに帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入完了目標を定め、平成25年度末時点で、楢葉町、川内町、大熊町の3町については搬入を一通り完了し、南相馬市についても目標通り、一部を除き搬入が完了している。仮置場への搬入後の災害廃棄物の処理については、各市町村と隨時調整を行いつつ、処理のスケジュールを設定し、既に一部市町村で仮設焼却施設の建設を進めており、1施設が稼働している。

今後は、避難指示解除準備地域及び居住制限区域について、避難されている方々の帰還を推進する観点から、その妨げとなる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場に搬入することを優先の目標として進める。仮置場への搬入後の処理についても、仮設焼却施設が竣工した所から順次焼却処理を進める。

○ 福島県内の指定廃棄物

8,000Bq/kgを超え、10万Bq/kg以下の指定廃棄物は既存の管理型処分場、10万Bq/kg超の指定廃棄物は中間貯蔵施設に搬入する方針であり、平成25年12月に管理型処分場の活用と中間貯蔵施設の設置について、計画案を提示し、受入れ要請を行った。この案について、平成26年2月に福島県知事より、配置計画を見直すよう申し入れがあったことから、3月27日に管理型処分場内に計画していた固型化施設等の設置場所の見直し等を回答した。その後、既存の管理型処分場の活用については、4月に楢葉町、6月に富岡町に対し住民説明会を行った。また、下水汚泥や農林業系廃棄物等の指定廃棄物については、保管が長期化すると、腐敗や臭気等のおそれがあるので、性状を安定させ、保管スペースを確保する観点から、焼却等の減容化事業を実施した。

今後は、既存の管理型処分場（8,000Bq/kg超10万Bq/kg以下）の活用及び中間貯蔵施設（10万Bq/kg超）の設置に向け、引き続き地元との調整を行う。

○ 福島県外の指定廃棄物

指定廃棄物の保管がひっ迫している関係5県（宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）において、平成25年10月の有識者会議で決定した処理施設候補地選定のベースとなる案に基づき、宮城県では同年11月、栃木県では同年12月、千葉県では平成26年4月に選定手法が確定した。この選定手法に基づいて、環境省においてそれぞれ詳細調査の候補地の選定作業を行った結果、

宮城県では平成26年1月に3か所、栃木県では同年7月に1か所、詳細調査の候補地をそれぞれ提示した。特に宮城県については、平成26年8月に県知事が詳細調査の受入れを表明、これを受けたて詳細調査を開始した。

今後も、処理施設が早期に確保できるよう、調整を進めていく。

○ 8,000Bq/kg以下の農林系廃棄物

処理を支援する事業を実施しており、平成25年度末までに岩手県、福島県、群馬県の12市町の焼却施設で処理を開始した。

今後は、補助金を活用した処理が進むよう、各市町村に働きかける。

<除染に関する取組等>

【放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等】（環境省）

本施策は、東京電力福島第一原子力発電所の事故によって飛散した放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、除染等の措置等を実施するものである。

○ 除染等の措置

平成23年8月に成立し、平成24年1月に全面施行した放射性物質汚染対処特措法を踏まえ、同法に基づく基本方針の閣議決定、関係政省令の制定、「除染関係ガイドライン」（平成23年12月）の作成等を実施した。

これらの仕組みにのっとり、国が直接除染を実施する地域（以下「除染特別地域」という。）について、11市町村で除染実施計画を策定し、除染作業を順次実施している。そのうち4市町村（田村市、楓葉町、川内村、大熊町）の全体並びに葛尾村及び川俣町の宅地部分において除染実施計画に基づく除染が終了した（平成26年10月現在）。

また、市町村が中心となって除染を実施する区域（以下「汚染状況重点調査地域」という）についても、計画策定予定の94市町村全てにおいて除染実施計画が策定され、作業が進められている。そのうち福島県外の17市町村において計画に基づく除染等の措置が完了し、その他の市町村においても除染が着実に進捗している（平成26年10月末現在）。

今後は、除染特別地域については、平成25年12月に実施した除染実施計画の見直しを踏まえ、除染事業の実施に当たり、復興の動きとの連携や除染の加速化・円滑化により、可能な限り工期の短縮化を図るとともに、進捗状況を見える化していく。汚染状況重点調査地域については、国が財政的・技術的な措置をしっかりと実施し、除染の加速化を図る。

○ 中間貯蔵施設の整備

福島県内で発生した除染に伴う土壌や廃棄物等を安全に集中的に管理・保管する中間貯蔵施設の整備について、中間貯蔵施設の設置候補地におけるボーリング調査の実施や、有識者からなる検討会等の結果を踏まえて、平成25年12月に国から福島県並びに大熊町、双葉町、楓葉町及び富岡町に対して、中間貯蔵施設等の案を提示して、受け入れ要請を行った。この案について、平成26年2月に福島県から見直しの申入れがなされ、これを踏まえて3月に国

から中間貯蔵施設を大熊町及び双葉町に集約するなどの回答を行った。その後、4月に国から福島県並びに大熊町及び双葉町に対し、生活再建策等について改めて説明を行い、住民説明会の開催について了解を得て、5月末から6月中旬にかけて福島県内及び県外で合計16回開催した。その後、7月から8月にかけて、福島県並びに大熊町及び双葉町に、住民説明会の意見等を踏まえた財政措置を含む国の考え方の全体像を提示した。9月に知事より中間貯蔵施設の建設受入れを容認する旨、両町長より地権者への説明を了承する旨が伝達された。同時に県から、搬入開始にむけて、県外最終処分の法案の成立、施設及び輸送に関する安全性等の5つの項目の確認を求められた。その後、9月末から10月中旬にかけて地権者を対象にした説明会を福島県内及び県外で合計12回開催し、現在も地権者への個別説明を進めている。

また、確認が求められていた項目の一つである、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分の法制化等に対応する日本環境安全事業株式会社（J E S C O）法の一部改正法案を10月に国会に提出し、11月に成立した。この改正により、国等の委託を受けて、中間貯蔵施設の運営管理等を、日本環境安全事業株式会社を改組した中間貯蔵・環境安全事業株式会社が担うこと等も定められた。

今後、できるだけ早期に搬入開始できるよう、関係省庁との連携の下、政府一丸となって中間貯蔵施設の整備に取り組む。

【放射性物質の効率的な除染に関する技術開発の推進】（文部科学省）

本施策は、住民の被ばく線量を低減し、住民の一日も早い帰還を目指すため、独立行政法人日本原子力研究開発機構において福島県等の地方公共団体や国内外の研究機関、民間企業等と連携・協力しながら、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質で汚染された環境（水、土壤等）の回復に向けた環境修復技術や、放射線測定に関する技術開発、放射性物質の環境動態等に関する研究等を実施するものである。本施策は平成24年度から実施しており、その概要は以下のとおりである。

○ 平成24年度

放射性物質回収・除去技術等の開発を進めるとともに、高価格である高分子捕集材を安価に製造するための量産化技術を研究開発しており、成果の一部は既に実用化されている。また、効率的な除染を目指して超高压水を用いた除染の技術実証を進めるとともに、更なるコスト削減に資する研究開発を実施しており、これらの成果は地方公共団体等において活用されている。

○ 平成25年度

土壤の粘土鉱物に対するセシウム吸着状態を解明するとともに、湿式分級法の最適化等の実施等、効率的な除染に資する技術開発を実施した。また、無人ヘリにより地上の放射線量を精度よく測定、比較することで除染効果の迅速な把握が可能となるシステムの研究開発を行った。さらに、地方公共団体等において除染の効果や、大まかな費用の把握が可能となる除染効果評価システムを開発し、地方公共団体に提供した。

○ 平成26年度

セシウム吸着状態のサイトの構造や化学結合特性を解明し、セシウムの移動特性等を把握する研究開発を進めるとともに、放射性核種の移行予測技術の高度化を目指して、シミュレーションモデルの作成、解析を実施する予定である。

また、研究開発の成果を地方公共団体や民間企業等の除染の実施主体に移転するとともに、地方公共団体等に対して、研究開発の過程で得られた知見に基づく助言を行っており、除染に係る技術・知見については、環境省や地方公共団体で策定している除染関係ガイドラインや除染作業に係るマニュアルへ反映されている。

今後は、一度除染した地域の放射性物質の移行による再汚染等が懸念されるため、中長期的な放射性物質の移行を予測できるよう、独立行政法人日本原子力研究開発機構において、福島県が設置する福島県環境創造センターを活用し、国立環境研究所等と連携しながら研究開発を行うことで、成果の共有等を図りつつ効率的な環境動態等の研究を進める。

【森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業】（農林水産省）

本施策は、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質に汚染された地域の約7割を占める森林が、水源のかん養等の公益的機能を担っており、慎重な取扱いが必要であることから、災害等による放射性物質の拡散を防止しつつ、徐々に低減させていく技術の検証・開発を行うものである。

事業で得られた成果については、環境省や地方公共団体に提供するとともに、森林除染や林業再生に向けた取組等に活用されている。

- 平成23年度：福島県広野町で事業を実施し、その結果については、「森林における放射性物質の除去及び拡散抑制等に関する技術的な指針」として取りまとめ、平成24年4月に公表
- 平成24年度及び平成25年度：福島県川内村等で事業を実施（平成24年度の結果は平成25年8月に公表）
- 平成26年度：福島県川内村等で事業を実施中

今後は、森林内の放射性物質の分布状況が変化してきていることを踏まえつつ、これまでの実施か所での継続モニタリング、より効果的・効率的な技術の検証・開発を進める。

【森林における除染等実証事業】（農林水産省）

本施策は、森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業で開発された技術等を用いて、森林の放射性物質拡散防止・低減及び除染等技術を各地域で効果的に導入していくために必要なデータの蓄積を図るとともに、地域の除染等に向けた取組を実質的に推進するものであり、これまでの取組状況は以下のとおりである。

- 平成23年度：福島県内9市町村で実施
- 平成24年度：福島県等7県、50市町村及び飯舘村内国有林で実施
- 平成25年度：福島県等6県、51市町村及び飯舘村内国有林で実施
- 平成26年度：福島県等5県、77市町村及び飯舘村内国有林で実施中

今後も、森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業で開発された新たな技術等を現場レベルで効果的に導入していくよう取組を推進する。

【農地等の放射性物質の除去・低減技術の開発】（農林水産省）

本施策は、被災地での営農の早期再開のため、農地土壌除染技術体系の構築・実証、高濃度汚染農地土壌の現場における処分技術の開発及び農地から放出される放射性物質の動態予測技術の開発を行うものである。

これまでに、作業効率が高く、精度良く削り取りの深さを調整できる表土削り取り機、用排水路、法面、畦畔、農道等農地周辺の除染機、水による土壤攪拌・除去技術を開発し、実証試験により、空間線量率、土壤中の放射性セシウム濃度、農産物中の放射性セシウム濃度が低減することを確認した。また、米、大豆、そばについて、放射性セシウム濃度が高まる要因や対策を整理し、得られた知見は平成26年1月（大豆、そば）と3月（水稻）に公表され、現場での営農指導のための資料として広く活用されている。また、開発した農地の除染方法は、環境省の「除染関係ガイドライン第2版」（平成25年5月）にも掲載されている。本施策は平成24年度から実施しており、成果の活用により、汚染の程度や地目に応じた農地の除染が進められるとともに、米、大豆、そば等において、放射性物質濃度の基準値を超過する農産物の発生が大幅に減少する等の効果が出ている。

今後は、除染後農地の省力的管理技術の開発、あんぽ柿や牧草等課題が残されている品目に対応した放射性物質対策技術やカリ施用卒業のための土壤リスク判定技術の開発、森林やため池等の農地周辺から農地への放射性物質流入特性の解明等、残された課題の解決に取り組むことを検討する。

【農地除染対策実証事業】（農林水産省）

本施策は、開発された農地除染技術を様々な現地条件において工事実施レベルで実証し、適用可能な対策工法として確立することにより、着実に除染対策を推進し、被災者のふるさとへの帰還、営農再開の早期実現に資するものである。具体的には、開発された除染技術ごとに、現地条件が異なる複数の場において実証し、作業手順、施工方法、土壤の飛散防止対策、オペレータの安全対策、安全な作業工程等を検証し、作業マニュアルを策定する。また、対策工法の効果を検証するため、対策実施前後における農地の放射性物質含有量の確認、空間線量・地下水等のモニタリング調査を行う。

平成24年度に、福島県飯舘村及び川俣町の40haの農地を対象に表土削り取り等の農地除染技術の実証工事を実施し、表土削り取りによって作土層の放射性セシウム濃度が8割から9割程度減少する等の効果を確認した。あわせて、農地の除染の実施に当たり必要となる調査、設計、費用の算定（積算）、施工管理等の情報をまとめ、「農地除染対策の技術書」を作成、公表した。

本施策は平成24年度で完了した。その成果は「農地除染対策の技術書」等として取りまとめ、公表しており、除染の現場において活用されるなどの効果が出ている。

＜その他の取組＞

【「総合モニタリング計画」*に沿った福島県を中心とした環境放射線モニタリングの実施と結果の公表】（環境省）

本施策は、「総合モニタリング計画」（平成23年8月2日モニタリング調整会議決定）に沿って、原子力規制委員会として、「原子力規制委員会設置法」（平成24年法律第47号）に基づく原子力利用における安全の確保を図るために、福島県を中心として、航空機モニタリングやサーベイメータを用いた空間線量率のモニタリング、海洋モニタリング等を実施し、その結果を公表するものである。

総合モニタリング計画に基づき、モニタリング体制を整備するとともに、関係府省、福島県等とともにモニタリングとその結果の公表を実施している。総合モニタリング計画については、平成24年3月15日、平成24年4月1日、平成25年4月1日、平成26年4月1日に改定を行った。また、平成25年9月13日に東京電力福島第一原子力発電所における汚染水漏洩問題等を踏まえ、「海洋モニタリングに関する検討会」を設置し、同検討会での議論も踏まえ、平成26年4月1日に総合モニタリング計画を改定し、海域モニタリングを強化している。

今後は、総合モニタリング計画に基づき、引き続き、着実なモニタリングを実施し、その結果の公表に努めるとともに、公表方法をより分かりやすくするよう、改善に努める。

* 東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質のモニタリングに関して、原子力災害対策本部の下に設置されたモニタリング調整会議において策定されたものである。本計画に沿って関係府省、福島県等が陸域、海域のモニタリングを実施し、その結果を原子力規制委員会等が取りまとめて公表している。

【研究成果展開事業 先端計測分析技術・機器開発プログラム「放射線計測領域】（文部科学省）

本施策は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の影響から復興と再生を遂げるため、放射線計測に関して、行政ニーズ、被災地ニーズ等の高い要素技術の開発、及びプロトタイプ機の開発、性能実証、システム化等を促進するための新たな技術開発を行うものである。

平成24年に17課題、平成25年に5課題採択し、研究開発が終了した課題については現地試験や実用化の段階にあり、その他の課題については研究開発を継続している。具体的な現場実装や実用化の事例は以下のとおりである。

○ 食品放射能検査システム

米や青果等の非破壊検査機器であり、厚生労働省の「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に準拠している。消費者の食の安全・安心を確保するものであり、平成24年8月に製品化され、福島県内各地の農協等に納品された。

○ 小型・軽量ガンマ線撮像用コンプトンカメラ

放射性セシウム134・137の分布を画像化できる機器について、従来よりも小型化・軽量化・低価格化した機器の開発を行った。除染作業の効率化への

貢献が期待されており、平成25年11月から現地で活用されている。

今後は、放射線計測領域の担当総括による開発チームへの技術的な指導強化により開発成果の更なる創出に努め、引き続き行政ニーズ、被災地ニーズの高い放射線計測分析技術・機器・システムの開発を推進する。また、開発成果の活用、普及を更に進めるため、展示会等への開発成果の展示や被災地の地方公共団体関係者らユーザーへのアピールのため、公開シンポジウム等を開催する。

b) 放射線による人の健康へのリスクの管理及び野生動植物への影響の把握

現状

国では、福島県が県民の中長期的な健康管理を可能とするため、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を拠出して県を全面的に支援している。福島県では、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散や住民の避難などを踏まえ、県民の被ばく線量の把握を行うとともに、長期にわたって県民の健康状態を把握し、将来にわたる県民の健康の維持・増進を図るため、本基金を活用して「県民健康調査」を実施している。「県民健康調査」の基本調査では、全県民を対象として、事故後4か月間の外部被ばく線量を推計しており、これまでに約42万人※の推計が終了し、99.8%の方が5mSv未満、99.9%以上が10mSv未満との結果が得られている（平成26年6月末現在）。

※ 外部被ばく線量を推計した約51万人のうち、放射線業務従事経験者及び、行動記録が4ヶ月未満の回答を除いたもの。

取組状況

<総合的な取組等>

【福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業】（復興庁）

本施策は、東京電力福島第一原子力発電所の事故からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施するものである。

福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業では、帰還加速のための取組の1つとして、放射線リスク等に関する対話集会等への支援等を行う「住民の安全安心」事業を実施してきた。同事業は、平成25年度補正予算において、福島の復興に必要な様々な事業メニューや放射線リスク等にかかる健康不安対策の事業を一括化し、復興の進捗に応じ、被災自治体が必要な事業を選択できる幅を広くすることで、使い勝手を良くし、福島の復興・再生を加速するため、創設された福島再生加速化交付金に移管されている。

【放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策】（環境省）

本施策は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、福島県が福島県民の中長期的な健康管理を可能とするための体制の整備等を支援するものである。また、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価等について国として実施すべき事業を行うとともに、健康不安対策についても着実に進めていく。

○ 福島県の県民健康調査への支援

国は、福島県の「福島県民健康管理基金」に交付金（平成23年度二次補正：782億円）を拠出して、福島県が実施する県民健康調査を支援している。福島県は、同交付金を活用して、県民健康調査として全県民を対象とした被ばく線量の把握のための調査を実施するとともに、事故時に18歳以下であった方を対象とした甲状腺超音波検査等を実施している。また、子どもや妊婦を対象とした、ホールボディカウンター検査による内部被ばく検査も実施している。加えて、健康診断のきめ細やかなフォローや、健康管理の情報発信を行う拠点（放射線医学県民健康管理センター）を整備するための予算措置（平成24年度：60億円）等を行っている。

○ 被ばく線量評価等に関する調査研究

事故初期のヨウ素等短半減期核種による内部被ばく線量の推計手法の開発を実施し、福島県で比較的線量が高かった地域での甲状腺被ばく線量の推計値を得た。また、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（U N S C E A R）や国際放射線防護委員会（I C R P）等の国際機関に所属する専門家が参加する国際シンポジウムを2回開催し、福島県関係者との交流や知見の共有等を実施した。

○ 健康影響に関する調査研究

甲状腺の超音波検査を青森県、山梨県、長崎県において実施し、有所見率の状況について公表を行った。このデータは、福島県での有所見率と同程度の結果となり、福島県における放射線健康不安対策の知見として福島県民に伝えられた。

○ 安心・リスクコミュニケーション事業

U N S C E A RやI C R P等による国際的な評価等を参考に関係府省等が発信している情報等を集約した放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料を作成した。また、保健医療従事者、学校関係者等に研修を行う講師を育成するための放射線に関する研修や、専門家意見交換会を実施した。

今後は、同基礎資料を活用して、研修対象者の特性等に応じた研修内容となるよう配慮しつつ実施する。

<食品に関する取組等>

【食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション】（内閣府、消費者庁、厚生労働省、農林水産省）

本施策は、消費者が食品中の放射性物質について理解を深め、自らの考え方で消

費行動ができるよう、関係府省庁（内閣府（食品安全委員会）、消費者庁、厚生労働省、農林水産省）、地方公共団体等と連携し、意見交換会等のリスクコミュニケーションを推進するものである。特に、平成25年度は、より消費者の疑問や不安に応える取組として、地域において正確な情報提供ができる専門家（コミュニケーター）の養成研修を実施した。また、情報提供の取組として、食品中の放射性物質に関する正確な情報提供や問題等を分かりやすく説明する冊子「食品と放射能Q&A」を継続して提供するものである。

食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションの実施に際しては、食品安全委員会の食品健康影響評価の概要をはじめ、基準値策定の考え方、検査結果、農林水産現場での取組等を平易な言葉や表現方法で説明するなどし、施策の透明性や妥当性についても理解を得るよう努めているところである。

平成24年度は、関係府省庁や地方公共団体等と連携し、意見交換会等を全国で開催したほか、食品中の放射性物質に関する3種類のポスター各2万枚、リーフレット各92万部を作成し、公共施設や店頭等における消費者への情報提供として全国で配布した。平成25年度は、上記の取組に加え、コミュニケーターの養成研修を全国66箇所で開催した。平成26年度は、引き続き、意見交換会等を開催するとともに、平成25年度に養成したコミュニケーターが地域において正確な情報提供ができるよう、各種の支援を行っているところである。本施策は平成23年度から実施しており、これまでに開催した意見交換会各会場でのアンケート等からは、食品中の放射性物質に関し、「理解できた」「ほぼできた」と回答している参加者が8割を超えるなど、一定の評価を得ている。

今後とも、引き続き、消費者に対して食品中の放射性物質に関する正確な情報提供を行い、消費者の理解の増進に努める。

【安全・安心のための子供の健康対策支援事業（学校給食安心対策事業）】（文部科学省）

本施策は、厚生労働省で定める放射性物質の基準値に基づき、食品の出荷段階で検査が行われ、基準値を超えるものが出了場合には出荷制限等の措置がとられることを前提としつつ、児童生徒や保護者のより一層の安心を確保するため、学校給食において放射性物質を測定するための検査を実施し、結果を公表するものである。

平成24年度は43都道府県、平成25年度は10県において実施した結果、基準値を上回る放射線量は確認されておらず、児童生徒や保護者のより一層の安心に資している。平成26年度には、10県において事業を実施している。

今後は、引き続き、学校給食の検査結果の公表を行うことによって、児童生徒や保護者のより一層の安心の確保を図る。

＜野生動植物に関する取組＞

【放射線による自然生態系への影響調査】（環境省）

本施策は、事故由来放射性物質により影響を受けた自然生態系の状況及び東京

電力福島第一原子力発電所の事故が間接的にもたらす自然環境への影響を把握するとともに、環境省が実施する調査と研究機関等が実施する調査の情報共有により、関係者間で生態系への影響に係る調査及び情報収集の効率化を図り、東京電力福島第一原子力発電所の事故による自然環境への影響の全体像を把握するものである。

平成24年度は、生態系への影響調査（環形動物、淡水魚類、淡水甲殻類、陸生昆虫、貝類、鳥類、ほ乳類等の試料採取と生物線量評価モデルによる線量率の推定）、文献調査（エルノブイリ）、情報交換会を実施した。平成25年度は、生態系への影響調査（植物、貝類、魚類、両生類、鳥類、ほ乳類等の試料採取と生物線量評価モデルによる線量率の推定）、植物の発芽試験、海外ヒアリング調査、文献調査、情報交換会、情報提供のためのウェブサイトの作成を実施した。平成26年度は、生態系への影響調査、植物の発芽試験、関連情報収集、情報交換会、関係者の連携による長期観測体制の検討・構築を実施する予定である。試料の線量評価により、国際原子力機関（IAEA）等によるスクリーニングレベルを超過した試料について、知見が蓄積されつつある。

今後は、東日本大震災復興特会特別会計による予算事業が終了予定であるため、長期的にモニタリングを継続していくための手法等について検討を進める。

＜研究、技術開発に関する取組等＞

【放射線安全研究の強化（独立行政法人放射線医学総合研究所運営費交付金（東日本大震災復興特別会計））】（文部科学省）

本施策は、放射性核種による長期的な健康影響の評価・低減方策の提示、東京電力福島第一原子力発電所の復旧作業員等の健康追跡調査の実施、被ばく医療従事者等の人材育成を行うものである。

○ 長期被ばくの影響とその低減化に関する研究

低線量率放射線について、小児への影響、影響の蓄積機構、リスク低減方法を解明するための研究を開始・継続するとともに、福島の環境に与える放射線の影響を解析するための試料採取と影響評価手法の開発研究を実施している。

今後は、当該研究はまだ途上であることから、引き続き、長期低線量率被ばくの健康・環境影響評価に必要な研究を実施し、得られた科学的情報を関連国際機関が依拠すべき文献として提供するとともに、東京電力福島第一原子力発電所周辺の状況を踏まえ、これらの情報を住民の方々に対するリスクコミュニケーション及び放射線リスク低減策の提示に資することとする。

○ 復旧作業員等の健康追跡調査

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、復旧作業に従事した復旧作業員等（警察官、消防隊員、自衛隊員等）の被ばくと健康の関連について追跡調査を行うため、データ登録を進めている。

今後は、健康影響調査データの更なる拡充等を行いつつ、被ばく線量と健康影響の関係について解析を進める。

○ 被ばく医療従事者等の人材育成

被ばく医療従事者等に対し、福島県内の市町村等をはじめとする地方公共団体からの要望に応じて専門家を派遣し、放射線による健康影響等の研修・講演等を、平成25年度末までの2年間で約300件実施し、放射線に関する知識や被ばく医療に関するレベルアップ及び人材の確保を図った。

今後は、現状において被ばく医療従事者等の人材が不足していること、また住民等とのコミュニケーションになりうる方の知識の充実を踏まえ、引き続き、研修等を実施して情報を提供することで、独立行政法人放射線医学総合研究所が蓄積してきた知見を基に、地方公共団体や関係機関からの要請等を踏まえながら、放射線に関する理解醸成に努める。

【放射性物質の効率的な除染に関する技術開発の推進】（文部科学省）

（P181の再掲のため、内容は省略）

c) その他放射性物質による環境汚染防止のための取組

取組状況

【放射性物質による環境汚染対策への検討】（環境省）

本施策は、放射性物質による環境汚染の防止のための措置が環境基本法の対象とされたこと等を踏まえ、放射性物質による環境汚染について、環境基本法等の法律の枠組みにおける対応を検討するものである。

放射性物質による環境汚染の防止のための措置が環境基本法の対象とされたことを踏まえ、以下の①～③を改正内容とする、「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の施行に関する法律」（平成25年法律第60号。以下「放射性物質関係法律整備法」という。）を平成25年6月に制定・公布し、施行に向けた準備・検討及び施行を行った。

① 放射性物質による大気の汚染並びに公共用海域及び地下水の水質の汚濁の常時監視とその結果の公表を行い、一般環境中の放射性物質の存在状況を把握・周知

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく放射性物質の常時監視の在り方について有識者による検討会を開催し、常時監視の基本方針や把握方法等に関する報告書を取りまとめ、平成25年12月20日から同報告書を基に本措置が施行されることとなった。また、大気汚染の常時監視について、離島等における環境放射線等モニタリング調査（全国10地点）を実施し、その結果を公表した。また、水質汚濁の常時監視について、東日本大震災の被災地における放射性物質関連の環境モニタリング調査（全977地点）を実施し、その結果を公表するとともに、新規に常時監視を実施する地点選定（全国220地点）を行った。加えて、これらの調査の結果と原子力規制委員会が実施する環境

放射能水準調査の結果を併せて監視し、公表した。

今後は、大気については離島等における環境放射線等モニタリング調査を継続して実施していく。また、水質については東日本大震災の被災地における放射性物質モニタリング（全971地点）を継続して実施するとともに、新規の地点における常時監視を開始する。さらに、これらの調査の結果と原子力規制委員会が実施する環境放射能水準調査の結果を併せて監視し、公表する。

② 放射性物質による環境の汚染を南極地域活動計画の確認対象に追加

南極地域での処分が禁止される廃棄物として、放射性物質を加える政令改正の手続きを進め、平成26年6月に施行した。

現在は、政令改正に伴い、南極地域活動計画の申請を受けた際、放射性物質の南極地域での廃棄が行われないことを確認することとしている。

③ 一般環境中の放射性物質を環境影響評価手続の検討対象に追加

平成27年6月の施行に向けて、平成26年1月に総合環境政策局長の委嘱検討会を設置し、環境影響評価法に基づく基本的事項を改正するための検討を行い、報告書を取りまとめ、平成26年6月に基本的事項を改正した。今後は、各事業種の主務省令について適宜見直しが行われる予定である。

一般環境中の放射性物質による環境汚染に係る目安等の考え方等については、諸外国及び国際機関における取組状況等に関する情報収集・整理を行っており、平成26年度も引き続き、国内外の取組状況等に関する知見等の収集・整理を行い、また、放射性物質関係法律整備法の対象外となった放射性物質に関する法制度の在り方については、事故由来放射性物質（放射性物質汚染対処特措法第1条に規定する事故由来放射性物質）により汚染された廃棄物の処理や除染等の措置等の状況を踏まえつつ、それぞれ、同法の施行後3年を経過した場合において、検討を加えるとする同法附則第5条及び第6条に基づき、検討を進める。

【「総合モニタリング計画」に沿った福島県を中心とした環境放射線モニタリングの実施と結果の公表】（環境省）

（P184の再掲のため、内容は省略）

今後の課題

- 放射性物質による環境汚染からの回復等に関して、関係府省は、これまでの取組の内容や進捗状況に係る情報をこれまで以上に連携して、網羅的に分かりやすい形で国民に伝えるよう努めるべきである。
- 人への放射線の影響に係る健康調査等について、最新の情報を踏まえるなど、発信される情報の信頼性を高めるとともに、これらの情報を活用したリスクコミュニケーションを行うことができるよう保健医療福祉関係者等の人材育成を行って住民からの相談に適切に対応できるようにし、国民の不安をより少ないものとするよう努めるべきである。
- 放射線による住民の健康への影響のみならず、野外活動の制限や自粛による子どもの発育への影響等にも留意しつつ、取組の充実を図っていくことが重要である。
- 野生動植物等の自然生態系への放射線による影響の把握については取組が十分とは言えないため、必要な体制整備や予算措置等を行い、国際機関等ともデータ共有等を通じて連携しつつ、基礎的な知見の蓄積を長期的に実施していくべきである
- 放射性物質汚染対処特措法附則第5条及び第6条の規定に基づき、政府は、同法の施行後3年を経過した場合において、同法の施行の状況について検討を加え、及び放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含めた検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。同法附則第5条に基づく検討に当たっては、同法に基づき行われる除染、汚染廃棄物の処理等の措置が、安全・安心の確保を前提として、国民の十分な理解を得つつ、円滑に実施されるものとなるよう努めるべきである。また、同法附則第6条に基づく検討については、放射性物質による環境汚染防止のための政策枠組みを確立する観点から、着実に進められるべきである。

IV. その他

1. 各府省等における環境配慮の方針に係る取組状況

第四次環境基本計画第3部第1節において、「関係府省は環境基本計画を踏まえながら、オフィス、会議、イベント等における物品・エネルギーの使用といった通常の経済主体としての活動分野と、各般の制度の立案等を含む環境に影響を与える政策分野の両面において、それぞれの定める環境配慮の方針に基づき、環境配慮を推進する。また、環境配慮の取組を一層充実させるため、環境配慮の実施状況を点検し、その結果をそれぞれの活動に反映していくための仕組みの強化等、環境管理システムに関する取組を積極的に推進する。」とされている。

関係府省等の環境配慮の方針及び直近の自主点検結果は、以下のとおりである。

今後とも、各府省の環境配慮の方針の推進を図るため、P D C Aサイクルに基づく取組を一層強化していくべきである。

(1) 各府省等の整備運用状況

調査対象とした関係府省等	16府省等 (内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)
「環境配慮の方針」の策定状況	「環境配慮の方針」策定済み関係府省等：15府省等 <策定府省等の推移（累積）> 平成14年度：4省等 平成16年度：14府省等 平成15年度：10府省等 平成17年度以降：15府省等
「環境配慮の方針」が対象としている範囲	「環境に関わる政策分野」を対象：12府省等 「通常の経済主体としての活動分野」を対象：15府省等
「環境配慮の方針」の直近の自主点検状況	自主点検実施関係府省等：14府省等 平成25年度：2省 平成23年度：2省 平成24年度：9府省等 平成22年度以前：1省等

(2) 環境に関する政策分野について

環境に関する政策分野については、12府省等が環境配慮の方針の対象としている。各府省等における直近の環境配慮の方針に記載されている環境配慮の取組及び自主点検結果に記載された取組（例）は以下のとおりである。

府省等 (策定・改正等年月)	直近の環境配慮の方針に 記載されている環境配慮の取組	直近の自主点検結果に記載された取組（例）
内閣府 (H15. 11 策定) (H17. 9 改正) (H20. 3 改正) (H21. 4 改正) (H23. 3 改正) (H25. 12 改正)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境施策の基盤となる研究・統計等の整備 ○ 沖縄における環境共生型社会の形成 	<p>【平成 24 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 期科学技術基本計画（平成 23 年 8 月 19 日閣議決定）に掲げられているエネルギーの安定確保と気候変動問題へ対応するためのグリーンイノベーションに包含されている環境保全への取組の推進 ・ 沖縄における廃棄物処理施設整備事業の実施
警察庁 (H16. 7 策定) (H24. 12 改定)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境犯罪の取締りの推進 ○ 交通管理による環境対策の推進 	<p>【平成 24 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法違反等の環境犯罪の取締りの推進 ・ 道路交通情報通信システム（VICS）の整備
総務省 (H15. 3 策定)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報通信を活用した環境負荷の削減等 ○ 情報通信の活用に伴う環境負荷の抑制 ○ 消防防災分野における環境問題への対応 ○ 環境負荷の削減に配慮した地方行政の推進 	<p>【平成 18 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テレワーク（情報通信技術を活用した、場所と時間にとらわれない柔軟な働き方）の普及を通じて、交通代替による環境負荷の軽減を推進 ・ 情報通信審議会における通信・放送関係団体の自主的行動計画のフォローアップの実施 ・ 消化器・防炎物品等のリサイクルの推進 ・ 自動車税のグリーン化
法務省 (H15. 7 決定)	○ 被収容者への啓もう活動	<p>【平成 24 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正施設に収容されている被収容者に対する環境意識の啓もう活動
外務省 (H15. 9 策定)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球環境問題に関する国際的枠組みの下での取組と新たな国際枠組みづくり ○ 国際協力の実施等にあたっての環境配慮 	<p>（自主点検については、個々の案件に応じて適宜実施・公表）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球環境問題に関する各種国際会議における議論への参加

府省等 (策定・改正等年月)	直近の環境配慮の方針に 記載されている環境配慮の取組	直近の自主点検結果に記載された取組（例）
文部科学省 (H15. 9決定) (H17. 7改正)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境分野の研究開発の重点的推進 ○ 原子力の利用に関する研究開発の実施 ○ 新エネルギー、省エネルギーに関する研究開発の推進 ○ 生物多様性の保全及び持続可能な社会実現への取組の推進 ○ 学校教育における環境教育の推進 ○ 社会教育における環境教育の推進 	<p>【平成 23 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛星による地球観測及び海洋観測の推進 ・ CO₂ 排出削減を目的とした機材の有用性の実証 ・ 生物多様性の保全及び持続可能な社会実現に向けた国際的取組の推進 ・ 新学習指導要領において環境教育に関する内容が充実されたことを踏まえ、その趣旨の実現及び環境教育に関する優れた実践の促進や普及 ・ 地域における環境教育を含めた様々な課題に対する学習活動の支援
厚生労働省 (H16. 6決定) (H17. 9改正) (H18. 9改正) (H19. 7改正) (H20. 11改正) (H21. 11改正) (H23. 3改正) (H24. 3改正) (H25. 5改正) (H26. 3改正)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化問題に対する取組 ○ 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組 ○ 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組 ○ 水環境保全に関する取組 ○ 大気環境保全に関する取組 ○ 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組 	<p>【平成 25 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の更新期にあわせた環境保全対策に係る施設整備の推進 ・ 遺伝子組換え生物等を使用した医薬品等の適正な製造等の確保 ・ 水道施設で発生する浄水汚泥の循環的利用の促進 ・ 計画的かつ効率的な「食品リサイクルシステム」の構築と推進に対する支援 ・ 医療施設、社会福祉施設等における吹付けアスベスト等の使用実態調査、アスベストの除去の推進 ・ 既存化学物質の安全性点検の実施
農林水産省 (H15. 12策定)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健全な水循環 ○ 健全な大気循環 ○ 健全な物質循環 ○ 健全な農山漁村環境の保全 ○ 試験研究・技術開発 ○ 環境教育・食育の推進 	<p>【平成 24 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業基本計画、森林整備保全事業計画及び京都議定書目標達成計画に基づく、森林整備事業及び水源地域等保安林整備事業（治山事業）の推進 ・ 京都議定書森林吸収目標達成のための間伐の推進 ・ 「バイオマス活用推進基本計画」に基づくバイオマスの総合的な利活用の推進 ・ グリーン・ツーリズムを通じた都市と農山漁村の共生・対流の促進 ・ 土着天敵を有効活用した害虫防除システムの開発 ・ 第 2 次食育推進基本計画に基づく食育の推進

府省等 (策定・改正等年月)	直近の環境配慮の方針に 記載されている環境配慮の取組	直近の自主点検結果に記載された取組（例）
経済産業省 (H16. 9 制定) (H20. 3 改訂) (H25. 2 改訂)	<input type="radio"/> 温暖化対策 <input type="radio"/> 資源循環推進 <input type="radio"/> 環境経営・競争力の強化 <input type="radio"/> 化学物質管理	<p>【平成 24 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 32 年（2020 年）以降の将来枠組み構築に向けた国際交渉の推進、二国間オフセット・クレジット制度（J C M）の推進 国内省エネルギー対策の推進、アジア諸国を中心とした国際省エネルギー協力の推進 再生可能エネルギーの導入拡大等によるエネルギー源の多様化、石炭、天然ガス等の高度利用 カーボンフットプリント（C F P）制度の運用開始 火力発電の技術開発等の推進、再生可能エネルギー等の活用による電気事業における市場環境の整備 3 R 関連法制度等に基づく取組の推進 企業等における化学物質の適正管理の推進
国土交通省 (H15. 3 策定) (H16. 6 策定) (H20. 7 策定) (H26. 3 策定)	<input type="radio"/> 地球温暖化対策・緩和策の推進 <input type="radio"/> 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進 <input type="radio"/> 地球温暖化対策・適応策の推進 <input type="radio"/> 自然共生社会の形成に向けた取組の推進 <input type="radio"/> 循環型社会の形成に向けた取組の推進 <input type="radio"/> 環境保全の行動変容施策等の継続的展開 <input type="radio"/> 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進	<p>【平成 24 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の利用促進、低公害車普及、住宅・建築物の省エネ性能の向上 集約型都市構造の実現、地区・街区レベルでの包括的な都市環境対策の推進 下水道の整備による水質改善、都市における生物多様性の確保の推進、多自然川づくり、良好な海域環境の保全・再生・創出 建築リサイクルの推進、下水道資源の有効利用の推進 海洋環境イニシアティブ、下水道分野における国際貢献の推進

府省等 (策定・改定等年月)	環境配慮の方針の対象項目	直近の自主点検結果に記載された取組（例）
環境省 (H14. 11 策定)	<input type="radio"/> 地球温暖化対策の推進 <input type="radio"/> 地球環境の保全 <input type="radio"/> 大気・水・土壤環境等の保全 <input type="radio"/> 廃棄物・リサイクル対策の推進 <input type="radio"/> 生物多様性の保全と自然との共生の推進 <input type="radio"/> 化学物質対策の推進 <input type="radio"/> 環境保健対策の推進 <input type="radio"/> 環境・経済・社会の統合的向上 <input type="radio"/> 環境政策の基盤整備 <input type="radio"/> 放射性物質による環境の汚染への対処	(環境基本計画を踏まえた目標とその達成のために推進すべき事務事業を示した「環境省政策体系」を定め、この体系に示した施策・事務事業について、政策評価の中で評価を実施)
防衛省 (H15. 3 策定)	<input type="radio"/> 環境への負荷低減 (大気環境の保全、水環境の保全、物質循環に係る施策)	【平成 24 年度点検】 • 航空機・器材の音源対策による騒音対策の推進

(3) 通常の経済主体としての活動分野について

通常の経済主体としての活動分野については、15 府省等が環境配慮の方針の対象としている。

具体的には、多くの府省等において「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）や「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）等の法律に基づく措置の実施を掲げている。また、各府省等の特色ある取組として、例えば、農林水産省及び環境省においては、経済主体としての活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に定められた環境管理システムの国際規格である ISO14001 を取得し、目的・目標等を定め、点検・見直し等を行っている。金融庁、農林水産省等においては、取引等がある事業者等に対し、事業者自身のグリーン購入の推進を働きかけている。その他、厚生労働省においては、早期退廃の促進による職場としての環境負荷の低減の取組を行っている。

なお、各府省等の直近の環境配慮の方針に記載されている環境配慮の取組及び直近の自主点検結果に記載された取組のうち主なものは、それぞれは以下のとおりである。

府省等 (策定・改正等年月)	直近の環境配慮の方針に 記載されている環境配慮の取組	直近の自主点検結果に記載された取組（例） ※ [] 内の記述は、直近の自主点検結果には記載 されていないが実際には取り組まれているもの
内閣府 (H15. 11 策定) (H17. 9 改正) (H20. 3 改正) (H21. 4 改正) (H23. 3 改正) (H25. 12 改正)	<input type="radio"/> 物品等の購入や使用に当たっての取組 <input type="radio"/> 庁舎の整備・管理等における取組 <input type="radio"/> 職員に対する環境問題に関する研修機会や情報提供の充実等	【平成 24 年度点検】 <ul style="list-style-type: none">「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づくグリーン調達の推進冷暖房の適正な温度管理（冷房 28 度程度、暖房 19 度程度）、昼休み中の執務室の消灯や OA 機器類の節電、夏期における執務室での軽装の奨励等によるエネルギー使用量の抑制新人研修等における環境配慮の方針の周知
公正取引委員会 (H18. 1 決定)	<input type="radio"/> 物品等の購入や使用に当たっての取組 <input type="radio"/> 環境に配慮した省資源の取組 <input type="radio"/> 職員に対する環境についての周知等	【平成 23 年度点検】 <ul style="list-style-type: none">「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく物品等の購入冷暖房の設定温度（夏季 28 度、冬季 19 度）、昼休み時の消灯等によるエネルギー使用量の抑制[・ イントラ等を通じた職員に対する環境配慮の方針の周知]
警察庁 (H16. 7 策定) (H24. 12 改定)	<input type="radio"/> 物品等の購入や使用に当たっての取組 <input type="radio"/> 庁舎の整備・管理等における取組	【平成 24 年度点検】 <ul style="list-style-type: none">「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく環境に配慮した物品等の調達の推進蛍光灯の間引き、冷暖房の適正な温度管理（冷房 28 度、暖房 19 度）、昼休み中の消灯、OA 機器類の節電等によるエネルギー等の使用量の抑制

府省等 (策定・改正等年月)	直近の環境配慮の方針に記載されている環境配慮の取組	直近の自主点検結果に記載された取組（例） ※ [] 内の記述は、直近の自主点検結果には記載されていないが実際には取り組まれているもの
金融庁 (H16. 12 策定) (H19. 8 改正)	<ul style="list-style-type: none"> ○ グリーン調達の推進 ○ 低公害車の導入 ○ 受注業者等に対する働き掛け ○ エネルギー使用量の抑制 	<p>【平成 25 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく環境負荷の少ない製品等の積極的な選択によるグリーン調達の推進 ・ 公用車への低公害車導入の維持 ・ 入札及び発注契約時における事業者へのグリーン購入法推進の呼び掛け ・ 昼休みの消灯、OA機器類の節電、冷暖房の適切な温度管理によるエネルギー使用量の抑制
総務省 (H15. 3 策定)	<ul style="list-style-type: none"> ○ グリーン購入法の適切な実施 ○ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府の実行計画」という。）の適切な実施 	<p>【平成 18 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく環境に配慮した物品等の調達の実施 ・ 政府の実行計画に基づく公用車の燃料使用量、用紙の使用量の削減等の地球温暖化対策の実施
法務省 (H15. 7 決定)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大気環境の保全のための取組 ○ 水環境の保全のための取組 ○ 廃棄物の削減のための取組 	<p>【平成 24 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷の少ない低公害自動車の導入 ・ 節水コマの積極利用等による水道使用量の抑制 ・ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく環境負荷の少ない物品等の調達の推進
外務省 (H15. 9 策定)	<ul style="list-style-type: none"> ○ グリーン購入法の適切な実施 ○ 政府の実行計画の適切な実施 	<p>[・ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく環境物品等の調達の推進] [・ 政府の実行計画に基づく公用車の燃料使用量、廃棄物の削減等の環境配慮の推進]</p>
財務省 (H15. 10 策定) (H17. 10 改定) (H20. 3 改定)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低公害車の導入 ○ エネルギー使用量の抑制 ○ 上水使用量の抑制 ○ グリーン調達の推進 	<p>【平成 24 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車への低公害車の導入 ・ 昼休み等の消灯、冷暖房の適正な温度設定等による電気使用量及びエネルギー供給設備等における燃料使用量の低減 ・ 節水の励行等による上水使用量の低減 ・ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく環境物品等の調達の推進

府省等 (策定・改正等年月)	直近の環境配慮の方針に記載されている環境配慮の取組	直近の自主点検結果に記載された取組（例） ※ [] 内の記述は、直近の自主点検結果には記載されていないが実際には取り組まれているもの
文部科学省 (H15. 9決定) (H17. 7改正)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（平成 16 年法律第 77 号。以下「環境配慮促進法」という。）に基づく全ての取組 ○ グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく全ての取組 ○ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の実行計画に基づく全ての取組 ○ 環境配慮契約法に基づく「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成 22 年 2 月 5 日閣議決定）に基づく全ての取組 	<p>【平成 23 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮促進法に基づく環境配慮等の状況の公表 ・ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づくグリーン購入の推進 ・ 政府の実行計画に基づく公用車の効率的運用、効果的な用紙の使用 ・ 電気の供給を受ける契約（据切り方式）、自動車の購入に係る契約（総合評価落札方式）等の環境配慮契約の締結
厚生労働省 (H16. 6決定) (H17. 9改正) (H18. 9改正) (H19. 7改正) (H20. 11改正) (H21. 11改正) (H23. 3改正) (H24. 3改正) (H25. 5改正) (H26. 3改正)	<ul style="list-style-type: none"> ○ グリーン購入法に基づく取組 ○ 政府の実行計画に基づく取組 ○ 「早期退庁を促進するための具体的方策について」（平成 14 年 8 月早期退庁促進のための省内検討チーム）に基づく取組 	<p>【平成 25 年度点検結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく環境負荷の少ない物品の調達 ・ 温室効果ガスの排出抑制による環境への配慮の促進 ・ 早期退庁及び年次休暇の取得促進による、仕事と生活の調和が取れた働き方の実現を通じた職場としての環境負荷の低減

府省等 (策定・改正等年月)	直近の環境配慮の方針に記載されている環境配慮の取組	直近の自主点検結果に記載された取組（例） ※ [] 内の記述は、直近の自主点検結果には記載されていないが実際には取り組まれているもの
農林水産省 (H15. 12 策定)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づくグリーン調達の推進 ○ 「農林水産省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための実行すべき措置について定める実施計画」の積極的な実行による、省資源・省エネルギー、廃棄物の削減等 ○ 取引等がある受注業者等に対する発注に当たっての環境配慮行動の要求 ○ 環境に関する法令及び計画等の遵守による環境汚染の予防 ○ 環境管理システムの定期的な見直しによる継続的な改善、環境方針及びその運用成績の公表 	<p>【平成 24 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン購入法に基づく環境負荷の少ない製品の調達、間伐材等の木材等の積極的な調達によるグリーン購入の推進 ・ 政府の実行計画に基づく、省 CO₂ 及び省エネルギー・省資源の取組の推進 ・ 公用車へのバイオ燃料の導入 ・ 電力の供給を受ける契約（裾切り方式）、自動車の購入に係る契約（総合評価落札方式）等の締結によるグリーン契約の推進 ・ 環境管理システム（平成 18 年 3 月に ISO 14001 認証を取得）の定期的な監視・測定、環境管理システムの見直し
経済産業省 (H16. 9 制定) (H20. 3 改訂) (H25. 2 改訂)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「グリーン購入法」に基づく取組 ○ 「環境配慮契約法」に基づく取組 ○ 「政府の実行計画」に基づく取組 	<p>【平成 24 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の実行計画に基づく温室効果ガスの排出の抑制等の措置の実行 ・ 自動車の購入に係る契約（総合評価落札方式）の締結による環境配慮契約の推進 ・ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく環境物品等の調達の推進
国土交通省 (H15. 3 策定) (H16. 6 策定) (H20. 7 策定) (H26. 3 策定)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府の実行計画等の着実な実施 ○ 公共工事における環境物品等の調達の促進 	<p>【平成 24 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財・サービスの導入・使用、建築物の建築・管理その他の事務及び事業に関する取組の実施 ・ 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に掲げられている資材、建設機械を使用した公共工事の調達の推進

府省等 (策定・改正等年月)	直近の環境配慮の方針に 記載されている環境配慮の取組	直近の自主点検結果に記載された取組（例） ※ [] 内の記述は、直近の自主点検結果には記載 されていないが実際には取り組まれているもの
環境省 (H14. 11 策定)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 温室効果ガスその他の環境負荷の低減 ○ 夏季の節電・省エネルギー対策の推進 ○ 資源の消費量の削減を含む3Rの取組の推進 ○ グリーン調達の推進 ○ 環境に配慮した契約の推進 ○ 受注業者・出先機関に対する環境保全活動の実践の働き掛け ○ 情報の公開 	<p>【平成 24 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貢献やサービスの購入・使用に当たっての配慮、通常の行政事務に供する公用車への低公害車の導入等による温室効果ガス排出量の削減 ・ 「クールビズ」の励行による冷房時の室温原則 28 度の徹底 ・ 包装の簡略化、容器・包装の再利用・再生利用等による廃棄物の排出削減 ・ 全一般公用車への低公害車導入の維持、電気冷蔵庫等の廃棄におけるフロン系冷媒の回収・破壊の徹底等によるグリーン調達の推進 ・ 環境配慮契約法に基づく基本方針に従った自動車の調達に係る契約（総合評価落札方式）等の締結による環境配慮契約の推進 ・ 環境省の出先機関及び環境省職員の自主的な環境保全活動への参加支援 ・ 環境マネジメントシステム（平成 14 年 7 月に ISO14001 認証を取得）において定めた目的及び目標の達成状況の公表
防衛省 (H15. 3 策定)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務活動における環境配慮 ○ グリーン調達の推進 	<p>【平成 24 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の実行計画に基づく温室効果ガスの総排出量、公用車の燃料使用量等の削減 ・ 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づく環境に配慮した物品等の調達

2. 国民及び地方公共団体に対するアンケート調査結果の概要

環境省は、毎年度、全国の20歳以上の成人約2,000人を対象にした「環境にやさしいライフスタイル実態調査」及び全ての地方公共団体を対象とした「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査」の2種類のアンケート調査を実施している。平成25年度（調査時期：平成26年2月）に調査を実施し、これらの調査結果を分析したところ、以下に示すような傾向が明らかとなった。環境問題の解決には、国民及び地方公共団体の果たすべき役割は大きく、今後はこれらの傾向を踏まえた環境施策を講じていく必要がある。

（1）環境にやさしいライフスタイル実態調査（国民アンケート）の概要

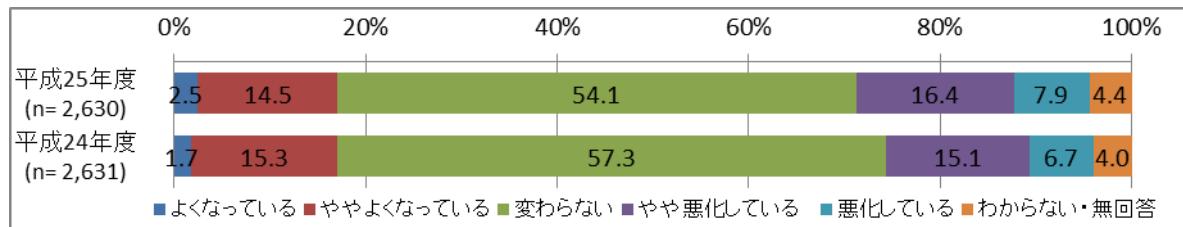
① 近年の環境の状況についての実感

近年の環境の状況について、悪化を実感している人（「悪化している」と「やや悪化している」の合計）の割合は、地域レベルより国レベル、国レベルより地球レベルと高くなっている。この傾向は平成24年度調査と同様である。

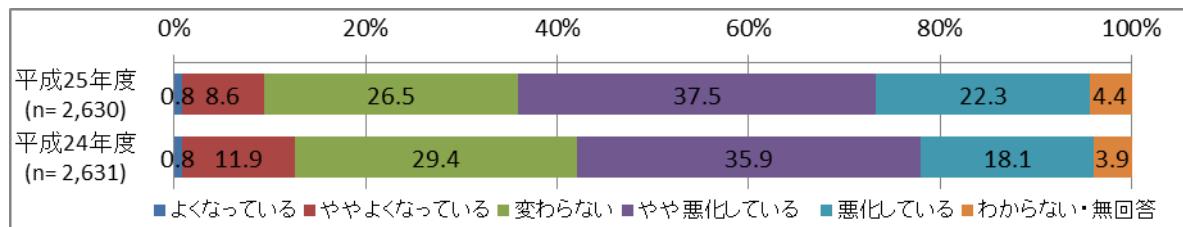
また、環境改善を実感している人（「よくなっている」と「ややよくなっている」の合計）の割合は、国レベル及び地球レベルにおいて平成24年度調査よりも減少した（図表IV-2-1）。

図表IV-2-1. 近年の環境の状況についての実感

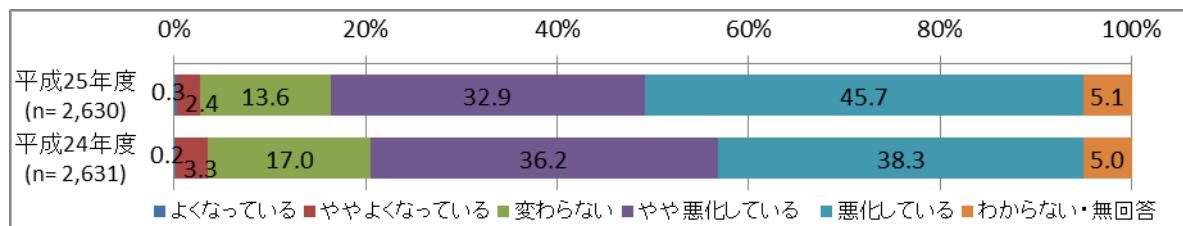
<地域レベル>



<国レベル>



<地球レベル>



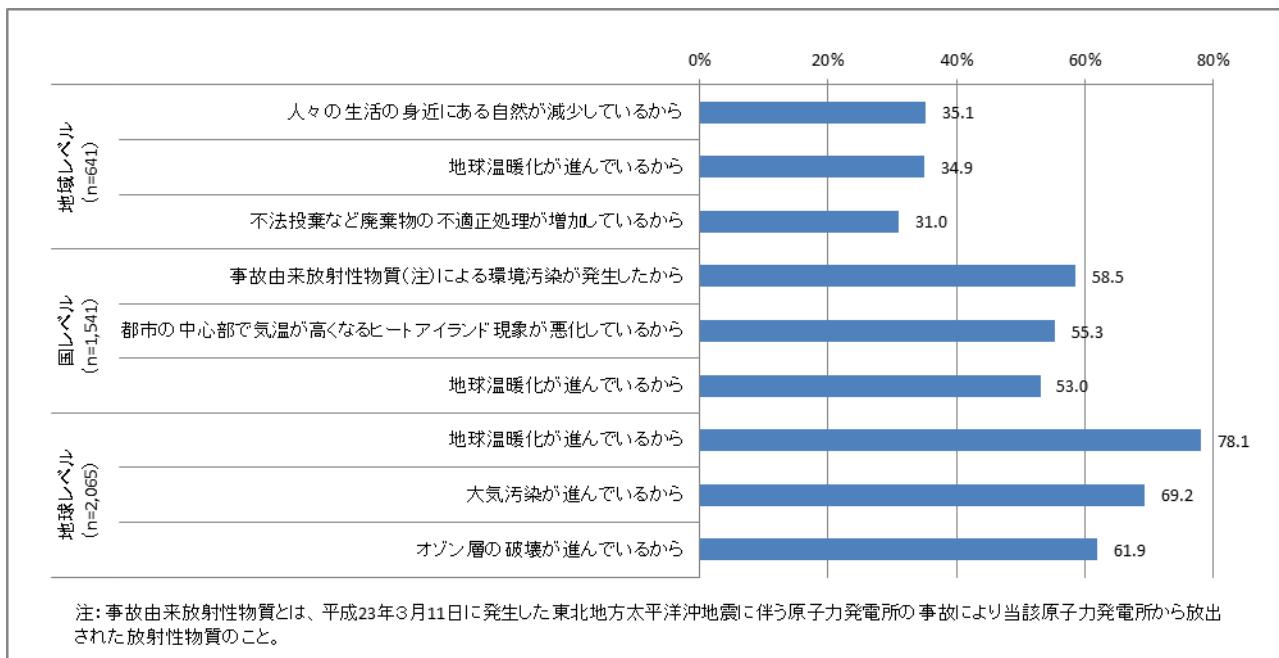
出典) 環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成25年度調査）」より作成

② 近年の環境悪化を実感する理由

近年の環境の状況を「悪化している」及び「やや悪化している」と回答した人の回答理由として「地球温暖化が進んでいるから」と回答した人の割合が全てのレベルで高く、特に地球レベルにおいては、約8割と非常に高い。

また、国レベルにおいては、平成24年度調査と同様に「事故由来放射性物質による環境汚染が発生したから」と回答した人の割合が最も多く、国という視点では、依然として東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による影響を意識している人が多いことがうかがえる（図表IV-2-2）。

図表IV-2-2. 近年の環境悪化を実感する理由（各レベル別上位3項目）

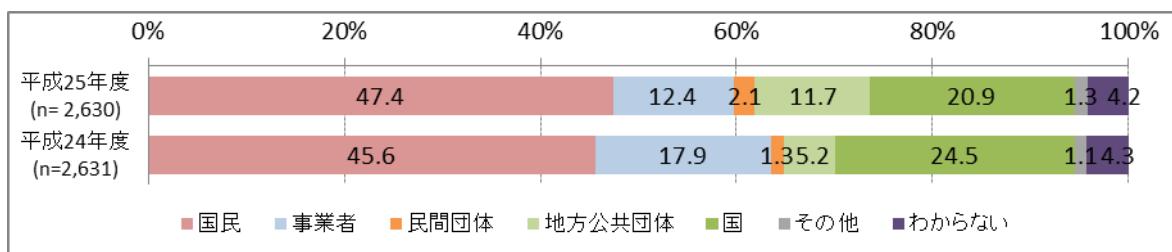


出典) 環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成25年度調査）」より作成

③ 環境保全で最も重要な役割を担う主体

環境保全で最も重要な役割を担う主体は「国民」であると回答した人の割合は約半数となっており、「国」（約21%）、「事業者」（約12%）を大きく上回っている。この傾向は、平成24年度調査から大きな変化ではなく、国民の環境保全に対する意識の高さがうかがえる（図表IV-2-3）。

図表IV-2-3. 環境保全で最も重要な役割を担う主体



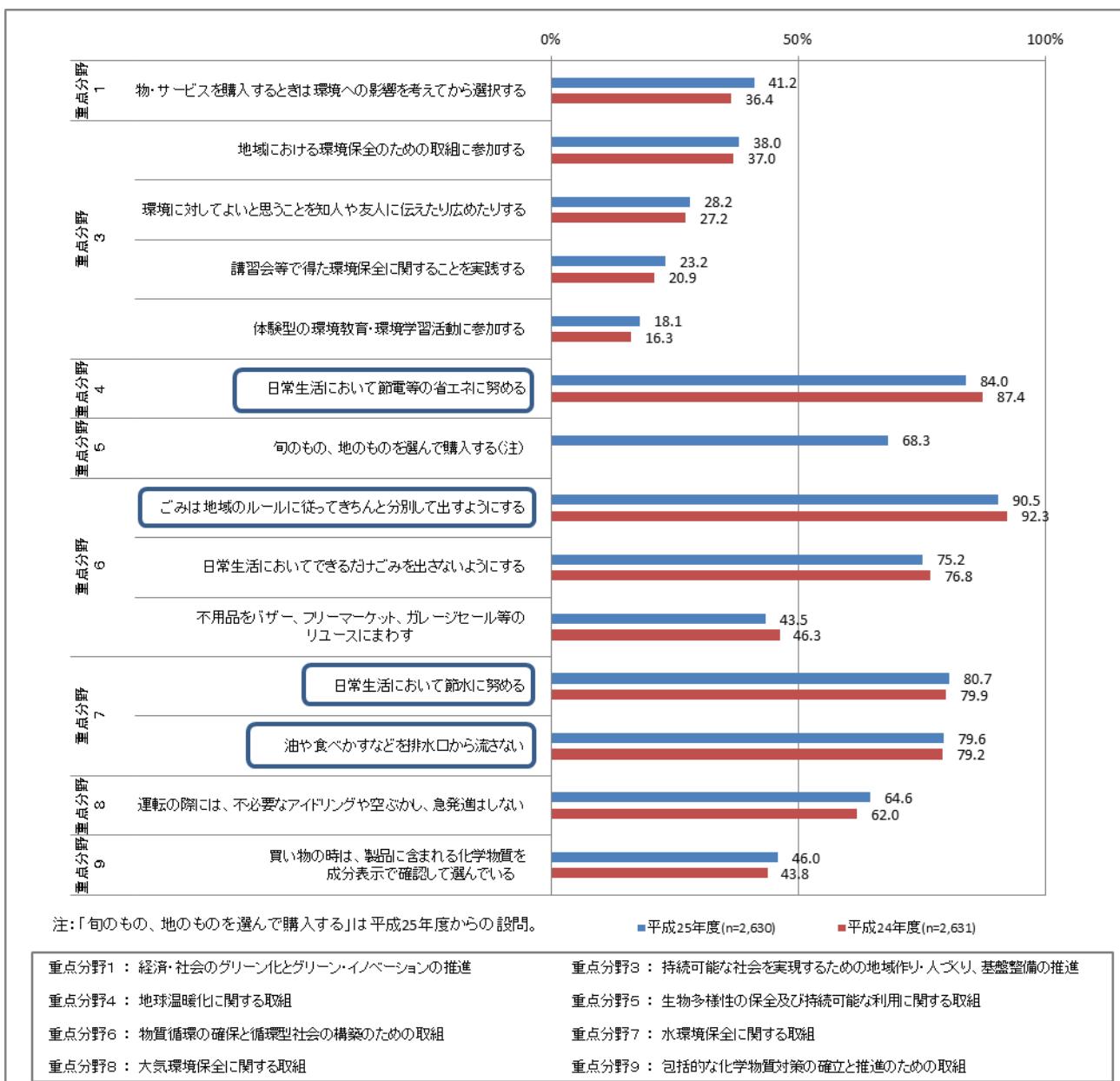
出典) 環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成25年度調査）」より作成

④ 環境配慮行動の実施状況

環境配慮行動の実施状況について、取り組んでいる人の割合の合計は、「ごみは地域のルールに従ってきちんと分別して出すようする」、「日常生活において節電等の省エネに努める」、「日常生活において節水に努める」、「油や食べかすなどを排水溝から流さない」で概ね8割以上と、家庭において日常的に取り組める行動が高い割合を示している。

また、第四次環境基本計画の重点分野ごとでは、＜重点分野1：社会・経済のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進＞＜重点分野3：持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進＞において、取り組んでいる人の割合が全て5割を下回っている（図表IV-2-4）。

図表IV-2-4. 環境配慮行動の実施状況

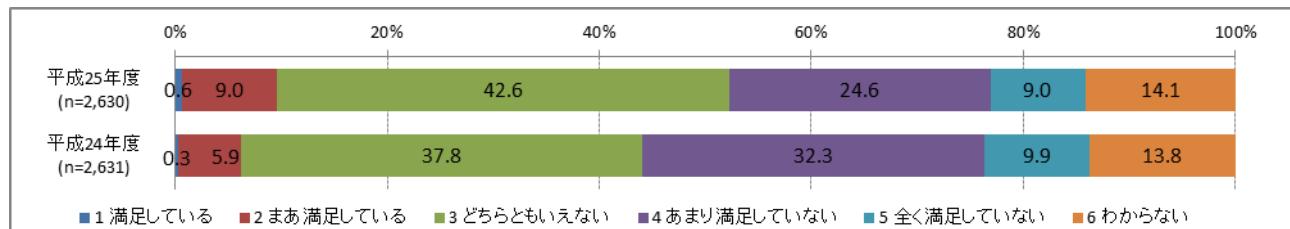


出典) 環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成25年度調査）」より作成

⑤ 環境行政への満足度

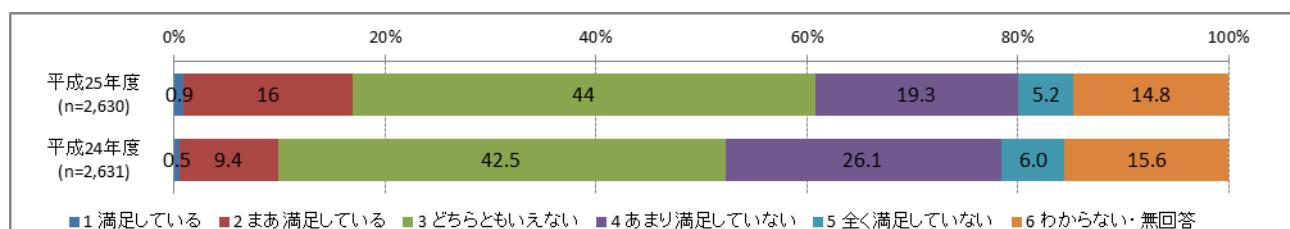
環境行政への満足度について、国、地方公共団体の双方において、不満足（「全く満足していない」と「あまり満足していない」の合計）と回答している人の割合が、満足（「満足している」と「まあ満足している」の合計）と回答している人の割合を上回る傾向は、平成24年度調査と同様だが、不満足の割合が低くなるとともに満足の割合が高くなっている。前年度より満足度が向上している（図表IV-2-5、6）。

図表IV-2-5. 国の環境行政への満足度



出典) 環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成25年度調査）」より作成

図表6. 地方公共団体の環境行政への満足度



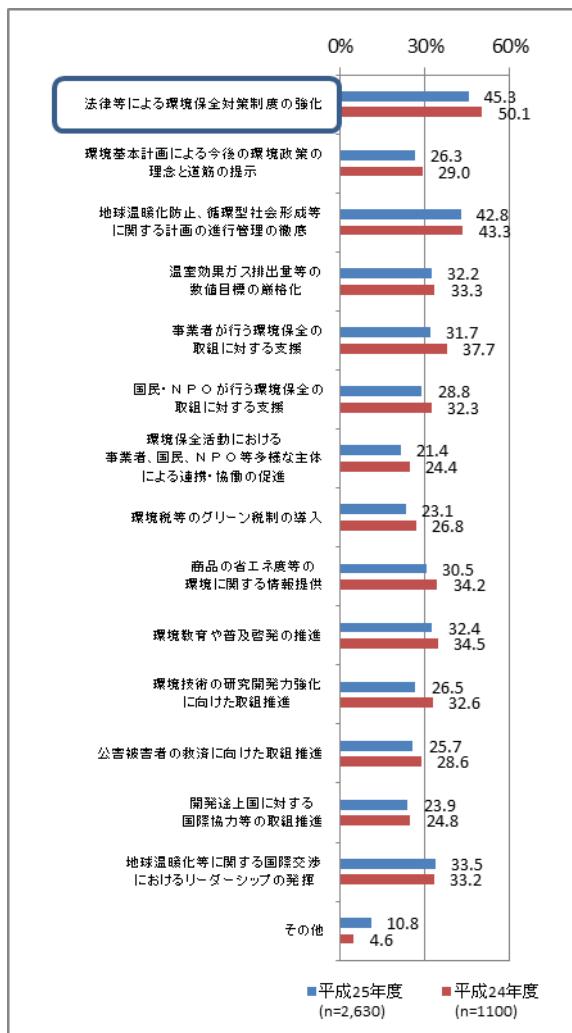
出典) 環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成25年度調査）」より作成

⑥ 環境行政に対して今後求めること

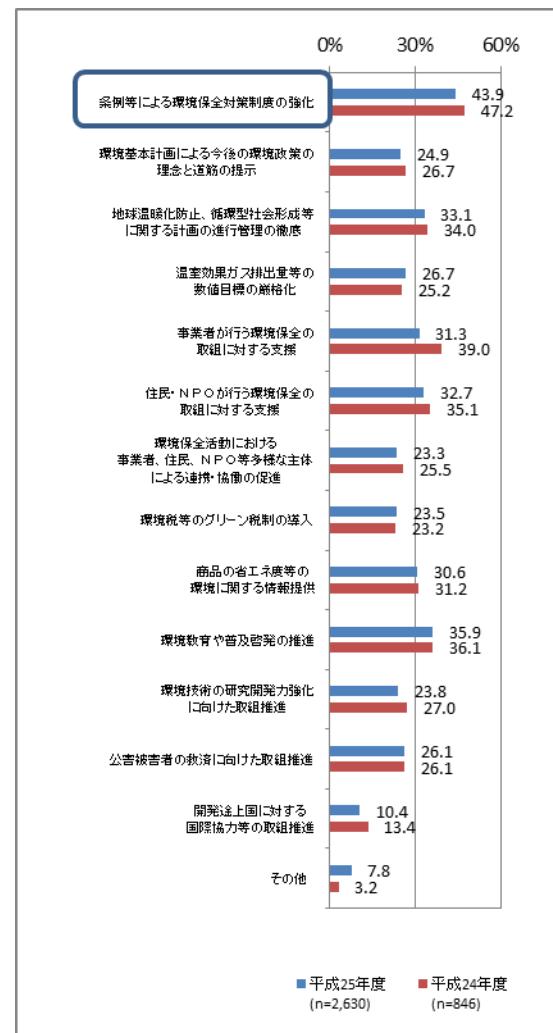
国、地方公共団体が行っている環境行政への満足度が低い中、環境行政に対して今後求ることについて、国、地方公共団体の双方において、「法律（条例）等による環境保全対策制度の強化」と回答した人の割合が最も高い。

また、国の環境行政に対して今後求ることについては、多くの項目に対して3割以上の人人が、「今後求ること」と回答しており、国民の環境行政にたいする期待の高さがうかがえる（図表IV-2-7、8）。

図表IV-2-7. 国の環境行政に対して
今後求ること



図表IV-2-8. 地方公共団体の環境行政
に対して今後求ること



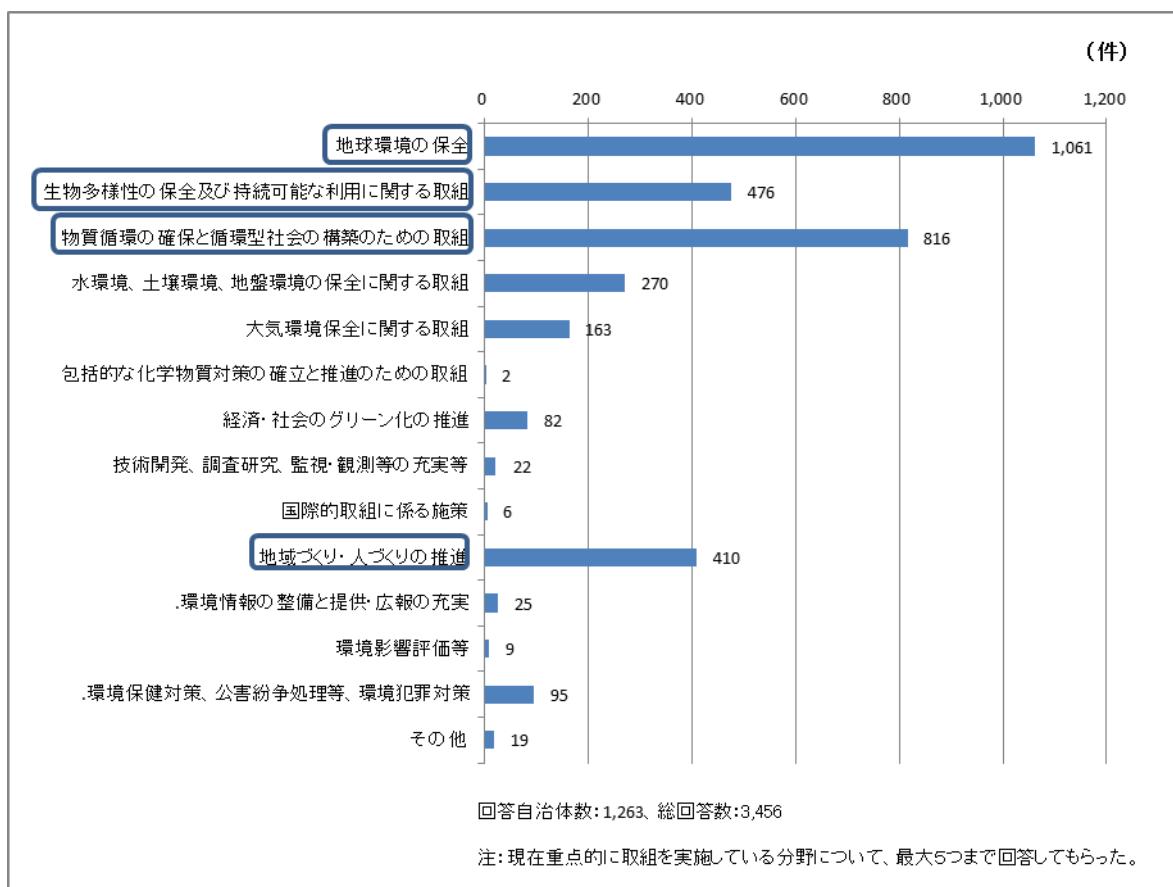
出典) 環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成25年度調査）」より作成

(2) 環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査（地方公共団体アンケート）の概要

① 環境政策の実施状況

地方公共団体が取り組む環境政策について重点的に取組を実施している分野を見ると、「地球環境の保全」が1,061件と最も多く、全回答の約3割を占めた。次いで、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」、「地域づくり・人づくりの推進」の順に実施件数が多くなっている（図表IV-2-9）。

図表IV-2-9. 環境施策の実施状況



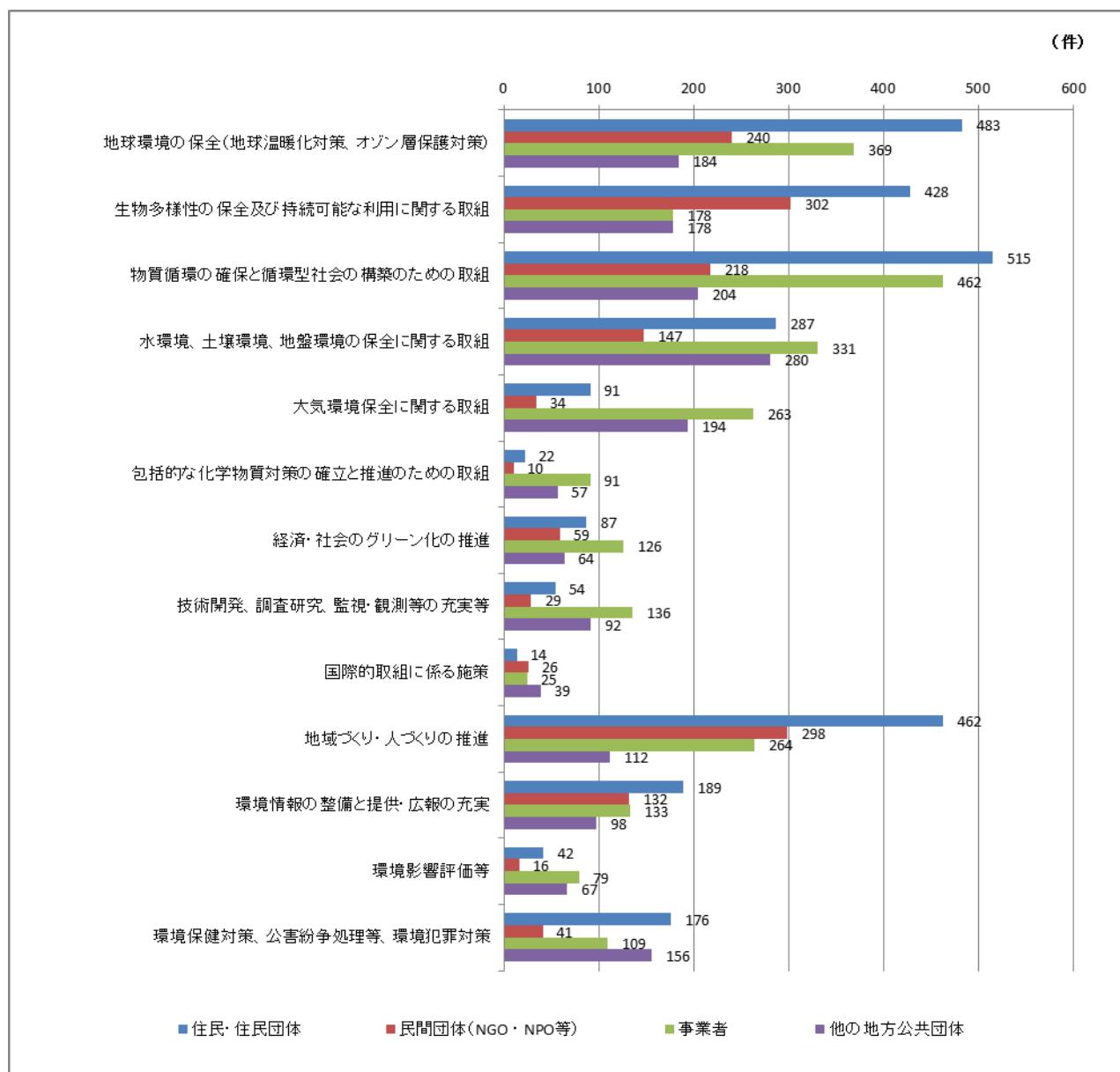
出典) 環境省「第四次環境基本計画に係る地方公共団体アンケート（平成25年度調査）」より作成

② 各主体との連携・協働の実施状況

各主体との連携・協働の実施状況を第四次環境基本計画の取組分野ごとに見ると、「地球環境の保全（地球温暖化対策、オゾン層保護対策）」、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「地域づくり・人づくりの推進」等の分野において、地方公共団体が最も多く連携・協働している主体は住民・住民団体であった。

また、「水環境、土壤環境、地盤環境の保全に関する取組」、「大気環境保全に関する取組」等の分野においては、最も多く連携・協働している主体は事業者であった（図表IV－2－10）。

図表IV－2－10. 各主体との連携・協働の実施状況



出典) 環境省「第四次環境基本計画に係る地方公共団体アンケート（平成25年度調査）」より作成

参考（各調査対象の属性等）

（1）環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」

ウェブサイトを用い、全国の20歳以上の男女を対象に平成26年2月14日から2月21日を調査対象期間としてアンケート調査を実施し、2,630人の回答を得た。

回答者の属性が、男女別、年代別、地域別に、日本人の人口比率とおおよそ一致するように設定し、調査を実施した。

① 性別

男性	女性	全体
1,267	1,363	2,630
(48.2)	(51.8)	(100.0)

② 年代別

20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
341	457	423	415	466	528	2,630
(13.0)	(17.4)	(16.1)	(15.8)	(17.7)	(20.1)	(100.0)

③ 職業別

農林漁業	商工販売 サービス業	自由業	会社役員・ 会社経営	会社員	公務員	
20	115	65	33	710	76	
(0.8)	(4.4)	(2.5)	(1.3)	(27.0)	(2.9)	
団体職員	学 生	パート・ アルバイト	専業主婦	無 職	その 他	合 計
37	79	343	653	443	56	2,630
(1.4)	(3.0)	(13.0)	(24.8)	(16.8)	(2.1)	(100.0)

④ 地域別

北海道・ 東北	関東	北陸	中部	近畿	中国・ 四国	九州・ 沖縄	全国
321	862	90	389	420	253	295	2,630
(12.2)	(32.8)	(3.4)	(14.8)	(16.0)	(9.6)	(11.2)	(100.0)

⑤ 都市規模別

政令指定都市	10万人以上の 市、東京23区	10万人 未満の市	町村	合計
795	971	642	222	2,630
(30.2)	(36.9)	(24.4)	(8.4)	(100.0)

注 括弧内は%。小数点第2位を四捨五入。

(2) 環境省「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査」

全ての地方公共団体（1,789 団体：47 都道府県、20 政令指定都市、東京都 23 特別区及び 1,699 市町村）を対象として、平成 26 年 1 月末から同年 3 月中旬にかけて、ウェブサイト上で回答をする方式及び調査票を郵送発送・郵送回収する形式により調査を実施した。期間内に、1,335 団体から回答が寄せられた。（有効回収率：74.6%）

	発送数	有効回収数	有効回収率	回収構成割合
都道府県	47	38	80.9%	2.8%
政令指定都市	20	15	75.0%	1.1%
特別区	23	22	95.7%	1.6%
市	769	636	82.7%	47.6%
町	746	536	71.8%	40.1%
村	184	88	47.8%	6.6%
合計	1,789	1,355	74.6%	100%

3. 環境情報戦略に基づく施策のフォローアップ調査の結果

(1) 環境情報戦略の策定経緯等

平成 18 年 4 月、「第三次環境基本計画」が閣議決定され、環境情報戦略を策定することとされた。また、平成 20 年 8 月、IT 戦略本部が「重点計画-2008」を決定し、「2008 年度までに、環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備に関する基本方針となる『環境情報戦略』を策定し、同戦略に基づく取組を開始すること」とされた。

これらの動きを踏まえ、総合政策部会に環境情報専門委員会が設置され、環境情報戦略策定に向けた検討が行われるとともに、総合政策部会での審議及び関係府省との調整を経て、平成 21 年 3 月、環境基本計画推進関係府省会議環境情報戦略連絡会において環境情報戦略が決定された。同戦略においては、平成 22 年度から概ね隔年で、「環境省は、（中略）当面優先して取り組む施策に係るもののが進行管理に必要な調査を環境基本計画に基づく施策の分野ごとの点検の一環として実施すること」とされている。また、平成 24 年 4 月に第四次環境基本計画が閣議決定され、「情報立脚型の環境行政の実現のための情報整備と活用」、「利用者のニーズに応じた情報の提供」の 2 つの観点から、施策の進捗状況のフォローアップ調査を実施することとされた。

なお、本調査（以下「フォローアップ調査」という。）は、環境情報戦略策定後、平成 24 年度の実施に引き続き、今回が 3 回目になる。

(2) 環境情報戦略の概要

環境情報戦略は、基本の方針として、以下を定めている。

- 環境行政に必要な情報が目的に併せて適時に利用できるような「情報基盤」を構築すること
- 各情報利用者の立場に立って情報提供を図るため、情報の体系的な整理や信頼性、正確性の確保等を図った上で、利用者のニーズに応じて適時に利用できる情報の提供を進めること

また、上記の基本の方針に基づいて施策を進めるに当たり、「情報立脚型の環境行政の実現のための情報整備と活用」及び「利用者のニーズに応じた情報の提供」の 2 つの観点から、以下の当面優先して取り組む施策が定められている。

【情報立脚型の環境行政の実現のための情報整備と活用】

- ① 環境と経済社会活動に関する情報収集の強化
- ② 国土の自然環境に関する情報収集の強化
- ③ 情報アーカイブの構築
- ④ 標準的フォーマットによる提供情報の信頼性、正確性の確保等
- ⑤ 環境省と関係府省及び地方公共団体等との連携協力
- ⑥ 環境情報の質の向上に向けた取組
- ⑦ 環境情報の収集、整理、提供に関する国際協力ネットワークの強化・構築
- ⑧ IT の活用

【利用者のニーズに応じた情報の提供】

- ① 環境と経済社会活動等に関する情報の提供強化
- ② 我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの構築等
- ③ 海外に対する情報発信の強化
- ④ I Tの活用による情報提供の展開
- ⑤ 環境情報の信頼性、正確性の確保等
- ⑥ 情報収集の計画段階における情報提供のあり方に関する検討
- ⑦ 「見える化」等のための効果的な取組方法の検討実施
- ⑧ 関係団体との連携協力

(3) 環境情報戦略に基づく施策の進捗状況について

今回環境省が行ったフォローアップ調査では、上記（2）に挙げた当面優先して取り組む施策について、前回のフォローアップ調査からの進捗状況を調査した。具体的には、同施策における平成24年度及び平成25年度の取組について、実施した業務の概要、前回フォローアップ時からの変化、成果、発信した情報の名称及び発信した情報の媒体等について調査を行った。

フォローアップ調査の結果、進展が認められた主な施策は以下のとおりである。一方で、今後の更なる取組が必要な施策も明らかとなった。

今後は、今回行ったフォローアップ調査の結果を関係省庁と共有し、連携を深めながら、環境情報戦略に定める施策を引き続き着実に推進していくべきである。

進展が認められた主な施策

- 生物多様性情報収集・提供システム「いきものログ」の公開
 - ・ 平成25年度において、市民参加型の生物多様性情報収集・提供システム「いきものログ」をインターネット上において公開した。「いきもの」ログにおいては、国や地方公共団体が管理する、より多くの生物多様性情報を収集・提供するとともに、併せて一般参加者からもより多くの生物多様性情報を収集し、幅広く提供する。
- 環境省図書館所蔵資料の電子化
 - ・ 変色、摩耗してきている環境省図書館所蔵資料の一部について、CD／DV D等の形で電子化した（平成24年度115件、平成25年度41件）。
 - ・ 国立国会図書館電子化事業において、電子化した環境省資料の一部（133件）について、国立国会図書館内でデジタルコレクション（国立国会図書館デジタル化資料）として閲覧できるようになった。
- 地方公共団体等との連携協力、アンケート等の実施
 - ・ 地方公共団体等との役割分担を検討し連携協力を深めるため、平成25年2月、都道府県・政令指定都市の一部（15地方公共団体）に対し、環境情報戦略についての説明を行うとともに、国の行う環境情報の整備・発信等についてのアン

ケート調査を実施した。また、利用主体別のサイト構築の検討の一環として、N P O 等の環境保全団体などに対してアンケートを実施した。

- ・ ワンストップで情報がわかるような仕組みの構築を進めるべく、環境省始め関係府省や公的研究機関、地方公共団体等のサイトとリンクを設定した。
- 環境情報の国際的提供の取組
 - ・ 環境情報の国際的提供のため、環境省の政策等を紹介する英語による国際広報誌を定期的に発行し、環境省ホームページにおいて発信しているほか、在外公館のアタッシェや在京大使館へ配布し、時宜に応じた情報発信を行った。
- 全球地球観測システム（G E O S S）10 年実施計画に基づく地球観測情報の国際的な共有に向けた情報の収集等
 - ・ 全球地球観測システム（G E O S S）10 年実施計画における我が国の役割の実施について定めた「地球観測の推進戦略」に位置づけられている、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（G O S A T）を運用し、観測されたデータの収集、提供を継続して行うとともに、平成 29 年度打ち上げを目指してG O S A T 後継機の開発に平成 24 年度より着手した。
- 環境省ホームページの一部コンテンツのC M S 化による、情報の作成、編集過程の効率化
 - ・ 情報の作成、編集過程の効率化のため、平成 25 年度において報道発表資料などの環境省ホームページの一部コンテンツのC M S （コンテンツ・マネージメント・システム）化を行い、ホームページの更新について職員が行うことにより、更改までの時間を短縮した。
- G I S データの活用促進及びG I S ソフトウェアの環境省職員用端末への導入
 - ・ 地理的位置に関するデータを総合的に管理・加工し、視覚的に表示、高度な分析や迅速な判断を可能にするG I S データの活用促進を図るため、平成 25 年度においてG I S ソフトウェアを環境省技術系職員の一部端末に導入するとともに、環境省においてG I S 講習会を実施した。

今後の課題

平成 21 年 3 月の環境情報戦略の策定以降、同戦略の点検は今回で 3 回目となるが、この 5 年間の政府の環境情報に係る施策は、各府省の発信する環境情報のワンストップでの入手や海外への情報発信の強化等、これまでの点検で指摘された事項の大幅な改善を含めて、戦略の方針に沿って、着実に進捗してきていると言える。

その上で、さらに次のような点が課題として指摘できる。

- 利用者のニーズを把握するとともに、これに応じた情報を提供するための努力を更に進める必要がある。そのためには、提供される情報がどのような主体に向けられたものであるかとの観点からの検討を行うとともに、情報発信の手法をより詳細に分類することが望まれる。
- 「電子行政オープンデータ戦略」（平成 24 年 7 月 24 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）に基づき、環境情報の領域においても、取組を強化す

る必要がある。

- 環境報告書に関する環境報告ガイドラインの取組などを参考に、公的部門、民間部門の各主体間において、情報の信頼性、正確性等を確保しつつ環境情報の共有に関する取組が進展することが望まれる。
- これらの取組を含めた本情報戦略に基づく施策・取組全体の進捗状況とこの間の環境情報をめぐる状況の変化、さらには提供情報の利用者のニーズ等とともに、次期環境基本計画の策定時の議論も踏まえ、本情報戦略の見直しの検討を始める必要がある。